

千葉商大紀要

第53巻 第2号

2016年3月

W. R. エリオット先生のご退職に寄せて	島田晴雄 (1)
	松本理一郎
	山崎聡
	小黒岳志

論 説

教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討 —実習中に求められる日常生活スキルについて—	相良麻里 (9)
	相良陽一郎
古代ギリシアにおける石材・石碑の行く末と再利用	師尾晶子 (27)
中国における公的扶助の新たな取り組み —上海での現地調査からみえてきたもの—	朱珉 (41)
アメリカ移民制度改革と労働組合 —ゲストワーカー・プログラムをめぐる対立(下)—	中島 醸 (57)
スモールビジネス経営の理念と収益に関する研究 —顧客編—	星田昌紀 (71)
要介護状態の発生率は、所得水準によってどう異なるか —ロジスティック回帰による分析—	佐藤哲彰 (93)
日本交通技術の外国公務員贈賄事件の事例研究	樋口晴彦 (107)
年功序列と職業指導	高島 明 (127)
戦後日本の安全保障政策と法制官僚 —日米安保協力をめぐる政府解釈の検証 (6)—	水野 均 (141)

研究ノート

所得税法59条・60条について	今村 修 (157)
A Short Note on Pseudo Partial Sluicing	OGURO, Takeshi (173)
Topic Extraction from Two Hundred Million Tweets related to the East Japan Great Earthquake	HASHIMOTO, Takako (181)
An Attempt to Reduce Students' Language Anxiety in Foreign Language Classrooms	KANEKO, Asako (197)

資 料

The Annotated Transcription of Charles Lutwidge Dodgson's Clarendon Press Ledger	ISHIGE, Masaaki (207)
A Glossary to the Text of <i>The Awntyrs off Arthure: A to L</i>	KAITSUKA, Yasuyuki (217)

その他

平成27年学外研究活動報告	(235)
---------------------	-------

千葉商科大学国府台学会

(通巻177号)

執筆者紹介

島田晴雄	労働経済学、経済政策論		学長
石毛雅章	英文学	商経学部	教授
今村修	租税法	商経学部	教授
小黒岳志	生成文法	商経学部	教授
相良陽一郎	心理学	商経学部	教授
橋本隆子	情報学、データマイニング	商経学部	教授
松本理一郎	英語学	商経学部	教授
師尾晶子	古代ギリシア史	商経学部	教授
山崎聡	英語学	商経学部	教授
朱珉	社会保障	商経学部	准教授
中島醸	アメリカ政治史	商経学部	准教授
星田昌紀	経営学・心理学	経済研究所	准教授
佐藤哲彰	経済学	人間社会学部	専任講師
樋口晴彦	経営学	大学院 会計ファイナンス科	客員教授
貝塚泰幸	中世英文学	商経学部	非常勤講師
金子麻子	英語教育	商経学部	非常勤講師
高島明	職業指導・教育哲学	商経学部	非常勤講師
水野均	国際政治学	商経学部	非常勤講師
相良麻里	教育学	東京家政大学	助教

W. R. エリオット先生のご退職に寄せて

島 田 晴 雄
松 本 理一郎
山 崎 聡
小 黒 岳 志



W. R. エリオット 先生

謝辞

島田晴雄

W. R. エリオット先生が平成27年3月に定年退職を迎えられました。エリオット先生の千葉商科大学への長年に亘るご貢献に対し、学長として心から謝意を表したいと思えます。

エリオット先生は平成12年に本学に着任され、以来、本学では大変貴重なネイティブの専任教員として本学学生の英語指導にご尽力くださいました。

前学長の加藤寛先生のもとで本学は、三言語教育に力を注いでおりました。三言語とは、自然言語(外国語)、人工言語(情報)及び会計言語(簿記会計)のことです。現在では本学は5学部体制になり、学部によって外国語教育のあり方も異なっておりますが、とりわけ商経学部では現在も三言語教育に力を入れており、エリオット先生の自然言語教育におけるご貢献は多大なものであったと大変感謝いたしております。

こうした本学における業績が評価され、エリオット先生におかれましては、本学名誉教授の称号も授与されました。今後は名誉教授としてますます本学の発展にお力添えをお願いしたいと思います。

エリオット先生について

松 本 理一郎

エリオット先生との関係は、先生が千葉商大にいらしてからで、もう20年に及びます。最初に日本にいらしたのは、徴兵されて、神奈川県の大和に2年暮らしたのが最初であったと聞いています。徴兵前は、中学、高校の歴史の先生をされていたことがあり、日本でできた友人の関係で、昭和52年に千葉県教育庁の英語講師として働き始め、以後慈恵医大や日本航空などでも教えられたとのことでした。

日本語は、生徒に教える中で、独学で勉強されたそうです。日本人と結婚され、義理のお母さん、お嬢さんお二人との日本語での生活も、日本語力向上に役立ったことでしょう。ただ今日に至るまで、敬語はやはり一番難しいとおっしゃっています。

平成8年に本学で非常勤講師として教え始め、翌年日本のテンブル大学で、TESOLの修士号を取られ、その後本学の専任講師となられました。ご承知の通り、ネイティブ教員の統括を含め本学の英語教育に大変ご尽力されました。

元々スポーツ好きで、マラソンに熱中した当時は、毎月400キロから500キロ走っていたということです。本学に来て教え始めた頃は、松戸まで走って戻ってきたことや江戸川沿いに海まで走って戻ってきたことなどを聞いて驚いたものです。もっともフルマラソンを走っていた当時の先生にとっては大した距離ではなかったのかもしれませんが。

またスポーツといえば、バスケットボールもお好きで、Denver Nuggets のファンであり、体育の北川先生との関係もあり、本学でもバスケットボール部のアシスタント・コーチ、部長として10年ほど学生の指導にあたられました。

市川に移る前は、逗子にお宅があり、夏休みにゼミの学生たちや教員を招いてビーチパーティー催されていました。10回ほど行われ、私も参加したことがあり、今でもいい思い出になっています。今では海岸での飲酒は規制されていますが、かつては許されていました。

本学で教えていて最も楽しいのは、若い学生に接していけることで、あっというまに過ぎた20年であるが、それが思い出に残るとのことです。今後もこれまでの様々な経験を生かしてご活躍され、充実した生活をおくられることを心より願っています。

山 崎 聡

英語に people person という言葉があります。なんとなく見当がつきますが、「社交的で、対人関係に優れた人」といった意味です。エリオット先生に初めてお目にかかったのは1996年頃、場所はたぶん市川の duck restaurant だったと思います。社交的で、英語が大変分かりやすく、ユーモアのセンスがあって、お蔭で大変愉快的な晩を過ごしました。以来20年のお付き合いになりますが、エリオット先生はまさに people person でした。社交的、温厚で、思いやりがあるので、native speaker の非常勤講師がエリオット先生の研究室に自然と集まります。楽しそうな談笑もよく聞こえてきたものでしたが、そのようなよい人間関係を築くことで、大所帯のスタッフをよくまとめられてきたのだと思います。エリオット先生の周りに集まって来るのは同僚だけではありませんでした。周知のように、学生にも大人気でした。商大の学生は一般に英語に苦手意識があるのか、「外人」を避ける向きもあるようですが、エリオット先生にはその苦手意識を忘れさせてしまうような人柄がありました。

学生と言えば、エリオット先生は長年、バスケットボール部のコーチをされ、しばしば学生に交じって練習をされたり、週末や休暇中には試合にも同行されたものでした。先生は自分もかつてはバスケットボールをやっていて、好きだからそうされている、とおっしゃっていましたが、こうしたところに先生の For Others の精神を感じざるをえません。For Others という言葉は時にミッション系の学校が掲げる標語でもありますが、「他者のために奉仕する」というキリスト教の教えです。エリオット先生をみると、ついこの精神が連想されます。挙げればきりがありませんが、本学では1990年代半ばに消滅していたESSを再興されたのもエリオット先生でした。Native speaker の非常勤講師を巻き込んでレクチャーシリーズを企画されたり、課外でも学生たちのやる気に火をつけられました。

People person であり、For Others の精神の持ち主ですから、エリオット先生は他からも助けを求められました。学生部委員を長く続けて勤められ、留学生のためのパーティーには常連だったと思われます。また、ご退職後も、新たな語学研修プログラムの調整や研修から戻った学生の相談に乗られた、という話を雑談の中で伺ったことがあります。しかし、For Others の精神をもつ people person がそばにいて、もっとも恩恵を受けたのは、私たち英語エリアの教員であったかもしれません。エリオット先生が専任教員の職を離れ、それを今さらながら感じています。

エリオット先生のご退職にあたって

小 黒 岳 志

エリオット先生がこのたび定年退職されました。エリオット先生の研究室は私の研究室と隣り合っており、気軽に話し合える距離にありました。そういった環境の中でのエリオット先生の思い出を思いつくままにあげてみたいと思います。

エリオット先生とは何度も雑談をすることがあったのですが、英語に関わるご自身の言語経験に基づく観察を披露してくださいました。例えば、同じ英語国であっても、名字だけでなく名前にも特徴があり、イギリス人に多くアメリカ人に少ない名前があるということなどです。また、Englishという単語の発音ですが、この単語をイギリス人はng+gと発音し、アメリカ人はngだけで発音する、という傾向にあるようだ、とご自身の経験から教えてくださいました。このように、英語の奥深さを感じさせられたことは枚挙にいとまがありません。

エリオット先生は、いつでも快く私の英文原稿に目を通し、文体上の改善点を示唆して下さいました。いつまでに見ればいいのかと尋ねられ、一週間以内にお願ひしますと答えると、わかった、とおっしゃるのですが、実際には、いつもその日のうちに原稿チェックを終えて、原稿を返してくださいました。こういったところにも先生の勤勉でまじめなお人柄が表れていると思います。

エリオット先生は、論文執筆に関してだけでなく、アイデアを練る段階でも手伝って下さいました。言語現象を扱う際には、文法性の判断が非常に重要です。私が作成した英語の例文の文法性の判断をエリオット先生に何度も何度もお願いしてきました。そのたびにエリオット先生は快く引き受けて下さり、インフォーマントとして忍耐強く文法性判断の作業を行って下さいました。このことだけでもありがたいのですが、もっとありがたかったのは、私が非文法的だろうと想定して作成した英語例文を完全に文法的だと判断することにより、私の生煮えのアイデアの問題点を指摘して下さいました。先生のご指摘の結果、私のアイデアが総崩れになったことは数えきれません。しかし、そのためにアイデアの見直し、練り直しをすることになり、研究の方向がしっかりしてきました。エリオット先生には感謝しても感謝しきれません。

エリオット先生には大変にお世話になりました。このように感じている人は本学には多くいると思います。先生は現在も非常勤講師として本学で教鞭を執っておられます。定年退職されたのは残念ですが、まだお世話になることができるという幸運に感謝したいと思います。

W. R. エリオット先生の略歴と業績

W. R. エリオット先生 略歴

- 昭和20年 米国カンザス州生まれ。父の仕事の関係で高校卒業までに35か所に暮らし、6年間で5つの中学校と5つの高校に通う。
- 昭和42年 Friends University (米国カンザス州) 歴史専攻卒業
- 昭和42年 Sharon Springs High School (米国カンザス州) Teacher
- 昭和43年 St. Mark's Junior High School (米国カンザス州) Teacher
- 昭和43年 U.S.海軍 (U.S.NAVY) Communications Technician
- 昭和43年 プロバスケットチーム Harlem Globetrotters との慈善試合に出場し、8ポイントを上げる
- 昭和47年 Penny Saver Supermarket (米国コロラド州) Manager
- 昭和52年 千葉県教育庁英語講師
- 昭和54年 東西学院英語講師
- 昭和59年 三井鉱山英語講師
- 平成元年 日本航空 (日航ビジネスサービス) 英語講師
- 平成5年 フルマラソンで2時間46分48秒の自己最高記録を出す
- 平成5年 モンテール元駐日米大使の在任中ご家族の通訳ガイドを務める
- 平成8年 千葉商科大学非常勤講師
- 平成9年 千葉商科大学準専任教員
- 平成11年 Oxford University Press 教科書論評担当
- 平成11年 武蔵工業大学非常勤講師
- 平成11年 研究社 辞書校閲担当
- 平成12年 千葉商科大学商経学部専任講師に任用
- 平成14年 千葉商科大学商経学部助教授に任命
- 平成14年 NHK ラジオ英会話「レッツスピーク」共同テキスト執筆及び講師
- 平成16年 東京医科歯科大学非常勤講師
- 平成19年 千葉商科大学商経学部准教授に任命
- 平成20年 千葉商科大学商経学部教授に任命
- 平成27年 千葉商科大学商経学部教授定年退職
- 平成27年 千葉商科大学名誉教授 (現在に至る)
- 平成27年 千葉商科大学商経学部非常勤講師委嘱 (現在に至る)

W. R. エリオット先生 業績

(著書)

- 平成11年 単著 *A Grammar Consciousness-Raising Activity-Use of the Word Play before the names of Sports. ON-CUE, 7 (1)* .
- 平成11年 単著 *Teaching Tag Questions. TEMPLE University Japan Journal of Linguistics Studies in Applied Linguistics: Phonology Pronunciation Beyond, 27.*
- 平成12年 共著 *A Study of Synonymous Verbs in English* (動詞の類義語の研究) 大学英語教育学会編.
- 平成12年 単著 *Teaching the /r/ and /l/ Sounds. TEMPLE University Japan Journal of Linguistics Studies in Applied Linguistics: Activities for teaching English pronunciation, 29.*
- 平成16年 共著 *Phrasal Verbs-in Action. MACMILLAN LANGUAGEHOUSE.*

(学術論文)

- 平成10年 単著 *Speech Acts: Responses to Compliments. 千葉商大紀要 第35巻2号.*
- 平成11年 単著 *Teaching Vocabulary to Adult Students. 千葉商大紀要 第37巻2号.*
- 平成12年 単著 *Maturational Constraints on Language Development. 千葉商大紀要 第38巻2-3号.*
- 平成12年 単著 *Memory and Aging. 千葉商大紀要 第38巻2-3号.*
- 平成13年 単著 *Synonymous Verbs-Errors and Problems. 千葉商大紀要 第39巻1-2号.*
- 平成14年 単著 *Disagreement by Native Speakers on Word Usage with Special Reference to the Verb "Change" and its synonyms. 千葉商大紀要 第39巻4号.*
- 平成16年 単著 *A Comparison of Jane Eyre and Wide Sargasso Sea. 千葉商大紀要 第42巻第3号.*
- 平成16年 単著 *Collocations with the Synonymous Verbs Remember, Recollect and Recall. 千葉商大紀要 第41巻4号.*
- 平成16年 単著 *Comparison of Japanese and Chinese Students Ability and Native Speakers Ability to Use Collocations. 千葉商大紀要 第42巻2号.*
- 平成17年 単著 *Phrasal Verbs with Special Reference to the Verbs break and fall. 千葉商大紀要 第43巻第3号.*
- 平成19年 単著 *Speech Acts: Japanese English Teachers' Responses to Compliments. 千葉商大紀要 第45巻4号.*

平成23年 単著 Speech Acts: How Non-native English Speakers' Responses to compliments Compare to Native Speakers' Responses. 千葉商大紀要 第48巻 2号.

(学会発表)

平成10年 単著 「動詞の類義語の研究—日本人学生のよくある間違い— 日英語の比較の観点から」第37回大学英語教育学会 (JACET) ワークショップ (パネリスト)

平成11年 単著 「日本人大学生によく見られる間違い」(A study of synonymous verbs in English) 第12回国際応用言語学会世界大会シンポジウム (パネリスト)

平成12年 単著 “Common Errors in the use of verbs by Japanese University Students” JACET月例研究会講演 於東京電機大学

平成15年 単著 "Phrasal Verbs and the synonymous counterparts-With Special Reference to the verbs *get*, *go*, *break*, and *fall*, respectively"

平成15年 単著 “A Study of Phrasal Verbs” 第41回大学英語教育学会 (JACET) ワークショップ (パネリスト)

(その他)

平成13年 『ルミナス英和辞典』第1版 研究社 (執筆・英文校閲)

平成17年 『ルミナス英和辞典』第2版 研究社 (執筆・英文校閲)

平成24年 『ライトハウス英和辞典』第6版 研究社 (執筆・英文校閲)

平成27年 Sanseido's Web Japanese-English Dictionary 三省堂 (執筆・英文校閲)

(2016.1.18 受稿, 2016.2.3 受理)

教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討

—— 実習中に求められる日常生活スキルについて ——

相 良 麻 里
相 良 陽 一 郎

大学における教員養成課程において、教育実習生は事前教育を受けているにもかかわらず、実際の実習場面では予想外の困難に出会い、戸惑ったという報告が多い(相良, 2007; 2009)。その原因として、従来の事前・事後教育ではあまり重視されてこなかったコミュニケーション・スキルの不足があるのではないかと考えられたが(相良, 2010; 2011; 相良・相良, 2012)、実際の教育実習における成績評価(他者評価)と実習生自身の自己評価をもとに、ENDCOREs(藤本・大坊, 2007; 主にコミュニケーション・スキルを測定する尺度)、KiSS-18(菊池, 2014; 主にソーシャル・スキルを測定する尺度)、そしてソーシャルスキル自己評定尺度(相川・藤田, 2005; コミュニケーション・スキルとソーシャル・スキルの両面を測定する尺度)を用いて教育実習生のスキルを測定し、検討した結果(相良・相良, 2013～2015)、不足しているのはコミュニケーション・スキルではなく、主にソーシャル・スキルなのではないかという可能性が高まっている。

なお一般的にコミュニケーション・スキルとはコミュニケーションを円滑に行うために必要となる能力のことである(藤本ら, 2007)。またソーシャル・スキルとは、対人場面において適切かつ効果的に反応するために用いられる言語的・非言語的な対人行動と、そのような対人行動の発現を可能にする認知過程との両方を包含する概念であり、基本的にはコミュニケーション・スキルを包含する概念である(相川ら, 2005)。

上記の一連の研究(相良, 2007; 2009～2011; 相良ら, 2012～2015)から明らかになってきたのは以下の通りである。

様々なスキルのうち、①関係開始(既存のグループに気軽に入っていく、すぐに仲よくなれる能力・人と話すのが得意である能力・誰にでも気軽に挨拶できる能力)、②表現力(自分の気持ちを表情でうまく表現できる能力・相手にしてほしいことを的確に指示できる能力・自分の感情や気持ちを素直に表現できる能力・自分の衝動や欲求を無理に抑えない能力)、③問題対処(トラブルに対処できる能力・相手からの非難に対処できる能力・相手と上手に和解できる能力)、④関係維持(周りの期待に応じたふるまいができる能力・人間関係を第一に考える能力・友好的な態度で相手に接する能力)、⑤自律性(道徳的な判断に基づいて正しい行動をする能力・周りとは関係なく自分の意見や立場を明らかにできる能力)の各スキル(括弧内は具体的な能力:効果が大きいと思われる順に列記)については、教育実習中に実習校側で重視される可能性が高い。

またもう一点明らかになってきたのは、実習先の指導教員が重視するスキルと、実習生が重視するスキルとの間のズレが存在することである。ほとんどの場合、実習生が重視し

ているスキルがそれほど先方で評価されないことが多いが、まれにその逆も存在する。例えば、ENDCOREsの欲求抑制サブスキル(自分の衝動や欲求を抑える能力)については、成績の下位評価軸と負の相関があり、欲求抑制を行うと評価が下がることが分かっている(相良ら, 2013)。これはおそらく実習生はあまりに抑制的であるよりも、ある程度の自己開示のあったほうが良いことを反映した結果であろう。しかしこの欲求抑制サブスキル得点は、実習生の自己評価項目とは相関がなく、実習生にとって欲求抑制を行う(行わない)ことがさほど重要とは思われていないようである。こうした認識のズレが、実習期間中に実習生が戸惑いを感じる原因となると考えられ、今後の事前学習内容を検討する場合に考慮する必要がある。

実習生と実習先の認識のズレが存在する一方で、認識が一致している場合もある。例えばKiSS-18の高度なスキル(比較的複雑な他者との関わりにおいて発揮される能力)は、双方で重視されていた(相良ら, 2015)。逆に、ソーシャルスキル自己評定尺度の感情統制スキルは、双方で重視されていなかった(相良ら, 2014)。ここから考えられるのは、たとえ両方で認識が一致していたとしても、両者が共に重視しない面を看過してよいのかという点である。この点に関しても、さらなる検討が必要である。

そこで本研究では、これまでと同様に、調査対象となる教育実習生が自らの実習について行う自己評価と、実習先の指導教員が行う成績評価の両面について検討するが、その際、特に実習生の「日常生活スキル」に注目してみたい。

島本・石井(2006)によれば日常生活スキルとは、ライフスキルとも呼ばれるもので、「効果的に日常生活を過ごすために必要な学習された行動」(Brooks, 1984)、あるいは「人々が現在の生活を自ら管理・統制し、将来のライフイベント(人生における重要な出来事)をうまく乗り切るために必要な能力」(Danish, Petitpas & Hale, 1995)などと定義されている。また、世界保健機関(WHO, 1997)はライフスキルを対人場面で展開される社会的スキルを内包した心理社会的能力と位置づけ、「日常生活で生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力」と定義している。従って日常生活スキル(ライフスキル)とは、コミュニケーション・スキルやソーシャル・スキルよりも広義な概念であるといえる。そこで本研究でも、教育実習場面で必要となるスキルとはどのようなものなのかを明らかにするため、より広い観点から検討する必要があることから、上記の日常生活スキルをもとに検討してみたい。

なお日常生活スキル(ライフスキル)を測定する尺度としては様々なものが提案されているが、中でも比較的新しく、本研究の調査対象である大学生向けに開発された「日常生活スキル尺度(大学生版)」(島本ら, 2006)を今回は使用することとした。この尺度は、効果的に日常生活を過ごすために必要な学生のライフスキルを測定するために開発されたもので、後述の通り、親和性・リーダーシップ・感受性・対人マナー・計画的・情報要約力・自尊心・前向きな思考の8つの下位尺度から構成されており、前半の4つは「対人スキル」、後半の4つは「個人的スキル」に分類されている。特に対人スキルに含まれるもの(親和性・リーダーシップ・感受性・対人マナー)は、前述の、教育実習中に実習校側で重視される可能性が高いスキル(①関係開始・②表現力・③問題対処・④関係維持・⑤自律性)と深い関係があると思われる。一方、個人的スキルに含まれるもの(計画的・情報要約力・自

尊心・前向きな思考)については、従来の研究の実習校側で余り重視されなかったスキル(例えばKiss-18の感情処理のスキル・計画のスキルなど)と関係が深いと考えられる。ただし両者は完全に一致しているわけではないため、新たに日常生活スキルという観点から捉え直すことには意義があると思われる。

最終的には、これまで実施した結果(相良ら, 2013～2015)もあわせて検討することにより、教育実習場面で必要となるスキルとはどのようなものなのかを明らかにした上で、今後の大学の教員養成課程においてどのような事前・事後指導を行うべきなのかを考えることが本研究の目的である。

【方法】

調査対象者

東京都内の女子大学および女子短期大学において、「教育実習の研究」科目を履修する学生157名。

アンケート調査項目

アンケートは2種類の質問項目から構成されている。

1つは教育実習生が自己評価を行うための6項目である(表1)。調査対象者に自らの実習についての自己評価を客観的な観点から100点満点で求めるのと同時に、その理由も述べさせている。本研究では、6つの自己評価項目に対する回答値(最大値は100)を検討対象とした。この回答値が高いほど、調査対象者が自らの実習に関し成功感を抱いていることを示している。この項目は先行研究(相良ら, 2015)と同一である。

2つめは、調査対象者の日常生活スキルを測定するための24項目である(表2)。これは島本ら(2006)により提案された日常生活スキル尺度(大学生版)をそのまま利用している。アンケートにおいては、各項目が自分にどれだけ当てはまるか、4件法(4:非常に当ては

表1 アンケート調査における自己評価項目

あなたの教育実習は、客観的に見て成功でしたか、失敗でしたか。

以下に挙げた側面それぞれについて、100点満点で採点してみましょう。

また、そのような点数になった理由もあわせて答えてください。

- (1) 生徒がよく理解できる授業を行うことができた。 ____点 (100点:大成功 …… 0点:大失敗)
 - (2) 学習指導案通りに授業展開ができた。 ____点 (100点:大成功 …… 0点:大失敗)
 - (3) 教材研究を十分に行って生徒に提示できた。 ____点 (100点:大成功 …… 0点:大失敗)
 - (4) 生徒とのコミュニケーションがうまくとれた。 ____点 (100点:大成功 …… 0点:大失敗)
 - (5) 先生方とのコミュニケーションがうまくとれた。 ____点 (100点:大成功 …… 0点:大失敗)
 - (6) 教育実習全ての面において ____点 (100点:大成功 …… 0点:大失敗)
-

まる, 3: やや当てはまる, 2: やや当てはまらない, 1: ぜんぜん当てはまらない) で回答を求めた。表2では, 全質問項目を下位尺度ごとにまとめて示したが, 実際のアンケートでは項目番号順に提示されている。

日常生活スキル尺度は, 以下の8つの下位尺度が設定されている(島本ら, 2006)。

1) 親和性は, 「困ったときに, 友人らに気軽に相談することができる」などの項目に代表される通り, 相談する, 本音で物事を言い合う, といった友人たちと親密な関係を形成・維持するスキルである。2) リーダーシップは, 「話し合いのときにみんなの意見を1つにまとめることができる」などの項目に代表される通り, 自分が所属する集団内での活動に積極的にかかわっていこうとするスキルである。3) 感受性は, 「困っている人を見ると援助をしてあげたくなる」などの項目に代表される通り, 相手の気持ちへ感情移入するスキルである。4) 対人マナーは, 「目上の人の前では礼儀正しく振る舞うことができる」などの項目に代表される通り, 相手に対して好ましくない印象を与えないよう意識されたスキルで

表2 日常生活スキル尺度(大学生版) (島本・石井, 2006)

下位尺度		質問紙での 項目番号	質問項目
対人スキル	親和性	18	困ったときに, 友人らに気軽に相談することができる
		24	親身になって友人らに相談に乗ってもらうことができる
		7	どんな内容のことで友人らと本音で話し合うことができる
	リーダーシップ	14	話し合いのときにみんなの意見を1つにまとめることができる
		2	集団で行動するときに先頭に立ってみんなを引っ張っていくことができる
		8	自分が行動を起こすことによって, 周りの人を動かすことができる
	感受性	19	困っている人を見ると援助をしてあげたくなる
		22	他人の幸せを自分のことのように感じることができる
		21	悲しくて泣いている人を見ると, 自分も悲しい気持ちになる
対人マナー	10	目上の人の前では礼儀正しく振る舞うことができる	
	4	年上の人に対しては敬語を使うことができる	
	16	初対面の人に対しては言葉遣い等に気を配ることができる	
個人的スキル	計画性	23	先を見通して計画を立てることができる
		11	課題が出ると, 提出期限を自ら決める等の工夫をしてやる気を引き出す
		15	やるべきことをテキパキと片付けることができる
	情報要約力	3	手に入れた情報を使って, より価値の高いもの(資料等)を生み出せる
		1	数多くの情報の中から, 本当に自分に必要な情報を手に入れられる
		9	多くの情報をもとに自分の考えをまとめることができる
	自尊心	6	自分のことが好きである
		12	自分の今までの人生に満足している
		13	自分の言動に対して自信を持っている
	前向きな思考	5	嫌なことがあっても, いつまでもくよくよと考えない
		20	困ったときでも「なんとかなるだろう」と楽観的に考えることができる
		17	何かに失敗したときにすぐ自分はダメな人間だと思ってしまう(逆転項目)

ある。5) 計画性は、「先を見通して計画を立てることができる」などの項目に代表される通り、時間的展望と物事の優先順位を考慮した先見的なスキルである。6) 情報要約力は、「手に入れた情報を使って、より価値の高いもの(資料等)を生み出せる」などの項目に代表される通り、大量の散乱する情報の中から重要なものを選び出し、秩序立てて再構成する力である。7) 自尊心は、「自分のことが好きである」などの項目に代表される通り、現在のありのままの自分を肯定的にとらえることができるスキルである。8) 前向きな思考は、「嫌なことがあっても、いつまでもくよくよと考えない」などの項目に代表される通り、落ち込んだときや失敗したとき、また困難に遭遇したときでも前向きに考えるスキルである。

上記のうち、1)～4)は主に対人場面で展開されるスキルを表す「対人スキル」、5)～8)は主に個人場面で展開されるスキルを表す「個人的スキル」に相当すると考えられる。

そこで本研究では、各質問項目への回答値(1～4の値をとる)を、下位尺度ごとに合計したものを下位尺度得点(範囲：3～12)、1)～4)の下位尺度得点の合計を対人スキル得点(範囲：12～48)、5)～8)の下位尺度得点の合計を個人的スキル得点(範囲：12～48)、そして全項目の合計を日常生活スキル得点(範囲：24～96)とした。いずれも、得点が高いほど、当該の尺度があらわす側面が強いことを示す。

教育実習の成績評価

各実習校から得られた教育実習成績評価表を用いた。評価表からは、総合評価(A, B, C)のほか、(Ⅰ)教授・学習の指導、(Ⅱ)生徒の指導、(Ⅲ)教師としての適性、(Ⅳ)勤務の状況、の4つの評価軸による成績が得られる。

(Ⅰ)～(Ⅳ)の評価軸については、それぞれ5つの下位項目から構成されており、各下位項目が5点満点で評価されている。例えば、(Ⅰ：教授・学習の指導)については、教材研究・学習指導案・授業中の態度など、(Ⅱ：生徒の指導)については、生徒の理解・学級経営・生徒の生活に対する指導など、(Ⅲ：教師としての適性)については、研究意欲・責任感・協調性など、(Ⅳ：勤務の状況)については、態度・熱意・誠実さなどが、それぞれ下位項目として設定されている。本研究では、(Ⅰ)～(Ⅳ)の各評価軸ごとの下位項目の合計点を求め、それを各評価軸の得点とした。最低点は5点、最高点は25点である。ここでは得点が高いほど、その評価軸に関し高い評価が与えられていることを意味する。

手続き

「教育実習の研究」授業におけるレポート課題として、上記に述べたようなアンケートに回答することが求められた。回答に際しては、アンケートの回答結果が今後の授業運営や学生指導に活かされること、また研究活動における基礎資料とされることが告げられた。

具体的には、2015年7月の「教育実習の研究」授業時に履修者に対し調査の説明がなされ、2015年8月までにアンケートに回答して提出するように求めた。最終的に157名が期限内に提出したが、6名には回答に不備があったため除外し、残る151名を調査対象とした。

【結果】

アンケートにおける調査対象者の回答結果と、成績評価の関係を表3に示した。今回調

査対象とした151名を総合評価で分類すると、A評価が109名、B評価が33名、C評価が9名であった。表3では総合評価別に、日常生活スキルにおける下位尺度およびその合計点(対人スキル・個人的スキル・日常生活スキル)における得点の平均および標準偏差を示した。

各尺度ごとに、総合評価(A, B, C)を独立変数(級間要因)とする一元配置分散分析を行ったところ、自尊心において主効果が有意となり $[F(2,148)=3.19, p<.05]$ 、下位検定の結果、A評価とB評価の間に5%水準で有意な差が得られた。ただしそれ以外の日常生活スキル尺度および合計値に関する主効果は全て有意にならなかった。ただし表中の得点を見ると、有意ではなかったが、ほとんどのスキルでは総合評価の高いものほど得点も高かった。

次に表4で、成績の下位評価軸および自己評価項目と日常生活スキルの関係を検討するため、相関係数の一覧を示した。表中の各段においては、日常生活スキルの下位尺度得点(太字)を1行目に、当該の下位尺度を構成する3項目を2～4行目に示した。また親和性・リーダーシップ・感受性・対人マナーの4項目の合計である対人スキル得点と、計画性・情報要約力・自尊心・前向きな思考の4項目の合計である個人的スキル得点、全24項目の合計である日常生活スキル得点の各相関係数については、別途示した。

最後に、教職採用試験合格者とそれ以外の比較を表5に示した。今回調査対象とした151名のうち、合格者が17名、それ以外(不合格および試験を受験しなかった者)が134名であった。表5では、アンケートにおける自己評価項目(上段)、日常生活スキルにおける下位尺度および各合計点(下段)それぞれにおける得点の平均および標準偏差を示した。

さらに各尺度ごとに、合格かそれ以外かを独立変数とする対応のないt検定を行い、結果が有意だったもののみ表5右端にt値および有意確率を記載した。これを見ると、自己評価項目の(1)および(4)、そして日常生活スキル下位尺度の親和性と自尊心、さらに日常生活スキルの合計点において、合格者のほうが有意に高い値を示していることが分かる。な

表3 評価段階ごとの日常生活スキル得点

下位尺度	総合評価		
	A評価 [n=109]	B評価 [n=33]	C評価 [n=9]
親和性	9.20 (2.09)	9.24 (1.54)	8.89 (2.21)
リーダーシップ	8.52 (1.63)	8.03 (2.23)	7.44 (1.59)
感受性	9.94 (1.45)	9.82 (1.65)	9.22 (1.30)
対人マナー	10.93 (1.30)	10.82 (1.31)	10.56 (1.67)
対人スキル	38.60 (4.42)	37.91 (4.88)	36.11 (4.88)
計画性	8.33 (2.05)	8.36 (1.98)	7.56 (2.46)
情報要約力	8.90 (1.37)	8.79 (1.54)	8.33 (2.00)
自尊心	8.47 (1.58)	7.76 (2.09)	7.44 (1.94)
前向きな思考	8.52 (1.96)	8.00 (2.41)	8.22 (1.99)
個人的スキル	34.22 (4.36)	32.91 (5.06)	31.56 (4.59)
日常生活スキル	72.82 (7.45)	70.82 (8.40)	67.67 (8.76)

セル内の数値は各尺度得点の平均、括弧内は標準偏差。

表4 成績の下位評価および自己評価と日常生活スキルの相関係数

日常生活スキルの 下位尺度および それを構成する項目	成績の下位評価軸				自己評価項目					
	(I) 教授・学 習の指導	(II) 生徒の 指導	(III) 教師とし ての適性	(IV) 勤務の 状況	(1) 生徒がよ く理解できる 授業を行うこ とができた。	(2) 学習指 導案通りに 授業展開が できた。	(3) 教材研究 を十分に行っ て生徒に提 示できた。	(4) 生徒との コミュニケーションが うまくとれた。	(5) 先生方 とのコミュニ ケーションが うまくとれた。	(6) 教育実 習全ての面 において
親和性	.078	.057	.045	.082	.157	.194*	.116	.307**	.115	.236**
[項目 18]	.007	.003	-.021	.044	.101	.128	.086	.248**	.063	.167*
[項目 24]	.108	.049	.098	.105	.102	.188*	.106	.351**	.134	.263**
[項目 7]	.082	.089	.040	.059	.185*	.173*	.100	.183*	.096	.169*
リーダーシップ	.204*	.189*	.187*	.088	.418**	.372**	.354**	.441**	.359**	.445**
[項目 14]	.130	.087	.099	.003	.246**	.226**	.245**	.284**	.202*	.227**
[項目 2]	.239**	.207*	.218**	.155	.403**	.376**	.347**	.449**	.353**	.439**
[項目 8]	.111	.151	.122	.037	.346**	.280**	.253**	.313**	.296**	.389**
感受性	.165*	.142	.161*	.156	.184*	.158	.198*	.210**	.162*	.193*
[項目 19]	.188*	.184*	.146	.184*	.181*	.174*	.170*	.346**	.190*	.174*
[項目 22]	.141	.186*	.179*	.175*	.136	.166*	.134	.192*	.156	.207*
[項目 21]	.073	-.005	.066	.031	.120	.050	.157	.002	.052	.087
対人マナー	.160*	.087	.105	.101	.269**	.300**	.347**	.228**	.365**	.382**
[項目 10]	.174*	.133	.134	.175*	.204*	.239**	.355**	.242**	.408**	.344**
[項目 4]	.153	.058	.079	.008	.250**	.190*	.238**	.149	.221**	.237**
[項目 16]	.061	.018	.041	.058	.204*	.301**	.248**	.161*	.255**	.347**
対人スキル	.214**	.171*	.176*	.150	.370**	.368**	.354**	.441**	.349**	.451**
計画性	.040	.022	-.001	-.027	.249**	.236**	.350**	.230**	.200*	.274**
[項目 23]	.091	.043	.032	.045	.198*	.209**	.273**	.182*	.156	.197*
[項目 11]	-.017	-.016	-.063	-.043	.219**	.160*	.304**	.117	.146	.241**
[項目 15]	.029	.029	.031	-.071	.216**	.234**	.314**	.291**	.208*	.258**
情報要約力	.118	.145	.088	.038	.290**	.242**	.295**	.207*	.364**	.269**
[項目 3]	-.010	.060	.011	.000	.196*	.150	.185*	.117	.325**	.256**
[項目 1]	.131	.104	.067	-.018	.161*	.191*	.170*	.171*	.134	.052
[項目 9]	.153	.164*	.120	.092	.292**	.215**	.306**	.189*	.347**	.276**
自尊心	.107	.095	.169*	.189*	.177*	.179*	.189*	.304**	.172*	.294**
[項目 6]	.078	.060	.130	.161*	.092	.106	.124	.223**	.135	.214**
[項目 12]	.095	.036	.136	.196*	.030	.052	.012	.188*	.029	.160
[項目 13]	.064	.121	.109	.059	.287**	.253**	.302**	.273**	.230**	.289**
前向きな思考	.047	.099	.101	.100	.133	.103	-.030	.227**	.196*	.265**
[項目 5]	.036	.096	.077	.069	.240**	.143	.088	.228**	.251**	.322**
[項目 20]	-.016	.024	.027	.051	-.068	-.042	-.216**	.090	.015	.083
[項目 17]	.089	.114	.137	.122	.128	.134	.034	.220**	.190*	.218**
個人的スキル	.117	.137	.138	.118	.332**	.298**	.310**	.388**	.360**	.441**
日常生活スキル	.194*	.180*	.183*	.156	.410**	.390**	.388**	.485**	.414**	.521**

* $p < .05$, ** $p < .01$

表5 教職採用試験合格者とそれ以外の対象者の比較

	教職採用試験結果		t値(有意なもののみ)
	合格 [n=17]	不合格・未受験 [n=134]	
【自己評価項目】			
(1) 生徒がよく理解できる授業を行うことができた。	72.06 (6.63)	67.77 (14.36)	t[39.07]=2.11, p<.05
(2) 学習指導案通りに授業展開ができた。	77.35 (13.59)	68.75 (18.10)	
(3) 教材研究を十分に行って生徒に提示できた。	75.59 (11.16)	69.77 (19.18)	
(4) 生徒とのコミュニケーションがうまくとれた。	80.00 (11.18)	70.59 (19.50)	t[30.20]=2.95, p<.01
(5) 先生方とのコミュニケーションがうまくとれた。	79.41 (12.36)	73.40 (17.39)	
(6) 教育実習全ての面において	78.82 (10.97)	74.47 (15.15)	
【日常生活スキル】			
親和性	10.12 (1.65)	9.07 (1.99)	t[149]=2.07, p<.05
リーダーシップ	8.82 (1.38)	8.29 (1.83)	
感受性	10.06 (1.20)	9.85 (1.52)	
対人マナー	10.94 (1.09)	10.87 (1.35)	
対人スキル	39.94 (3.99)	38.09 (4.60)	
計画性	9.12 (2.03)	8.19 (2.04)	
情報要約力	9.24 (1.56)	8.79 (1.43)	
自尊心	9.18 (1.85)	8.13 (1.71)	t[149]=2.35, p<.05
前向きな思考	8.12 (1.80)	8.43 (2.10)	
個人的スキル	35.65 (4.31)	33.54 (4.56)	
日常生活スキル	75.59 (5.93)	71.63 (7.93)	t[149]=1.99, p<.05

セル内の数値は各尺度得点の平均。括弧内は標準偏差。

お有意ではないが、ほとんど全ての変数において合格者のほうが高い数値を示しており、唯一前向きな思考だけは、合格者のほうが低い数値であった。

【考察】

日常生活スキルと成績評価の関係について

今回の結果では、日常生活スキルと総合評価(A, B, C)の間に明確な関係は見られなかった。表3に示したとおり、数値上はある程度関連は見られたものの、総合評価を独立変数とする分散分析ではほとんど有意差が得られず、唯一自尊心の下位尺度においてのみA評価とB評価の間に有意な差が見られた。従って総合評価という点では、日常生活スキルの影響は余り見られないことが分かる。自尊心の下位尺度に関しては後述する。

次に、日常生活スキル得点と成績の下位評価軸(I~IV)についてみてみると(表4左側)、

日常生活スキル項目の合計点と（Ⅰ：教授・学習の指導）、（Ⅱ：生徒の指導）、（Ⅲ：教師としての適性）のそれぞれに有意な相関が見られた [$r=.194$, $r=.180$, $r=.183$]（表4左最下段）。ただし対人スキル得点と個人的スキル得点に分けてみると、対人スキル得点については（Ⅰ）～（Ⅲ）の相関が有意であるのに対し [$r=.214$, $r=.171$, $r=.176$]、個人的スキル得点についてはいずれの相関も有意ではなかった。このことから、日常生活スキルが高い実習生は、学習指導面（Ⅰ）・生徒指導面（Ⅱ）・教師としての適性（Ⅲ）のいずれでも高い評価を得ているが、その傾向は主に対人スキルが支えている結果であり、個人的スキルはあまり寄与していないことが分かる。この結果については、冒頭でも述べたとおり、従来の結果（相良ら、2013～2015）と一致している。

さらに、日常生活スキルの下位尺度得点と成績の下位評価軸（Ⅰ～Ⅳ）の関連を見てみると（表4左側；各段の1行目）、リーダーシップと（Ⅰ）～（Ⅲ）の相関 [$r=.204$, $r=.189$, $r=.187$]、感受性と（Ⅰ）、（Ⅲ）の相関 [$r=.165$, $r=.161$]、対人マナーと（Ⅰ）の相関 [$r=.160$]、自尊心と（Ⅲ）、（Ⅳ：勤務の状況）の相関 [$r=.169$, $r=.189$]が有意であった。ただしこうした結果を作り出した項目ごとに相関を見てみると、リーダーシップにおいては[項目2]のみが（Ⅰ）～（Ⅲ）と有意な相関を示していること、感受性については主に[項目19]と[項目22]の寄与が大きいこと、対人マナーでは[項目10]のみが有意な相関を示していること、自尊心では[項目6]と[項目12]が（Ⅳ）と相関していることなどが見て取れる。

上記の結果を成績の下位評価軸（Ⅰ～Ⅳ）ごとに見ていくと以下ようになる。

（Ⅰ：教授・学習の指導）については、リーダーシップ・感受性・対人マナー（いずれも対人スキル）の各スキルと相関があり、特に[項目2][項目19][項目10]などが関連している。（Ⅱ：生徒の指導）については、リーダーシップ（対人スキル）のみと相関があるが、項目としては[項目2][項目19][項目22]などが関連している。（Ⅲ：教師としての適性）については、リーダーシップ・感受性・自尊心の各スキルと相関があり、特に[項目2][項目22]などが関連している。上記の（Ⅰ）～（Ⅲ）は多少の相違はあるものの、ほぼ共通した傾向を示している。一方（Ⅳ：勤務の状況）は他の下位評価軸とは異なり、自尊心のスキルと相関があり、項目としては[項目19][項目22][項目10][項目6][項目12]などが関連している。これらの各項目については、後で再び検討する。

以上の結果をまとめると、「日常生活で生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力」としての日常生活スキルを多く備えた実習生ほど、教育実習における学習指導面（Ⅰ）・生徒指導面（Ⅱ）・教師としての適性（Ⅲ）が高く評価される傾向にあるが、中でも「集団の先頭に立って皆を引っ張っていくことができる」能力（リーダーシップ：対人スキル）は重要な要素と見なされていることが分かる。また指導面（Ⅰ・Ⅱ）では「困っている人を見ると援助したくなる」傾向（感受性：対人スキル）が重視され、教師としての適性（Ⅲ）では「他人の幸せを自分のことのように感じられる」傾向（感受性：対人スキル）が重視されることが見て取れる。ただし、上記の傾向は総合評価（A, B, C）には反映されていない。一方、自尊心（個人的スキル）だけは他のスキルと異なり、総合評価や勤務状況（Ⅳ）評価と関係がありそうである。

日常生活スキルと自己評価項目の関係について

調査対象者が自らの実習についての自己評価を客観的な観点から行った自己評価項目(1～6)と日常生活スキル得点(合計点)の関係に注目すると(表4右側),全ての自己評価項目との相関 [$r=.410, r=.390, r=.388, r=.485, r=.414, r=.521$] が有意であった(表4右最下段)。従って今回の実習生については,日常生活スキルが高い者ほど,様々な面で実習がうまくできたと考えていることが分かる。

また,対人スキル得点・個人的スキル得点のいずれにおいても自己評価項目全てと高い相関を示しており,この点は,前述の成績評価で個人的スキルが相関を持たなかったのとは対照的な結果である。つまり実習生は,個人的スキル(計画性・情報要約力・自尊心・前向きな思考)が高いほど実習自体も成功したと捉えているが,実習校側はそうではない。従って全体的な傾向としては,日常生活スキルやその中でも対人スキルが重要という点では実習生側も実習校側も評価軸が一致しているが,個人的スキルについては実習生が思うほどには実習校側は重視していないことが分かる。

ただし日常生活スキルの下位尺度得点ごとに見ていくと(表4右側;各段の1行目),対人スキルの中でも実習生と実習校の認識が一致しているのはリーダーシップと感受性のみであり,親和性や対人マナーについては,やはり実習校側ではさほど重視されていないことが分かる。さらに項目ごとに見てみると,リーダーシップの中でも[項目14]と[項目8]は明らかに実習校側では重視されていない。また,感受性の[項目21]は,実習生も実習校も重視しないという点で認識が一致している。

以上の通り,今回は実習生が日常生活スキルと自己評価を非常に高く関連させていた一方で,実習校側が重視する日常生活スキルは一部に限られていることが分かった。ただし,実習校側が重視しているスキルについては全て実習者側も重視しており,少なくとも今回の範囲では,実習生が見落としているスキルは無いように見える。

日常生活スキルの下位尺度得点について

1) 親和性: この下位尺度得点は,成績の下位評価軸(I～IV)のいずれとも相関がなかったが,自己評価項目では(2:学習指導案通りに授業展開ができた)・(4:生徒とのコミュニケーションがうまくとれた)・(6:教育実習全ての面において)との相関 [$r=.194, r=.307, r=.236$] が有意であった(表4最上段1行目)。この下位尺度を構成する3項目を見てもほぼ同様のパターンである。親和性の高い実習生は,相談したり本音で言い合ったりなどの親密な関係を友人と形成・維持できるものと思われ,こうした傾向が実習場面でも生徒とコミュニケーションをとったりするのに役立ったと自己評価がなされたのであろうが,そうした態度は教育実習生として教壇に立つ場合に評価されるとは限らない。実習生とはいえ,教師として生徒を指導する場合,友人のような親密さで対応することはことは好ましいとは言えない。生徒の人格を認めながらも,教師としての自覚をもって対応することが望まれる。その意味で,親和性は実習校側からするとほとんど重視されないであろう。

過去の研究との関連では,親和性は①関係開始や④関係維持のスキルに近いものと考えられる。しかしここでの親和性は,友人を対象に親密な関係を持つことを意味しており,従来の①関係開始や④関係維持とは異なっている。誰とでもすぐに仲良くなれたり(①関係開始),友好的な態度で相手に接したりすること(④関係維持)は実習場面で重要なスキ

ルであるが、生徒を相手にした場合は友人のように接する（親和性）のは適切とは言えないことが分かる。

2) リーダーシップ：この下位尺度得点は、成績の（Ⅳ）軸を除く全ての変数と相関を示した。従ってこの下位スキルは、実習生も実習先も共に重視しており、両者の認識が一致している。ただしこの結果を支えているのは〔項目 2〕のみであり、〔項目 14〕と〔項目 8〕は自己評価項目（1～6）とは高い相関を示すが、成績の下位評価軸（Ⅰ～Ⅳ）とは相関していない。従って、リーダーシップの能力が高い実習生は、集団内での活動に積極的に関わることが得意であり、自己評価の上ではあらゆる実習場面でうまくできたと考えるが、実習校側からすると必ずしもリーダーシップが高いだけでは評価されず、集団の先頭に立って皆を引っ張っていくことができる〔項目 2〕実習生が高く評価されている。話し合いでみんなの意見をひとつにまとめる能力〔項目 14〕や、自分が行動することで周りを動かす能力〔項目 8〕はあまり評価されていない。教育実習生に求められる役割としては、生徒の自主性を援助することのほうが重要であり、話し合いをまとめたり、周りを巻き込んでいくことまでは求められていないのであろう。しかし教育場面で教師として皆の先頭に立ち授業を進めていく態度は重要となるのかもしれない。

ただしここで気をつけなくてはいけないのは、日常生活スキルの各項目も実習生の自己評価であるという点である。つまり、今回の質問項目について判断しているのは実習生自身であり、数値上はスキルが高いとされていても、本当にそのスキルが高いとは限らない。今回の結果から分かるのは、調査対象者がそのスキルが高いと自己判断しているということのみである。従って上記の結果を正確に言い換えれば、リーダーシップの能力が高いと自分で思っている実習生は、（本当にリーダーシップ能力が高いかどうかは別にして）実習校側から高い評価を得る、ということになる。今回使用したリーダーシップ下位尺度の妥当性についてはある程度検証されているが（島本ら、2006）、上記のように個々の質問項目について検討する際は慎重に行う必要がある。

3) 感受性：この下位尺度得点は、成績の（Ⅰ）および（Ⅲ）軸、そして自己評価項目の（1）、（3）、（4）、（5）、（6）のそれぞれと有意な相関を示した。従ってリーダーシップほどではないが、この下位スキルについても、実習生・実習先ともに重視しており、両者の認識がほぼ一致している。つまり、相手の気持ちに感情移入・共感できる実習生は、自己評価としても実習がうまくできたと考え、実習先でも実際に高く評価されている。個々の項目を見てみると、困っている人を見ると援助したくなる〔項目 19〕実習生は、指導面での評価（Ⅰ・Ⅱ）が高くなっているが、これは学習進度に差があるクラスの中で、遅れ気味の生徒にも気を配れることを意味しており、生徒全員の特性を把握して授業展開できていると評価された可能性がある。

また、他人の幸せを自分のことのように感じられる〔項目 22〕実習生は、生徒の指導（Ⅱ）と教師としての適性（Ⅲ）の評価が高くなっているが、生徒が喜ぶことを自らも喜べるというのは教師として重要な資質と評価されたのかもしれない。あえて他人と関わることをしなくても、無難に仕事だけをこなして実習を終えることもできるが、生徒の立場に立ち、生徒に役立てることが嬉しいと感じる実習生は、自然と生徒と関わり、生徒の指導にも積

極的になるであろう。そうした点が評価されたではないか。

一方、悲しくて泣いている人を見ると自分も悲しくなってしまう〔項目21〕実習生は、成績の面でも自己評価の面でも目立った相関が見られず、その点で両者の見解が一致している。上記の〔項目22〕のように他者の幸せを嬉しく感じる能力は評価されるのに、その逆である〔項目21〕は重視されないのは不思議にも思えるが、教師は基本的にポジティブな感情を中心にして授業展開することが重要で、ネガティブな面はあまり表明しないことが求められることの反映かもしれない。また特に教育実習では、生徒から投げかけられる心ない発言を気にしないことも重要であり、その意味であまり感情移入が強すぎるのも望ましくないとも考えられる。

過去の研究との関連では、この感受性のスキルに似たものとして、ENDCOREsにおける読解力のスキルや他者受容のスキル(相良ら, 2013)、ソーシャルスキル自己評定尺度における読解のスキル(相良ら, 2014)などがある。このうち、読解力のスキルと読解のスキルは相手の発言・しぐさ・表情などから相手の気持ちを読み取るスキルであり、相手の気持ちに感情移入できる感受性のスキルとは異なっている。実際、読解力および読解のスキルのどちらも実習成績の下位評価軸(I~IV)において全く重視されていない。これらのスキルの問題は、他者から情報を読みとる(受け取る)だけで、それが正確な情報か分からないし、情報を読みとっているかどうかさえ他者には伝わらないという点である。従ってこれらのスキルは、自己評価の(内省的な)面では比較的大きなウェイトを占めているものの、他者からの評価(総合評価や下位評価軸)にはつながりにくいのであろう。このスキルを生かしていくには、情報を読みとるだけではダメであり、読みとった情報を活用し、表現し、行動に反映させていかななくてはならない。

なおENDCOREsにおける他者受容のスキル(相良ら, 2013)は相手の立場を尊重し、共感したり、友好的な態度で接することができるスキルであり、その意味で今回の感受性のスキルに近い。ただし他者受容のスキル自体は成績評価との関連はなく、他者受容のスキルに含まれる友好性のサブスキル(友好的な態度で相手に接するスキル)のみが成績評価と関連していた。この点でも、単に感情移入・共感するだけではなく、ポジティブな面での共感(上記の〔項目22〕)だけが評価された今回の結果と一致している。

4) 対人マナー：この下位尺度得点は、成績評価では(I)軸のみと相関し、自己評価項目では全てと高い相関を示した。従って、相手に対して好ましくない印象を与えないように気をつける実習生は、自己評価は高まるが、成績では学習指導における評価が高まる程度で、あまり評価に影響していない。おそらく実習生の側は言葉遣いや態度など、多くの点で気をつけながら実習に臨んでいるにもかかわらず、受け入れ側はそうした態度は社会人としては当然なのであまり評価しないのではないかと思われる。その結果、実習生は、先生方とのコミュニケーションもうまくとれ(5)、全ての面でも成功した(6)、と感じているが、そうした態度が評価に反映されるのは教授・学習の指導時(I)のみとなってしまう。ただし目上の人の前では礼儀正しく振る舞える〔項目10〕実習生は、勤務状況(IV)も高く評価されており、そうした態度が勤務態度にも表れている。

過去の研究との関連では、この対人マナーのスキルは④関係維持に含まれると考えられ、相良ら(2014)において「関係維持のスキル」と勤務状況(IV)の相関が有意だった結果

と一致するものである。

なお、今回対人マナーのスキルと成績評価に相関が見られなかった理由のひとつとして、今回調査対象とした実習生のほとんどが対人マナーに優れており、相手に失礼な態度をする者がほぼ皆無であった可能性をあげておきたい。ここ数年、「教育実習の研究」授業等の事前指導として、実習校先での態度の重要性については繰り返し強調している。その結果、ほぼ全ての実習生が対人マナーの重要性を理解しており、少なくとも実習校で失礼な態度をする者はいなかったものと思われる。おそらく少数であっても対人マナー得点の低い者がいれば、当然ながら指導面／教師としての適性／勤務状況いずれにおいても低い評価となるはずで、その結果、得点分布の範囲が広がり、有意な相関に達していたであろう。つまり今回のデータは、対人マナー得点の低い者がいないという、一種の切断効果によって相関が低くなったと考えることもできる。

5) 計画性: この下位尺度得点は、成績評価 (I～IV) との相関はなく、自己評価項目 (1～6) との相関は全て有意であり、実習校側と実習生側の認識が正反対のスキルといえる。つまり、時間的展望や物事の優先順位を考慮して行動する実習生は、あらゆる面で実習がうまくできたとして自己評価するのに対し、実習校側の評価ではそうした特性は全く重視されていない。教師の役割として、生徒に計画性を持たせるよう指導することは必要だが、教師自身が計画性を持っているかどうかは重要でないと考えられているのかもしれない。成績評価の上では、期日までに課題を仕上げればよく、課題への取り組み方が計画的であるか否かはさほど重要ではないと考えられる。あるいは、実習生が計画性と捉えている能力は、実習校側からすれば教師として当然の能力であり、計画的であることがあえて評価の対象になっていない可能性もある。

過去の研究でも相良ら (2015) における「計画のスキル」は、成績評価 (I～IV) との相関はなく、自己評価項目 (1～6) との相関は全て有意であり、今回と全く同様のパターンを示している。

6) 情報要約力: この下位尺度得点も計画性と同様、成績評価 (I～IV) との相関はなく、自己評価項目 (1～6) との相関は全て有意であり、実習校側と実習生側の認識が正反対のスキルといえる。つまり、大量の雑多な情報の中から重要なものを取捨選択し再構成できる実習生は、あらゆる面で実習がうまくできたとして自己評価するのに対し、実習校側の評価ではそうした特性はほとんど重視されていない。これについても5)と同様、このスキルを教師として当然の能力と捉えるかどうかの認識が実習校と実習生で異なっている可能性がある。

ただし各質問項目を見てみると、多くの情報をもとに自分の考えをまとめることができる [項目9] 実習生は、生徒の指導 (II) で評価される傾向にある。こうしたスキルは様々な特性を持つ多くの生徒を指導する際、どの生徒に注目するか判断に役立つであろうし、ひとりの生徒を指導する際にも、その生徒から得られた多くの情報から必要な情報を集約するのに役立つであろう。そうした面が評価につながった可能性がある。

7) 自尊心: この下位尺度得点は、成績の (III) および (IV) 軸、そして自己評価項目の全て (1～6) と有意な相関を示した。また総合評価についての分析でも、この下位尺度得点にお

いてのみ、A評価とB評価の間の下位検定で5%水準の有意差が得られている。従って、この下位尺度得点のみで判断すれば、ありのままの自分を肯定的に捉えられる実習生は、あらゆる面で実習がうまくできたとして自己評価し、実習校側も教師としての適性が高く(Ⅲ)、勤務状況も良い(Ⅳ)と評価し、総合評価においてもA評価を与える傾向が見られる。このような結果となった理由として考えられるのは、ひとつには、一般的に高い自己肯定感を持つ教師は多少の問題には悩むことが少ないため、精神的健康度を高く維持しやすいことと同時に、生徒に良い見本を見せることで生徒の自己肯定感を醸成することにもつながるため、教師の適性が高いと判断される可能性がある。そしてもう一つの理由として、ありのままの自分を肯定的に捉えられるという点で、ロジャーズのいう「自己一致」や「純粋性」の状態にあることの影響をあげることができる。こうしたカウンセリングマインドを身につけることは優れた教育を行う上で重要と考えられており(岸・水上・大友・河村, 2013)、その点でも高い評価がなされている可能性がある。また、嘘偽らざる自己を肯定できているということは、裏表がなく正直で、信頼できる人物という印象を与えることから、「誠実さ」や「態度」などの勤務の状況(Ⅳ)も高く評価されることになるのであろう。

ただし各質問項目を見てみると、また異なった面が見えてくる。例えば、自分の言動に自信を持っている[項目13]実習生は、あらゆる面で実習がうまくできたとして自己評価するのに対し、実習校側の評価ではそうした特性は全く重視されていない。つまり実習生がどの程度自信を持っているかは評価と関係ないのである。実際の成績評価の勤務状況(Ⅳ)と関連が深いのは、自分のことが好きな実習生[項目6]や自分のいままでの人生に満足している実習生[項目12]である。これらの実習生は、高い自己肯定感や純粋性によって、上記のような結果を作り出していると考えられる。特にこれらの項目は共通して、自己評価の(4:生徒とのコミュニケーションがうまくとれた)との相関も高いことから、高い自己肯定感や純粋性をもつことによって、気負わずに生徒とコミュニケーションをとることができているものと思われる。

なお上記の考察は、あくまで自尊心のスキルが独立して存在し、それが成績評価や自己評価につながったと考えているが、その逆の可能性もある。つまり、良い成績をおさめるくらいに実習が成功したことを受けて、自分が好きになったり自分の人生に満足したりしているという可能性である。実習生にとって教育実習が非常に大きな課題として捉えられていることを考えると、そうした逆方向の可能性も否定できない。

8) 前向きな思考: この下位尺度得点は、成績評価(I~Ⅳ)との相関はなく、自己評価項目の(4)、(5)、(6)のそれぞれと有意な相関を示した。従って、失敗して落ち込んだときや困難に遭遇したときなども前向きに考えられる実習生は、生徒や先生方とのコミュニケーションがうまくとれたし(4・5)、全体的に実習が成功した(6)と考えるが、実習校の評価においてそうした特性は全く重視されていない。これについても計画性や情報要約力と同様、このスキルを教師として当然の能力と捉えるかどうかの認識が実習校と実習生で異なっている可能性がある。

過去の研究でも、この前向きな思考に相当すると思われるスキルとして、「感情統制のサブスキル」・「感情対立対処のサブスキル」(相良ら, 2014)・「感情処理のスキル」(相良ら, 2015)などについて検討されているが、いずれも成績評価(I~Ⅳ)との相関はなく、今回

と同様のパターンを示している。

なお各質問項目のうち、困ったときでも「何とかなるだろう」と楽観的に考えられる傾向〔項目 20〕は、自己評価項目の（3：教材研究を十分に行って生徒に提示できた）と有意な負の相関を示しており、教材研究については楽観的に考えても何とかなるものではないことが示されている。

教職採用試験合格者の特徴について

今回の調査対象者のうち17名が教職採用試験合格者であった。この合格者が他の調査対象者と異なる点があるのか検討した結果（表5）、合格者のほうが日常生活スキルが高く、下位尺度得点では親和性と自尊心において合格者のほうが高いスキルを示していた。つまり日常生活で生じる様々な問題や要求に対して、建設的かつ効果的に対処するために必要な能力（日常生活スキル）が高い実習生は合格しやすく、特に、友人に相談したり本音で物事を言い合ったりできる実習生や、自己肯定感の高い実習生は合格しやすいということが分かる。確かに日常生活スキルが高いからこそ、忙しい中でも効率的に試験対策や勉強を行えた可能性は高く、分からない点などを友人に相談することができたほうが試験で高い得点をとることができたであろうし、自分の現状を偽らずに受け入れることで、正しく現状を把握し、自分の弱点を克服するなど、試験対策を効果的に行うことができたであろう。ただし基本的に試験の合格は、事前にどれだけしっかりと試験対策ができたかによって決まるものであるため、試験対策として知識面での準備や面接のトレーニングなどを行う上で、上記の要素がプラスの効果をもたらしたものと考えられる。なお有意ではないが、前向きな思考は合格者のほうが低い得点となっていることから、失敗して落ち込んだときや困難に遭遇したときなども前向きに考えられる実習生はかえって合格しにくくなる可能性がある。つまり試験対策に限って言えば、過度のポジティブ・シンキングは有害であり、慎重に準備を行ったほうが合格しやすくなるのかもしれない。

一方、自己評価については（1）と（4）において合格者のほうが高い値を示したが、他の項目では有意な差が見られなかった。前報でも指摘しているように、基本的に実習生は優れたメタ認知的モニタリング能力（三宮，2008）を有しており、正しく自己評価を行うものの、優秀な実習生ほど自らに厳しい評価を行う場合があり、今回も同様のメカニズムによって評価点が押し下げられている可能性がある。

教育実習に関する効果的な事前・事後指導とは

現在大学の教員養成課程において、教育実習に関わる事前・事後教育は様々な場面で行われているが、本研究の結果から、今後それらの指導をより効果的に行うための手がかりは得られるのか、考えてみたい。

第一に、従来の研究（相良ら，2013～2015）と比較すると、今回の結果では、実習生が重視するスキルと実習校の指導教員が重視するスキルのズレが少なくなっていることがあげられる。もちろん今回も実習生が重視するスキルであっても成績評価には反映されないもの（例えば親和性・計画性・情報要約力・前向きな思考・個人的スキル得点など）も多く認められたが、両者の認識が一致しているもの（例えばリーダーシップ・感受性・対人スキル得点・日常生活スキル合計点など）も見出された。こうした結果が得られた理由とし

て、日常生活スキルが教育実習において求められるスキルに近いという可能性もあるが、その一方で、ここ数年、「教育実習の研究」授業等の事前指導の効果が表れてきているという可能性もある。事前指導として、実習中にどのようなスキルが求められるのか実習生に学ばせることができれば、実習生がもともと持っている資質に頼ることなく、一定の実習成果をおさめることが可能となるのである。適切な事前指導がなされれば、実習生は自分に不足しているスキルを自覚し、実習までに改善することができ、実習が始まってから戸惑うことも少なくなるものと考えられる。ここ数年、事前指導内容の改善がなされた結果、今回のような結果が得られた可能性がある。

ただしここで注意しなくてはならないのは、教育実習は将来教職に就くためのトレーニングとしてなされるものであり、教育実習だけをパスできれば良いというものではない点である。言い換えれば、教育実習で求められるスキルはプロフェッショナルとしての教員に求められるスキルのほんの一部である。従って、教育実習だけに的を絞って事前・事後指導を行ってしまうと、その後教職に就いたときに必要となるスキルを獲得し損ねる場合もある。今後大学における事前・事後指導内容を検討する場合、こうした視点も必要となるろう。

第二に、今回使用した日常生活スキルは（それが事前指導の効果か否かにかかわらず）、その多くが教育実習の成否に関わるものであったことがあげられる。特にリーダーシップのスキル（集団の先頭に立って皆を引っ張っていける能力[項目2]）、感受性のスキル（困っている人を見ると援助したくなる傾向[項目19]・他人の幸せを自分のことのように感じられる傾向[項目22]）に代表される対人スキル（主に対人場面で展開されるスキル）は、教授・学習の指導（Ⅰ）・生徒の指導（Ⅱ）・教師としての適性（Ⅲ）といった面で高く評価されること、そして自尊心（自己肯定感）のスキル（自分のことが好きな傾向[項目6]・自分のいままでの人生に満足している傾向[項目12]）は勤務の状況（Ⅳ：誠実さ・熱意・態度・服装など）の面で高く評価されることが明らかとなった。過去の研究と対応させてみると、感受性のスキルと自尊心（自己肯定感）のスキルについては今回見出された新たなスキルと言えるが、リーダーシップのスキルについては、冒頭で述べた⑤自律性のカテゴリに近いものと考えられる。そこで今後は、教育実習中に実習校側で重視される可能性が高いカテゴリとして、冒頭の①～④に加え、以下の3カテゴリを加えることとする。⑤自律性（道徳的な判断に基づいて正しい行動をする能力・集団の先頭に立って皆を引っ張っていける能力・周りとは関係なく自分の意見や立場を明らかにできる能力）、⑥感受性（困っている人を見ると援助したくなる傾向・他人の幸せを自分のことのように感じられる傾向）、⑦自己肯定感（自分のことが好きな傾向・自分のいままでの人生に満足している傾向）。大学の事前教育においては、これらのスキルに関する指導を採り入れることも検討すべきであろう。

今後は本研究で得られたデータも参考としながら、学生が充実した教育実習を体験し、教育実習を通して本人のより良い成長につなげるためにはどのような事前・事後指導を行ったらいかが引き続き取り組んでいくことが重要である。

【参考文献】

- 相川 充・藤田正美 2005 成人用ソーシャルスキル自己評定尺度の構成. 東京学芸大学紀要(第1部門, 教育科学), **56**, 87-93.
- Brooks, D.K., Jr. 1984 *A life-skills taxonomy: Defining elements of effective functioning through the use of the Delphi technique*. Doctoral dissertation, University of Georgia, Athens, USA.*
- Danish, S. J., Petitpas, A. J., & Hale, B. D. 1995 Psychological interventions: A life development model. In S. M. Murphy (Eds.), *Sport Psychology interventions*. Champaign, IL: Human Kinetics. Pp. 19-38. *
- 藤本 学・大坊郁夫 2007 コミュニケーション・スキルに関する諸因子の階層構造への統合の試み. パーソナリティ研究, **15**, 347-361.
- 菊池章夫 2014 さらに/思いやりを科学する: 向社会的行動と社会的スキル. 川島書店.
- 岸 俊彦・水上和夫・大友秀人・河村茂雄(編) 2013 意欲を高める・理解を深める対話のある授業. 図書文化.
- 相良麻里 2007 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討: 短期大学に関して. 子保研年報, **19**, 12-19.
- 相良麻里 2009 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討: 実践的指導力の基礎(1). 東京家政大学研究紀要, **49**, 21-26.
- 相良麻里 2010 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討: 実践的指導力の基礎(2). 東京家政大学博物館紀要, **15**, 1-10.
- 相良麻里 2011 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討: コミュニケーションの問題に関連して. 東京家政大学博物館紀要, **16**, 1-7.
- 相良麻里・相良陽一郎 2012 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討: 教育実習生の自己評価に関して. 千葉商大紀要, **49** (2), 135-147.
- 相良麻里・相良陽一郎 2013 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討: 実習中に求められるコミュニケーション能力について. 千葉商大紀要, **50** (2), 83-102.
- 相良麻里・相良陽一郎 2014 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討: 実習中に求められるソーシャル・スキルについて. 千葉商大紀要, **51** (2), 233-250.
- 相良麻里・相良陽一郎 2015 教育実習に関する効果的な事前・事後教育の検討: 実習中に求められるソーシャル・スキルについて(2). 千葉商大紀要, **52** (2), 35-49.
- 三宮真智子 2008 メタ認知: 学習力を支える高次認知機能. 北大路書房.
- 島本好平・石井源信 2006 大学生における日常生活スキル尺度の開発. 教育心理学研究, **54**, 211-221.
- WHO(編) 川畑徹朗他(訳) 1997 WHO ライフスキル教育プログラム. 大修館書店. Pp. 11-30.*

* 島本・石井(2006)による引用

(2016.1.18受稿, 2016.2.8受理)

【抄録】

これまでの一連の研究から、教育実習において実習生が感じる困難さの背後に、コミュニケーション・スキルを含むソーシャル・スキルの問題があることが示されている。本研究では、新たに今年度教育実習を終了した実習生157名を対象とし、日常生活スキル(島本・石井, 2006)と、実習に関する自己評価および他者評価(実習校から得られた成績評価)の関係を検討した。その結果、教育実習に関わる重要なスキルとして、新たに自律性・感受性・自己肯定感などが見出された。これらの結果をもとに、効果的な事前・事後教育の検討が行われた。

〔論 説〕

古代ギリシアにおける石材・石碑の行く末と再利用

師 尾 晶 子

はじめに

古い建造物や石碑などの再利用については、長い間、古代末期から中世におけるスポリアの研究に集約されてきた。スポリア *spolia* (単数形：*spolium*) とは spoils すなわち戦利品を意味するラテン語で、狭義においては、古代末期から中世の教会に再利用された古代建築・古代遺物の石材を示す言葉である。古代の建造物は、それを必要としなくなった時代の人々にとって、もっとも手近な建築部材であった。放置された建造物を破壊・略奪してそれを再利用したことから、そしてキリスト教徒が異教徒の建造物から部材を調達してそれを見えるような形で配置したことから、こうした部材がスポリアと称されるようになったわけである。この本来の意味でのスポリアをめぐる研究、すなわちキリスト教の教会聖堂に古代神殿の石材が再利用されるということの意味をめぐっては、総論各論ともに膨大な研究史がある⁽¹⁾。

ところで、不要になった建造物やその他のものに使われていた資材を新たな建造物の基礎や装飾に再利用するということは、古代末期を待つまでもなく、より古い時代から繰り返しかえしおこなわれてきた。スポリアをめぐる研究史においては、しかしながら、4世紀初頭以降、意図的に公的建造物に古い建造物の資材の転用をおこなうという新しい建築文化が生まれたことが指摘されてきた。とりわけコンスタンティヌス帝の凱旋門の意匠が、かかる新しい建築手法の誕生の画期となったことが指摘されている。要するに公的建造物の建材に意図的にスポリアを用いる文化は、古代末期に生まれたものだと考えられてきた。

しかしながら、スポリアの概念からは外れるものの、放置された建造物の石材を意図的に用いるという行為は、紀元前5世紀初頭のアテナイにおいてすでに認められるものでもあった。後述するように、ペルシア戦争後のアテナイのアクロポリス北壁の再建と強化において、城壁の部材として、ペルシア軍によって破壊された神殿の石材が意図的に見えるように配置されたのである。新しいものを建造する際に、古いものからの転用材を意図的に用いることで過去の記憶を永続的に視覚化するという手法は、アクロポリス北壁のデザインに認められるのである。

本稿では、スポリア研究の中で、スポリアの概念に必ずしもあてはまらないことから研究対象にされてこなかった、古代ギリシア世界における石材の再利用、とくに石碑の再利用について整理し、今後考察を深めていくための素材を提示したいと思う。古代ギリシア世界における石材の再利用について総括した研究は、管見の限り存在しない。近年、奉納

(1) スポリアの概念については、必ずしも研究者の間で合意を見ているわけではない。スポリアに関する基本的な文献としては、さしあたり Kinney (1997); (2001); (2011); Esch (2011) を参照。また、膨大な研究史の概観については Frey (2006) 1-142 を参照。

像あるいは顕彰像の再利用とそのためにおこなわれた台座の再刻もしくは改竄についての論考がShear, Keesling, Krumeichらによってそれぞれ発表され、古典期に制作された像の後代における受容および古典期と後代(とりわけ第二ソフィスト運動の時代)との関係性について関心が向けられるようになった⁽²⁾。しかしながら、像以外のものの再利用のあり方については、いまだほとんど整理されていないのが実情である。それゆえ、本稿では、古代ギリシア世界における石材の再利用のあり方をまず整理したい。その際、再利用によって本来のコンテキストが失われる、あるいは改変されると同時に、オリジナルの存在がどのように再生されることにつながるのか、とりわけ個人ではなくそれが当該集団にとってどのような意味を持ち得たかについて考察したいと思う。

1. ペルシア戦争後の城壁の再建・強化と記憶のディスプレイ

前480年春、アテナイの町はクセルクセス率いるペルシア軍の蹂躪を受けた。蹂躪を前にアテナイ人は町を捨てることを決意し、婦女子はトロイゼンに、老人はサラミス島へと避難させ、成人男性は軍船に乗り込んでペルシア軍を待ち受けることにした。これにより、ペルシア軍が進軍してきたとき、アッティカおよびアテナイの町は完全に無防備な状態となった。ペルシア軍は各所に火を放ち、容赦なく破壊活動を展開した。アクロポリスも例外ではなく、城壁を登攀してきたペルシア兵によって全面的に火を放たれた⁽³⁾。前480年夏のサラミスの海戦に勝利したものの、アテナイ人は、翌春もペルシア軍の攻撃に備えてアッティカを去り、家財を安全なところに移すとともに自分たちはサラミス島に渡った。アテナイ人が和平に応じないことから、アッティカはふたたびペルシア軍に蹂躪され、町は焼かれ、地上に立っているものはことごとく破壊された⁽⁴⁾。

前479年6月のプラタイアの戦いでギリシア連合軍が勝利を収め、ペルシア軍がギリシア本土から撤退した後、アテナイに戻ってきた市民が目にしたのは、破壊され焼き尽くされた町であった。アテナイ人が町の復興にあたってまず取りかかったのは、市壁の再建と強化であった⁽⁵⁾。テミストクレスの主導によりおこなわれたこの市壁の再建と強化については、トゥキュディデスが次のように語っている。

アテナイ人はこのように短期間のうちに城壁を固めたのであって、この構築物が大急ぎで造られたことは、今日でも歴然としている。基礎の部分は雑多な種類の石材から成っており、場所によっては、石材に手を加えず、各人が運んで来たものを、そのまま用いており、また多数の墓標(πολλαί στήλαι ἀπὸ σημάτων)など別の用途に造形された石材も嵌め込まれている。市域を囲む城壁は到る所で拡張されたので、そのために何もかも無差別に手をつけて大急ぎで運んだのである。(『歴史』1.93.1-2 翻訳は、藤縄謙三訳『歴史1』京都大学学術出版社より引用)。

(2) Shear (2007); Keesling (2003) 185-192; (2010); Krumeich (2010), esp. 368-385.

(3) Hdt. 8. 50-55 (アクロポリスの焼き討ちについては8.53).

(4) Hdt. 9.13.

(5) Thuc. 1.89.3-93.

このとき建造された城壁の建材に使用された墓碑のいくつかが今日アテネ国立考古学博物館やケラメイコス博物館に展示されている。Kniggeによれば、「今日考古学博物館とケラメイコス博物館に収蔵されているほとんどすべての墓標は、前478年に造られたテミストクレスの城壁と城門に組みこまれた状態で発見された」ものであった⁽⁶⁾。墓碑の多くは前6世紀半ばころにつくられたものであるが、それから数十年ののちに城壁の建材として本来の役割を果たすことを停止したのである。墓碑のなかには、城壁の石として積み上げるべく直方体に近い形にするために、レリーフの表面を削り取られたものもあった⁽⁷⁾。

しかしながら、ペルシア戦争後、これ以上に意図的に石材の再利用がおこなわれたのは、アクロポリスの北壁の再建工事であった。テミストクレス、あるいは前460年代にキモンの主導によって、アクロポリスの北壁の再建と強化のための工事がおこなわれた⁽⁸⁾。この城壁の壁材には、一部アテナ古神殿と古パルテノン神殿の建材が再利用された。アテナ古神殿は前510年～前500年ころにかけて建造されたもので、一方、古パルテノン神殿は、おそらくはマラトンの戦いの勝利を祝して前488年ころに建築がはじまったものの、ペルシア軍の来寇のために工事が中断された未完の神殿であった。いずれの神殿も、ペルシア軍によって破壊され、火を放たれ、一時的に放置された状態になっていた⁽⁹⁾。北壁の再建強化工事にあたって、両神殿の建築部材が目立つように城壁の上部に配置されたのである。神殿のエンタブラチュア（アーキトレーヴ・ドーリス式フリーズ〔トリグリュフォス・メトープ〕・ゲイソン）や柱の円筒石が北壁の上部に積み重ねられている様子は、今日なおはっきりと目で見ることができる（図1、図2、図3を参照）。エンタブラチュアは、アテナ古神殿（前510～480年ころ）に由来し、加工途中の柱の円筒石は古パルテノン神殿のために切り出されたものであった。前者はエレクテイオンの西側に、後者は東側に配置された。損傷を受けた神殿の部材が嵌め込まれたこの城壁は、市民生活の中心たるアゴラから見渡せるように設計されており、明確に見られることを、記憶にとどまることを意図して配置されたものであった⁽¹⁰⁾。

(6) Knigge (1991) 30-34.引用は30頁。

(7) テミストクレスの城壁の全容については、Noack (1907) を参照。また、墓標の実例については、Richter (1961) p.12-13, No. 7 (c.610-575 BCE, Kerameikos Museum); p.15-16, No. 11 (c.575-545 BCE, Kerameikos Museum); p.22, No. 27 (c.560 BCE, NM 2687); p.23, No. 29 (c.575-545 BCE, NM 2825); p.23-24, No. 31 (c.560-550 BCE, Kerameikos Museum); p.33-34, No. 47 (c.550-525 BCE, NM) を参照。

(8) アクロポリス北壁の再建強化については、かつてはテミストクレスによる事業とされるが多かった。しかしながら、Boersma (1970) は、北壁と南壁の工法の類似点から、南壁同様、北壁の再建もキモンの主導のもとにおこなわれたと推測する。そしてエウリュメドンの戦いの戦利品が城壁再建の資金源となったと解釈している。南壁の再建・強化についてはPlut. *Cim.* 13. 6, Nepos *Cim.* 2. 5に記載があるものの、北壁の再建がいつ、誰の主導のものにおこなわれたかについては、古代の作家による言及はない。Hurwit (1999) 143 with n. 19, Holtzmann (2003) 93-95 も Boersma (1970) 46 の見解にしたがっている。一方、Korres (2002) はテミストクレス説を唱え、Krumeich/Witschel (2010) 7 with n. 31 はそれを支持している。

(9) 古パルテノン神殿の石灰岩の基壇が、前447年に建築のはじまったパルテノン神殿の基壇として見えるように使われていることについてはよく指摘されておりである。これもまた、古い時代の記憶を目に見える形でこすという手法の1つだと言える。アテナイの中心聖域としてのアクロポリス全体にこのような手法がみられること、なかでもミュケナイ時代の城塞が見える形でアテナ・ニケ神殿の護壁の北面やアクロポリス東部にこのこされていることについては、Hurwit (1999), Holtzmann (2003), Papadopoulos (2012) 341-342 を参照。

(10) ヘカトンパドン神殿の建築部材もまた南壁および東南壁の部材として埋め込まれた。ディオニュソス劇場の



図1 アクロポリス北壁(筆者撮影)

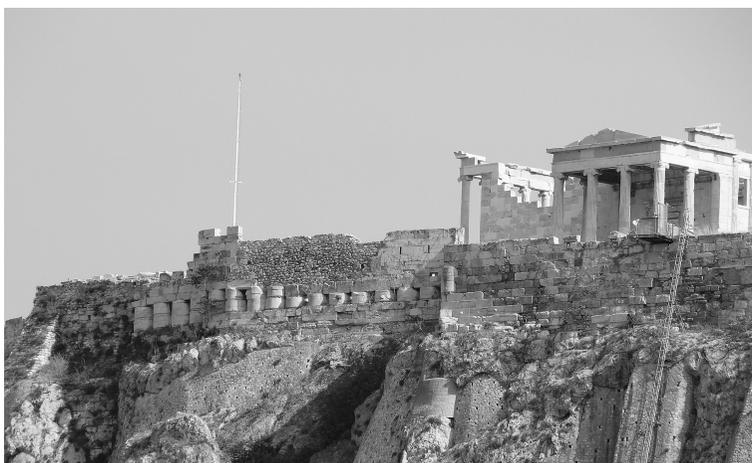


図2 アクロポリス北壁東側部分。再利用された柱の部材が並べられているの見える(筆者撮影)。

サラミスの海戦の戦利品でつくられたといわれるアテナ・プロマコス像に見られるように、ペルシア戦争後、戦利品を溶かして神像にして奉納するということは各地でおこなわれたが(そしてその行為自体は広義においては再利用と言えようが)、建築部材をそのままそれとわかる形で再利用したという事例である点で、アクロポリスの北壁は注目される。古代の史料は何も語らないが、このような建築部材が再利用されたのは、単に手近な資材であったことはもちろんだが、同時にペルシア軍がおこなった「蛮行」を永続的に視覚化し、ペルシア戦争の記憶を永続化するという効果を持ち得たと言えよう。

上部に埋め込まれたこれらの部材は北壁ほど明確ではないものの、確かに見ることができる(図4参照)。Cf. Goette (2001) 12.



図3 アクロポリス北壁西側部分。アーキトレーヴが城壁の上部に配置されているのが見える。とりわけドーリス式フリーズの部分が目立っている（筆者撮影）。



図4 アクロポリス南壁東側部分。上部にメトープなどが嵌め込まれている様子が明確ではないものの視認できる（筆者撮影）。

2. 石碑・像の寿命と再利用

上述のように、アルカイック期に建立された墓碑の多くがテミストクレスの主導のもとに建造された市壁の部材として使われることとなった。その寿命は、短いものでは数十年にも満たなかったであろう。同様に、後267年のヘルリ人の侵入の後、後282年頃に構築されたとされるアテナイの城壁の部材の大部分は、ヘルリ人によって破壊された周辺の建造物や石碑、彫像の台座からなっていた。ここでも比較的新しく建立された石碑や像が部材

として用いられていたことが知られている⁽¹¹⁾。

また、前5世紀半ばにはじまったペリクレスによるアクロポリス再建事業においては、アクロポリスに建立されていた多くの奉納物が取り除かれ、埋められることになった。いわゆる *Perserschutt* とよばれる埋蔵穴からは、ペルシア戦争時に破壊されたり、火を放たれ焦げ付いた像だけではなく、ペルシア戦争後に新たに奉納された像も数多く含まれていたことが Stewart によって明らかにされている。新しいものでは、前430年代に制作されたと思われる像も含まれており、北壁、南壁の工事、さらにはアクロポリス上部の再建事業のために、放置されていた建材のみならず、奉納設置されていた種々の像も工事に不要なものとして取り払われ、埋蔵穴に廃棄されたのである。奉納像としての役割を果たしていた期間は、ものによっては20、30年にも満たなかったことになる⁽¹²⁾。

2-1. 再利用石材に刻まれた碑文

石碑の素材として再利用品が意図的に使われることもあった。いわゆる「ヘカトンペドン碑文」(*IG I³ 4*, 前485/4年)の石板は、ヘカトンペドンと呼ばれる古い神殿のメトープ2枚を再利用したものであった⁽¹³⁾。「青ひげの神殿」(*Bluebeard Temple*)とも称されるヘカトンペドン神殿は、前6世紀第2四半世紀、おそらく前565～560年ころ、ペイシストラトスの提唱によって、大部分石灰岩を用いてつくられた神殿である。前490年、マラトンの戦いの後、古パルテノン神殿の新築に際して、オイケマタ (*oikemata*; 部屋, 家の意) とよばれるおそらく聖財の保管されていた建物をのぞいて取り壊された⁽¹⁴⁾。「ヘカトンペドン碑文」はアテナ・ポリアスのための宗教儀礼に関わる取り決めが刻まれた碑文であるが、素材がヘカトンペドンのメトープと同様にヒュメトス山の採石場から切り出された大理石が使われていること、もともとメトープに施されていた浮き彫り模様が平らな碑面をつくるために削り取られた痕が碑文の下部にうっすらと残されていることから、この神殿の石材が再利用されたものであることが明らかになっている⁽¹⁵⁾。なお、この神殿の建材は、上述のアクロポリス北壁や「ヘカトンペドン碑文」にとどまらず、前437年から432年にかけて建設工事がおこなわれたプロピュライアの床材にも一部使われていたことが確認されている⁽¹⁶⁾。

破壊、もしくは未完で放棄された神殿の建材を石碑の石材として再利用するという手法は、第1頁租初穂表 (*Lapis Primus*) でも用いられたという説が近年提唱された。2011年に

(11) Thompson and Wycherley (1972) 209.

(12) いわゆる *Perserschutt* とその穴が使われた年代については、Stewart (2008) を参照。Stewart は、この埋葬穴がペルシア軍の掠奪行為によって破壊された像などのゴミ捨て場として使われたのみならず、ペルシア戦争後にアクロポリスに設置されたものの、その後不要になったり邪魔になったために廃棄が決まったものの投棄場所としてつかわれていたことを明らかにした。

(13) 碑文の決議年代は、メトープAの14行目、メトープBの26行目にあらわれるアルコン名からわかる。Butz (2010) はこのアルコンが前485/4年のフィロクラテスであることを確定した(141-143)。

(14) ヘカトンペドン神殿の建造時期については、Hurwit (1999) 114 参照。オイケマタについては、ヘカトンペドン碑文に「ヘカトンペドン神殿の中のオイケマタ」という言及があることから、残存していたことがわかる。

(15) 加工の痕は、アテネ碑文博物館に展示されているメトープBにはっきりと残されている。もともと施されていた浮き彫り装飾が削り取られている様子についてはButz (2010) xiii の Plate 3 および4の写真がわかりやすい。

(16) Butz (1999) 参照。

『ヘスペリア』誌上に発表した論文において、Milesは、独立した石碑として建立されたものとしてはギリシア碑文最大の大きさを誇る第1貢租初穂表の石材が、もともと古パルテノン神殿のアーキトレーヴのために切り出され、アクロポリスに運ばれてきた石材の再利用であるという説を提示した⁽¹⁷⁾。上述のように、マラトンの戦いの戦勝記念として建立がはじまったとされる古パルテノン神殿は、基壇がつくられ柱を設置しようというところでペルシア軍の襲撃に遭い、そのまま放置されることとなった。すでに神殿建築のために切り出され、アクロポリスに運ばれてきていた石材が、貢租初穂表に転用されたというわけである⁽¹⁸⁾。Milesは同論文で、前439/8年から前432/1年まで8年間にわたる貢租の初穂額が刻まれた第2貢租初穂表 (*Lapis Secundus*) もまた、その石碑の特異な大きさから、碑石として切り出されたものではなく、もともと建材として切り出されたものである可能性が高いと論じた。そして、この石材は、パルテノン神殿の建造のために切り出された石材の転用ではないかと推測している⁽¹⁹⁾。女神アテナの神殿のために用意された石材を女神に捧げる初穂の金額を刻む石碑に転用し、それを改めて奉納するという行為の中に、再利用という行為の儀礼性を認めることができる。

2-2. 墓碑、墓標の再利用

緊急時に城壁の部材として再利用された墓碑については上述したとおりであるが、墓碑そのものとして再利用されることもまためずらしくなかった。この場合、公的なものというよりも、私的な墓碑が、その後私的に再利用されるということになる。このような墓碑の再利用がいつからはじまったのかについては明らかでない。またほとんど体系的な研究もなされてきていないように思われる⁽²⁰⁾。しかしながら、一度建立された墓碑に名前が書き加えられて二次利用されたり、デザインに変更が加えられて二次利用されるという事例は、古典期のうちから、おそらく前5世紀末から前4世紀はじめころから知られている⁽²¹⁾。そして、ヘレニズム時代以降、再利用の事例が目立つようになったことはまちがいないと思われる⁽²²⁾。一族の名が書き加えられるばかりでなく、全く関係のない人物の名が古い墓碑に書き加えられることは珍しいことではなかった。また元の被葬者の名前が削られて、新たな被葬者の名前が刻まれることもあった。

そもそも、墓そのものが再利用されることはめずらしくなく、また特定の人物のためにつくられた墓が墓として利用されていたのは、一般にせいぜい3世代程度であったという

(17) Miles (2011) 参照。

(18) 古パルテノン神殿の基壇自体、前447年に工事のはじまったパルテノン神殿の建築のために再利用され、また切り出されアクロポリスに運び上げられていた石材の一部は、パルテノン神殿の基壇や床材に再利用された。

(19) Miles (2011) 667-669.

(20) Oliver (2000) 6.

(21) *SEG* 51. 248. 主としてペイライエウスとサラミスから出土した浮き彫りおよび碑文に変更が加えられ再利用された事例をみつめた M.I. Pologiorgi, *AD* 54 (1999) A [2003] 173-214 の内容が紹介されている。Pologiorgi の論文については筆者未見。より一般的には Kurtz and Boardman (1971) 136 参照。

(22) ヘレニズム、ローマ時代の小アジア出土の墓碑に頻出する、他者の墓に勝手に埋葬することに対して警告し、違反者に罰金を求めることを記した墓碑の存在は、逆に言えば、このような墓の二次利用、墓碑の二次利用が珍しいものではなかったことを示している。ただし、こうした警句が刻まれた墓碑は、小アジアからの出土に限定されており、とくにリュディア、フリュギア、リキアからの出土が多い。Strubbe (1991); (1997) 参照。

研究もある⁽²³⁾。小アジアにおいて、墓荒らしに対する警句を含んだ墓碑が頻出するが、その多くは一族の墓地に他者が埋葬されることに対する警告であった。

2-3. 顕彰像・奉納像の再利用

近年、顕彰像の再利用(すなわち使い回し)について注目されている。アテナイにおいてはじめて顕彰像が建立されたのは「僭主殺し」ハルモディオスとアリストゲイトンで、前6世紀末のことであった。アンテノルによってつくられた彼らのブロンズ像は、前480年のペルシア軍来寇の際、スサに持ち去られ、アレクサンドロスかあるいは後継者によって持ち帰られるまでそこにとどまった⁽²⁴⁾。「僭主殺し」の像は、前487年ごろにクリティオスとネシオテスによって再度つくられてアゴラに建立されることとなった。「僭主殺し」の像が建立されてから1世紀近くの間、同様の顕彰像が建立されることはなかったが、前4世紀初頭、コノンがその軍功ゆえにブロンズ像を持って顕彰されると、その後、数こそ限定的ではあるものの、ポリスに対して最大限の功績を挙げたと認められた者に対して顕彰像の建立が褒賞として与えられるようになった⁽²⁵⁾。

かかる顕彰像の多くはアゴラに建立されてきたが、ローマ時代に入って、アテナイ人によって顕彰されたローマ人の顕彰像がアゴラばかりではなくアクロポリスに建立されるようになった。この一部は、新規に像をつくるのではなく、既存の像とその台座を再利用し、被顕彰者の名前をそこに刻むという形で実現された。こうしたブロンズ像はすべてオリジナルの奉納像が再利用された⁽²⁶⁾。台座については、オリジナルの台座の碑銘の一部を削って新たに被顕彰者の名前を刻んだものもあれば、オリジナルの碑面の裏側に新たに碑銘を刻んだものもあった。第三者による奉納像が、時代を経て顕彰像としてあらためて奉納されたわけである。こうした奉納像を再利用した顕彰像は、アッティカ内外の他の聖域でも見られるが、オロポスのアンフィライオンに建立された像のほとんどはローマ時代に再利用され、碑銘が書き加えられた⁽²⁷⁾。ローマのエリートにとって、新たな像をつくることに経済的な問題はなかったはずで、古いものを再利用することに意味があったのである。実際、本来の奉納者の名前が削られた場合にも、像の制作者の署名は残されるのが通例であった。

アテナイのアクロポリスにおける奉納像の再利用をのぞくと、最近までの碑文集における出土地と出土状況についての記載の不備もあり、ほとんど研究が進んでいないのが実態であるが、ギリシア文化の中心地としての地位を認められたアテナイ以外の地において同

(23) Humphreys (1980) 114-121 参照。

(24) Paus. 1. 8. 5; Arrian, *Anabasis* 3. 16. 7-8; Plin. *NH* 34. 70.

(25) 「最高の榮譽 *megistai timai*」によってアゴラに建立されたブロンズ製の顕彰像については、Aristeides 53. 23 の記述を参照。また「僭主殺し」の像に次いでアゴラに建立された像がコノンの像であったことについては、Dem. 20. 70 を参照。コノンの像の建立がアテナイにおける顕彰像を建立するという習慣の確立に与えた影響については、周藤 (2013) を参照。顕彰像の建立の社会的コンテクストについては、Ma (2013) を参照。とくに当初の建立意義を失った彫像の再利用については、55-62, esp. 61-62 を参照。

(26) Shear (2007); Keesling (2003) 185-192; (2010); Krumeich (2010) esp. 368-385. Krumeich のカタログによれば、オリジナルの碑銘に手を加えられたものが11例、手の加えられていないものが9例である。なお、IG の番号とアクロポリス美術館の所蔵番号との同定については、Matthaiou and Malouchou (2012) を参照。

(27) Keesling (2010) 321.

様の状況が見られるのかどうか、あるいはアテナイに特有の現象なのかについての調査は今後の課題だろう。

2-4. 石碑の再利用

石碑の石碑としての再利用については、古典期まではあまり知られていない。個人の体験にもとづいて言うならば、遺跡に放置されている石碑を見る限り、ヘレニズム時代以降はめずらしいことではなかったようである。しかしながら、石碑の二次利用についてのまとまった研究が存在するのかどうかについては、管見の限り知らない。実際にさまざまな遺跡現場で目にした碑文にもとづけば、裏側など未使用面に新たな碑文が刻まれることがあった一方、古い碑文を削ることなく、そのまま上書きされたものも存在する。このことを考えれば、不要となった無数の碑文の表面が薄く削られて、再利用された可能性はきわめて高いと言えるかもしれない。とりわけ浅く細かな文字で刻まれたヘレニズム時代の決議碑文は再利用に適した素材であったと言えるかもしれない。しかしながら、オリジナルの碑文と、二次利用によって刻まれた碑文との間に意図が見てとれるものは、上述の奉納像あるいは顕彰像の台座以外にはほとんど存在しないように見える⁽²⁸⁾。

一方、古典期アテナイにおける石碑の石碑としての再利用についての反証となる事例としては、アテナ・パルテノス像の制作に関する会計記録がある。前447/6年から前438/7年まで1年ごとに出納が記録され建立された。このうち、前440/39年の出納記録は2枚見つかっており、1枚は途中まで刻文して放棄され、おそらくアクロポリスに埋められた⁽²⁹⁾。レイアウトのミスないし気変わりによって廃棄されたこの石碑は、再利用されることはなかった⁽³⁰⁾。これが特殊な事例なのか、それとも頻繁にあることであったのかについては、現存の史料からは判明しない。

3. 碑文の寿命

いったん建立された碑文の寿命はどれほどであったのか。古代ギリシア人が石碑の建立に永続性を認めていたことは、文献史料の中でもたびたび語られている⁽³¹⁾。実際、碑文の条文の改竄や破壊を禁ずる一文の含まれた碑文も数多く知られている⁽³²⁾。たとえば、前500年ころに締結されたエリスとヘライアとの条約においては、「もしも何人か刻まれたもの(=この碑文)に損傷を加えるならば、私人であれ役職者であれ国家(デーモス)であれ、その者はここに書かれているように聖なる罰金を負うこと」と規定され⁽³³⁾、いわゆる「テオスの呪い」においては、「もしも何人か呪いが書かれているこの石碑を運び出し、破壊した

(28) 一例を挙げれば、前295/4年の顕彰碑文の側面に後1世紀半ばころの字体で名前とタイトルの示された *IG II² 646 = IG II² 1 853* と *IG II² 2305*。

(29) *IG I³ 459 = ML 54 A (1)*。

(30) Austin (1934) 62-63は、*IG I³ 459* がストイケドンスタイルで刻文されていないことから廃棄されたと推測する。一方、Austinの著書の書評をおこなった Meritt (1939) は、左側に金額を刻むスペースを入れ忘れたことから廃棄されたと推測している (384)。

(31) *E.g.* Dem. 20. 127; [Dem]. 58. 56.

(32) 下記の註33, 34の事例以外に、ML 13, 14-16 (c.525-500BCE) など。

(33) ML 17 = Buck 62, 7-10 (c.500 BCE)。

り、文字を切りつけたり、読めなくしたならば、その者は破滅すべし。彼も彼の一族も」という呪いの一節が刻まれた⁽³⁴⁾。

逆に、碑文に刻まれた内容に変更が生じた場合、碑文の該当箇所が削られ、修正された例もまた知られている。オイニアデス顕彰碑文においては、「スキアトス人オイニアデス」という表現は、追加動議によって本人の希望した「パライスキアトス（古スキアトス）人オイニアデス」と書き換えられることが決定され、それに基づいて碑が刻まれた⁽³⁵⁾。ネアポリス人顕彰碑文では、前410/9年の決議によってすでに刻まれていたフレーズが、前407/6年ころの再決議において、「タソスの植民市である」という7行目と8行目の句を削り、代わりに「アテナイ人とともに敵に対して戦い続けたこと」と刻み直すことが決定された（58～59行目）。母市たるタソスがアテナイからの反乱に屈したことで、タソスとの親密な関係を明確に示す言葉を消し去ることを望んだのであった⁽³⁶⁾。さらに、第二次海上同盟の設立憲章を刻んだ碑文においては、「アテナイ人と同盟を締結した諸市のいずれかに、アテナイに不都合な石碑が存在した場合には、その時々の評議員はそれらを破壊する権限を有すること」が規定された⁽³⁷⁾。また、アテナイとテッサリア人との同盟締結にあつては、これによってこれまでの同盟を記載した石碑の破壊が命じられた⁽³⁸⁾。こうした事例は、石碑というものが物理的なモノであること、それゆえにその内容に齟齬が生じた場合に、物理的な破壊や変更が加えられることを必然としたということを示している。

それゆえ、前5世紀末、アテナイの「30人僭主」は、民主政下のアテナイで顕彰された人々のために建立された顕彰碑文を破壊した。復活民主政下で再刻された碑文が実際に存在することから、この行為が現実におこなわれたことが知られている⁽³⁹⁾。また、前200年、アテナイはアンティゴノス朝の名が刻まれた石碑から、その名を削り取ることを決定した。いわゆる「記憶の断罪」(*damnatio memoriae*)である⁽⁴⁰⁾。

その一方、50年、100年といった有期の条約が締結されたとき、その条約の効力が失われた後も、多くの場合、無効になった碑文が破壊されることなく存在しつづけたと考えられることがBolmarcichによって指摘されている。彼女によれば、アテナイの外交碑文に関して言うならば、アクロポリスに建立された石碑のほとんどがその役割を終えた後もそのまま放置されていた。必ずしも積極的に保護されていたわけではないにせよ、何らかの理由でそれらが邪魔にならない限り、あえて不要だという理由で処分されることがなかったというわけである⁽⁴¹⁾。

こうした状況からは、石碑の石碑としての再利用について、それほど積極的におこなわれていなかった様子が見えてくる。とりわけアテナイのアクロポリスのようにかなりの数

(34) ML 30, 35-41 (c.470-450 BCE).

(35) *IG* I³ 110, 7-8 (408/7 BCE). 追加動議は26～31行目。刻文前に決定されたため、この碑文自体には修正はない。

(36) *IG* I³ 101, 7 and 8 (410/9 and 407/6 BCE?).

(37) *IG* II² 43, 31-35 = RO 22 (378/7 BCE).

(38) *IG* II² 116, 39-40 = RO 44 (361/0 BCE).

(39) *IG* I³ 229, II² 6, 13, 52, 66, *Agora* 16, 37.

(40) Byrne (2010) 参照。162～165頁に名前の削り取りがおこなわれた碑文の一覧が掲載されている。Livy 31.44.4-5も参照。

(41) Bolmarcich (2007).

の石碑が設置されていたような場においては、一度設置したものに対して、内容をチェックし整理するなどという手間をかけるということの方が煩雑であり、非常時の対応であったとも言えよう。上述のアンティゴノス朝の「記憶の断罪」の行為においてすら、アクロポリスの上に設置された石碑については放置されたものが多かったことが指摘されている⁽⁴²⁾。建築資材や奉納像・顕彰像の再利用と石碑の再利用とのあり方については、大きな差異があるといわざるを得ない。

むすびにかえて

石材および奉納像およびその台座の再利用のなかには、それが単なる経済的な理由だけでおこなわれたというよりも、オリジナルが制作された時代や制作者と再利用者との結びつき、あるいは過去の記憶の保持・共有・再強化が意図されていたものがあることについては上述してきたとおりである。

一方、碑文の再利用という観点からながめるとき、上記の台座の意図的な再利用をのぞいては、破壊や削除によって記憶から物理的に遠ざけるという行為がしばしばおこなわれたのに対して、再利用によって記憶にとどめるということは、さほど積極的におこなわれてきたようには見えない。石碑の破壊についての警告、石碑の破壊の命令が存在する一方で、多くの石碑がその役割を終えてからも放置されていることは、そもそも石碑というものはいったん設置された後は手を加えないということがその本質であることを示しているようにも見える⁽⁴³⁾。このことは、石碑のもつ性格について、ひいては碑文の持つ意味について、今一度見直す視点を与えてくれているようにも見える。この点についての考察は今後の課題とし、石材と石碑の再利用に関する概観をひとまず終えたい。

付記

本稿は、平成24年度千葉商科大学学術研究助成「古代地中海世界における石碑の再利用に関する通時的研究」にもとづく成果の一部である。

文献略記

Agora 16 = Woodhead, A. G. *Inscriptions: The Decrees* (The Athenian Agora 16). Princeton. 1997.

Buck = Buck, C. D. *The Greek Dialects*. Chicago. 1955.

(42) Byrne (2010) 175-176.

(43) ここで再考を必要とするのが、「アテナイとレギオン条約決議」(IG I³ 53)と「アテナイとレオンティオイ条約決議」(IG I³ 54)である。いずれも碑文の上部が薄く削り取られて再刻されたこれらの碑文は、一般に前450年ころに成立した最初の条約を刻んだ石碑に、前433/2年に更新された条約を再刻したものだと考えられている。この従来の解釈が成り立つのか、それとも Mattingly (1996) 266-268の主張するように前433/2年に初めて締結された条約であって、再刻は単なる決議年代の記載の仕方の変更によるものと考えられるべきなのか、今一度検討すべきだと思われる。これについては別稿にゆずりたい。

IG = *Inscriptiones Graecae*. Berlin.

ML = Meiggs, R. and D. Lewis. *A Selection of Greek Historical Inscriptions to the End of the Fifth Century B.C.* Oxford. 1988².

RO = Rhodes, P.J. and R. Osborne. *Greek Historical Inscriptions 404-323 BC*. Oxford. 2003.

SEG = *Supplementum Epigraphicum Graecum*. Leiden.

参考文献

Austin, R. P. 1938. *The Stoichedon Style in Greek Inscriptions*. Oxford.

Boersma, J.S. 1970. *Athenian Building Policy from 561/0 to 405/4 B.C.* Groningen.

Bolmarcich, S. 2007. 'Afterlife of a Treaty.' *CQ*57: 477-489.

Brilliant, R. and D. Kinney. 2011. *Reuse Value. Spolia and Appropriation in Art and Architecture from Constantine to Sherrie Levine*. Farnham.

Byrne, S. G. 2010. 'The Athenian *Damnatio Memoriae* of the Antigonids in 200 B.C.' In: Tamis, A., C. J. Mackie and S. G. Byrne eds. *ΦΙΛΑΘΗΝΑΙΟΣ: Studies in Honour of Michael J. Osborne*. Athens.157-177.

Butz, P.A. 2010. *The Art of the Hekatompedon Inscription and the Birth of the Stoikhedon Style*. Leiden.

Butz, P.A., Y. Maniatis, and K. Polikreti. 1999. 'The "Hekatompedon Inscription" and the Marble of Its Metopes. Part II: The Scientific Evidence.' in: M. Schvoerer ed. *Archéomatériaux Marbres et autres roches. Actes de la IV^e conférence internationale (ASMOSIA IV)* 255-260.

Esch, A. 2011. 'On the Reuse of Antiquity: The Perspectives of the Archaeologist and of the Historian.' in: Brilliant/ Kinney eds. 13-31.

Frey, J. M. 2006. *Speaking through Spolia: The Language of Architectural Reuse in the Fortifications of Late Roman Greece*. diss. University of California, Berkeley.

Goette, H.R. 2001. *Athens, Attica and the Megarid. An Archaeological Guide*. London.

Holtzmann, B. 2003. *L'Acropole d'Athènes. Monuments, cultes et histoire du sanctuaire d'Athènes Polias*. Paris.

Humphreys, S.C. 1980. 'Family Tombs and Tomb Cult in Ancient Athens: Tradition or Traditionalism?' *JHS* 100: 96-126.

Hurwit, J.M. 1999. *The Athenian Acropolis*. Cambridge.

Keesling, C.M. 2003. *The Votive Statues of the Athenian Acropolis*. Cambridge.

Keesling, C.M. 2010. 'The Hellenistic and Roman Afterlives of Dedications on the Athenian Akropolis.' in: Krumeich/ Witschel eds. 303-327.

Kinney, D. 1997. 'Spolia. *Damnatio* and *Renovatio Memoriae*.' *Memoirs of the American Academy in Rome* 42: 117-148.

Kinney, D. 2001. 'Roman Architectural Spolia.' *Proceedings of the American Philosophical Society* 145: 143.

- Kinney, D. 2011. 'Introduction.' in: Brilliant / Kinney eds. 1-11.
- Knigge, U. 1991. *The Athenian Kerameikos: History -Monuments -Excavations*. Athens.
- Korres, M. 2002. On the North Acropolis Wall. in: Stamatopoulou, M. and M. Yeroulanou eds. *Excavating Classical Culture. Recent Archaeological Discoveries in Greece*. Oxford. 179-186.
- Krumeich, R. and C. Witschel eds. 2010. *Die Akropolis von Athen im Hellenismus und in der römischen Kaiserzeit*. Wiesbaden.
- Kurtz, D.C. and J. Boardman. 1971. *Greek Burial Customs*. London.
- Ma, J. 2013. *Statues and Cities. honorific Portraits and Civic identity in the Hellenistic World*. Oxford.
- Matthaiou, A.P. and G.E. Malouchou. 2012. *Συνοπτικός κατάλογος τῶν ἐπιγραφῶν Ἀκροπόλεως*. Athens.
- Mattingly, H.B. 1996. *The Athenian Empire Restored*. Michigan.
- Meritt, B.D. 1939. 'Review of R.P. Austin, *The Stoaichedon Style in Greek Inscriptions*.' *CP* 34: 383-385.
- Miles, M.M. 2011. 'The Lapis Primus and the Older Parthenon.' *Hesperia* 80: 657-675.
- Newby, Z. and R. Leader-Newby eds. 2007. *Art and Inscriptions in the Ancient World*. Cambridge.
- Noack, F. 1907. 'Die Mauern Athens. Ausgrabungen und Untersuchungen.' *AM* 32: 123-160, 473-566.
- Oliver, G.J. 2000. *The Epigraphy of Death. Studies in the History and Society of Greece and Rome*. Liverpool.
- Papadopoulos, J.K. 2012. 'Framing Victory: Salamis, the Athenian Acropolis, and the Agora.' *Journal of the Society of Architectural Historians* 71: 332-361.
- Richter, G.M.A. 1961. *The Archaic Gravestones of Attica*. London.
- Shear, J.L. 2007. 'Reusing Statues, Rewriting Inscriptions and Bestowing Honour in Roman Athens.' in: Newby/ Leader-Newby eds., *Art and Inscriptions in the Ancient World*. Cambridge. 221-246.
- Strubbe, J.H.M. 1991. "'Cursed Be He That Moves My Bones.'" in: Faraone, C.A. and D. Obbink eds. *Magika Hiera. Ancient Greek Magic & Religion*. Oxford 33-59.
- Strubbe, J.H.M. 1997. *ARAI EPITYMBOI. Imprecations against Desecrators of the Grave in the Greek Epitaphs of Asia Minor*. Bonn.
- Thomson, H. A. and R. E. Wycherley 1972. *The Agora of Athens: The History, Shape and Uses of an Ancient City Center (The Athenian Agora 14)*. Princeton.
- 周藤芳幸 2013.「コノンの像—古典期アテネにおける彫像慣習の一考察」『西洋古典学研究』61 : 36 - 47.

(2016.2.1 受稿, 2016.2.25 受理)

〔抄 録〕

本論文では、古代ギリシアにおける石材と石碑の再利用のありかたについて概観した。一般に石材や奉納像・顕彰像の再利用がおこなわれるときには、再利用に対する強い意図が見てとれるのに対して、石碑を石碑として再利用する際には、それほどの意図がみとめられないことを確認した。石碑の破壊についての警告、石碑の破壊の命令が存在する一方で、多くの石碑がその役割を終えてからも放置されていることは、石碑というものはいったん設置された後は手を加えないということがその本質である、ということを示しているように思われる。

〔論 説〕

中国における公的扶助の新たな取り組み

—上海での現地調査からみえてきたもの—

朱 珉

はじめに

世界第2位の経済規模を誇る中国において、貧困問題はなお深刻な社会問題である。国連の『ミレニアム開発目標報告書2014』は、中国は貧困削減において大きな成果を挙げたものの、世界で2番目に多い極貧人口 (extreme poor) を抱えている国でもあると指摘している⁽¹⁾。中国国内の発表からも、その深刻さを物語っている。中国国家统计局によると、農村貧困ラインである年間2,300元を下回る農村部の貧困人口は、2014年に7,017万人にも及ぶ(中国国家统计局2015)。また、2014年の『中国城市発展報告No.7』では、2012年の都市部貧困人口が4,155万人に、都市部の貧困発生率は平均10%に達していると推計している。北京や上海といった大都市も、それぞれ21万人と42万人の貧困人口を抱えている(蔣2014,185)。

一般的に、貧困問題に対応するための社会保障制度といえ、社会保険と公的扶助を挙げることができる。社会保険は人々が貧困状態に陥るのを前もって防ぐこと、つまり防貧機能をもつ制度であるのに対して、公的扶助は人々が貧困状態に陥った時に、そこから救い出すこと、つまり救貧機能をもつ制度である。この両者の相互関連という点、公的扶助の基本的性格は、社会保険を補完する機能にあるとみることができる(副田1995,276)。しかし、それは社会保険に比べ、公的扶助の重要性が劣っているということではない。実際、社会保険は保険料の拠出義務があるため、保険料を払えない人々を事実上制度から排除している。そのため、公的扶助は社会保険からこぼれ落ちてしまう人々を受け止める「最後の砦」である。社会保険でカバーできない人が存在しているゆえに、必要な補完的制度であり、社会的包摂理念にとって不可欠、かつ枢要な意味をもつものなのである(富江2010,200~201)。

中国の公的扶助は、1993年に上海で最初に成立された最低生活保障制度から始まった。その後、国有企業改革一色の1990年代の最後の年に都市部で確立し、2007年に農村部まで普及した。2014年2月21日に、待望の「社会救助暫定弁法」(以下は「弁法」と略す)が公布されたことにより、中国の公的扶助は新たな時代に突入した。従来の二元化した制度は都市部と農村部が統合された制度に、また最低生活保障と各種扶助が統合された体系的・包括的な制度に生まれ変わった。

本論文は2014年の「弁法」における給付方式の転換という新しい制度の方向性に注目し、全国の先進地域である上海における調査事例を踏まえながら、中国における公的扶助制度

(1) 世界でもっとも多く極貧人口を抱えている国はインドで(32.9%)、つぎに中国(12.8%)、ナイジェリア(8.9%)、バングラデシュ(5.3%)、コンゴ共和国(4.6%)の順である(United Nations, 9)。

の新たな可能性を探りたい。

本論文の構成は以下の通りである。Ⅰでは、中国の公的扶助の基軸制度である最低生活保障制度の展開を概観し、Ⅱでは、現物給付を提起した背景として、制度を取り巻く経済的・社会的状況の変化を整理する。Ⅲでは、上海における最低生活保障制度の構築を振り返り、ソーシャルワーカーによる困窮世帯への生活支援の実践例として「橋計画」を取り上げる。

Ⅰ 社会救済からポスト「全民低保」へ

1 計画経済期の社会救済

計画経済期の中国には、社会救済しか存在しなかった。都市部では、すべての労働者は「単位」(就職先、職場)に配属され、労働者本人およびその家族の生活全般が「単位」によって保障されていた。農村部では、農民に農地を直接与えることによって、自給自足の生活ができると考えられた。したがって、このように、国民の全面就業とセットになっていた生活保障システムのなかでは、社会救済は主に労働能力をもっていない者に限定され、それが果たす役割は非常に限られている。

都市部では主に「三無」人員(労働力がない、安定した収入がない、法定扶養者がいない)などの社会の周縁群体を対象にしていた。一方、農村部では、労働能力が欠乏あるいは完全に労働能力を喪失し、生活の頼りがない高齢者、病弱者、孤児、未亡人、障害者に対して、衣、食、薪(燃料)の供給を保証し、未成年者の教育および高齢者の死後の葬祭を保障する制度があり、「五保戸」制度と呼ばれている。

しかし、1978年の改革開放が始まり、全面就業が徐々に崩れ、国有企業改革一色の1990年代には、大量の一時帰休者や失業者が現れ、都市部における新しい貧困問題が顕在化した。また、「五保戸」制度の基盤である人民公社も崩壊した。中国の社会救済制度は大きな経済・社会変動のなか、従来の実施基盤を失い、また新たな貧困問題に対処するため、新しく作り直さなければならなかった。

2 最低生活保障制度の創設と「全民低保」の実現

1990年代の経済改革の重点は言うまでもなく国有企業改革であった。計画経済から市場経済への移行が加速され、市場競争が激しさを増しているなか、多くの余剰人員削減が行われた。胡鞍鋼の推計によると、1998年の実際の失業者数は1,540～1,600万人で、失業率は7.9～8.3%に達しており、また1998年まで全国の一時帰休者は累計2,200万人にものぼった(胡1999, 21～22)。

こうした危機的状況に対応するため、政府は再就職センターと失業保険という2層のセーフティネットを用意した。余剰人員はまず企業との雇用関係を維持しながら、再就職センターに登録し、最長3年間再就職センターから基本生活費を毎月もらうことができる。この間は「一時帰休者」であるが、3年間の期限をすぎても再就職できない場合、企業との雇用関係が切れ、「失業者」となり、失業保険か最長2年間失業手当をもらう。しかし、企業の経営難や制度の不成熟さにより、再就職センターと失業保険はいずれもうまく機能しなかった。そこで、1999年に再就職センター、失業保険および最低生活保障という「3本の保

障ライン」の確立が提起され、セーフティネットが2層から3層に強化された。この「3本の保障ライン」を推進するため、9月に、「都市部住民最低生活保障条例」（以下は「条例」と略す）が公布された。

しかし、制度発足の約1年後に、民政部が国务院に提出した資料によると、2000年6月までに、最低生活保障基準以下の貧困者数は1,382万人であるのに対して、実際の受給者はわずか303万人にすぎず、年末になっても320万人（都市部人口の0.8%に相当する）にとどまっていた（楊・辛2002, 151～152）。社会安定のためにも、多くの漏救者を制度内に包摂することが急務となった。2001年11月に、民政部は「都市部住民の最低生活保障工作をさらに強化することに関する通知」を公布し、「応保尽保」（最低生活保障の受給条件を満たすすべての困窮者を制度によって包摂すること）が提起された。それを遂行するために、中央も地方も財政投入を増やし、2002年の財政支出は2001年の2.5倍にのぼった（表1）。また、2003年の全国民政庁局長会議において、対象別に加算給付を行う「分類施保」（対象を分類し、異なる保障基準を適用すること）が提起され、翌年に民政部は「都市部住民の最低生活保障をさらに強化・規範化することに関する通知」を公布し、特に「三無」人員や、障害者、重病患者および高齢者といった特別困窮者を政策的に重視すべきと強調した。2006年までに、「分類施保」が全国31の一級行政区レベルで実施されるようになった。

以上みてきたように、2005年までの最低生活保障制度の構築は実は都市部で行われており、多くの農村住民は埒外にいた。2005年10月に発表された第11次5か年計画は「社会主義新農村建設」を目標に掲げ、政策の重点を再び農村に移すことを表明し、大きな転機となった。また、この頃、中国では格差問題が大きな社会問題となり、2006年社会科学院の発表によると、中国のジニ係数はすでに0.496に達していた。そのなか、著名な経済学者・呉敬璉は「中国は農民を対象内に含む全民最低生活保障制度を実現するための条件をすべてそろえており、現在の国家の財政力をもってすれば完全に実現可能である」と発言し、「全民低保」に関する社会的大討論を巻き起こした。中央政府は迅速に反応し、2007年7月に「全国で農村の最低生活保障制度を構築することに関する通知」を公布した。都市部と農村部とに分かれた2本立ての制度ではあるが、最低生活保障基準以下の困窮者をすべて

表1 都市部最低生活保障の財政支出（1999～2014年）

単位：億元，%

年	合計	中央財政支出	地方財政支出	年	合計	中央財政支出	地方財政支出
1999	20.0	4.0 (20.0)	16.0 (80.0)	2007	277.0	161.0 (58.1)	116.0 (41.9)
2000	27.0	8.0 (29.6)	19.0 (70.4)	2008	393.4	267.0 (67.9)	126.4 (32.1)
2001	42.0	23.0 (54.8)	19.0 (45.2)	2009	482.1	359.1 (75.1)	123.0 (24.9)
2002	105.0	46.0 (42.2)	63.0 (57.8)	2010	524.7	365.6 (69.7)	159.1 (30.3)
2003	151.0	92.0 (60.9)	59.0 (39.1)	2011	659.9	502.0 (76.1)	157.9 (23.9)
2004	173.0	105.0 (60.7)	68.0 (39.3)	2012	674.3	439.1 (65.1)	235.2 (34.9)
2005	192.0	112.0 (58.3)	80.0 (42.7)	2013	756.7	545.6 (72.1)	211.1 (27.9)
2006	224.0	136.0 (60.1)	88.0 (39.9)	2014	721.7	518.9 (71.9)	292.8 (28.1)

注：カッコ内は中央財政と地方財政の比率である。

出所：1999～2007年までは王ほか（2012）、2008～2014年までは民政部事業発展報告各年版より作成。

包摂する制度の枠組みができたという意味で、「全民低保」が実現されたといえよう。

3 ポスト「全民低保」

最低生活保障制度は国民の最低生活を保障する「最後の砦」として大きな役割を果たしていることは間違いないが、あくまでも所得が最低生活保障基準以下の世帯を対象としている。最低生活保障基準を超えているがなお生活が困窮している低所得世帯、いわゆるボーダーライン層の問題は残されている。また、2008年5月12日に、四川省汶川県付近を震源とする、マグニチュード8.0の大地震が発生し、死者約6万9,000人、行方不明者1万8,000人を数える未曾有の大災害となった。この震災をきっかけに、自然災害に遭遇した被災者たちの生活をどのように保障すべきかという新たな問題が浮上した。中央政府も生活困窮者に対応するために、医療扶助や住宅扶助、教育扶助など多くの条例を公布してきた(表2)。しかし、これらを総括する法律がなく、管轄省庁がばらばらであるため、制度実施においては効率が悪い。そして、大規模な財政支出に伴う制度にもかかわらず、法的根拠がないということも全国人民代表大会常務委員会において問題視とされた。すでに2011年7月に、年金、医療、労災、出産、失業という5つの社会保険制度を立法上で確定させる「社会保険法」が施行されたこともあり、最低生活保障に関する法律制定を求める声は高くなってきた。

2014年2月21日に、待望の「弁法」が公布され、5月1日に正式に施行された⁽²⁾。「弁法」が目指しているのは、「托低線、救急難、可持続」(最低生活ラインを支え、緊急な困難に陥っ

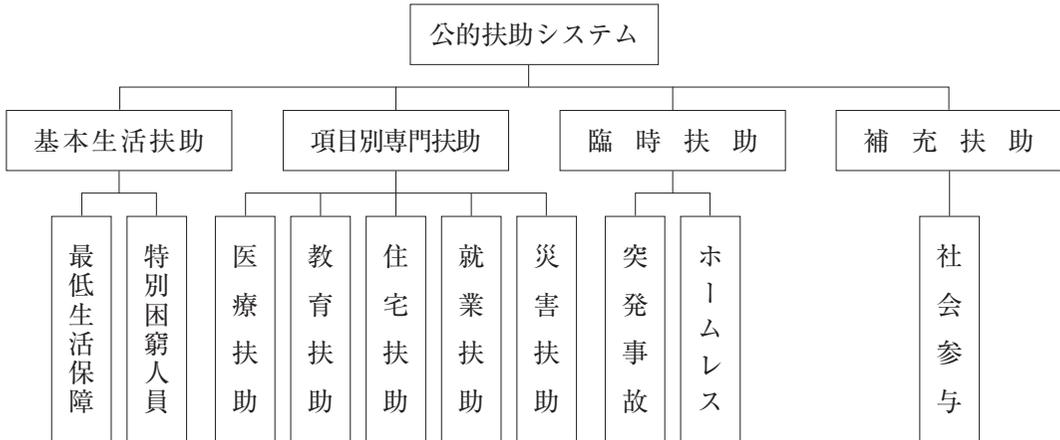
表2 各種扶助に関する政策条例

2003年	都市医療扶助制度を構築することに関する事項の通知
2003年	法律援助条例
2003年	都市最低所得世帯の廉租住宅管理弁法
2004年	都市・農村の特殊困難未成年者の教育扶助工作をさらに徹底する通知
2005年	都市医療扶助制度の実験工作に関する意見
2005年	都市最低所得世帯廉租住宅の申請、審査および退出管理弁法
2007年	都市困難住民の都市住民医療保険加入に関する工作をさらに徹底する通知
2007年	廉租住宅保障弁法
2007年	臨時扶助制度をさらに構築・改善することに関する通知
2009年	都市・農村の医療扶助制度をさらに整備することに関する意見
2009年	殯葬改革をさらに深化し、殯葬事業の科学的発展を促進することに関する指導意見
2010年	自然災害扶助条例

出所：筆者作成。

(2) しかし、今回の「社会救助暫定弁法」は正式な法律ではなく、その一歩手前の暫定法規にとどまっている。中国では、「暫定」といっても、何十年そのまま改定しないケースもあるという。「社会救助法」の早期成立を訴える研究者も多い。

図1 公的扶助システムの全体像



注：特別困窮人員は従来の「三無」人員のことである。

出所：「社会救助暫定弁法」により作成。

ている人をも助け、持続可能)の制度システムで、そのため、図1で示しているように、生活難をもたらすほとんどのリスクに対応しようとしている。

2014年の「弁法」によって、都市部と農村部の制度統一化や行政管理の統一化が図かれ、給付方式の転換も提起されている。つまり従来の現金給付に、現物給付が付け加えられた。「弁法」ははじめてソーシャルワーカーによる、受給者に対する支援に言及し、現金給付による生存維持だけでなく、支援サービスによる困窮状態からの脱却、社会構成員としての自立が新たな目的とされている。ソーシャルワーカーには、受給者の社会参加への促進、就労能力の向上、心理的ケアなどの面における役割が期待されている。また、各級政府がサービスを提供できる民間機関の設立に優遇措置をとり、積極的に民間からサービスを購入すると定めている。2014年3月20日までに、広東、上海、江蘇など計11の省・市は政府がサービス購入に関する実施意見を公布している。

このように、所得が最低生活保障基準を下回る貧困世帯だけでなく、ボーダーライン層の低所得世帯や一時生活困窮に陥っている世帯をも対象に、所得保障と生活支援を提供し、最低生活保障とともに、社会的自立を目指す一元的⁽³⁾・包括的な公的扶助制度システムが登場したのである。

II 公的扶助を取り巻く経済的・社会的変化

1 経済成長の減速

高度成長を続けてきた中国は、2010年以降、明らかに景気後退の局面に入った。GDP成長率は2012年に8%を下回り、2014年に7.3%⁽⁴⁾とさらに低下し、同年の目標であった7.5%

(3) ここでの「一元的」というのは、保障基準など制度間の格差をすべてなくすという意味ではなく、その第一歩として都市部住民と農村部住民を同じ制度の枠組みに入れるということである。

(4) 中国国家统计局は2015年9月7日に、2014年のGDP成長率を7.4%から7.3%に下方修正した。

に届かなかった。2015年の成長率は、中国国家统计局の2016年1月19日の発表によると、物価変動の影響を除いた実質ベースで前年比6.9%増にとどまり、天安門事件の影響を受けた1990年以來の25年ぶりの低い伸びとなっている。

中国政府もこのような経済成長の減速を認識している。2014年5月に、習近平主席が河南省を視察した際に、「新常态に適應し、平常心を保つ」と述べた。このことをきっかけに、中国の経済発展の新たな局面を表す概念として、「新常态」⁽⁵⁾が広く認知されることとなった。「新常态」という概念の提示は、中国国民に対して、中国経済の将来展望に関する直接的な働きかけである。つまり、過去30年のように、経済成長率が10%を超えるような高度成長への幻想を捨て去り（杜進2015,92）、7%台の安定成長を維持することが今後中国にとっての正常の姿として受け入れるべきだということである。

一方、これまでの高度成長とともに、中国の社会制度にも大きな変化が生じた。とりわけ、国民生活を保障する社会保障制度は目覚ましい発展を遂げた。1990年代から始まった社会保障制度改革は、2000年代に「皆保険・皆年金」や農村部への普及が進み、2011年に「体系性・普遍性・権利性」を備えた制度体系が創設された。中国の人口規模を考えると、このスピードは目を見張るものであった。しかし、西欧に比べ、中国は福祉の後発国である。後発国の特徴として、社会保障制度がまだ整備されていない状態で、従来の失業、疾病、加齢など伝統的な問題に対応しながら、少子高齢化、介護、非正規雇用など新しい問題にも対応しなければならない、ということが挙げられる（朱2014）。中国はまさにこういう状況下にある。創設されたばかりの社会保障制度はこれから現金給付においても、現物給付においても実質的な拡充が課題であり、さらなる社会保障費用の膨張が予想される。高度成長による潤沢な財政支援があったからこそ、短期間で基本的な社会保障制度の整備ができたが、安定成長期に入ると、財政に圧力がかかり、費用膨張に対して抑制的な対応をせざるをえないであろう。

すでに最低生活保障制度においては、このようなアクセルとブレーキを同時に踏む後発国の傾向がみられている。都市部では、2001年から漏救問題を解決するために、「応保尽保」が、2003年から対象別に加算給付を行う「分類施保」が提起された結果、最低生活保障の財政支出が大幅に増加した。農村部でも、2008年以降、「応保尽保」と「分類施保」が要求されており、受給者数が多いため、給付総額はすでに都市部を上回っている。2014年現在、都市部と農村部の給付総額はそれぞれ721億7,000万元と870億3,000万元となっている。さらに、労働能力を有する受給者やなかなか制度から離脱できない長期受給者は大きな割合を占めている。2007年から2014年までの都市部受給者の構成を示す表3をみると、現役就業者、不安定就業者、登録失業者および未登録失業者といった労働能力をもつ者は常に6割を超え、2014年現在62.5%を占めている。長期受給者に関しては、2012年の民政部調査によると、都市部で5～10年の受給者は40.6%、10年以上は8.7%に、都市部より制度実施が遅れた農村部で、2～5年の受給者は46%、5年以上は19.2%に達している（民政部政策研究中心2013, 125）。

給付抑制のために、2006年頃から、ほとんどの地方では、生産年齢人口でかつ労働能力をもつ受給者に対しては、給付の条件付けを厳格化している。上海では、「就業サービス

(5) 「新常态」はそもそもリーマンショック後、投資家の間で広がった「ニューノーマル」という用語の中国語訳である。「ニューノーマル」とは、金融危機を経験した世界経済が回復しても元通りにならないことをさす。

表3 都市部受給者の構成 (2007～2014年)

単位：万人，%

年	現役 就業者	不安定 就業者	登録 失業者	未登録 失業者	在学生	高齢者	その他	合計
2007	79.0 (3.4)	432.2 (18.4)	510.2 (21.8)	410.9 (17.5)	369.1 (15.7)	333.5 (14.2)	210.7 (9.0)	2345.6 (100.0)
2008	82.2 (3.5)	381.7 (16.3)	564.3 (24.3)	402.2 (17.2)	358.1 (15.3)	316.7 (13.6)	229.6 (9.8)	2334.8 (100.0)
2009	93.9 (4.1)	343.8 (15.1)	627.2 (27.6)	364.3 (16.0)	321.6 (14.2)	298.4 (13.1)	223.0 (9.8)	2272.2 (100.0)
2010	68.2 (3.0)	432.4 (18.7)	492.8 (21.3)	419.9 (18.2)	357.3 (15.5)	338.6 (14.7)	210.2 (8.7)	2319.4 (100.0)
2011	62.0 (2.7)	423.7 (18.6)	473.9 (20.8)	421.5 (18.5)	341.2 (15.0)	342.2 (15.0)	212.4 (9.3)	2276.9 (100.0)
2012	48.8 (2.3)	459.3 (21.4)	399.2 (18.6)	417.1 (19.5)	314.0 (14.7)	336.4 (15.7)	167.7 (7.8)	2142.5 (100.0)
2013	45.3 (2.2)	459.8 (22.3)	363.5 (17.6)	412.3 (20.0)	300.0 (14.6)	330.0 (16.0)	150.5 (7.3)	2061.4 (100.0)
2014	37.7 (2.0)	426.2 (22.7)	312.7 (16.6)	398.6 (21.2)	265.3 (14.1)	313.6 (16.7)	126.1 (6.7)	1880.2 (100.0)

注：2011年から2014年は12月末に公表された数値である。

出所：「民政事業発展統計報告」2007～2010各年版，民政部ウェブサイトより作成。

受ける承諾書」にサインしてから、はじめて申請資格が得られる。また、就業斡旋を2回拒否した場合、および公益労働や職業訓練に不参加の場合、支給停止となる。しかし一方では、就労支援に関しては、各地で実施されているものの、充実した内容とはいいがたい。

2 少子高齢化のインパクト

中国では少子高齢化が急速に進んでおり、2010年の第6回人口センサスの結果はそれを如実に物語っている。中国国家統計局の発表によると、65歳以上の人口比率が8.9%に達し、2000年の前回調査に比べ1.9ポイント上昇した。一方、30年にわたる「一人っ子」政策の影響で子供の数が減っており、2010年の総人口に占める0～14歳の子供の割合は16.6%であり、1990年の27.7%より10ポイント以上低下した。2012年に、中国の生産年齢人口（15～60歳）ははじめて減少に転じ、中国の人口ボーナス時代は、いよいよ終焉を迎えるのであろう。

また、2010年の人口センサスによると、高齢者世帯と高齢者のみの世帯の数は増えている。全国総世帯のうち、65歳以上の高齢者がいる世帯はすでに21.9%に達しているが、農村部のその割合は25.9%であるのに対して、都市部のそれは17.2%にとどまっている。高齢者のみの世帯は31.8%にのぼり、2000年の22.8%に比べ、9ポイントも上昇した。そのうち、「高齢単身」世帯は16.4%（2000年比5ポイント上昇）で、「高齢夫婦」世帯は15.4%（2000年比4ポイント上昇）である（張2012,148～149）。地域によっては、たとえば、山東や、浙江、

上海においては、高齢者のみの世帯の割合は4割を超えている。2014年には、その割合は50%以上となり、大都市・中都市においては、すでに70%に達している（広州日報,2015年11月18日）。

高齢者の増加とともに、老後の所得保障として年金制度の重要性はますます高くなってきている。2011年に、中国は全国民を対象とする年金保険制度、つまり「皆年金」を実現したが、制度自体は「広覆蓋・低保障」（広くカバーし、低く保障する）と設計されているため、年金だけでは高齢者老後の最低生活を保障できないというのが現状である。表4が示しているように、多くの高齢者はまだ親族扶養に頼っており、特に健康状態がよくない高齢者ほど、この傾向が顕著に現れている。また、性別でみると、女性のほうが家族扶養に依存する割合が高く、年金を主要収入源とする割合が低いことから、今後女性高齢者の貧困問題はより深刻になると推測できる。

一方、高齢化を加速した原因とされる「一人っ子」政策により、少子化問題も先鋭化した。2010年の人口センサスによって、中国の合計特殊出生率がこれまでの予想の1.8程度を大きく下回り、1.18にまで低下していることが明らかとなり、社会に衝撃を与えた。特に北京や上海といった大都市の合計特殊出生率は0.71と0.74と非常に低くなっている（李・張2013,11）。また、すでに述べたように、年少人口（0～14歳）数は2億2,000万人しかおらず、全人口に占める割合は16.6%にすぎない。2015年11月に、中国政府はようやく重い腰を上げ、少子高齢化に歯止めをかけるため、30年余り続けてきた「一人っ子」政策を撤廃し、すべての夫婦が第2子までもつことを認める決定をした⁽⁶⁾。これから人口減少時代に直面する中国にとっては、若い世代は貴重な人材であり、今後の経済発展を左右する大きな役割を担っている。近年、中国は孤児やストリートチルドレンなどの対策に力を入れ、貧困の

表4 健康状態別60歳以上の高齢者の主要収入源（2010年）

	健康		基本的に健康		健康状態がよくないが自立できる		健康状態がよくない且つ自立できない	
	男	女	男	女	男	女	男	女
労働所得	48.58	33.12	31.38	19.16	8.64	5.11	1.51	0.91
年金	31.39	24.08	30.09	19.70	16.56	9.53	23.92	10.90
最低生活保障給付	1.59	1.80	4.17	3.49	12.23	8.00	11.49	8.72
資産所得	0.45	0.39	0.40	0.32	0.33	0.22	0.26	0.15
家族による扶養	15.69	39.89	32.00	55.34	59.39	74.81	60.38	77.43
その他	1.30	1.63	1.95	1.99	2.84	2.32	2.43	1.88

注：各項目は別々に計算されているため、100%にならない場合がある。

出所：張（2012）,158頁より。

(6) 「一人っ子」政策の廃止による出生率の向上効果について、国内外では懐疑的な意見が多い。2014年には、夫婦のどちらかが一人っ子の家庭に2人目の子供を認める制度が導入されたが、2015年5月末までに2人目の出産を申請したのは対象夫婦の約13%にとどまっている。その原因は、住居や教育にかかる生活費の高まりやライフスタイルの変化などが考えられる。「一人っ子」政策の廃止だけでなく、日本と同様に、今後育児支援政策が大きな課題になるであろう。

連鎖を断ち切るために、低所得世帯の児童への支援も強調するようになった。

3 「社区建設」とソーシャルワーカー教育の興隆

中国では、1980年代半ばころから「社区」は政策用語として使われるようになった。市場経済の導入によって、政府が多様な社会的ニーズにすべて対応するのではなく、広く民間企業や政府以外の主体、たとえばNPOなどに頼って解決しようという考え方が背景にあった。2000年に中国民政部が公布した「民政部の全国で都市部社区建設の推進に関する意見書」(以下は「意見書」と略す)の冒頭に、「社区とは、一定の地域範囲内に集まり居住している人々から構成する社会生活共同体をさす。現在の都市部社区の範囲は、一般的に社区の体制改革後に規模調整された居民委員会の管轄区をさす」と規定している。

1980年代後半から動き出した社区構築はまず住民へのサービス提供から始まった。1987年3月に、中央政府は社区政策の策定および行政指導のため、民政部に社区服務処という部署を新設した。同年9月に、民政部は「第1回全国都市社区服務會議」を開催し、都市部でのモデル事業を開始した。1989年12月に公布された「都市居民委員会組織法」の第4条において、「居民委員会は住民の利便を図る地域『社区服務』(Community Service)活動を展開すべきであり、それに関連するサービス事業を興すことができる」と明記され、「社区服務」は法律によって規定されることとなった。

1993年に、民政部および國務院所属の14の部門が公布した「社区服務業の促進に関する意見書」のなかでは、「社区服務」を「政府の指導の下で、社会構成員の多様なニーズを満たすため、街道・鎮・居民委員会と社区組織を頼りに提供する社会福祉的な住民サービス業である」と定義し、街道・鎮・居民委員会と社区組織による社区サービスの提供が強調されていた。

1996年に、江沢民氏が「社区建設を大いに強化せよ」と提起してから、「社区建設」は社区政策のスローガンとして、全国的に展開されるようになった。その背景には、高齢者の人口増加に伴い、社区が高齢者の生活基盤として彼らのニーズに対応せざるをえないことが挙げられる(沈2014,217)。2000年の「意見書」が出された翌年に、民政部は再び「全国都市社区建設モデル運動の指導要綱」を通達し、具体的な原則や範囲について各地に示した。

社区構築における上記のような「社区服務」から「社区建設」への流れは、その政策目標が地域における生活サービスの開発からそれをも含む地域全体の総合開発への転換を意味する。

「社区建設」が展開されているなか、地域住民のニーズに対応するため、専門的な人材確保が重要な課題となった。2000年以降、各大学では、ソーシャルワーカー学科を次々と新設し、2009年には、ソーシャルワーカーの大学院教育(MSW)も始まった。2010年までにソーシャルワーカー学科を設置した大学は243校に、MSW教育を実施する大学は56校にのぼった。その後押しとなったのは、ソーシャルワーカーの社会的地位と身分の安定化を図り、職務の専門性を高めるために、2006年にスタートしたソーシャルワーカーに関する国家試験である(沈2014,192~193)。2014年現在、初級・中級を合わせて、認定されたソーシャルワーカーは15万9,000人で、政府は1億2,390万元を投入した。中国民政部社会工作司の司長・王金華は2104年の記者会見場において、先進諸国との差を認めながらも、「ソーシャルワーク制度の枠組みは基本的に確立された」と述べた(韓2015)。

Ⅲ 上海における実践

1 最低生活保障制度の展開

1990年代に入ってから、一時帰休者はすでに現われたが、当時中央政府は新たな制度をつくろうとせず、従来の臨時的救済の延長線で対応しようとしていた。たとえば、国民を動員する社会的キャンペーンや、「送温暖」（思いやり）キャンペーン⁽⁷⁾などである。また、救済対象や基準が乱立し、民政部管轄だけでも、16種の対象と14種の基準が存在していた⁽⁸⁾。経済急成長による激しい物価変動に伴い、14種の基準調整が煩雑な作業となった。

1993年4月に、上海市政府が上海市民政局などに、物価と連動する最低生活保障ラインという基準をつくることを要請した。最終的に、1人当たり月120元という最低生活保障基準が設定された⁽⁹⁾。同年5月7日に、上海市民政局、財政局、労働局、人事局、社会保険局、総工会が連名で「上海都市部住民最低生活保障ラインの設立に関する通知」を公布し、6月1日に最低生活保障制度を実施した。これは全国ではじめての最低生活保障制度であった。上海に引き続き、大連、青島、煙台、アモイ、福州、広州でも最低生活保障基準が設定された。

1994年に、上海市はまた全国に先駆けて、農村部住民最低生活保障制度を実施した。最低生活保障基準は近郊地区の850元/年、郊外地区の750元/年、離島（崇明、長興、横沙）の700元/年の3つに設定された。翌年に、物価が大幅に上昇し、低所得者の生活に大きな影響を与えた事態が発生したため、市政府は一時的な現物給付を行った。高齢者のみの世帯に対して、米10キロ、砂糖0.5キロおよび食用油0.5キロを支給し、低所得世帯に対して、糧油カード（15元相当）を配布した。

1996年に、「上海市社会救助弁法」が公布され、実はこれが中国ではじめての都市部と農村部の実施方法を統合した条例である。条例の第7条は、「上海市戸籍を有する都市部および農村部の住民は、本人およびその世帯の生活水準が最低生活保障基準を下回る場合、本弁法に従い社会扶助の申請と物質的支援を得る権利を有している」と明確に規定している。また、第23条は、最低生活保障基準を上回る低所得世帯に、物質的支援を提供すべきと言及している。

1997年に、民政局から事実上の実施細則として、『上海市社会救助弁法』の実施に関する若干規定」が出され、適用対象や、除外対象、所得の算定方法など詳しく記されている。特に財源に関する規定はのちに「上海モデル」と呼ばれるゆえんとなった。第12条に、「社会扶助の責任を負うべき単位」として、①各級の政府機関およびその出張所、②民間団体、③事業単位、④登録企業、⑤登録社会团体および民間非企業単位が挙げられ、第13条に「単位はその従業員およびその家族構成員に対して扶助責任を負う」と規定されている。実はこの「従業員」に一時帰休者や長期病休者、定年退職者も含まれている。政府が「単位」に

(7) このキャンペーンは主に毎年元旦、春節に、各級の工会幹部や党幹部が困窮世帯を訪問し、一定の現物あるいは現金給付をするやりかたである。実際の貧困削減の効果は低いが、政府が貧困層のことを気にかけているという意思表示効果が大きい（洪2004, 68）。

(8) 「从15種標準到1条線 記上海最低生活保障線出台」（<http://sh.xinmin.cn/shehui/2008/12/04/1458581.html>, 2016年1月27日アクセス）。

(9) 最低生活保障基準が設定されたと同時に、1人当たり月210元の最低賃金も設定された。

属さない生活困窮者の最低生活を保障し、「単位」のある者はあくまでも「単位」が責任をもつというやり方はまさに計画経済期の社会救済の踏襲であり、社会保障への移行はまだ初期段階にあるといわざるをえない。なお、農村部の財源は、区（県）、郷（鎮）および村の3つのレベルの政府がそれぞれ4:4:2の割合で負担することになっている。1999年の全国「条例」公布後、上海市は「都市部住民の最低生活保障制度を整備することに関する通知」を出し、財源をすべて市・区（県）によって賄う方式に改めた。

2000年代に入ると、中央政府の指示に従い、上海市は制度対象の量的拡大とともに、住宅や医療、教育扶助など、給付の質的拡充も展開していた。2000年に、長寧区や閘北区で低額賃貸住宅が実験的に導入され、2001年に全市範囲で普及した。同年、大病・重病に対する医療扶助が、その3年後に、高齢者に対するサービス手当が開始された。2005年に、高齢者サービス手当は低所得世帯をも対象に入れ、また受給世帯や低所得世帯の在学生に対して、義務教育段階における昼食代や課外活動費の補助費として「助学券」を配布するようになった。

しかし、最低生活保障の受給資格はあくまでも所得基準によって判定されているため、所得が最低生活保障基準を超えるものの、病気や突発的な事件などが原因で、一時的に支出が所得を大きく上回り、生活難に陥る世帯はなかなか受給できないケースが多い。2007年の国務院発展研究センターの調査によると、所得基準で測る場合、全国都市部の貧困人口は1,470万人であるのに対して、支出基準で測る場合、その人数は3,710万人に跳ね上がる（沈2010）。2009年に、上海市民政局は上記の「支出型」貧困への対策を重点事業に指定し、2011年に上海市政府工作報告書のなかにも盛り込まれた（徐2012,6）。上海市の「支出型」貧困対策は医療扶助を中核に据えている。たとえば、長寧区では、「基本医療保険+基本医療サービス+政府による医療扶助+社会团体による医療支援」といった「四医連動」式医療保障モデルが実施されている。最低生活保障の受給者以外に、低所得重病患者や、65歳以上の高齢者、病気が原因で貧困に陥った困窮者を対象に、医療費の個人負担部分の9割以上を補助する。2012年10月に開催された全国人民代表大会常務委員会第29回会議において、民政部部長・李立国は報告のなかで、「支出型」貧困世帯の問題を提起した（李2012）。2013年に、上海市政府は各区の実験を踏まえて、「上海市因病支出型貧困家庭生活救助弁法（試行）」を公布した。

2015年に、上海市は、全国ではじめて一級行政レベルで都市部と農村部の最低生活保障基準を統一し、1人当たり月790元に設定した。上海市民政局の統計によると、2015年10月現在、受給者数は20万7,861人で（うち都市部受給者は17万7,286人で、農村部受給者は3万575人）、給付金額は14億3,822万元（うち都市部給付額は12億7,230万元で、農村部給付額は1億6,591万元）である。

2 ソーシャルワーカーの導入

2010年に、浦東新区民政局が「新啓程」（新しい出発）プロジェクトをスタートし、上海市でのソーシャルワーカーによる貧困世帯への生活支援の幕開けとなった。2013年11月に、上海市民政局は上海市ソーシャルワーカー協会⁽¹⁰⁾に委託し、「橋計画」第1期（2013年

(10) 上海ソーシャルワーカー協会は1993年に設立され、中国でもっとも早く創設されたソーシャルワーカー協会の1つである。

11月1日～2014年10月30日、総資金36万円)を発足させた⁽¹¹⁾。

「橋計画」の目標は2つある。第1に、個人や世帯の逆境に対応する能力を高め、専門的かつ多様化する社区サービスを開発し、世帯の生活リスクを緩和することである。第2に、社区を基盤として、ハイリスク世帯に対する予防、評価、サービスおよびほかの資源仲介を内容とする生活支援、サービス連携、資源の総合利用を一体化とする総合的なシステムを模索することである。

「橋計画」は黄浦区バンド街道に属する2つの規模の小さい無錫社区と山東北路社区を実施社区として選んだ。その理由は、バンド街道は上海市のもっとも古い地区でありながら、貧富の格差が大きい地区でもあるからである。支援プロセスは、①支援世帯の選定、②インテーク、③ニーズに応じて支援サービスの提供、④評価となっている。支援世帯の選定は居民委員会、住民およびソーシャルワーカーによる共同作業である。居民委員会から所轄の最低生活保障受給世帯のうち、特に生活状態があまりよくない世帯の情報を提供してもらい、同じ社区の住民からも情報収集したうえで、ソーシャルワーカーが家庭訪問をし、状況を確認する。インテークに関しては、すべてソーシャルワーカーが聞き取りし、それぞれの家庭のニーズを把握する。資金の制約があるため、支援サービスの提供はすべてのニーズに対応するのではなく、支援世帯に共通しているニーズを優先した。第1期活動が終了する直前の2014年10月21日に、プロジェクトチームは10名の被支援者ととも、評価会議を開いた。

「橋計画」第1期は1年間にわたり、55の困窮世帯を対象に、延べ440回の家庭訪問を実施し、主に青少年の教育、児童栄養、高齢者の心理的ストレスの緩和などの支援サービスを提供した。表5は「橋計画」が実施した支援活動の一覧表である。

ソーシャルワーカーによる貧困世帯への支援はまだ始まったばかりで、「橋計画」はその意味では貴重な実践例となる。第1期の特徴は以下の2点にまとめることができる。第1に、「個案管理員」(個人ファイル管理員)が導入されたことである。2つの社区で10名の管理員が55の支援対象世帯を定期的(月に2回)に訪問し、日常生活の変化などを把握することに力を入れた。この10名の管理員のうち、8名が居民委員であるが、2名が住民ボランティアである。同じ社区に住んでいる住民たちによる訪問なので、行政職員より親しみやすいと考えられる。第2に、ソーシャルワーカーが資源動員、サービス企画の役割を担っていることである。行政から言われているサービスを提供するというソーシャルワーカーの従来の受動的な役割と異なり、ソーシャルワーカーが管理員が発見したニーズにマッチングできそうな社区内あるいは社区外の適切な資源を見つけ、支援対象世帯に届くという能動的な役割を果たしている。「橋計画」第1期はわずか1年間の活動であるが、貧困世帯が抱えている問題をどのように発見し、どのように生活の立て直しを支援し、また地域住民がどのように参加すべきなのか、ソーシャルワーカーがどのように行政末端の居民委員会と連携すべきなのか、今後考えるべき多くの課題を提示してくれた。しかし、支援活動の内容をみると、表5でわかるように、高齢者や青少年を対象とするものに偏っており、自立に直結する就労支援は欠けている⁽¹²⁾。また、今回はあくまでも「世帯」を支援対象として

(11) 以下の「橋計画」に関する記述は2015年2月17日に、上海市ソーシャルワーカー協会を訪問した際に、プロジェクトリーダーの張羽さんへのヒヤリングおよび入手資料によって整理したものである。

(12) 張羽さんは就労支援にも力を入れていたが、なかなかうまく行かなかった。「就労は被支援者本人の問題だけ

いるため、個人に着目する細かいサービスはほとんど皆無である。

表5 「橋計画」の支援活動リスト

	実施日(期間)	人数(延べ)
春節前の慰問活動	2014年1月9日	20人
クラシックダンス鑑賞(児童対象)	2014年2月4日	16人
児童・青少年の無料診察	2014年4月26日	13人
面談	2014年4月26日	9人
図書のリユース	2014年5月7日	31人
「夢」パッケージ配布	2014年6月7日	31人
親への教育講座	2014年6月13日	31人
精神疾患患者および家族の座談会	2014年6月24日	8人
有機農場見学(失業者対象)	2014年6月30日	38人
精神健康	2014年7月3日	29人
夏休み中の国学クラス(7回)	2014年7月7日～7月21日	180人
青少年成長講座	2014年7月30日	82人
ヘンケル理容技能教育	2014年7月31日	38人
音楽によるストレス緩和(高齢者対象)(8回)	2014年8月21日～9月25日	52人
無錫社区オールドストーリー会	2014年8月21日	20人
無錫社区高齢者読書会	2014年9月16日	43人
山東北路社区敬老節	2014年9月25日	71人
社区文化祭	2014年9月26日	101人
社区百家宴	2014年9月26日	106人
手編みクラス, お菓子作りクラス	2014年10月	150人
冬休み児童趣味クラス	2014年12月1日～28日	94人
住宅リフォーム	2014年9月	1世帯

注：住宅リフォームに関しては、「仁人家園」というNPO団体からの資金によるものである。

出所：ヒヤリングの際に入手した資料により修正。

おわりに

2006年以降、中国における貧困問題対策のもっとも大きな成果は「全民低保」の実現と包括的な公的扶助制度体系の形成である。「全民低保」の実現は従来の「都市重視・農村軽視」路線に対する是正であり、労働能力や戸籍を問わず、基準以下のすべての困窮者を包

ではなく、企業側の問題もあり、本当に複雑です。困窮者支援においては、就労支援はもっとも難しい(中国語では「最難啃的骨頭」)」と張さんは言った。

摂するようになった。2014年の「弁法」の公布により、制度が全国的に統一され、最低生活保障のほか、困窮層にとって生活難をもたらしやすい医療や教育、住宅といったリスクに対応する扶助制度も整備され、緊急時の生活困難に対応する臨時扶助と合わせて、「無縫」（隙間のない）安全網を目指している。また、「弁法」はこれまでの現金給付に、現物給付を付け加える新たな給付方式を提起した。

この給付方式転換の背景には、公的扶助を取り巻く経済的・社会的状況の変化があった。経済成長の減速により、従来のような潤沢な財政支出が望めない一方、受給者の増加や給付内容の充実による給付総額の増加が予想される。労働力を有する受給者は6割以上を占めていることから、就労支援の提供が給付金抑制につながると考えられる。また、少子高齢化が急速に進行しており、貧困高齢者の介護問題や児童教育の問題が大きな課題となっている。最低生活保障の受給者のうち、高齢者と在学生在が3割を占めており、彼らへのサービス支援の必要性はますます高くなっている。そして、サービス支援の実施根拠地として「社区」の構築は1980年代後半から始まり、サービスを提供する専門的なソーシャルワーカーの育成も2000年以降盛んになってきており、現物給付実行の基盤が出来上がっている。

新しい困窮者支援の方向性が出されているなか、上海市の「橋計画」は支援サービスに質的な問題があるが、行政末端の居民委員会、地域住民およびソーシャルワーカーという3者協働モデルを用いて、公領域の「官セクター」と「協セクター」との最適混合（上野2012,111）を模索しているという点で大きな意義をもつといえよう。しかし、そもそも第1期は上海市民政局の委託プロジェクトで、つまり民政局—街道—居民委員会というトップダウン方式であるため、上海市ソーシャルワーカー協会は末端の居民委員会から協力を得ながらスムーズに支援サービスを展開できたわけである。このモデルは中国における普遍性があるかどうかはまだわからないが、現在第2期も継続しており、今後引き続き調査し、中国における困窮者への支援と新しい公共の形という視点から考察していきたい。

※本稿は、平成26年度千葉商科大学学術研究助成にもとづく成果である。

参考文献

- 上野千鶴子 (2012) 「ケアの社会化と新しい公共性」 盛山和夫・上野千鶴子・武川正吾編『少子高齢社会の公共性』東京大学出版会。
- 王海燕・修宏方・唐鈞 (2012) 「中国城郷最低生活保障制度：回顧与評析」 林閩鋼・劉喜堂主編『当代中国社会救助制度：完善与创新』人民出版社。
- 胡鞍鋼 (1999) 「跨入新世紀的最大挑戰：中国進入高失業段階」『中国人口科学』第4期。
- 洪大用 (2004) 『転型時期中国社会救助』遼寧教育出版社。
- 朱珉 (2014) 「中国—『単位』保障から社会保障へ」 田多英範編著『世界はなぜ社会保障制度を創ったのか—9か国の比較研究』ミネルヴァ書房。
- 蔣貴風 (2014) 「聚焦中国特大城市貧困問題」 潘家華・魏後凱主編『中国城市發展報告 No.7』社会科学文献出版社。
- 徐大慰 (2012) 「上海市支出型貧困家庭的救助模式和經驗啓示」『華東經濟管理』第9期。
- 沈潔 (2014) 『中国の社会福祉改革は何を目指そうとしているのか—社会主義・資本主義の

- 調和』ミネルヴァ書房。
- 張翼 (2012)「中国老年人口的家庭居住, 健康与養老依靠—第六次人口普查数据分析報告」陸学芸・李培林・陳光金主編『2013年中国社会形勢分析与予測』社会科学文献出版社。
- 杜進 (2015)「2020年の中国經濟を展望する」箱崎大・日向裕弥編著『2020年の中国と日本企業のビジネス戦略』日本貿易振興機構。
- 富江直子 (2010)「最低生活保障の理念を問う—『残余』の視点から」駒村康平編『最低所得保障』岩波書店。
- 副田義也 (1995)『生活保護制度の社会史』東京大学出版会。
- 民政部政策研究中心編 (2013)『中国城郷困難家庭社会政策支持系統建設藍皮書2012』中国社会科学出版社。
- 楊宜勇・辛小柏 (2002)「中国当前的收入分配格局及發展趨勢」汝信・陸学芸・李培林主編『2002年：中国社会形勢分析与予測』社会科学文献出版社。
- 李培林・張翼 (2013)「在全面深化改革中創新社会治理」陸学芸・李培林・陳光金主編『2014年中国社会形勢分析与予測』社会科学文献出版社。
- 韓秉志 (2015)「我国社会工作制度框架基本確立 社工数量突破40万人」
(http://www.ce.cn/xwzx/gnsz/gdxw/201501/27/t20150127_4436670.shtml, 2016年1月31日アクセス)。
- 沈琰 (2010)「要重視『支出型貧困』」(<http://old.12371.gov.cn/n30789c60.aspx>, 2016年1月29日アクセス)。
- 中国国家统计局 (2015)「2014年国民經濟和社会發展統計公報」
(http://www.stats.gov.cn/tjsj/zxfb/201502/t20150226_685799.html, 2016年1月18日アクセス)。
- 李立国 (2012)「國務院關於社会救助工作情况的報告」
(http://www.npc.gov.cn/huiyi/cwh/1129/2012-10/26/content_1741155.htm, 2016年1月29日アクセス)。
- United Nations(2014)“The Millennium Development Goals Report 2014”
(http://www.undp.org/content/dam/undp/library/MDG/english/UNDP_MDGReport_EN_2014Final1.pdf, 2016年1月31日アクセス)。
- (2016.2.2 受稿, 2016.3.11 受理)

〔抄 録〕

世界第2位経済規模を誇る中国においては、貧困問題はなお深刻な社会問題である。一般的に、貧困問題に対応するための社会保障制度といえば、社会保険と公的扶助を挙げることができるが、公的扶助は社会保険からこぼれ落ちてしまう人々を受け止める「最後の砦」であり、社会保険の必要な補完である。中国の公的扶助は、2014年の「社会救助暫定弁法」の公布により、新たな時代に突入した。都市部と農村部の制度統一化や行政管理の統一化が図られ、給付方式の転換も提起されている。つまり従来の現金給付に、現物給付が付け加えられた。この給付方式転換の背景には、経済成長の減速や少子高齢化の急速な進行および「社区建設」・ソーシャルワーカーの人材育成の興隆といった、公的扶助を取り巻く経済的・社会的状況の変化があった。本論文は公的扶助における給付方式の転換という新しい制度の方向性に注目し、全国の先進地域である上海における調査事例を踏まえながら、中国における公的扶助制度の新たな可能性を探りたい。

アメリカ移民制度改革と労働組合 —ゲストワーカー・プログラムをめぐる対立(下)—

中 島 醸

目次

はじめに

1. ゲストワーカー・プログラムと労働運動
2. ゲストワーカー・プログラムと移民制度改革法案
(以上, 前号)
3. AFL-CIOのゲストワーカー・プログラムへの反対論
4. 実現可能な改革としてのゲストワーカー・プログラムへの支持
おわりに

3. AFL-CIOのゲストワーカー・プログラムへの反対論

AFL-CIOは、前述のとおりゲストワーカー・プログラムとそれを含む法案に対して反対してきた。本節では、その議論を追ってみたい。AFL-CIOが、移民改革法案を評価する際の論点としては以下の三つがあげられる。第一がアメリカに既に滞在している非正規滞在移民の永住権・市民権獲得の可能性の有無であり、第二はゲストワーカー・プログラムのなかでの労働者保護規定の有無とその効果の問題である。第三はゲストワーカー・プログラムそのものの本質にかかわる論点である。

(1) 労働者保護規定の内容に基づく評価

当初、AFL-CIOは2004年1月のブッシュ提案を厳しく批判するものの、議会に提案された法案に対しては、内容に応じて賛否を論じていた。そこでの評価基準は、非正規滞在移民の合法化規定とゲストワーカー・プログラムでの労働者保護規定の有無であった。AFL-CIO会長のジョン・スウィーニー (John Sweeney) は、ブッシュ提案のゲストワーカー・プログラムについて以下のように批判する。ここで提案されているプログラムは、「全ての労働者への賃金と労働者保護を掘り崩す一方で、これらの労働者を酷使したり、搾取する可能性」を持つと警告した⁽¹⁾。スウィーニーはまた、ブッシュ提案より半年前の2003

(1) Daniel J. Tichenor, "Splitting the Coalition: The Politics Perils and Opportunities of Immigration Reform," in *Building Coalitions, Making Policy: The Politics of the Clinton, Bush, and Obama Presidencies*, eds. Martin A. Levin, Daniel DiSalvo, and Martin M. Shapiro (Baltimore: Johns Hopkins University Press, 2012), 100; Richard Stevenson and Steven Greenhouse, "Bush on Immigration," *New York Times*, January 8, 2004, 28.

年7月に提案されたマケイン-コルビー法案(S.1461, H.R.2899)に対して記者会見で、本法案で新たに提起されるゲストワーカー・プログラムは高技能移民に対するプログラムの「H-1Bの最も悪い部分をモデルにしたようなもの」であり、労働者へ支払う賃金水準を引き下げ、「労働者への保護を掘り崩す」ものと批判した。また非正規滞在労働者に対する合法的地位の提供については評価に値するが、それも非常に長い期間かかり、労働者たちの気力を挫くようなプロセスであると断じた⁽²⁾。

そしてブッシュ提案直後の2004年1月のヘーゲル-ダシュル法案(S.2010)については、スウィーニーは非正規滞在移民労働者が永住権を獲得する可能性のある規定を盛り込んでおり、その点については評価すると述べる。ただ、法案に盛り込まれているゲストワーカー・プログラムに対して、ある程度の労働条件への規制があるものの不十分であり、アメリカ国内の労働市場を侵食することにつながると批判する⁽³⁾。さらにスウィーニーは、同年5月にエドワード・ケネディらが提案したSOLVE法案に対してより積極的な立場を表明する。彼は、法案が、非正規滞在移民が永住権と市民権獲得への道を規定していると評価した。またゲストワーカー・プログラムについても、プログラムを拡張することに対する危惧を表明しつつ、賃金水準や労働法の下での保護に関する規定が盛り込まれていることや、組合結成を理由に解雇されたゲストワーカーが失った賃金を取り戻す権利を規定していることなどから、否定的に論じた。

2005年10月25日には共和党のチャック・ヘーゲル上院議員が「アメリカ職場強化法案」(Strengthening America's Workforce Act of 2005: S.1918)を提案した。スウィーニーは、これに対してもまた比較的好意的に言及した。この法案が、非正規滞在移民に合法化の道を提起した点と、ゲストワーカー・プログラムについても、労働者保護規定やアメリカ人労働者が置き換えられることを防ぐ規定や、ゲストワーカーだけでなく全ての労働者にとってメリットとなる保護規定を盛り込んだ点を評価していた。他方で2005年7月のコーニン-カイル法案(S.1438)に対しては厳しい評価を下す。この法案は、前述のように非正規滞在移民の合法化の道を含んでおらず、労働者保護規定も不十分なため、「家族を分断させ続け、ゲストワーカーへの搾取を容易にし、非正規滞在移民をさらに陰に追いやる」ものであり、「ひいては、全労働者の賃金と労働保護を引き下げる」と断じた⁽⁴⁾。

こうして2005年段階でも、改革法案への立場として合法化と労働者保護規定の効果を判断基準として、その有無や程度に応じて、支持・不支持の態度を決めていたことがわかる。

(2) ゲストワーカー・プログラムへの明確な反対へ

AFL-CIOは2006年春の段階になって、上院のゲストワーカー・プログラムに関する主

(2) Statement by President John J. Sweeney on the Border Security and Immigration Improvement Act, November 19, 2003. <http://www.aflcio.org/Press-Room/Press-Releases/Statement-by-President-John-J.-Sweeney-on-the-Bord> (accessed October 30, 2015).

(3) Statement by AFL-CIO President John J. Sweeney on the Daschle-Hagel Bipartisan Immigration Legislation, January 22, 2004. <http://www.aflcio.org/Press-Room/Press-Releases/Statement-by-AFL-CIO-President-John-J.-Sweeney-on11> (accessed October 30, 2015).

(4) Statement by AFL-CIO President John Sweeney on Introduction of Cornyn and Kyl Comprehensive Enforcement and Immigration Reform Act, July 20, 2005. <http://www.aflcio.org/Press-Room/Press-Releases/Statement-by-AFL-CIO-President-John-Sweeney-on-Intr> (accessed October 30, 2015).

要な三法案（マケイン－ケネディ法案，コーニン－カイル法案，司法委員会法案）に反対を表明した⁽⁵⁾。同年2月には，マケイン－ケネディ法案に対して，そのゲストワーカー・プログラムの労働者に対する十分な権利保障や非正規滞在移民の合法化の規定が盛り込まれないとの危惧を述べている。AFL-CIO 移民労働者プログラム副法務顧問兼部長（Associate General Counsel and Director of the Immigrant Worker Program）のアナ・アヴェンダニョ（Ana Avendaño）は，わが国は本来「市民の国だと考えられるのであって，ゲストの国ではない」が，本法案はそれを根本から変えるものであると批判する。そして，労働運動の多数派は，こうした種類のゲストワーカー・プログラムを支持しないだろうと述べた⁽⁶⁾。

その後，上院での審議が続き，3月27日にマケイン－ケネディ法案をベースにした改革法案が上院司法委員会でも可決され，3月30日には修正法案（S. Admt. 3192）が上院本会議に提出された。4月に入って修正法案の審議が行き詰まり，共和党のヘーゲルと民主党のマルティネスとの妥協をもとに，上院司法委員会委員長のスペクターが4月7日に新たに包括的移民改革法案を提出する。こうして議論が進むなかでAFL-CIOは，上院審議の内容を厳しく批判していくようになった。特にゲストワーカー・プログラムについて本質的な批判を展開した。上院で審議されているプログラムは，ゲストワーカーに永住する権利を与えず，彼らを搾取し，二級の地位（second-class status）に追いやるものである。さらに，国内に恒常的に存在する仕事を短期な仕事へと代替してしまう制度であり，ゲストワーカーだけでなく，全ての労働者にとって害を与える制度であると論じた⁽⁷⁾。またアヴェンダニョは，ゲストワーカー・プログラムについて，戦後メキシコ人を農業労働者として利用していたブラセロ・プログラム（bracero program）を引合いにだし，「現代版ブラセロ・プログラム」と呼んで，その歴史が失敗の歴史であり，既に失敗することが証明されているものと批判した⁽⁸⁾。

2007年も移民制度改革についての議会審議は続いていた。同年5月24日には，下院司法委員会の「移民，市民権，難民，国境警備及び国際法に関する小委員会」（Subcommittee on Immigration, Citizenship, Refugees, Border Security, and International Law）で行われた公聴会で，AFL-CIOは包括的な反対論を展開している。公聴会では，AFL-CIOの法務顧問のジョナサン・ハイアット（Jonathan Hiatt）が現行のゲストワーカー・プログラムの事例

(5) Tichenor, "Splitting the Coalition," 103.

(6) Rachel L. Swarns, "Union Leader Supporting Guest Worker Proposal," *New York Times*, February 24, 2006.

(7) "Unions Divided on Guest Workers," *Washington Times*, April 6, 2006. Elizabeth Auster, "Guest Worker Proposals Divide America's Unions," *Cleveland.com*, April 6, 2006.

(8) Krissah Williams, "Unions Split on Immigrant Workers," *Washington Post*, January 27, 2007. ブラセロ・プログラムは，第二次大戦後，主にメキシコ人労働者を対象とした農業用ゲストワーカー・プログラムとして1964年まで実施された。プログラムには賃金や労働条件などの保護が規定上設けられていたが，使用者はそれを守らないこともしばしばであり，労働者たちは合法的な就労資格を有しながらも，使用者によって長時間，低賃金で酷使されてきたと論じられている。AFL-CIO会長のスウィーニーも，2006年のブッシュによる移民改革提案に関連して，現代のゲストワーカー・プログラムも，ブラセロ・プログラムと同じ問題を抱えていると批判する。Andrew Pollack, "Immigrant Workers and the Split in the AFL-CIO," *Labor Standard*, August 21, 2005; Statement By AFL-CIO President John Sweeney on President Bush's Guestworker Statement, February 1, 2006. <http://www.aflcio.org/Press-Room/Press-Releases/Statement-By-AFL-CIO-President-John-Sweeney-on-Pre13> (accessed October 30, 2015).

に触れながら、これがその本質から搾取的な性格を持っていることを指摘し、AFL-CIOとして移民改革に求める原則を提示した⁽⁹⁾。

彼は、労働運動の立場から、包括的移民制度改革は喫緊の課題であり、本来であればその期限はとうに過ぎていたとは認識しているが、審議中の法案は「事態をより悪化させるだけであると」懸念を表明した。ゲストワーカー・プログラムは現行制度の下でH-2AやH-2Bとして既に実施されており、そこには大きな問題が存在する。それは、労働者全体の賃金や福利厚生、安全衛生の水準を押し下げるなど全ての労働者に悪影響を与えている。同時に、こうした制度を拡大・永続化することで、「職場の権利を十分に有する永住者もしくは合衆国住民という一つの階級」と、「いかなる種類の職場の保護もほとんど受けない非正規滞在労働者もしくは短期ゲストワーカー」という二つの労働者階級を生み出すことにつながると指摘する⁽¹⁰⁾。

また彼は、現行のゲストワーカー・プログラムの下での使用者の行動の事例をあげることで、このプログラムが労働者の権利を抑圧する性質を有することを指摘する。一つは、2005年にノースカロライナ州でゲストワーカーとして働いていた建設労働者たちが、移民税関捜査局 (Immigration and Customs Enforcement: ICE) の職員に逮捕され、国外追放の手続きをされた事例であった⁽¹¹⁾。使用者から労働安全衛生庁 (Occupational Safety and Health Administration; OSHA) のレターヘッドが印刷されたチラシを受け取り、安全衛生に関するミーティングに出席するよう求められた。しかし彼らは使用者に騙された。OSHAの職員はその場におらず、代わりに待っていたICE職員によって逮捕されたのであった。また第二に取り上げられたのは、ヴァージニア州の林業で働くゲストワーカーが労働条件について訴えを起し、州当局も住宅環境について申し立てをした事例であった。労働者は、有刺鉄線で囲まれ、夜には鍵をかけられた倉庫に住むことを強制され、しかも彼らはその住居費を給与からかなりの額差し引かれていた。彼らが原告として証言録を取られる際に、使用者は国土安全保障省 (Department of Homeland Security: DHS) の職員を呼んで労働者に圧力をかけようとしていた (結果的には、労働者側は労働争議であることを主張し、DHSの職員をその場から帰らせることができた)。現行のゲストワーカー・プログラムの下では、短期就労ビザで入国した労働者たちは、自らの使用者を期間の途中で変更することはできない。そのため、労働者は、職場の労働条件や住居などの福利厚生に問題があっても、解雇されることで滞在資格を喪失し、国外追放の対象となってしまうことを恐れ、苦情を申し立てることができない。ハイアットは、使用者のこうした行動は労働者に萎縮効果を与えるものであり、労働者の権利を抑圧するものであると指摘する。

そしてハイアットは、移民制度改革の不可欠な原則として以下の三点をあげる⁽¹²⁾。第一は、非正規滞在労働者に正規の滞在資格を付与することである。彼らは、正規の資格がな

(9) Testimony of Jonathan Hiatt, General Counsel, American Federation of Labor and Congress of Industrial Organizations (AFL-CIO), U.S. House of Representatives, *Comprehensive Immigration Reform: Labor Movement Perspectives, Hearing before the Subcommittee on Immigration, Citizenship, Refugees, Border Security, and International Law of the Committee on the Judiciary House of Representatives*, 110th Cong., 1st Sess., May 24, 2007, 8-25.

(10) Ibid., 7-8.

(11) Ibid., 8.

(12) Ibid., 11-23.

いたために、自らの権利を行使できず水準以下の条件で働くことを余儀なくされている。彼らが組合結成や労働条件への苦情申し立てを行なった場合に、使用者が移民当局を呼び勾留させたりする事例は珍しいことではない。それゆえに、非正規滞在労働者に合法化への道を提供しなければならない。第二は、今後の外国人労働者の流入に関して、労働市場での不足を補うためにアメリカに来る労働者に十全な権利を保障することである。ゲストワーカー・プログラムは継続的に搾取可能な労働者の予備軍を確保したいという経済界の要求に応えるものであるため、現行では労働者の権利保障は不十分である。それゆえ、外国人労働者に関するプログラムは、国内労働者の雇用を先に試みることや、地域の労働機関による標準賃金の決定、労働者の募集手続の透明化、労働者としての権利の平等的な保護、短期就労ビザではなくグリーンカードでの入国の承認といった改革を必要とする。第三は、移民法は労働法と歩調を合わせて執行されるべきということである。現状では、使用者罰則規定に基づく取り締まり強化が重視され、労働者の権利行使が軽視されている。ニューヨークでは、INSによる職場の強制捜索(raid)が行われている時に、労働者が正式に苦情や告発を連邦・州機関にしているケースは55%にのぼるとされる。労働者の権利を考慮することなく職場で移民法を執行することは、移民労働者への抑圧となるだけでなく全ての労働者の権利と生活水準にとって害となるものであるため、職場における労働法の適切な執行が必要とされる。

このようにAFL-CIOは、2006年を境に、ゲストワーカー・プログラムを含む移民改革法案に対して、批判のトーンを強めていった。2005年までは、非正規滞在移民の合法化規定が存在することを前提として、ゲストワーカー・プログラムの労働者保護規定の効果が見込まれれば、比較的積極的な評価をしていた。しかし2006年に入り、AFL-CIOは、ゲストワーカー・プログラムそのものへの批判を強めていった。これは、上院でのマケイン-ケネディ法案の審議が進むなかで、保守派からの強硬な反対もあり、彼らが求める水準の労働者の権利保障がゲストワーカー・プログラムに十分に盛り込まれない可能性が高いと判断したためではないかと思われる。ここで展開されたのは、ゲストワーカー・プログラムが本質的に労働者階級を二つに分断し、本来持つべき権利を認められない二級市民的労働者を作り出すという批判である。そうしたゲストワーカー・プログラムの本質的問題を解決するための移民制度改革として、非正規労働者が正規滞在資格を保有する制度の創設、賃金や募集手続等の労働条件の保障と労働者の権利の保護、短期就労ビザではなくグリーンカードを持つ労働者としての入国を認めること、移民労働者が働く職場における労働法規の適正な執行といった条件をあげた。しかし、実際にはこうした条件すべてを満たす法案は審議されていなかったため、AFL-CIOはゲストワーカー・プログラムを含む法案に全体として反対していた。

4. 実現可能な改革としてのゲストワーカー・プログラムへの支持

AFL-CIOらの法案反対派とSEIUやUNITE-HEREらの支持派との労働運動内の対立が明らかになったのは、2006年1月以降であった。この時、SEIUが「長期にわたる組織労働の敵対者であった商業会議所とともに、ゲストワーカー・プログラムを支持する珍しい同

盟を宣言した」⁽¹³⁾。

AFL-CIOとその傘下の組合は、移民制度改革の第一の課題として非正規滞在移民の合法化をあげ、ゲストワーカー・プログラムについては否定的に評価していた。対して、SEIUらゲストワーカー・プログラム法案を支持した勢力も、非正規滞在移民の合法化を移民制度改革の最重要課題と考えていた。この点はAFL-CIOと同様である。しかし、ゲストワーカー・プログラムに関しては両者の立場は異なっていく。AFL-CIOはその労働者保護規定の不十分さや本来持つ否定的性質を重視し、プログラムが盛り込まれる法案に強く反対するようになった。他方、SEIUやUNITE-HEREらは、ビジネス勢力のようにゲストワーカー・プログラムそのものを積極的に推し進めた訳ではないが、非正規滞在移民の合法化を達成するためにこのプログラムも含む「実現性の高い」法案を支持したのである。彼らも、ゲストワーカー・プログラムが持つ問題を認識しており、そこに十分な労働者保護規定が盛り込まれる必要性を訴えた。しかし、そこで重視されたのは、ゲストワーカー・プログラムの導入に譲歩してでも非正規滞在移民の合法化プロセスを実現することの方であった。それゆえ、ゲストワーカー・プログラムを盛り込むあらゆる法案に反対したAFL-CIOの姿勢を厳しく批判し、自らはビジネス団体とも協力しつつ法案成立へ積極的な活動を進めたのである。

(1) ゲストワーカー・プログラムに関する妥協

彼らが公聴会などで強調したのは、現行の移民システムが機能していないということである。移民制度が壊れているため、移民労働者たちが合法的にアメリカに入国できず、非正規滞在移民が大量に流入している。そして移民労働者は、アメリカにおいて合法的な地位を持っておらず、法的な保護も不十分であり、使用者に苦情を言うことを恐れており、搾取されやすい状況に置かれている⁽¹⁴⁾。「使用者、消費者、その他の人々は」、非正規滞在移民労働者の存在から「利益を得ているにもかかわらず、移民労働者たちは常に、弱い立場にあり、搾取され、厳しい制裁にさらされている」のである⁽¹⁵⁾。そのため、現行システムの改革において何よりも重要なことは、非正規滞在移民の合法化の道を実現することであった。彼らを合法化し、陰から引き上げるための改革であった⁽¹⁶⁾。SEIUの執行副会長のエリセオ・メディナ(Eliseo Medina)は「この移民システムは壊れている。それを知らないふりしてごまかすことはできない」と述べた⁽¹⁷⁾。

(13) Julia Gelatt, "Bush Immigration Appointees, Immigration Judges Criticized," *Policy Beat* (Migration Policy Institute), February 1, 2006; "Unions Divided on Guest Workers."

(14) Statement of Eileen Connelly, Executive Director, SEIU Pennsylvania State Council, Harrisburg, Pennsylvania, U.S. Congress, Senate, *Comprehensive Immigration Reform: Examining the Need for a Guest Worker Program, Hearing before the Committee on the Judiciary United States Senate*, 109th Congress, 2nd Session, July 5, 2006, Philadelphia, Pennsylvania, 66.

(15) Statement of Fred Feinstein, Senior Fellow and Visiting Professor, University of Maryland, Representing SEIU and UNITE HERE, U.S. Congress, House of Representatives, *Comprehensive Immigration Reform*, 28.

(16) Statement of Connelly, U.S. Congress, Senate, *Comprehensive Immigration Reform*, 26.

(17) Rachel L. Swarns, "Union Leader Supporting Guest Worker Proposal," *New York Times*, February 24, 2006. メディナはもともとUFWのベテランの活動家であり、1980年代にSEIUが展開した清掃労働者の組織化キャンペーン「ジャンナーに正義を」(Justice for Janitors)を指導しており、SEIUの移民政策について公式

そして同時にSEIUらが強調したのが、政治的に実現可能な改革を追求することであった。もちろん、改革を行うことで非正規滞在移民労働者が搾取される現状が改善されなければならないが、実現可能性のない改革を追求しても何も達成できない。それは避けなければならない。そうした問題意識から彼らは、プラグマティックな姿勢で成立する可能性の高い法案を支持したのである⁽¹⁸⁾。

ブッシュや経済界は、移民制度改革の最重要課題としてゲストワーカー・プログラムを想定していた。労働力が不足している低賃金職種において、将来的に合法的に移民労働者を確保する回路を創設しなければならないと考えていた⁽¹⁹⁾。ブッシュが移民改革を支持するか否かは、その提案に短期労働者プログラムが含まれているかどうかによった⁽²⁰⁾。そのため、移民改革を実現させるには、ゲストワーカー・プログラムを含んだ改革案を支持することが必要であった。移民改革法案を労働組合の支持だけで議会で可決させることは不可能であるため、改革を実現するには、ブッシュやマケイン、ヘーゲルといった共和党移民改革積極派、経済界との協力が必要不可欠であった。

SEIUやUNITE-HEREらは、こうした状況から非正規滞在移民の合法化の実現と引き換えにゲストワーカー・プログラムの拡張に同意した⁽²¹⁾。彼らがゲストワーカー・プログラムを含む移民改革法案を支持したのは、非正規滞在移民の合法化との取り引きであり、妥協したためと理解される⁽²²⁾。2006年の上院での移民改革法案論議の時に、彼らはマケイン-ケネディ法案を支持し、それを「非正規滞在労働者を陰から引き上げるまたとない機会を提供している」と評したのは、こうした背景があった⁽²³⁾。

SEIUのメディアナや、2005年当時HERE会長であったジョン・ウィルヘルム(John Wilhelm)は、上記の問題意識からAFL-CIOを批判した。AFL-CIOとCTWの分裂前にAFL-CIO移民問題委員長であったウィルヘルムは、ゲストワーカー・プログラムに強硬に反対したAFL-CIOの態度は実行可能な政策に関するビジネスとの妥協を妨げていると延べ、委員長を辞任した⁽²⁴⁾。また、SEIUのメディアナも、AFL-CIOは短期労働者プログラム

見解を述べている人物である。

- (18) Ruth Milkman, "Labor and the New Immigrant Rights Movement: Lessons from California," *Social Science Research Council, Border Battles: The U.S. Immigration Debates*, July 28, 2006.
- (19) 中島醸「アメリカ移民政策と全米商業会議所-ジョージ・W・ブッシュ政権期の移民制度改革論議に焦点を当てて-」『国府台経済研究』第21巻第1号(2011年3月), 167-174頁; Statement of Thomas J. Donohue, U.S. Congress, Senate, *Examining the Need for Comprehensive Immigration Reform, Part II, Hearing before the Committee on the Judiciary United States Senate*, 109th Cong., 2nd Sess., July 12, 2006, 34, 42; Speech of Tom Donohue, "Immigration: Where Do We Go From Here?" U.S. Chamber of Commerce, Phoenix, Arizona, October 10, 2007. <http://www.uschamber.com/press/speeches/2007/immigration-where-do-we-go-here-remarks> (accessed September 6, 2010).
- (20) Williams, "Unions Split on Immigrant Workers."
- (21) Janice Fine and Daniel J. Tichenor, "A Movement Wrestling: American Labor's Enduring Struggle with Immigration, 1866-2007," *Studies in American Political Development* 23 (April 2009), 109.
- (22) Deepa Kumar, "Amnesty Now!" *MR Zine*, May 16, 2006; Blue State Liberal Follow, "AFL-CIO vs SEIU/UNITE-HERE," *Daily Kos*, June 23, 2007.
- (23) Swarns, "Union Leader Supporting Guest Worker Proposal." SEIUのメディアナは、2007年の上院法案に対しても「おそらく今後数年間で、議会在移民問題について行動を起こす最後で最良のチャンス」と評価している。
- (24) Fine and Tichenor, "A Movement Wrestling," 107-108.

の要素が含まれるあらゆる法案に反対し、立法プロセスに参加することを拒んでいると論難した。非正規滞在労働者が救済を切望していることを認識し、その解決を本当に望むならば、「単にゲストワーカー・プログラムに反対とは言えない」のである⁽²⁵⁾。

ただゲストワーカー・プログラムについてSEIUは、ある程度、積極的に評価する表現もしている。というのも、SEIUらは、AFL-CIOと異なり低賃金職における労働力不足とそれを埋めるためのゲストワーカー・プログラムの必要性を認めていた。SEIUペンシルヴェニア州委員会事務局長 (Executive Director, SEIU Pennsylvania State Council) のアイリーン・コネリー (Eileen Connelly) は、2006年のペンシルヴェニアで行われた上院司法委員会公聴会で、SEIUが組織している介護や清掃といった産業での労働者不足を指摘する。こうした部門では求人は、「アメリカ人労働者だけで十分に満たされることは」なく、「こうした仕事につく意思のある労働者の流入を途切れさせることはできないし、それは望ましくない」⁽²⁶⁾。またUFWの顧問弁護士マルコス・カマチョ (Marcos Camacho) の代理として公聴会で証言した農業労働者正義 (Farmworker Justice) 事務局長の (Executive Director) ブルース・ゴールドスタイン (Bruce Goldstein) も、農業部門では労働者の53%から70%程度が非正規滞在労働者で構成されており、農業部門では労働者不足が深刻であると指摘した⁽²⁷⁾。

AFL-CIOは、国内で不足する労働力についてはグリーンカード発行数の増大を通じた永住権を持つ移民労働者によって満たすことができると考えていた。しかし、SEIUらゲストワーカー・プログラムを支持する勢力は、労働力不足はAFL-CIOが想定するよりも深刻であり、かつグリーンカードの発行増だけで対応することは「政治的には実現不可能である」と考えていた⁽²⁸⁾。そのために、入国する労働者の権利を十分保護したうえでのゲストワーカー・プログラムの拡大は意味のあることであった。このように彼らが、プログラムを支持する背景には、非正規滞在移民の合法化を実現するための譲歩という側面があると同時に、組織化対象としている産業における労働力不足の認識が存在した。

(2) ゲストワーカー・プログラムに必要な労働者保護規定

SEIUやUNITE-HERE、UFWなどは、こうしてゲストワーカー・プログラムを支持することになる。しかし同時に彼らは、ゲストワーカー・プログラムは深刻な問題も引き起こしかねない制度であることも認識しており、それを認める際には労働者の権利や労働条件などが十分保障されることを条件としていた⁽²⁹⁾。SEIUのメディナは、自分の父親がブラセロ・プログラムの下でアメリカに来た移民労働者であり、ゲストワーカー・プログラムの搾取的性格への危惧はよく理解できると述べている。そのため、実現されるべきプログ

(25) Ibid., 109; “Unions Divided on Guest Workers.”

(26) Statement of Connelly, *Comprehensive Immigration Reform*, 66-67.

(27) Bruce Goldstein, Executive Director, Farmworker Justice, on behalf of Mr. Marcos Camacho, General Counsel, United Farm Workers of America, U.S. Congress, House of Representatives, *Comprehensive Immigration Reform: Labor Movement Perspectives, Hearing before the Subcommittee on Immigration, Citizenship, Refugees, Border Security, and International Law of the Committee on the Judiciary House of Representatives*, 110th Cong., 1st Sess., May 24, 2007, 37.

(28) Fine and Tichenor, “A Movement Wrestling,” 109.

(29) Milkman, “Labor and the New Immigrant Rights Movement.”

ラムには十分な労働者保護が含まれるべきとする⁽³⁰⁾。同じくSEIUのコネリーは公聴会聴言で、その条件について、以下の四点にわたり詳しく述べている⁽³¹⁾。

まず何よりも重要なのは、ゲストワーカーがプログラムでの就労期間の後にアメリカ国内にとどまる機会を提供することである。彼は、ゲストワーカー・プログラムが適切に運用されれば半数程度の労働者は本国に帰国することを望むであろうと想定する。しかし、それは強制ではなく選択にすべきであり、労働者たちは永住権・市民権への切り替えの可能性を与えられなければならない。そうしなければ、二級市民、アンダークラスを作り出す制度となってしまう。永住権の選択肢のないゲストワーカー・プログラムは全ての労働者にとって有害なものであり、過去に存在した同様のプログラムは失敗していると認識していた。

第二に重要な点は、ゲストワーカーが国内の他の労働者と同等の権利を有し、同等の労働条件が確保されるようにすることである。労働者としての基本的な権利が保障されるように、労働法や雇用関連法規は、その適用対象に国内労働者と同様にゲストワーカーをも含むことが必要である。その際に重要なものとしてあげられるのは、ビザが単一の使用者に結びつけられないようにすること、労働組合加入の権利の保障、家族を連れてくる権利の保障、標準賃金水準の厳格な維持、労働者の本国での請負業者によるリクルート活動の制限の五点である。

第三が、プログラムのもとで許可される労働者の入国者数への制限である。移民権利擁護団体の報告などでも明らかにされているが、ゲストワーカー・プログラムに申請する使用者は、たびたび実際に必要な労働者数よりも多く申し出る。それによって、アメリカに連れてこられた労働者たちは、当初提示された期間や時間よりも短い期間や時間しか仕事を割り当てられない。しかし、労働者はビザの制限から、仕事がない期間でも他の仕事をすることはできず、その間、無収入のまま使用者にあてがわれた居住費や食費などの生活費を払わなければならない状態に陥る。こうしたことを防ぐためには、本当に必要とされる以上の入国許可を出さないことを保証しなければならない。

第四が、適切な労働者保護の執行である。労働者の保護規定は、それが存在するだけでは、労働者の条件は保障されない。職場で労働者を保護する形での規制が実行されるために、独立した執行機関の設置が必要である。

SEIUやUNITE-HERE、UFWらは、2000年代半ばのゲストワーカー・プログラムを含む連邦議会法案の成立に向けて精力的に活動してきた。しかし、その内容については全てを受け入れて支持していたわけではなかった。彼らとしては、非正規滞在労働者の合法化は喫緊の課題であるため、経済界や共和党穏健派と妥協しゲストワーカー・プログラムを受け入れてでも、それを実現することを優先したと理解できる。その際、プログラムに付随する問題を改善することを法案成立の前提として要求している。永住権獲得の可能性や平等な権利と労働条件の保障、入国者数の制限、職場での労働者保護の執行といった一連の労働者保護規定を盛り込むことを追求した。

(30) Auster, "Guest Worker Proposals Divide America's Unions."

(31) Statement of Connelly, *Comprehensive Immigration Reform*, 68; Statement of Feinstein, *Comprehensive Immigration Reform*, 29-30.

こうした要求が実際にどれほど法案にもりこまれるかについては法案によって大きな差があったが、永住権や市民権獲得の可能性については多くの法案で採用されている。また労働者保護規定については2006年の司法委員会法案(S.2611)などのゲストワーカー・プログラムには、家族向けビザの新設や労働組合加入の権利の保障、標準賃金規定など、労働運動側からの要求がある程度反映されたものとなっている⁽³²⁾。法案の成立自体は、保守派からの強力な反対もあり実現しなかったものの、法案支持勢力として積極的にかかわることで、労働側の要求も盛り込ませようとしてきたことが理解される。

5. おわりに

本稿で論じたように、ゲストワーカー・プログラムを含む法案に対する評価が、AFL-CIOと、SEIUやUNITE-HEREといった移民労働者の組織化に積極的な労働組合との間で対立していた。AFL-CIOは、移民労働者の労働条件や権利の保護や、就労資格の正規化、永住権の付与などを移民制度改革の条件として出しつつも、ゲストワーカー・プログラムの成立に否定的であった。他方SEIUらは、AFL-CIOと同様に、権利や条件の保障、永住権・市民権獲得プロセスの整備といった移民労働者保護のため移民改革の条件を提示し、ある程度保護規定を備えた法案を積極的に支持した。

結果として両者の行動は正反対となったが、両者の要求内容は、賃金などの労働者保護、非正規滞在労働者の合法化、労働法制の公正な執行など重なる部分が多い。そのため、両者の移民改革に対する政策内容はそれほど根本的な対立があったわけではなく、両者の対立は戦術的なものであったと理解される⁽³³⁾。

両者が似通った政策的立場にありつつも法案への賛否では反対となった背後には、両者の組織的な違いが存在した。ゲストワーカー・プログラムを支持した組合、SEIUやUNITE-HERE、UFWなどは、清掃業、ホテルやレストランなどのサービス部門、縫製繊維産業、そして農業といった移民労働者が多く働く産業を組織化している。実際にこれらの組合は、非正規滞在労働者も含め多くの移民の組合員を抱えている。困難な環境で働くそうした組合員(と将来の組合員)は移民改革を切望しており、彼らの利益を代表するためには、非正規滞在労働者の合法化と、一定の労働者の保護を備えたゲストワーカー・プログラムの成立が必要であった⁽³⁴⁾。他方で、AFL-CIOは移民労働者の組織化と彼らの利害を代表する方向へと方針転換したものの、組織的には移民労働者の比率は低く、非正規滞在移民の合法化を差し迫った課題と見なすものが少なかったことが指摘される。こうした移民を多く抱える組合と、移民が少ない組合との「古典的な類の分裂」(sort of classic split)ともいわれる組織的な違いが両者の対立の背後に存在していた⁽³⁵⁾。

本稿では、ゲストワーカー・プログラムに焦点を絞って考察してきたが、ここで取り上げた移民改革法案の主要なものには、国内や国境での取り締まり強化も盛り込まれてい

(32) 法案の詳しい内容については、以下の議会調査局(Congressional Research Service)のサマリー(CRS Summary)を参照。<http://thomas.loc.gov/cgi-bin/bdquery/z?d109:S.2611>: (accessed on February 17, 2015).

(33) Milkman, "Labor and the New Immigrant Rights Movement."

(34) "Unions Divided on Guest Workers;" Milkman, "Labor and the New Immigrant Rights Movement."

(35) Auster, "Guest Worker Proposals Divide America's Unions."

た。法案審議において、SEIUらは非正規滞在労働者の合法化の実現を優先して、ゲストワーカー・プログラムの拡張を受け入れた。そして同時に、使用者罰則規定の拡張や移民資格紹介の効率化、国境警備の強化といった取り締まり強化も支持したのである⁽³⁶⁾。これは、2005年に上院に提案されたマケイン-ケネディ法案や上院司法委員会法案、さらには2007年の法案などの包括的移民改革法案には盛り込まれていた。それらの法案は、法案ごとに細かくは異なるものの、非正規滞在移民を雇用する使用者への罰金の引き上げや、移民法執行を援助する権限を地元・州警察への付与、メキシコとの国境におけるフェンスの設置などの強制的政策を含んでいた。

AFL-CIOもSEIUも強制的政策のみで構成されていたセンセンブレナー法案に対しては極めて厳しく批判し、大規模な反対運動にも関与した。しかし、センセンブレナー法案のような「不法」滞在の重罪化などの措置は含まれなくても、取り締まり強化策が盛り込まれている法案に対しては、SEIUらは反対しなかった⁽³⁷⁾。彼らは、「職場での取り締まりの厳格化と大規模で合法的な移民の流入とを組み合わせるもの」が移民制度改革の核心であるとして、強制的政策が含まれることに正面から反対はしなかった⁽³⁸⁾。移民改革法案に強制的政策を含むことに強く反対したのは移民権利擁護団体などであった。彼らの批判では、「多くの移民を組合員として抱えるSEIUが『国境の安全』に賛成すると、国境を越える労働者の動きは取り締まられることが可能であり、取り締まられなければならないという考え方に根拠を与える」と指摘された⁽³⁹⁾。AFL-CIOは包括的移民改革法案に反対はしたものの、この点への批判を前面に押し出してはしなかった⁽⁴⁰⁾。実際に2009年にAFL-CIOとSEIUらは移民制度改革要求で合意したが、その内容に取り締り強化、法執行の強化も盛り込まれていた。

民主党オバマ政権成立後の2009年4月には、AFL-CIOとCTWの両者は、統一的な移民改革要求について合意した⁽⁴¹⁾。この合意では、SEIUやUNITE-HEREも含めたCTWと

(36) Statement of Connelly, *Comprehensive Immigration Reform*, 67; Jeff Zeleny and Ginger Thompson, "Republicans Focus on Guest Workers in Immigration Debate," *New York Times*, June 26, 2009; Tiffany Ten Eyck, "Immigration Reform: What's Labor Up To?," *Labor Notes*, June 05, 2009; Bill Ong Hing, *Deporting Our Souls: Values, Morality, and Immigration Policy* (Cambridge, New York, NY: Cambridge University Press, 2006), 34-38.

(37) Statement of Michael J. Wilson, International Vice President and Director, Legislative and Political Action Department, United Food and Commercial Workers International Union (UFCW), U.S. House of Representatives, *Comprehensive Immigration Reform: Labor Movement Perspectives, Hearing before the Subcommittee on Immigration, Citizenship, Refugees, Border Security, and International Law of the Committee on the Judiciary House of Representatives*, 110th Cong., 1st Sess., May 24, 2007, 32.

(38) Statement of Connelly, *Comprehensive Immigration Reform*, 31.

(39) Hing, *Deporting Our Souls*, 36-37; Kumar, "Amnesty Now!"

(40) 第2節でも触れたように、2006年の議会審議過程で、上下両院の法案の歩み寄りを実現せず、包括的移民改革法は成立しなかった。ただ、国境警備については両院法案に含まれていたため、同年、メキシコとの国境警備のみについて抜った法案が成立した (Secure Fence Act of 2006: H.R.6061)。本法では、メキシコとの国境に沿って700マイルのフェンスの建設と、カメラやセンサー、無人飛行機、その他の監視技術を用いた「仮想フェンス」(virtual fence)の設置が規定された。"CQ Annual Report: 2006 Legislative Summary," *CQ Weekly*, December 18, 2006, 3357-3358.

(41) "Change to Win And AFL-CIO Unveil Unified Immigration Reform Framework," SEIU.org, April 14, 2009. <http://www.seiu.org/2009/04/change-to-win-and-afl-cio-unveil-unified-immigration-reform-framework.php>

AFL-CIO とが、ゲストワーカー・プログラムの新設や拡張には反対し、その改善を要求している。2000年代中葉のブッシュ政権期を通じて移民改革の機運が高まったものの、労働運動は統一的行動を取れず、かつ保守派の強力な反対にあい、包括的移民制度改革は実現しなかった。そのため、労働運動として移民労働者を含む労働者にメリットのある改革を実現することを目指し、合意に達した。本稿で分析したように AFL-CIO と SEIU らのゲストワーカー・プログラムをめぐる二つの勢力の対抗は、本質的なものというよりは戦術的なレベルのものであり、両者の合意にいたる基盤は存在したといえる。ただ、労働運動側のゲストワーカー・プログラムへの批判的な合意に対して、SEIU らと共同してきた商業会議所などの経済界、共和党穏健派は不快感を示しており、オバマ政権下で移民改革法案は、依然として大きな困難に直面すると言えよう⁽⁴²⁾。

(本稿は、2011年度在外研究員としての研究成果の一部である。)

(2016.1.20 受稿, 2016.2.9 受理)

(accessed November 13, 2014).

(42) “Labor Agreement could Backfire on Immigration Reform,” *The Hill*, April 18, 2009; Zeleny and Thompson, “Republicans Focus on Guest Workers in Immigration Debate.”

〔抄 録〕

本稿は、2000年代中葉のゲストワーカー・プログラムに関するアメリカ労働運動内部での対立と論点を考察する論文の後半部分である。第3節では、ゲストワーカー・プログラムに反対しているAFL-CIOの議論を考察した。彼らは2005年までは、非正規滞在移民の合法化規定を重視しつつ、プログラムの労働者保護規定の内容と効果が十分なものであれば比較的積極的な評価をしていた。しかし2006年以降は、プログラムが本質的に労働者としての権利を認められない下級の労働者を作り出すとして批判を強めていった。第4節では、ゲストワーカー・プログラムを支持した全米サービス従業員組合(SEIU)などの議論を検討した。彼らは、非正規滞在労働者の合法化を喫緊の課題と考えていたが、その成立のためにゲストワーカー・プログラムに賛成し経済界や共和党穏健派との妥協を選択した。同時に、プログラムが労働者保護規定を盛り込むことも要求した。こうして本稿では、ゲストワーカー・プログラムを含む法案に対する評価が、AFL-CIOとSEIUらの支持勢力との間で対立していたと同時に、その要求内容では重なる部分も多かったことを明らかにした。

〔論 説〕

スモールビジネス経営の理念と収益に関する研究

— 顧客編 —

星 田 昌 紀

研究の目的

本研究では、スモールビジネス経営を行う上で、重要かつ本質的な要因について考察を行う。まず、現在の日本社会における仕事観の変容を俯瞰し、その上で、スモールビジネス経営の重要性について確認する。特に、実際の経営において、「理念」と「収益」の両者が、いかに重要であるかを明らかにする。さらに、スモールビジネス経営において、「理念」と「収益」の検証から導かれる「顧客」の重要性について、重点的に考察を行う。

-目次-

1. 研究の背景
 - 1.1. 本研究におけるスモールビジネス経営の定義
 - 1.2. 日本におけるフリーエージェント社会の到来
 - 1.3. スモールビジネス経営における現状と課題
 - 1.4. 日本における仕事観の変容
2. 経営における「理念」と「収益」の重要性についての考察
 - 2.1. 経営における「理念」と「収益」の考え方
 - 2.2. 「理念」と「収益」についての事実と誤解
 - 2.2.1. 経営活動には経営理念が必要不可欠である
 - 2.2.2. 利益は顧客以外から一切生まれない
 - 2.2.3. 利益は常に顧客に提供する価値対価として得られる
 - 2.2.4. 経営にとって儲けることは善である
3. 経営における「顧客」の重要性についての考察
 - 3.1. 顧客設定の考え方 ～ 顧客の問題解決と願望達成が経営の原点
 - 3.2. 顧客を分類する必要性と分類別の接し方
 - 3.3. 顧客設定の手法 ～ セグメント手法 巨大集団の細分化
 - 3.3.1. セグメント手法を取り巻く社会の変化
 - 3.4. 顧客設定の手法 ～ ペルソナ手法 微細集団の極大化
 - 3.4.1. ペルソナ手法の実行 たった1人の象徴顧客
 - 3.4.2. ペルソナ手法の段階 仮想人格の統合
 - 3.4.3. ペルソナ手法のメリット 判断基準の明確化
 - 3.4.4. ペルソナ設定における顧客絞込み不安への対処法

4. スモールビジネス経営における「顧客」についての考察
5. まとめ
6. 参考文献

1. 研究の背景

1.1. 本研究におけるスモールビジネス経営の定義

スモールビジネスとは、ビジネスの一形態であり、1人ないしは少人数で経営するベンチャー企業および一部の中小企業を指す名称である。例えば、鯨井・坂本・林(2010)においては、スモールビジネスを「新しい試みを実行したりして『企業価値』を向上させている中小企業」と定義している。また、加護野(2005)においては、スモールビジネスを「規模は小さくても大きな夢を描き」「変化に対して新しい価値を創造し」「もうけ続けている」企業と定義している。さらに、岩崎(2004)においては、スモールビジネスを「小さいけれども、確実な需要の創造」を行うビジネスと定義している。ただし、上記の先行研究におけるスモールビジネスの大半は、従業員数100名以上で、年売上が10億円を超えている事例が多い。ゆえに、より個人的な規模で行うスモールビジネスにとっては、さらに別種の研究が必要となる。

本研究における「スモールビジネス」とは、上記先行研究で扱われている事例と比較して、より小規模なビジネスを扱い、以下の3つの特徴を持つ経営形態と定義する。

- ・主として会社員からの独立起業を想定すること
- ・基本1名による経営形態に限定すること
- ・会社法人形態か個人事業主形態かを基本的に区別しないこと

主として会社員からの独立起業を想定する理由は、中小企業白書(2011)において、起業の主たる原因の1つが「以前の勤務先ではやりたいたいことができなかった」ことであり、以前の勤務先である会社からの独立起業支援についての必要性が認められるからである。

基本1名による経営形態に限定する理由は、中小企業庁(2013)において、起業時の従業員数で最も多いものが1名であること。ならびに、1名の意思決定が最も単純で明確であるという特長を持つこと。および、後述するフリーエージェント社会における主たる経営形態が1名によってなされることである。

会社法人形態か個人事業主形態かを基本的に区別しない理由は、個人事業主として起業した後に、その事業を継続し発展する形で、会社法人の設立を行うケースが少なからず存在するためである。

なお、「スモールビジネス経営」とは、上記の「スモールビジネス」形態で実施する経営と定義する。

1.2. 日本におけるフリーエージェント社会の到来

ピンク(2002)において、フリーエージェントとは、特定の会社と雇用関係を持たずに働

いている人達の総称として、定義された呼称である。アメリカにおけるフリーエージェント社会は、1970年代に本格化を始めた。日本でもアメリカと類似のフリーエージェント社会が始まっていることが、橋(2009)において指摘されている。フリーエージェントは、「雇用されることなく労働するもの」と、ピンク(2002)において定義されている。よって、フリーエージェントの主たる形態は、スモールビジネス経営者となる。

1.3. スモールビジネス経営における現状と課題

中小企業庁(2013)によれば、「スモールビジネス経営者」に該当する「小規模事業者」の課題が明らかにされている(図1)。

最も深刻な課題は、スモールビジネス経営者が定期的かつ本質的な経営相談を行っていないという事実である。定期的に経営相談を行っている経営者の割合は24.9%であり、約4人に1人に過ぎない。また、ほとんどの相談は会計・財務・融資等であり、相談相手は顧問税理士または会計士となっている。さらに、経営の根幹を成す「市場・販路」や「商品・サービス開発」についての相談は、身内等が中心となっており、専門家への相談がほとんど行われていないという問題が図1から明らかである。ゆえに、スモールビジネス経営を推進し改善するための社会環境整備、ならびに、実践的な研究の蓄積が今後さらに必要となる。

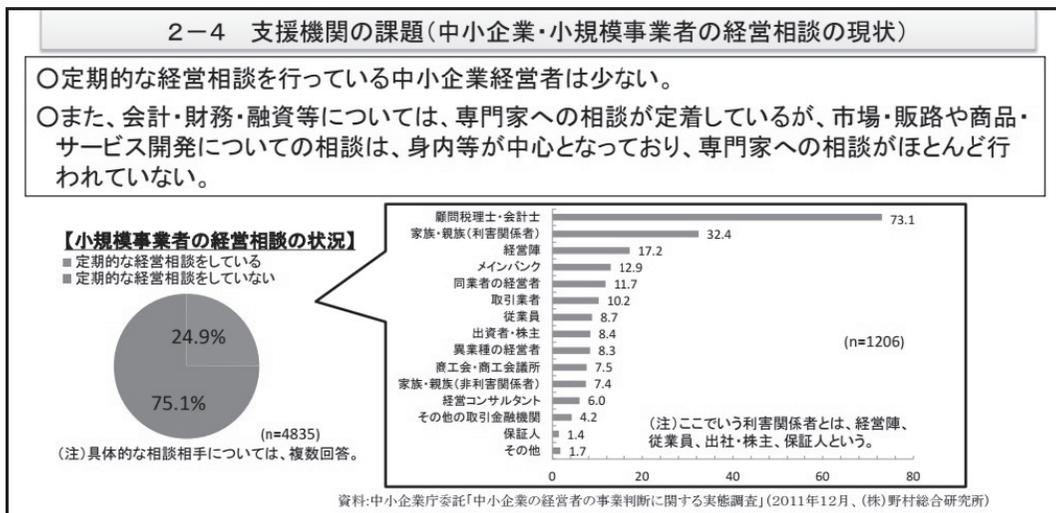


図1 小規模事業者の現状と課題について 中小企業庁(2013)

1.4. 日本における仕事観の変容

日本の高度成長が1990年のバブル崩壊によって終わり、1997年のアジア金融危機で終身雇用と年功序列制度のかなりが崩壊したにもかかわらず、橋(2009)によれば、日本人の仕事についての意識は大きく変わっているとは言えない。高度成長が終わった現在の日本においては、日本人の人口減少、極端な少子化の進行、日本人に対する人件費の国際的な高額化という状況が進行している。

榎本(2014)によれば、日本社会において、直近の約50年の間に、職業の種類は増加と減少が同時並行的に進行している。厚生労働省が発行している『職業分類』において、2011年現在、世の中で一般に認知されている職業の数は約17000種類あるとされている。そのうちの多くは、この約50年の間に新たに作られたものである。例えば、コンピューター・プログラマーやシステム・エンジニアなどの職業は、50年前にはほとんど存在しなかった。つまり、直近の約50年間に進化したテクノロジーによって生み出された職種が多数存在するため、上記の『職業分類』において増加した職業は多い。

一方で、減少または消滅した職業も存在している。具体的に表現するならば、日本の高度成長期に多数存在した仕事、例えば、炭鉱採掘技術者、駅の切符切りの人などは、職業として減少、もしくはほぼ消滅してしまった。

1954年から1990年まで続いた高度成長期には、成長する産業の会社を大企業化することにより、経済成長を加速化することに、国家として成功していた。しかし、1991年以降、ほぼ成長がゼロになった日本社会で、高度成長期にしか通用しない社会慣習が継続している。例えば、中学生頃から受験勉強を始め、できれば大学に進学し、さらにいわゆる大手の名の知れた会社に入社するという人生ラインへの願望は、いまだに継続していると言えるだろう。

しかしながら、人口が減少に転じた現代日本では、この人生戦略自体が成立しなくなる傾向が生じている。なぜなら、難関大学や難関企業に入ったとしても、人口減少に応じて顧客が減少するため、十分な売上や利益を確保できる企業が減少傾向にあるためだ。それゆえ、国内ではビジネスが成立しにくくなり、国外への輸出と国外での生産により、グローバル資本主義という競争に突入する企業も多い。

被雇用者の観点で解釈するなら、生活時間の大半を会社での就労に費やししながら、雇用の安心すら入手することができない場合も多い。ならば、せめて就労時間を減らし、需要以上に生産しないという選択肢を取ることも原理的にはできる。しかし、逆に、誰を人員整理するかという指標のひとつとして、就労時間や就労態度を監視する文化が会社内に構築されることも多くなり、顧客が増えないのに就労時間は増えたまま減少しないという、先進国の中でも不合理な仕事環境が生じている。

一部の人が、高坂(2010)、藤村(2011)、伊藤(2012)によれば、ダウンシフトやナリワイ型と呼ばれるエコロジ的な志向を持つ個人的な仕事に着手しているが、大きな潮流になっている段階とは言えない。

本研究では、この新しい仕事の時代における人生設計の選択肢に成り得る「スモールビジネス経営の本質」、および、その基礎となる「経営の本質」について考察する。

2. 経営における「理念」と「収益」の重要性についての考察

2.1. 経営における「理念」と「収益」の考え方

経営を行う上での最重要の要素として、「理念」と「収益」が存在する。どちらが欠けても経営は成立しない。

まず、「理念」とは「経営理念」のことを意味すると定義する。経営理念とは「誰のために」「何を持って」貢献するかという社会的な「使命」や「存在意義」を、言語化し明確化したものである。経営理念は、主としてミッション、ビジョン、バリューから成立する。ミッションは社会における企業の使命そのもの、ビジョンはその使命に基づいて経営を行った結果により生み出される未来像、バリューは上記ミッションを支える価値観の体系である。これらミッション、ビジョン、バリューからなる経営理念を策定するという行為は、経営者にとっての最重要事項の1つである。にも関わらず、経営理念を策定することなく事業を行っている経営者も少なからず存在する。それゆえ、経営理念の重要性をいかなる経営者も認識することが、経営における重要課題である。

次に、「収益」とは経営活動を行い、社会に価値を提供した対価として得られる「売上」のことを指す。収益を考える上での最重要事項の1つは「粗利」である。粗利とは売上から仕入原価もしくは製造原価を減じたものであり、経営活動を継続的に行なう上で最も重要な資金である。粗利が確保できなければ、商品開発、商品販売をはじめとする、あらゆる経営活動が全く実行できない。つまり粗利とは経営活動を存続させる上での必要不可欠な原動力である。しかし、これほどまでに重要な「粗利」の本質を理解せずに仕事を行っている従業員や経営者さえ存在している。報告書の作成や社内規則の整備のような仕事を行っているときに、全く粗利が得られていないことを、つい忘れてしまうというような事例が存在する。ゆえに、経営を行う上で、常に高収益を目指し、常に高い粗利を確保することの重要性は計り知れない。なお、厳密に言えば、収益には売上の他に営業外収益が含まれている。営業外収益には、受け取り利息や雑収入などが含まれる。ただし、文字通り営業外の収益であり、微額であることが多いため、収益は売上とほぼ等しいと本研究では扱うこととする。

以上のことから、経営において、いかに「理念」と「収益」が重要であるかという考え方を、理解することができる。次節では、顧客に焦点を当てながら、「理念」と「収益」について更なる考察を行う。

2.2. 「理念」と「収益」から導かれる「顧客」の重要性

本節では、福島(2004)、一倉(1999)、竹田・栢野(2002)、浜口(2013)などを参考に、経営における「理念」と「収益」についてのあり方、考え方について検証する。これらの文献をもとに、筆者の見解を交えながら、以下に考察する。結果として、「理念」と「収益」を重要視していく過程の中で、「顧客」が経営における最重要要因の1つであることを改めて明確化し、再認識を促したい。

2.2.1. 経営活動には経営理念が必要不可欠である

起業家となって経営に携わる場合、そこには必ず「誰のために」「何を持って」貢献できるのかという経営理念（使命感）が必要である。言い換えれば、誰のためにもならず、何の商品も持たずに、社会に貢献できる訳がない。経営理念（使命感）とは、経営を行う上で、お金を儲けたいから何かいい案がないかと考えて、簡単に思いつくようなことではなく、この人々のために、この商品をもって貢献したいという、「想い」や「熱意」が具現化したものである。

この経営理念（使命感）なしに企業の経営活動を行うことは、本当の意味での価値提供を実行しているとは言えない。なぜなら、経営理念に沿って経営を行う意義は、金銭を循環させるだけでは本質的には成立せず、社会における価値の循環をともなって初めて成立する活動であるからだ。経営理念を明確化し、言語化する過程において、事業の社会における存在意義と、経営主体である社長の存在意義が決定され、実行され、成果となって現れる。

2.2.2. 利益は顧客以外から一切生まれない

企業、特に大企業の中で働いている場合、部門によっては顧客と直接会って話す機会が全く無い社員、もしくは役員すら存在する。自ら起業して社長になってみて、初めて体感する場合もあるのだが、利益は顧客という会社の外部からしかやっこない。会社の外部にいる顧客が、その会社の商品やサービスに対して、対価となる金銭を支払って、その金銭が会社の内部に入った瞬間、会社は初めて利益を生んだことになる。

大企業の中で企画書を書いたり、組織運営の規則を作ったり、必要な資材調達を行ったりしていると、それだけであたかも自分は優秀でよく働き、成果を出しているという決定的な誤解をする人々が、存在する。しかしながら、どんなに良い企画書、どんなに良い規則集、どんなに良い資材調達をもってしても、それ自体は1円の利益も生んではない。ある従業員が、良い企画書を書き、上司である部長にどれほど褒められようが、その従業員は、その時点において、会社そのものに対して1円の利益も、もたらしていないのだ。この会社経営の根幹に関わる重要事項を、極めて優秀で能力の高い従業員や役員でさえ、意識せずに働いていることが多い。経営に関する書籍においても、会社の組織運営をどうすればよいのかというような、顧客からすれば、極端な話、優先順位がそれほど高くないことについて、大量の紙面を使って記載を行っている場合も多々見受けられる。組織運営が無意味というわけではないが、顧客の重要性に比べれば、優先順位が異なるという意味である。

会社はどのような場合も、会社の外部にいる顧客からしか利益を上げることができないばかりか、従業員や役員の報酬も全て顧客からしかやっこない。ならば、いかなる場合も、常に顧客の直面している問題の解決案や、顧客の願望の達成案を、まず念頭においた上で、その顧客への役立ちから逆算して自らの仕事内容を決定し、実行するべきである。

仮に、顧客との接触が極めて少ない部門のメンバーであったとしても、主体的に顧客のことを考え、商品へのクレームを聞いたりして、満足度について質問したりすることにより、自分の顧客への貢献が的確であるかどうかを内省することが望ましい。

顧客との接触を最も主体的に行うべきは、社長自らである。特に、スモールビジネス経営のような小規模企業の社長なら、尚更顧客を頻繁に訪問する、もしくはインターネット上で情報共有するなどし、問題と願望について常に詳細な認識を持つべきである。

2.2.3. 利益は常に顧客に提供する価値対価として得られる

会社に所属する多くの従業員もしくは初期のスモールビジネス経営者の一部が、会社の利益を自分が働いた労働対価として得られるものと誤解している場合が存在する。顧客にとって重要な事実、商品やサービスが自分にとって価値があるか否かであり、極論すれば、従業員や起業家がどれほど働いたかは関係ない。ある経営者が、1年かけて開発した商品であったとしても、潜在顧客にとって必要性がないのであれば、潜在顧客は1円も支払わない。つまり、顧客にはならない。会社員生活が長い従業員や、初期の起業家の中には、「こんなに頑張っているのに、どうして売れないのだ」という認識を持っている人が時々見受けられる。しかしこれは、経営に関する大きな誤解の1つである。経営においては、どれだけ働いたのかという「労働対価」ではなく、顧客にとってどれだけの価値を提供できたのかという「価値の対価」が重要であり、この提供された価値によって、売上や利益が決定される。本研究においては、「価値の対価」のことを「価値対価」という呼称で定義する。

「価値対価」の分かりやすい事例の1つとしては、例えば、賃貸住宅物件の不動産オーナーが該当する。賃貸住宅物件の不動産オーナーは、自分で住宅を所有しない人々に対し、住宅に住むという価値を提供し、その対価として家賃という収入を得ている。賃貸住宅物件の不動産オーナーは、労働対価で働いているわけではないが、住宅を建設するための資金調達、適切な住宅建設の実施、メンテナンスなどの管理業務などの価値を社会に対して提供することにより、「価値対価」を得ているわけである。

また、火災や自然災害が起きた場合、賃貸住宅物件の住民は、単に住み替えることでリスクを最小化できる可能性が高いが、不動産オーナーは不動産の一部もしくは全部を失うリスクを負っている。さらに別の観点から考察すると、この賃貸住宅物件の価値は、不動産オーナーの死後も継続する可能性があり、その場合は、不動産オーナーの人生の長さを超えて、価値を社会に提供し続けることさえ可能になる。

2.2.4. 経営にとって儲けることは善である

現代社会の社会通念では、お金についての否定的な解釈が存在していることが多い。例えば、「資産家」「富豪」「金持ち」という言葉や概念と、「清貧」「無欲」「質素」という言葉や概念を比較すると、一般的に前者は自分から遠く、何をして儲けているのかがよく分からないため、ネガティブなイメージを持たれる場合が存在する。本田(2008)によれば、純資

産が1億円を超え年収2500万円を超える所得を得るものは、2002年の時点で全ての所得税納付者の0.56%に過ぎない。つまり、1000人の納税者の内、いわゆる億万長者に該当する者は約6人であるため、身近に資産家がおらず、憶測でイメージを構築している可能性が高い。一方で、後者は前者よりは身近に事例が存在することがあり、実際に質素な生活を送っている人もいるため、ポジティブなイメージを持たれる可能性は前者に比べれば高い可能性がある。

また、本研究においても、経営理念を重要視し、顧客に貢献することの重要性を一貫して提唱している。そのため、儲けること、つまり利益を上げることの重要性について、低い優先順位で認識されている傾向がもしあるのならば、ここで払拭したい。

まず、会社経営はその定義からして利益の追及を目的の1つとしている。のみならず、利益とは「顧客に提供する価値の対価」であるため、利益を上げていないということは、顧客ひいては社会に対し有意義な価値を提供できていないという状態を意味する。より具体的な事例で考えるなら、重度の病人がいると仮定する。その一方で、ある製薬会社はその重度の病気の特効薬を開発しており、有料で販売していると、さらに仮定する。この状況下で、この製薬会社が、その特効薬を病人に販売するのが善か、販売しないのが善かを考えてみれば、ほとんどの人が販売されることを望むと考えられる。つまり、儲けること、利益を上げること、とりわけ粗利を生み出すことは、顧客に価値を提供できていることの証明である。

さらに、会社経営にはゴーイングコンサーンという概念が存在し、会社は顧客や従業員や関係会社のために事業を継続して存在することが求められている。しかも、単に事業を継続するだけでなく、得られた利益の一部を再投資することにより、より高品質、高機能、高い満足度を持つ商品やサービスを、顧客ひいては社会に対し改善して提供することが使命である。よって、「経営にとって儲けることは善」なのである。

本節では、福島(2004)、一倉(1999)、竹田・栢野(2002)、浜口(2013)などを参考に、経営における「理念」と「収益」についてのあり方、考え方について検証し、筆者の見解を交えながら考察した。結果として、「理念」と「収益」を重要視していく過程の中で、「顧客」が経営における最重要要因の1つであることを、改めて再認識できたと思う。

3. 経営における「顧客」の重要性についての考察

3.1. 顧客設定の考え方 ～ 顧客の問題解決と願望達成が経営の原点

経営における最重要事項は、「どういう顧客のいかなる問題を解決するか、もしくは、いかなる願望を達成するか」に尽きると言っても過言ではない。問題解決や願望達成の手段として商品やサービスが用いられることになる。以下に、事例を用いて顧客設定の考え方を解説する。

事例1) キャップが落ちないペットボトル

2012年頃から首都圏で発売が始まった「キャップが落ちないペットボトル」は、飲料を飲んでいる途中でキャップを落としてしまうという「顧客の問題解決」を行っていると言える。ペットボトルからの飲料を少しずつ行うために、キャップが落ちるといった状況を問題と捉える顧客は、この商品を好んで購買する場合がある。

特筆すべきは、上記商品を、主として駅の構内の売店や、プラットホームに設置された自動販売機でのみ販売していることであり、移動中に持ち歩き易いことを、商品の特長としている。駅の構内や電車の車内などにおいて、キャップを落とすことなく飲料を行えるため、購入者にとっては「安心感」を購入していると比喩的に表現することも可能である。子供がキャップをよく落とすことを心配する母親にも好評であるという情報も存在する。この商品は「キャップが落ちる」という問題を解決することにより、購入者への共感や信頼を獲得している。

本商品は、ペットボトルの販売開始から10年以上、また、缶ジュースの発売開始から数十年以上もの間、誰も商品化しなかったわけであり、その間も「キャップが落ちる」という顧客の問題は潜在的に存在していた。しかし、電車の車内でペットボトルが不安定な状況下で水を飲んでいる顧客を、リアルにイメージして「顧客設定」し、問題解決する販売者はいなかったと言える。ある意味、「キャップを『外して』飲料物を飲む」という行為が、販売者にとっても購入者にとっても、当たり前になりすぎたため、このようなイノベティブ（革新的）な商品が生み出されることは希少になっていたとも解釈できる。

事例2) 犬が通いたくなるペットサロン

自分の犬を飼っている、犬が大好きな飼い主を、顧客としているペットサロンにおける、「顧客の願望達成」について解説する。飼い主が犬をペットサロンに預け、シャンプーやカットなどの手入れを依頼し1日預けるとした場合を想定する。「顧客設定」を「極めて犬好きでこだわりがある」飼い主とした場合、顧客にとっての願望は、「自分の大切な飼い犬に対し不安を与えることなく、丁寧に対応して欲しい」「適切な食事や運動を与えて欲しい」「他の犬から伝染病などを防ぐ衛生状態を確保して欲しい」などである。

上記顧客の願望達成を行うために、「犬が通いたくなるペットサロン」を店舗のコンセプトとして、「犬の心の声を飼い主に届ける通訳」と自社のサービスを定義しているペットサロンの実例が存在する。このサロンにおいては、専属トリマーという制度を導入しており、飼い犬が来店したとき、常に同一のトリマーが対応するということが保証されている。この制度によって、犬の性格を熟知した上での対応が可能になり、犬の不安を軽減させることもできる。

この事例においても、「顧客設定」を「極めて犬好きでこだわりがある人」と「明確化」お

よび「具体化」したことにより、自社のサービス内容が差別化された形態で提供できている。さらに重要なポイントは、上記の事例2)において提供されているサービスは、特殊な装置、巨額の資本、際立った特別な才能を必要とするものではなく、顧客のこだわりを顧客目線で追及するならば、考案し得る内容であるということだ。

以上のように、「顧客設定」を入念に行うことが、新しい価値を持つ商品とサービスの開発と提供にとって、いかに重要なかを理解することができる。

3.2. 顧客を分類する必要性と分類別の接し方

前節で「顧客」をリアルにイメージすることの重要性を詳細に記載した。本節では、顧客が幾つかの種類に判別できることと、種類別の顧客に対する接し方について述べる。顧客の種類については、経営者によって少しずつ異なっている場合もあるが、本稿においては、末吉(2014)を参考に、顧客を6段階に分類して考察する。

1. 未知客：商品についても販売者についても全く知らない人々のこと

販売者が未知客に情報を何らかの方法で発信することにより、見込み客になる可能性がある。

2. 見込客：商品や販売者について知識と興味を持っており、お金を払って顧客になる可能性のある人々のこと

未知客の中から見込客になりそうな人々に対し、いかに情報発信を行うかが、経営における最重要事項の1つとなる。可能ならば、情報発信と見込客の創造が極力自動化されていることが望ましい。なぜなら、スモールビジネス経営者の時間資源および人的資源が有限であるため、自分でセールスを行うのではなく、極力自動で見込客の集客を行う「しくみ」を創ることが重要になるからだ。例えば、インターネットを利用する情報発信であれば、ブログやSNSなどが考えられる。実店舗を持つ経営であれば、店舗情報が書かれたティッシュを無料で配布したり、新聞に折り込みチラシを入れて配布することなどが考えられる。

つまり、この段階では誰が見込客なのかを知ることがまず重要であり、次に見込客と分った人に、メルマガや小冊子など無料の情報提供を行うことで、「共感」を起こし「信頼」関係を築くことが重要である。スモールビジネスにおいては、販売者対購買者、つまり人対人の「共感」と「信頼」を実現する段階と考えてよい。この段階で注意すべきは「売り込まないこと」であり、情報発信と関係構築に専念することが重要である。関係の構築ができていない人から「私の商品を有料で買いませんか?」と言われたら、通常は購買しないだけでなく不快感を覚えるであろう。その関係構築のための情報発信は、酒井(2006)によれば、「見込客に対して最低7回以上の接触機会をもつ必要がある」という主旨の記載がある。この情報は、山岸(2001)によれば、R.B.ザイアンスが1968年に実験的に証明した、社会心理学における「単純接触効果」と呼ばれる知見である。上記のように、見込客と販売者

の間において、十分な信頼構築が得られた段階で、有料の商品情報を見込客に提示することが望ましい。

3.新規客（トライ）：お金を払って初めて商品を購入する人々のこと

見込客の中から、通常はセリング（販売）を経て、実際に有料の商品を購入する段階である。見込客の段階までは、「情報」や「共感」や「信頼」の交換のみを行っているが、新規客（トライ）は、「金銭」のやりとりが発生する点が、見込客との最大の違いである。

ただし、初めての有料購入であるため、商品に対して満足感を持つかどうかの保証は無い。よって、販売者は出来る事なら満足度調査を新規客（トライ）に対して行い、満足度の確認および満足度が低い場合の改善を行うべきである。また、新規客（トライ）は、たまたま偶然その商品を購入した可能性も十分考えられるため、長期的な本当の顧客かどうかは、購入後の展開によることを考慮するべきである。

4.新規客（リトライ）：新規客（トライ）の中で、お金を払って2度目に商品を購入する人々のこと

新規客（リトライ）が、新規客（トライ）と決定的に異なることは、たまたま偶然その商品を購入したのではないという点である。つまり、「再現性」が確認されたことになり、購入者と販売者の信頼関係は向上したと考えることができる。ただし、永続的に商品を購入するかどうかは、本段階では未知なため、満足度の調査を継続して行うことが重要である。

5.固定客（リピーター）：お金を払って3度以上商品を継続的に購入する人々のこと

新規客（リトライ）の中で、さらに継続して商品を購入する人々が固定客（リピーター）である。末吉（2014）によれば、この段階の顧客層をカスタマー（Customer）と定義しており、購入者と販売者の信頼関係は安定した段階に到達したと考えることができる。新規客（トライやリトライ）に固定客になってもらうために重要なことは、購入して頂いたことに対してフォローを行うことである。具体的には、メールやハガキで「商品の使い勝手はどうですか？」「何か分からないことはないですか？」というように、顧客に対して気配りを行うことが重要である。フォローの回数も、できれば1度だけではなく、2,3度文面を変えて行うことが望ましい。具体的には、他のお客様の満足の声情報を添えてフォローすることが適切である。自分以外の顧客の満足情報を得ることは、顧客にとっての安心感につながる。

6.ファン顧客：他の商品に乗り換えることなく、継続的に商品を購入する人々のこと

ファン顧客が固定客と決定的に違うのは、以下の2点である。

- ・他の商品や販売者への流出が無いこと
- ・自分以外の人に対して「口コミ」や「紹介」を行ってくれること

特に「口コミ」や「紹介」は、販売者ではなく購買者から発信される情報提供であるため、見込客や新規客の獲得に際し、絶大な影響力を持つ。ファン顧客に対しても決して満足度調査を怠ることなく、永続的な信頼関係を構築することが重要である。例えば、ファン顧客に対し、特別な情報提供やプレゼント、または割引などが提供されることが購入者と販売者の双方にとって望ましい。

3.3. 顧客設定の手法 ～ セグメント手法 巨大集団の細分化

いかなる経営においても、まず決定すべき重要事項の1つは、顧客の設定である。

ここでは、顧客設定の手法として「セグメント」手法と「ペルソナ」手法という2つの代表的な概念を解説する。ちなみに、田中（2014）において、セグメント手法は一般的に「セグメンテーション」とも呼ばれており、市場を複数のセグメント（部分）に分ける手法を意味している。

「セグメント」手法では、「巨大集団の細分化」により、特定の顧客集団を抽出する。例えば、コトラー・ケラー（2014）によれば、性別、年齢、収入、職業、学歴、職歴、家族構成、居住地域などのセグメント化により、顧客集団を細分化する。セグメントの考え方が徹底されている商品群の一例として、女性雑誌が存在する。ティーン向け女性誌を中高年女性が読むことは、まず無いであろう。その逆も同様である。

セグメントという手法が、長期に渡り、また多くの業界において採用された理由の1つは、「広告の効果的な伝達」にある。例えば、上記の女性雑誌において、ティーン向け雑誌に高血圧対策サプリメントの広告は、まず掲載されないであろう。すなわち、高血圧対策サプリメントの製造販売会社にとって、女性雑誌が年齢というセグメントによって細分化されていることは、大きな効果があることになる。一方、女性雑誌の購買者にとってもメリットがあり、10代の女性が高血圧対策サプリメントの広告を見るという無駄を排除することができる。さらに、女性雑誌を販売する出版社にとっても、広告主から広告を受注する行為が容易になるというメリットが存在する。加えて、女性雑誌を流通させるべき販路を、コンビニエンスストア主体にする、もしくはスーパーマーケット主体にするなどの販売効率化について、影響を与えることができる。

以上のように、セグメントという手法は、特に日本の高度経済成長期において、有効に機能していた。しかしながら、高度経済成長期が終焉を迎えた1990年以降は、セグメント手法的なアプローチの限界の兆しが見え始める。その最大の理由は「消費者の価値観の多様化」と「インターネットの普及」である。十人十色と言われていた消費者の価値観の多様化は、1人10色、もしくはそれ以上の多様性に移行していく。その多様な消費性向は、インターネット上の情報検索によって強化され、それまでのセグメントという顧客集団より、はるかに細分化されたピンポイントの購買行動として現実化している。例えば、女性雑誌のファッション紙面に掲載されたコーディネーションを全面的に参考にするのではなく、お気に入りの単一のアイテムのみをインターネット検索し、情報を得て購買に至るような状況が考えられる。セグメントをかなり微細に細分化したとしても、その細分化の結果が、

ある程度の大きさを持つ集団であることに変わりはない。

よって、セグメント手法に多大な変化が起こり始めているにもかかわらず、雑誌をはじめとするマス媒体においては、印刷費用、製本費用、流通費用、保管費用などが必要であるため、結果的に大規模な広告費が必要であることを回避することは難しい。また、そのマス媒体をスモールビジネス経営の資金レベルでマネージすることも困難である。

さらに、セグメント手法において、消費者の持つ、意図、価値観、信念、ライフスタイル、人生の目的までは想定することが困難である。例えば、消費者が特急列車のチケットを購入する際、その意図が客先への出張なのか、家族でのレジャーなのかを判別することは通常不可能である。

3.3.1. セグメント手法を取り巻く社会の変化

上述の通り、セグメント手法では、個人的な問題解決や願望達成を極めて限定的にしか実現できない時代が訪れている。例えば、1970年代の日本においては、「夏暑いという問題解決」のために、エアコンという商品で、かなり大規模なセグメントの欲求を達成することができた。また、「自由にどこへでも高速に移動したい」という願望達成のために、自動車という商品により、やはり大規模なセグメントの欲求を充足することができた。

しかし、2015年を過ぎた現代日本においては、商品の多くが基本的にコモデティ化(日用品化)へ向かい、一方で個人の問題解決や願望達成は、非常に複雑化し且つ個人化している。例えば、結婚に関する問題として「早く結婚したいが親の介護があるため希望に合った人と出会う機会が少ないという事例」は、個人的な問題解決を必要とするため、セグメント手法で欲求を充足することは困難である。また、仕事上の問題としては「仕事に興味がないので、起業するための知識や人脈がほしいという事例」は、個人的な願望達成を必要とするため、やはりセグメント手法で欲求を充足することは簡単ではない。

上記のような背景から、セグメント手法を補う手法の1つとして、ペルソナ手法というアプローチが台頭しつつある。

3.4. 顧客設定の手法 ～ ペルソナ手法 微細集団の極大化

「ペルソナ」手法とは「セグメント」手法と、基本的に対照をなす顧客設定方法である。「セグメント」手法は、「巨大集団の細分化」による顧客設定の手法である。一方、「ペルソナ」手法とは、「微細集団の極大化」による顧客設定の手法である。より具体的に表現するならば、「たった1人の象徴顧客を設定し、その象徴顧客の属性を拡張し先鋭化すること」による顧客設定方法である。

高井(2014)によれば、「ペルソナ」とは「企業が提供する製品・サービスにとって、最も重要で象徴的な顧客モデルのこと」と定義されている。設定顧客が、ある商品を購入する「意図」「価値観」「信念」「ライフスタイル」「人生の目的」「お金を使う理由」まで洞察を深めた上で「象徴顧客」を設定することが、「ペルソナ」手法の特長となっている。

「セグメント」手法では、潜在顧客の「意図」「価値観」「信念」「ライフスタイル」「人生の目的」「お金を使う理由」までを含めた洞察を想定していない。前述の、夏暑いという問題にはエアコンを、自由にどこへでも高速に移動したいという願望には自動車を、というように、単純な顧客の問題解決や願望達成は、日本の高度経済成長の終焉と共に、相対的に減少もしくは消滅している。

上記のように、現代日本においては、複雑で個人的な顧客の問題や願望が増加しているにも関わらず、「セグメント」手法がある規模の集団を対象としている以上、たった1人の象徴顧客の属性の持つ「明確さ」を、取り扱うことは困難である。よって、「ペルソナ」手法と呼ばれる比較的新しいマーケティング手法が有効となる。

3.4.1. ペルソナ手法の実行 たった1人の象徴顧客

「ペルソナ」手法とは、

- 「たった1人の象徴顧客を設定」すること
- 「その象徴顧客の属性を拡張し先鋭化」すること

による顧客設定方法であった。ここでは「ペルソナ設定」の考察を行うために、「時々腰痛の症状」がでる「仮想人格」の例を使用する。

■「時々腰痛の症状」がでる「仮想人格」に対するペルソナ設定の例

-
- (1) 整体院に行きたい人
 - (2) 整体院に行き腰痛を緩和したい人
 - (3) 整体院に行き腰痛を完治させジョギングを始めたい人
 - (4) 整体院に行き腰痛を完治させジョギングを夫婦で行い健康で楽しい人生を送りたい人
-

(1) から (4) に向けて、「ペルソナ設定」の「属性拡張」と「先鋭化」が、段階的に増加する過程を例として示している。

- (1) においては、整体院に行く意味が「曖昧さ」を含むと考えられるため、潜在顧客の反応は少ないと考えられる。
- (2) においては、腰痛という単語が出てやや具体化はしているが、潜在顧客の判断基準として必ず行きたいかどうかは微妙である。
- (3) においては、腰痛完治に加えてジョギング開始という「明確さ」を含む「意図」が提示されている。よって、その意図に共感する潜在顧客は興味を示す可能性がある。
- (4) においては、もはや腰痛治療が目的であるレベルを超えて、夫婦の関係性という「意図」、健康や楽しさへの「価値観」「信念」、夫婦でジョギングという「ライフスタイル」にまで進化した形で、商品やサービスの提供が提案されている。ゆえに、この提案に共感する潜在顧客は興味を示す可能性が高い。

(4) のレベルまで商品やサービスの本質的な意味を拡張できたならば、「価値観」や「ライフスタイル」や、夫婦にとっての「人生の目的」という、次元の違う価値や意味や意義を、象徴顧客に伝達できることになる。「ペルソナ設定」を、具体的で且つ深いレベルで絞り込んで「先鋭化」した結果、そのメッセージに該当する潜在顧客は、まさしく真の顧客であり、購入を行う可能性は極めて高い。

極論すれば、「お金を使うかどうか」という点に意識が焦点化するのではなく、「お金を何のために使うか」という点に、意識の焦点が遷移していると表現することもできる。

経営者にとって、理想顧客のペルソナを的確に設定することができれば、販売の効果を上昇させることが可能となる。

3.4.2. ペルソナ手法の段階 仮想人格の統合

ペルソナ手法を実行するためには、基本的に以下の具体的段階を経て、下記(1)～(3)の「ペルソナ設定」を実行する必要がある。

(1) ペルソナの基本調査 ～ ペルソナ設定するための準備段階

- ・象徴顧客の存在調査：象徴顧客が社会に実在することの調査・自分の顧客や知人・過去の自分でもよい
- ・象徴顧客の基本属性調査：象徴顧客の性別、年齢、職業、職歴、家族構成、居住地、基本性格を調査する
- ・象徴顧客の「問題」と「願望」調査：象徴顧客の「問題」や「悩み」の深さ、または「願望」の困難さを、リアルに言語化する

参考) ペルソナ設定は原理的には実在する1人の人格でも構わない。しかし、販売者の理想顧客でそこまでの人はなかなか居ないため、一般的には仮想人格になる。

(2) ペルソナの詳細設定 ～ 仮想人格の統合

- ・ペルソナの基本属性設定：(1)で行った象徴顧客調査の中で是非顧客になって欲しい人を人格統合して作りフルネームを付ける
- ・ペルソナの問題設定または願望設定：象徴顧客の抱えている問題や願望の具体的な現状を言語化する
- ・ペルソナの理想状態設定：象徴顧客がその問題解決に成功した時の理想状態を設定して言語化する
- ・象徴顧客が問題解決に取り組んでいる時の葛藤や呟き・口癖設定：「やれやれ」「まいったな」「腰痛いよ」「今日はいい感じ」「やったぞ、走れる」など

参考) ペルソナ設定では、仮想人格であったとしても、「生身の人間」を潜在顧客に感じてもらうことが目的の1つである。そのため、葛藤や呟き・口癖設定は重要である。

(3) ペルソナの流入経路設定

- ・遭遇プロセスのイメージの明確化：その潜在顧客がどのような経路で販売者に辿り着いたのかを知ることが重要である。
- ・遭遇時のイメージの明確化：出会ったその時に購買者と商品の価値を感じて頂き、共感や信用を得るために重要である。

以上の段階で、象徴顧客のペルソナ設定が完成したら、その象徴顧客に向かって、たった1人に語るように、誠実に、分かり易く、具体的に伝達する。あたかも会話しているかのように書く・語ることが重要である。例えば、ブログを書く場合やチラシを作る場合は、この象徴顧客たった1人に接している心理状態で情報発信することが、極めて重要である。

3.4.3. ペルソナ手法のメリット 判断基準の明確化

ペルソナ手法を用いることのメリットは、購入者にとっても、販売者にとっても、存在している。

■購入者にとってのメリット

- ・自分が顧客なのかどうなのかを明確に判断できる

潜在顧客にとって「自分が顧客なのかどうなのかを明確に判断できる」ことは、極めて重要である。現在の日本では、ウェブ上の広告、テレビCM、雑誌広告、新聞の折込チラシなど、無数の広告媒体に囲まれて、誰もが生活していると言っても過言ではない。その中で、微妙に興味があるので、結局買わないのにも関わらず、時間を使って広告媒体を読んではしまうこともあるため、時間やパワーの無駄である。エコロジカルな観点からも紙や印刷が勿体無いと言える。

よって、広告のキャッチコピー、写真、裏付けられた効果のデータなどが、「明確」に象徴顧客に対して語りかけられていることが重要である。この状態を別の表現で言うなら、「曖昧さ」が減少し「明確さ」が増大するように、ペルソナを設定すべきであると言えることができる。

- ・購入時の効果を視覚化された状態で認識できることが多い

ペルソナ設定において、ペルソナとなる人物の顔写真やライフスタイルに関する写真などを用いることが多いため、ペルソナの生身の人間としての生活シーンが、具体的に視覚化されている。よって、ペルソナ設定に該当する潜在顧客は、購入時にその商品やサービスを入手したライフスタイルのなかにいる自分をイメージできる可能性が高まる。

- ・購入後の近未来のライフスタイルをストーリーとして疑似体験できる

人は商品やサービスを単に購入しているのではなく、現在から未来に向かう時間軸の中

で、自分に変化し、その結果ライフスタイルも変わるという、ストーリーを購入している、とも捉えることができる。つまり、ペルソナ設定において、時間軸を表す要因を盛り込むことで、近未来の疑似体験を提示することも可能である。

■販売者にとってのメリット

- ・経営において何かを決定するときの判断基準に常になる

経営は、決定の連続と言っても過言ではない。日々起こる事象に対し、何をどう決めるかは、最終的には社長の「経営判断」による。しかし、顧客から見た場合、経営理念がブレていると、商品やサービスにおいて、色が違う、形が違う、味が違う、方針が違うなど、商品を安心して購入できなくなる。ペルソナ設定することで、経営陣から社員全員まで、象徴顧客引いては事実上の顧客の立場、気持ちになって、商品開発やマーケティングを実行できることになる。また、判断基準に「明確さ」があるため、意思決定も速くなる。

- ・ある商品の機能として必要かどうかを明確に判断できる

そもそも高井(2014)によれば、「ペルソナ」の概念が発案された当初の目的は、この顧客の「ペルソナ」を決定しなければ、商品(情報機器)のユーザーインターフェースが決定できないという理由から、クーパー(2000)が提唱したことが発端となっている。同じ商品(例えば情報機器)でも、子供と高齢者では仕様も異なるモノが求められるため、「ペルソナ」の概念が広がったと考えられている。

- ・象徴顧客の家族まで巻き込む伝達の可能性がある

ある顧客が自分がある商品の象徴顧客であると認識し、商品またはサービスを購入した場合、その商品またはサービスの情報が、象徴顧客の家族にまで伝達される可能性が存在する。例えば、こだわりの健康食品を購入している象徴顧客がいた場合、家族がその健康食品を試食して満足し、新たな象徴顧客となる場合が考えられる。

以上のように、ペルソナ手法を活用することにより、購入者にとっても販売者にとっても、明確なメリットが存在することがわかる。

3.4.4. ペルソナ設定における顧客絞込み不安への対処法

ペルソナ設定を行う場合、よく出る質問として、「そんなに属性拡張を実施し、先鋭化を行って、想定顧客を絞り込んだなら、顧客が1人も該当しなくなるのではないか?」という主旨の、顧客絞込み不安についての言及がある。もっともな質問と考えられなくもないが、ペルソナ設定において、どういう理由で属性拡張を行うことが重要なのかを以下に述べる。

潜在顧客から見た場合、購買において1番困難な状況の1つは、自分がその商品やサービスの顧客に該当するかどうかの情報が十分でなく「曖昧さ」が高く「明確さ」が低いため、購買判断がつかないことである。

たった1人の象徴顧客の属性を拡張し先鋭化することによるペルソナ設定においては、自分がその商品やサービスの顧客かどうかを、ほぼ瞬時に判断可能である。なぜなら、その象徴顧客のペルソナ設定が極めて具体的かつ深いレベルで設定されているため、自分が顧客かどうかの判断基準が極めて明確になっているからである。つまり、「曖昧さ」ともなう顧客の属性設定は、潜在顧客と販売主体の双方にとって時間の浪費、ストレスの増大、共感の欠落のような不利益をもたらすことになる。

確かに、象徴顧客の属性を拡張し先鋭化することにより、該当する潜在顧客数は減少する。それは事実である。ただし、属性を拡張し先鋭化することにより、設定顧客の「曖昧さ」を低め「明確さ」を高めることで、該当する潜在顧客は、自分が該当していることを明確に認識することが可能となる。結局のところ、たった1人の象徴顧客の属性を拡張することによって、該当から外れる潜在顧客は、最終的に顧客にならない。ゆえに、ペルソナ設定に際して、属性拡張を実施し先鋭化を行うことは、結果的に、購入者と販売者の両者にとって望ましい。

4. スモールビジネス経営における「顧客」についての考察

日本におけるフリーエージェント社会の到来および日本における仕事観の変容で先述したように、現代日本において、スモールビジネス経営の重要性が高まっている。しかし一方で、スモールビジネス経営について深い洞察を行った文献は少ない。岩崎(2004)のように、スモールビジネスを実証データに基づき検証している文献は存在するが、希少であると言わざるを得ない。

筆者の本論文においては、経営における顧客の重要性を、実際の経営に基づいて記載してきた。この顧客の重要性は、スモールビジネス経営においても同様に重要であるばかりか、大企業型経営と比較して相対的により重要である。その理由を、以下に考察する。

・販売者の商品化

スモールビジネス経営、とりわけ1人で実行するスモールビジネス経営においては、経営主体である販売者に対し、購入者が共感と信用を感じることによって、商品やサービスの売上が成立する場合が多い。星田(2014a,2014b)によれば、その際、購入者は、単に商品やサービスの価値だけでなく、その商品やサービスを提供する販売者の人間性を、高い重要度で考慮に入れることが明らかになっている。この現象は、いわば「販売者の商品化」と呼ぶことができる。例えば、スマートフォンのケースのデコレーションを扱うハンドメイド作家という物販領域や、カウンセラー養成セミナーを扱う講師というサービス販売領域

まで、「販売者の商品化」は多岐に渡っており、スモールビジネス経営の1つの重要な要因となっている。つまり、販売者に魅力がなければ、商品も購入されないというほど、販売者の人間性そのものの魅力が、売買における決定的な要因になることが多い。

星田(2014b)の知見によれば、心理カウンセリングスクールなどの指導者を前提とするスクール型ビジネスにおいて、販売者に関する重要な属性が、(1)「類似性」(2)「先行性」(3)「近接性」の3つに明確化されている。(1)「類似性」は「自分と類似体験を持つ指導者を選択する傾向」、(2)「先行性」は「自分より行動が先んじた熟練した指導者を選択する傾向」、(3)「近接性」は、「自分より熟練しているが、追跡可能な範囲に存在する指導者を選択する傾向」と体系化されており、販売者の持つ属性の魅力が明らかにされている。

・スモールビジネス経営における顧客の自社開拓の重要性 ～ 外注の危険性

スモールビジネス経営において、最重要項目の1つは顧客開拓である。顧客開拓とは、理想顧客を想定し、その理想顧客に対して詳細なペルソナ設定を行い、顧客種類の段階に応じて顧客との関係性を深める過程のことである。未知客から見込客、また、見込客から新規客、さらに、新規客から固定客やファン顧客を得るために、丁寧な情報発信を行い、顧客を開拓することが重要である。

一倉(1999)にも明記されているように、この顧客開拓は、いかに困難であったとしても、自社で独自に行うことが極めて重要である。なぜなら、顧客を知り尽くしているのは自社であり、顧客に価値を提供して利益を上げるのも自社である。すなわち、顧客開拓を他社や外注で行うということは、企業経営の根幹である顧客開拓と商品開発の内の前者を、自分以外の他人に任せてしまうということであり、企業の生命線を半分放棄することを意味する危険な行動である。

スモールビジネス経営には、顧客開拓と商品開発のほとんどを自らが行うという経営の困難さが存在するが、見方を変えれば、自分自身を商品化し、広告媒体としても活用することにより、著しい経営の一貫性を達成し、コストの大幅な削減を行うことも可能となる。その手段の1つが、インターネットテクノロジーの活用であり、スモールビジネス経営においても十分な顧客開拓を実行することが可能である。

5. まとめ

本研究では、スモールビジネス経営を行う上で、重要かつ本質的な要因について考察を行った。まず、現在の日本社会における仕事観の変容を俯瞰し、その上で、スモールビジネス経営の重要性について確認した。特に、実際の経営において、「理念」と「収益」の両者が、いかに重要であるかを明らかにした。さらに、スモールビジネス経営において、「理念」と「収益」の検証から導かれる「顧客」の重要性について、重点的に考察を行った。

6. 参考文献

参考文献の表記について

文献の全文が参考になる場合はページ指定を行わない、または「他全文」と表記する。

中小企業白書(2011)「中小企業白書(2011年版)全文 第3部 経済成長を実現する中小企業」中小企業庁 pp202

http://www.chusho.meti.go.jp/pamflet/hakusyo/h23/h23_1/110803Hakusyo_part3_chap1_web.pdf

中小企業庁(2013)「小規模事業者の現状と課題について 1. 小規模事業者の現状」中小企業庁 pp26

http://www.meti.go.jp/committee/chuki/kihonseisaku/pdf/001_05_00.pdf

Cooper, A. (1999), The inmates Are running the Asylum. New York: Macmillan. (邦訳 アラン・クーパー 『コンピューターは、むずかしすぎて使えない!』翔泳社, 2000年)

ダニエル・ピンク(2002)「フリーエージェント社会の到来」ダイヤモンド社

榎本英剛(2014)「本当の仕事」日本能率協会マネジメントセンター

フィリップ・コトラー, ケビン・レーン・ケラー (2014)「コトラー&ケラーのマーケティング・マネジメント(第12版)」丸善出版株式会社 pp296-337, pp307

藤村靖之(2011)「月3万円ビジネス」晶文社

福島正伸(2004)「企業学」風人社

浜口 隆則(2013)「起業の技術」かんき出版

星田昌紀(2014a)「ブログを利用したペルソナ・マーケティングにおける購買意思決定の研究」千葉商大紀要, 第52巻, 第1号

星田昌紀(2014b)「個人ビジネスにおけるブログ・ペルソナ・マーケティング意思決定モデルの考察」経営情報学会 2014年秋季全国研究発表大会

星田昌紀(2015b)「スモールビジネス起業家の心理特性に関する研究」千葉商大紀要, 第53巻, 第1号

本田健(2008)「普通の人がこうして億万長者になった」講談社(2004年の文庫化)

一倉定(1999)「一倉定の経営心得」日本経営合理化協会出版局 pp88

伊藤洋志(2012)「ナリワイをつくる 人生を盗まれない働き方」東京書籍株式会社

岩崎邦彦(2004)「スモールビジネス・マーケティング—小規模を強みに変えるマーケティング・プログラム」中央経済社

ジョンS.ブルーイト(2007)「ペルソナ戦略」ダイヤモンド社

加護野忠男(2005)「最強のスモールビジネス経営」ダイヤモンド社

高坂勝(2010)「減速して生きる—ダウンシフターズ」幻冬舎

鯨井基司・坂本恒夫・林幸治(2010)「スモールビジネスハンドブック」株式会社Bkc

ピーター・F・ドラッカー(2001)「【エッセンシャル版】マネジメント-基本と原則」ダイヤモンド社 pp17

酒井とし夫(2006)「小さな会社が低予算ですぐできる広告宣伝心理術」日本能率協会マネ

ジメントセンター pp75

末吉孝生 (2014)「コレが欲しかった!と言われる『商品企画』のきほん」翔泳社 pp114-117

橘玲 (2011)「貧乏はお金持ち——『雇われない生き方』で格差社会を逆転する」講談社 (2009年の文庫化)

高井紳二 (2014)「実践ペルソナ・マーケティング」日本経済新聞出版社 pp40

竹田 陽一・栢野 克己 (2002)「小さな会社・儲けのルールーランチェスター経営7つの成功戦略」フォレスト出版

田中洋 (2014)「マーケティングキーワードベスト50」U-CAN (株式会社ユーキャン学び出版) pp22-27

山岸俊男 (2001)「社会心理学キーワード」有斐閣 pp140-141,pp225

(2016.1.20 受稿, 2016.2.7 受理)

〔抄 録〕

本研究では、スモールビジネス経営を行う上で、重要かつ本質的な要因について考察を行った。まず、現在の日本社会における仕事観の変容を俯瞰し、その上で、スモールビジネス経営の重要性について確認した。特に、実際の経営において、「理念」と「収益」の両者が、いかに重要であるかを明らかにした。さらに、スモールビジネス経営において、「理念」と「収益」の検証から導かれる「顧客」の重要性について、重点的に考察を行った。

〔論 説〕

要介護状態の発生率は、所得水準によってどう異なるか

—ロジスティック回帰による分析⁽¹⁾—

佐藤 哲 彰

1. はじめに

社会階層が「低い」者には、不健康な人が多いのではないか。社会階層と健康について、欧米では医療社会学の本格的な嚆矢というべき Persons (1951) の論考以来、多くの研究がなされてきた。1970年代には英国政府による大規模調査がなされ、その報告書(ブラック・レポート)は、冒頭の問いを肯定した(Townsend and Davidson 1982)。世界保健機構 WHO は1986年に健康増進に関する最初の会合を開き、オタワ憲章を採択した(WHO 1986)。この中で、健康のための基本的な要因として、所得等の社会要因をあげている。また同機構は2005年に健康の社会的決定要因委員会 Commission on Social Determinants of Health (CSDH) を組織して関連研究のレビューを行ない、これを「ソリッド・ファクト」として提示した(Wilkinson and Marmot 1998, 2003)。同委員会は2008年に最終報告書を出し、健康格差の是正への継続的努力を求めた(CSDH 2008)。それを受けて、2009年の総会では決議「健康の社会的決定要因に取り組む活動を通じた健康の不公平性の低減」が(WHA62.14)、2011年に開かれた「健康の社会的決定要因に関する世界会議」では、「健康の社会的決定要因に関するリオ政治宣言」が採択され、健康格差に向けた具体的取組を加盟各国に強く促した(WHO 2012)。このような流れもあり、同分野については大量の研究蓄積がある(レビューとしては、Wilkinson and Marmot 2003 参照)。

一方日本では、旧統計法の縛りによって、特に所得情報に関する公的なマイクロデータの提供が強く制約されていたせいか、この分野に関する研究は遅れていた。2005年には、前記 WHO の「健康の社会的決定要因委員会」設立を受け、厚生労働科学特別研究「国際保健における社会的健康決定因子の政策的意義に関する研究」が海外情報を収集していた。また前述の WHO の働きかけもあり、健康増進法に基づく「健康日本21」の2013年改定にあたり、経済力からくる健康格差の是正を柱のひとつとすることとなった。

しかし日本学術会議・パブリックヘルス科学分科会(2011)はこの分野の研究が質量ともに限られているとして、一層の推進を提言している。特に、要介護状態の発生と所得水準の関係については、筆者らの直近の研究(齋藤・佐藤2015)を除くと、近藤克則氏らのもの以外には見当たらない⁽²⁾。

(1) 本研究は、千葉商科大学経済研究所のプロジェクトとして実施されたものです。同研究所の関係各位、データ使用に際してお世話になった方々、プロジェクトの栗林隆先生、朱珉先生、特に一緒に研究をさせていただいている齋藤香里先生には、今回の研究において様々な点で大変お世話になりました。感謝申し上げます。

(2) なお酒井・伊藤(2010)は介護サービスを利用した者について分析し、所得段階が高いほど、要介護度の低い者が多いという関係を見出している。

近藤(2000)は、人口4万人の某市が、介護保険事業計画策定に向けて調査を行った際のデータ5,124名分を入手し、「給与控除後の総所得データ」と照合した。そして要介護状態か否かと、年齢・性別・課税所得の関係について分析した。年齢別にみると、男性では「所得が高いほど、要介護状態の割合が低い」という関係が、80歳以上の最高年齢カテゴリを除く全ての5歳年齢階級で成り立ったが、女性では70歳代後半でのみこの関係が現れていた⁽³⁾。そこでロジスティック回帰により性別と年齢をコントロールした上で、要介護状態となる危険率(オッズ)⁽⁴⁾をみたところ、所得段階が1段階下がるごとに、危険率が1.80倍になると推定されていた。従って一番低い「課税所得0円」は、理論的には一番高い「課税所得200万円以上」の約4.8倍の(要介護状態)危険率となる。

近藤他(2012)は、愛知老年学的評価研究(AGES)プロジェクトの2003年調査に参加した高齢者29,374名を対象に、4年後にも調査票を郵送し、返送された14,788名のうち、2003年次時点で要介護認定を受けていなかった14,652名について、介護保険料賦課データ・要介護認定データと照合して分析を行った。そして、世帯規模を調整した所得(等価所得)や教育年数が、この4年間の健康状態の悪化(死亡/要介護認定済)と有意な関係にあるかを、Cox比例ハザードモデルによって、男女別に検討した。教育年数をコントロールした上でも、等価所得が高いほど要介護認定(死亡も含む)となる確率が、低下する傾向は、男女ともにあった。だが、男性ではp値が0.01以下となる統計的に有意な関係があったが⁽⁵⁾、女性では有意とはならなかった。

齋藤・佐藤(2015)は、本論文と同じデータ⁽⁶⁾を様々な形でクロス集計したものである。その所得段階については2節で述べるが、ここでも同様に、所得段階が高くなるほど、該当する全高齢者のうち要支援及び要介護認定を受けた者の割合(以後、要介護発生率)が低下するという関係が、ほぼ全域で⁽⁷⁾見受けられた。

一般に、男性の方が女性よりも所得が高く、また高齢になるほど所得が低くなる傾向がある。そのため、たとい男女別に集計をしたとしても、所得と要介護状態の関係は、年令と要介護状態の関係を真の原因とする、見せかけの関係という面が大きいかもしれない。そこで本論文では、齋藤・佐藤(2015)の分析を一步深め、「要介護状態かどうか」の理論予測モデルを、ロジスティック回帰分析によって作成する。それに基づき、年齢や性別を統御した上での、所得上昇の効果をみることにする。なお本論文では近藤(2000)より約15年後、20倍近い標本数の大規模データを分析し、より詳細に分析した結果を提示するものである。

-
- (3) 女性の他の年齢階級でこの関係が成立しなかったのは、最高額の課税所得「200万円以上」が「100万円台」よりも要介護状態の割合が高かったことなどによる。
 - (4) 要介護状態となる割合：ならない割合 = 3:1ならばオッズ(危険率)は3に、2.5:1ならば危険率は2.5となる。後述するように、ある変数が1増えることで、危険率がk倍になるとすると、ロジスティック回帰はこのkの値がこの変数の値を問わずに一定値になる、という性質を持っている。
 - (5) 最高額の等価所得「400万以上」を基準とした場合。ただし、「250-400万未満」のp値は0.12であった。
 - (6) なお同論文では、グラフ作成において外れ値の影響を減らすために、高額所得者を集計して所得段階を9段階とした。だが本論文では、自己負担2割化の影響(2015年8月)を今後分析し、比較対照するため、所得段階を11段階に統一している。
 - (7) ただし、高齢者本人の合計所得が「125万円未満」(8.53%)より「125万円以上200万円未満」の層のほうが(11.18%)、要介護発生率が高かったという1点のみ、この傾向に反していた。

2. データ

本研究で分析するデータは、某自治体の介護保険第1号被保険者に関する、2014年3月末現在のデータである⁽⁸⁾⁽⁹⁾。

【年齢】「64歳」が25人含まれている：1949年4月1日生まれの25人は、3月末現在では誕

表1 介護保険料の段階と保険料額

段階	対象者	割合	保険料額 年額(月額)
第1段階	生活保護の受給者又は老齢福祉年金受給者で、市民税世帯非課税の者	基準額 × 0.45	25,140円 (2,095円)
第2段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	基準額 × 0.45	25,140円 (2,095円)
第3段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超120万円以下の者	基準額 × 0.65	36,300円 (3,025円)
第4段階	本人及び世帯全員が市民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が120万円超の者	基準額 × 0.7	39,120円 (3,260円)
第5段階	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円以下の者	基準額 × 0.83	46,380円 (3,865円)
第6段階	本人が市民税非課税で、同世帯に市民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計額が80万円超の者	基準額	55,920円 (4,660円)
第7段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円未満の者	基準額 × 1.13	63,180円 (5,265円)
第8段階	本人が市民税課税で合計所得金額が125万円以上200万円未満の者	基準額 × 1.25	69,900円 (5,825円)
第9段階	本人が市民税課税で合計所得金額が200万円以上300万円未満の者	基準額 × 1.5	83,880円 (6,990円)
第10段階	本人が市民税課税で合計所得金額が300万円以上400万円未満の者	基準額 × 1.6	89,460円 (7,455円)
第11段階	本人が市民税課税で合計所得金額が400万円以上の者	基準額 × 1.7以上	—

出所：齋藤・佐藤(2015)を一部修正。

(8) 1949年4月1日生まれの25人は、3月末現在では誕生日前であるため64歳にもかかわらず、年齢計算法の規定により「65歳以上」扱いされて、本データに含まれる。この25人は、本稿では年齢「64歳」として表示する。

(9) 当該自治体は都市地域であり、地域全体の8割以上が人口集中地区DIDに該当する。この中に地域人口のほとんどが住んでいる。高齢化率も約2割と全国平均より低い。

生日前であるため64歳にもかかわらず、年齢計算法の規定により「65歳以上」扱いされて第1号被保険者となり、本データに含まれる。

【要介護発生率】要支援1・2、および要介護1～5と認定された者が、当該高齢者に占める割合。

【所得段階】介護保険料の基準額に占める割合をもとに、次の11段階を設定した(表1)。本稿では、2014年度(平成26年度)の介護保険料によっている。

第6段階以下は、本人所得だけでなく、同世帯に住民税課税者がいるかどうかも加味して段階を設定している。そのため、特に本人所得に限れば、第5段階以上に属する者よりも、第4段階に属する者のほうが、所得が高いという逆転現象がある。だがこのような設計は厚生労働省の指導に基づく一般的なものであり、この順に保険料負担能力があるとみなして、保険料額を傾斜的に決定している。

表2 単純集計結果(分析対象者：91,613名)

女性の割合	55.56%	平均所得段階(段階)	6.0
平均年齢(歳)	74.3	所得段階1の者の割合	3.21%
64-69歳(全体に占める割合)	31.06%	所得段階2の者の割合	14.36%
70-74歳	26.40%	所得段階3の者の割合	4.93%
75-79歳	19.21%	所得段階4の者の割合	5.01%
80-84歳	12.50%	所得段階5の者の割合	17.55%
85-89歳	6.98%	所得段階6の者の割合	9.62%
90-94歳	2.86%	所得段階7の者の割合	11.58%
95-99歳	0.85%	所得段階8の者の割合	13.44%
100歳以上	0.15%	所得段階9の者の割合	9.01%
		所得段階10の者の割合	4.02%
非要介護認定者の割合	84.33%	所得段階11の者の割合	7.27%
64-69歳(非要介護認定者)	97.29%		
70-74歳	94.06%	地域「北」の者の割合	26.73%
75-79歳	86.46%	地域「西」の者の割合	27.11%
80-84歳	69.33%	地域「東」の者の割合	22.20%
85-89歳	45.81%	地域「南」の者の割合	23.61%
90-94歳	24.75%		
95-99歳	10.70%		
100歳以上	8.15%		

【地域ダミー】 1：北部, 2：西部, 3：東部, 4：南部, 空白：地域外(特例)。

単純集計の結果は、下記表2のようにになっている。

本分析の対象者のうち、女性が55.56%を占める。全体の平均年齢は74.3歳。57.5%が75歳未満の前期高齢者である。うち要介護認定を受けていない者は、全体の84.33%である。年齢階級が上がるほどその割合が減るが、5割を切るのは80歳代後半(45.81%)からである。所得段階を単純平均すると、6.0である。所得段階5が最も多く(17.55%)、所得段階2(14.36%)、同8(13.44%)がそれに続いている。生活保護受給者等が該当する所得段階1は、全体の3.21%である。

3. 所得段階と要介護発生率の関係；ロジスティック回帰分析による

表3は、基準となる推計(推計1)である。

まず推定式の当てはまり具合だが、回帰式有意性を示す値(尤度比検定統計量)は2万を超えており、当然棄却される。McFadden(1972)の擬似決定係数は0.2908だが、これは一般的な線形回帰式における決定係数よりも小さい値となりがちなので、別に被説明変数

表3 推計1について(所得段階について線形関係を仮定)

	推計1						
	(平均値)	オッズ比	同標準偏差	限界効果(注1)	有意	p値	z値
性別(女性)	55.56%	1.027	0.026	0.25%		0.289	1.06
年齢(歳)	74.3	1.211	0.002	1.78%	****	0.000	117.05
所得段階(段階)	6.02	0.869	0.004	-1.30%	****	0.000	-32.08
地域「北」ダミー【基準】	26.73%	1.000					
地域「西」ダミー	27.11%	0.916	0.026	-0.81%	***	0.002	-3.04
地域「東」ダミー	22.20%	0.859	0.027	-1.41%	****	0.000	-4.91
地域「南」ダミー	23.61%	0.882	0.028	-1.17%	****	0.000	-4.01
定数項		0.000	0.000		****	0.000	-117.78
対数尤度		-28,206.0					
自由度		6					
回帰式有意性(注2)		23,130.9			****	0.000	
擬似決定係数		0.2908					
予測値と実際値の相関		0.5464					

*が10%、**が5%、***が1%、****が0.1%有意で帰無仮説を棄却

(注1) 限界効果は、観測値周りの平均値。

(注2) 尤度比検定統計量(全係数0と仮定した場合)

(要介護状態か否か)の予測値と実際値の相関を計算した。実際値は、その人が要介護状態であれば1、そうでなければ0となる。それに対して予測値は、その人の属性等説明変数の値によって、0から1の間を取る。一種の「要介護状態になる理論的確率」と考えてよい。実際値が0か1という極端な値を取るため、予測値との相関係数も低くなりがちだが、この推計式では0.5464というそれなりの値を取っている。

次にオッズ比をみる。まずオッズ比について説明する。要介護状態になる理論的確率と、ならない理論的確率をk:1とすると、このkがオッズである。70:30の場合は $k=70/30=2.33$ 、60:40の場合は、 $k=60/40=1.50$ となる。これを以後、危険率と呼ぶことにする。従って、要介護状態になる確率が60%から70%になれば、この意味での危険率(オッズ)は1.50から2.33へと、約1.5倍(=2.33/1.50)になる。6割が7割になる程度の違いで、危険率は5割増える。ここで論じているのは確率ではなく、この意味の危険率なので、直感的解釈の際は、この点留意が必要である。

例えば年齢について考えるとすると、この危険率(オッズ)が、1歳増えるごとにa倍になるとすると、67歳から68歳でも、92歳から93歳でも、常にa(倍)は一定値をとるという特徴がロジスティック曲線にはある。このような性質をもつ回帰分析がロジスティック回帰であり、このa(倍)がこの表の「オッズ比」である。これが1(倍)より大きければ危険率は段々増え、小さければ危険率は段々減る。

表3によれば、この意味で、男性に比した女性の危険率は1.027倍であり、この違いが微小なため、男性と有意に異なるとはいえない($p=0.289$)。だが、年齢のオッズ比は1.211であり、1歳増えるごとに危険率が1.211倍となり、有意に1倍(「不変」と異なる。

これを「要介護状態になる確率」でみると、1歳増えるごとに、要介護状態となる理論的確率は、平均1.78%ポイント上昇する(全観測値のデータから導いた理論値の平均；以下同じ)。地域ダミーも有意な関係を示している。他の条件をコントロールしても、要介護状態になる理論的確率は、当該地域では北が一番高く東が一番低い。この推計に基づくと、両者では平均すると1.4%程度の差を理論的に生じている。

これら性・年齢・地域をコントロールした上で、所得段階をみる。所得段階が1段階上がると、危険率は0.869倍になる、すなわち低下する。これは0.1%という非常に厳しい基準でも、1倍(「不変」と統計的に有意な差であり、従って、「性・年齢・地域差をコントロールしても、所得段階が1つ上がると、要介護状態になる理論的確率は低下する」といえる。推計1に基づけば、所得段階が1段階上がると、危険率は0.869倍となり、要介護状態になる理論的確率は、平均1.3%ポイント低下する。

この推計では線形関係、つまり所得段階が1でも8でも、1段階上がるごとに危険率は一定の比率で増減すると仮定した⁽¹⁰⁾が、それがどの程度妥当なのかを、次にダミー変数を用いて検討する。

表4は、各所得段階を独立させ、ダミー変数(当てはまれば1、そうでなければ0)を置いて検証したものである(推計2)。推計1では擬似決定係数が0.2908、予測値と実際値の相関が0.5464であったが、この推計2では順に0.2947、0.5500とあてはまりが上昇している。

所得関係のオッズ比をグラフ化したものが、図1である。これをみると、基本的に、所得

(10) 危険率(オッズOdds)の自然対数 $\ln(\text{Odds})$ が、所得段階yについては線形関数 a_y になる。

表4 所得段階をダミー変数にしたもの

	推計2						
	(平均値)	オッズ比	同標準偏差	限界効果(注1)	有意	p値	z値
性別(女性)	55.56%	1.183	0.034	1.55%	****	0.000	5.88
年齢(歳)	74.3	1.213	0.002	1.78%	****	0.000	115.34
所得段階1ダミー	3.21%	2.683	0.146	9.11%	****	0.000	18.14
所得段階2ダミー【基準】	14.36%	1.000					
所得段階3ダミー	4.93%	0.913	0.044	-0.84%	*	0.057	-1.90
所得段階4ダミー	5.01%	0.930	0.046	-0.67%		0.145	-1.46
所得段階5ダミー	17.55%	0.647	0.023	-4.01%	****	0.000	-12.24
所得段階6ダミー	9.62%	0.588	0.026	-4.90%	****	0.000	-12.05
所得段階7ダミー	11.58%	0.511	0.024	-6.19%	****	0.000	-14.25
所得段階8ダミー	13.44%	0.538	0.024	-5.73%	****	0.000	-13.94
所得段階9ダミー	9.01%	0.459	0.023	-7.19%	****	0.000	-15.45
所得段階10ダミー	4.02%	0.410	0.031	-8.23%	****	0.000	-11.64
所得段階11ダミー	7.27%	0.448	0.026	-7.40%	****	0.000	-14.02
地域「北」ダミー【基準】	26.73%						
地域「西」ダミー	27.11%	0.903	0.026	-0.94%	****	0.000	-3.53
地域「東」ダミー	22.20%	0.845	0.026	-1.56%	****	0.000	-5.44
地域「南」ダミー	23.61%	0.865	0.027	-1.34%	****	0.000	-4.61
定数項		0.000	0.000			0.000	-117.54
対数尤度		-28,049.9					
自由度		15					
回帰式有意性(注2)		23,443.2			****	0.000	
擬似決定係数		0.2947					
予測値と実際値の相関		0.5500					

*が10%、**が5%、***が1%、****が0.1%有意で帰無仮説を棄却

(注1) 限界効果は、観測値周りの平均値。

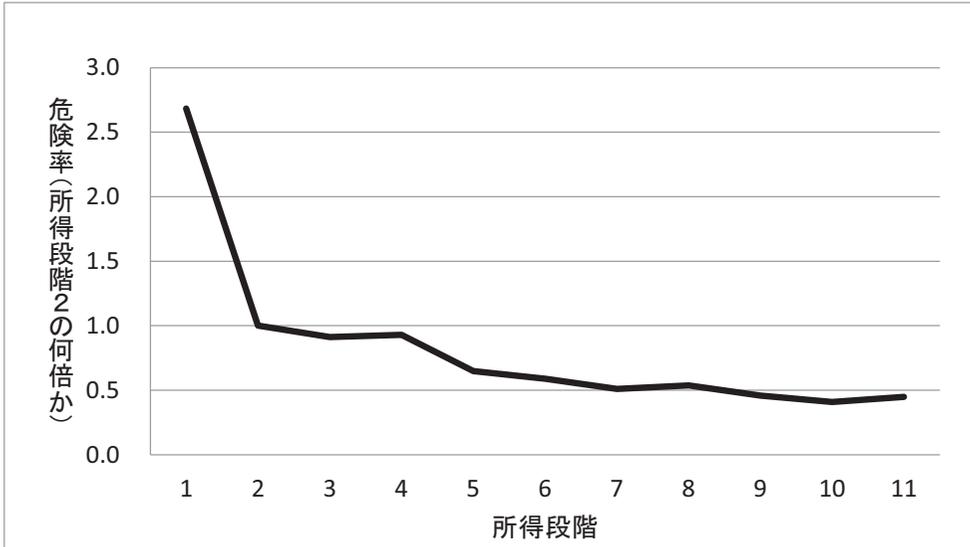
(注2) 全係数0の尤度比検定統計量。

段階が高いほど、危険率は低下している。所得段階3から4、7から8、10から11にかけて、危険率は若干上昇しているが、微細な差であって、統計的に有意なものとは言えない(表4の標準偏差を参照のこと)。

所得段階1は生活保護や老齢福祉年金の受給者に該当するが、その危険率は、所得段階2の2.683倍と、ずば抜けて高い。

所得段階4から5にかけて、危険率は大きく低下している。所得段階5の危険率は、所得

図1 所得段階と危険率
(所得段階2の危険率を1に基準化)



段階4の約0.7倍(=0.647/0.930)にすぎない。この違いは、「同じ」(1倍)という帰無仮説が0.1%でも棄却される、有意な差となっている⁽¹¹⁾。所得段階4までは世帯全員が住民税非課税であり、所得段階5からは世帯内に住民税課税者が発生する。本人所得は、所得段階5(80万円以下)のほうが所得段階4(120万円超)よりも低い⁽¹²⁾。だが、高齢者の要介護状態発生
の面からいうと、両者では健康の社会的決定要因で、はっきりとした差があると言える。

所得段階以外の変数を見ると、ダミー変数を使って細かく把握した推計2のほうが、線形近似の推計1よりも、性別と年齢では危険率が大きくなっている。しかし地域差では、危険率が小さくなっている。特に、性別の効果が推計2で顕著に現れている。この点については、補論で議論している。

推計3では、推計1の説明変数に、「所得段階の二乗」も加えた。推計1では線形近似だったが、推計3では二乗項を入れたために、放物線近似となる⁽¹³⁾。そこで、放物線の底の座標をみると、だいたい所得段階10.2となった。全11段階中の第10段階強で最小点となる、左右対称の放物線なので、全11段階の第10段階までが、右下がりの曲線状となる(図2参照)。以下、それを説明する。

まず、この二乗項は必要か検討する。不要であれば、そもそも放物線形で表すのは不適當

(11) 所得水準2のかわりに所得水準4を基準化した場合、所得水準5の係数のz値は-7.05、p値は0.000であった。
(12) 所得段階4は「本人及び世帯全員が住民税非課税で、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計値が120万円超」、所得段階5は「本人が住民税非課税で、同世帯に住民税課税者がおり、本人の課税年金収入額と合計所得金額の合計値が80万円以下の者」であった。
(13) ロジスティック回帰は、危険率Oddsに自然対数を取ったもの $\ln(\text{Odds})$ を被説明変数とする、回帰分析である。この $\ln(\text{Odds})$ を縦軸とし、所得段階 y を横軸とすると、直線形(一次関数) $\ln(\text{Odds}) = ay$ となるものを「線形」、放物線(二次関数) $\ln(\text{Odds}) = ay + by^2$ となるものを「放物線」としている(a, bは定数)。

表5 所得段階を2次関数で把握した推計(推計3)

	推計3							
	(平均値)	オッズ比	同標準偏差	係数	限界効果(注1)	有意	p値	z値
性別(女性)	55.56%	1.075	0.027	0.073	0.67%	***	0.004	2.85
年齢(歳)	74.3	1.210	0.002	0.190	1.76%	****	0.000	116.28
所得段階(段階)	6.02	0.735	0.012	-0.307	-2.84%	****	0.000	-18.77
所得段階の2乗(段階)	44.09	1.015	0.001	0.015	0.14%	****	0.000	10.62
地域「北」ダミー【基準】	26.73%	1.000						
地域「西」ダミー	27.11%	0.907	0.026	-0.097	-0.90%	***	0.001	-3.38
地域「東」ダミー	22.20%	0.850	0.026	-0.162	-1.50%	****	0.000	-5.24
地域「南」ダミー	23.61%	0.877	0.028	-0.131	-1.21%	****	0.000	-4.17
定数項		0.000	0.000	-15.270		****	0.000	-110.89
対数尤度		-28,150.8						
自由度		7						
回帰式有意性(注2)		23,241.4				****	0.000	
擬似決定係数		0.2922						
予測値と実際値の相関		0.5478						
変数除外検定(注3)		110.5				****	0.000	
推計1との自由度の差		1						

*が10%、**が5%、***が1%、****が0.1%有意で帰無仮説を棄却

(注1) 限界効果は、観測値周りの平均値。

(注2) 全係数0の尤度比検定統計量。

(注3) 推計1は推計3の入れ子になっているので、ネステッドLRテストを実施した。

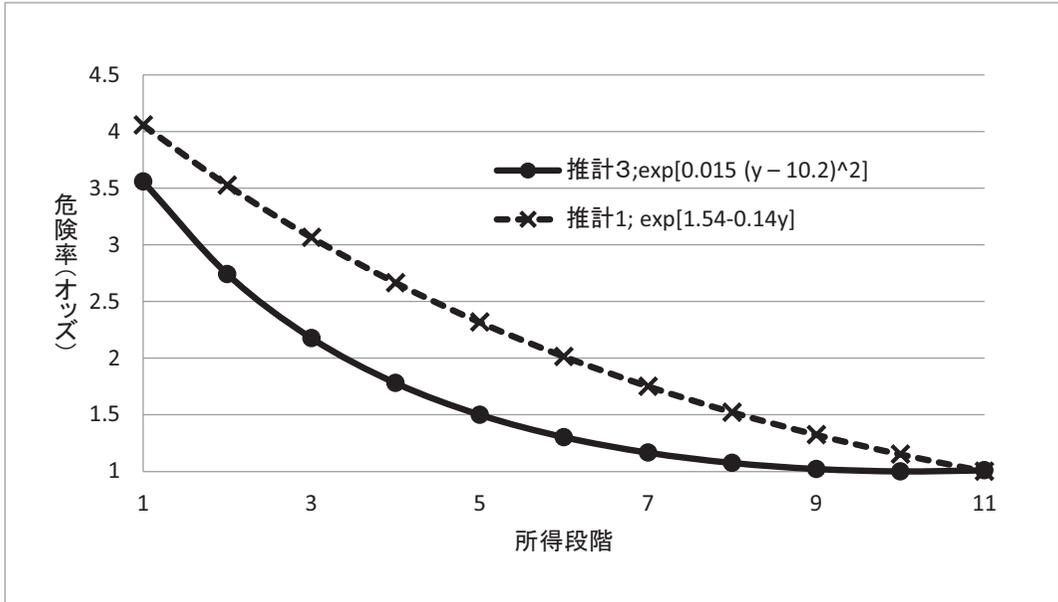
である。この二乗項の係数0.015は、有意に0と異なる(p=0.000; z=10.62)。推計3は推計1の全変数を含む、入れ子構造になっているため、推計1に対して、推計3を基準とする変数除外検定(ネステッド対数尤度検定)を行った。その結果を表5の「変数除外検定(注3)」欄で記したが、ここからも「所得段階の二乗」を説明変数から除かないように、との結果を得た。従って、二乗項は必要であり、線形よりも放物線のほうが、当てはまりがいい、と言える。

推計3では、オッズ比だけでなく、係数も表示した。ロジスティック回帰は、危険率Oddsに自然対数を取ったものを被説明変数とする重回帰分析である。所得段階をyとすると、この「係数」の値により

$$\begin{aligned} \text{危険率の自然対数 } \ln(\text{Odds}) &= 0.015y^2 - 0.307y + \dots \\ &= 0.015(y - 10.2)^2 + \dots \end{aligned}$$

と変形(平方完成)できるため、所得段階10.2で危険率の自然対数は最小、つまり危険率(確率)は最小となる。図2は、参考までにそれを示した模式図である。図1と比較すると、線形(推

図2 危険率Oddsと所得段階yの関係(模式図)



計1)⁽¹⁴⁾よりもこの二次曲線(推計3)のほうが、当てはまりがよさそうなのが、グラフィックに理解できる。図2の推計3では、所得段階1から11のほとんどの領域で、曲線が右下がりになっており、また所得段階1で危険率が非常に高くなっていることも表現できている⁽¹⁵⁾。

4. 終わりに

本研究では、これまで顧みられることが少なかった、要介護状態の発生率と所得水準との関係について、某地域の関連データから分析した。介護保険料は所得段階に応じて設定されているが、所得水準をこの段階に基づいて捉えると、性別・年齢・地域差をコントロールしても、「所得水準(段階)が高いほど、要介護状態の発生率が低くなる」という負の関係を発見した。

これを細かくみると、まず生活保護等受給世帯の高齢者は、他に比べて要介護状態の発生率は際立って高い。また、同世帯に住民税課税者が「いない」から「いる」に変わる節目で、高齢者本人の所得は減少するにもかかわらず、要介護発生危険率は、顕著に低くなる。これらを反映して、所得段階の二乗項を含む放物線近似を行うと、所得段階が一番高いあ

(14) 推計1で所得段階のオッズ比が0.869であるため、係数表示すると $\ln(0.869) = -0.14$ となる。これを、所得段階11でオッズが1になるよう、定数項を調整して1.54としたもの。なお、実際の各人の危険率は、年齢など他の要因によってここから上下に平行移動する。

(15) そこで、所得段階1の者をサンプルから除いて、再び二乗項を含む回帰を行うと、二乗項の係数は統計的に有意となり (coeff= 0.007, p=0.000, z=4.30), 「所得段階1を除いても、線形にするよりも放物線近似のほうがふさわしい」という含意を得る。これは所得段階2~4の危険率が、所得段階5以上に比べて、相対的に一段高いところから来ている。

たりで最低点となる放物線状となった。結局、所得と要介護発生率には負の関係があるが、直線的な関係というよりも、低所得者層でより急激に変化し、高所得者層でより穏やかに変化する関係を認めた。

所得段階1は生活保護や老齢福祉年金の受給者であるため、他に比べて要介護状態となる危険が大きいことは、予想できる。だが、同世帯に住民税課税者が「いない」(所得段階4)から「いる」(同5)に変わる節目で、高齢者本人の所得は減少するにもかかわらず、要介護発生率のオッズは顕著に低くなること、それにともない1次関数より2次関数近似のほうがかぶさわしいことは、本研究からの新しい発見である。

今回の研究では、所得段階は介護保険料段階によっていた。従って本分析は、「要介護状態発生率の社会的(所得)要因」からみた、介護保険料設定の妥当性を浮かび上がらせたものと捉えることもできる。本分析からは、特に高齢者本人の所得の高低にかかわらず、「世帯全員が住民税非課税」かどうかで所得段階4までと5以降を分けた設定が、上記の意味で妥当との含意を得る。またこの点とともに、本人所得のみでの判断に切り替わる節目に当たる、所得段階6と7の関係から、本人所得と世帯所得を通して、高齢者のいる世帯における経済的構造を伺うことができるかもしれない。

だが、本研究では世帯構造や資産に関するデータがないため、それらの点を考慮した分析ができなかった。この点は、本研究の限界である。

今後の方向性としては、第一に、今回は要介護状態になるか否かに焦点を当てたが、7段階の要支援・要介護度に要介護認定を加えた8段階の順序ロジットモデルを用いて、要介護状態の深刻度にも焦点を当てた分析を行うという方向性が挙げられる。第二に、所得段階1に焦点を当てた分析、第三に所得段階4と5の違いにもっと踏み込んだ分析を行うという方向性が挙げられる。

【補論】推計2と1の比較：性別・年齢・地域差について

ダミー変数を使って細かく把握した推計2のほうが、線形近似の推計1よりも、性別と年齢では危険率が大きくなっている。しかし地域差では、危険率が小さくなっている。特に、性別の効果が推計2で顕著に現れている。

実は、「所得段階1だけが、際立って危険率が高い」ことを、推計2は捉えているが、推計1ではこの特徴が線形近似の中に埋もれている。表6は、5歳年齢階級・男女・地域別に、所得段階の構成比を表したものである。所得段階の下の方の構成比が高いのは、高齢、女性、地域「北」である。だが、所得段階1だけはかなり特異である。年齢別にはそれほど大きな差は見受けられないものの、女性と地域「北」は、全般的な傾向とは逆に、構成比が低い。従って、もともと女性の危険率は男性に比べて高く、それを推計2は把握できているが、危険率の非常に高い所得段階1だけ、女性比率が相対的に低いことが、推計1では十分コントロールできておらず、女性の相対的危険率の高さが推計1では消えてしまった。地域「北」にも同様のことが起こったが、地域「北」は先ほどの女性と異なり、比較の基準であるため、女性とは逆に、推計1で他地域との違いが、若干大きく出てしまったものと思われる。

表6 所得段階別 年齢階級及び男女の構成比

	所得段階1	所得段階2	所得段階3	所得段階4	所得段階5	所得段階6	所得段階7	所得段階8	所得段階9	所得段階10	所得段階11	計
60代後半	30.02%	21.05%	18.28%	18.78%	35.22%	25.85%	37.59%	30.73%	36.04%	43.14%	42.66%	31.06%
70代前半	29.37%	19.17%	28.29%	28.63%	24.60%	35.08%	30.77%	26.83%	24.04%	26.47%	24.57%	26.40%
70代後半	20.80%	19.47%	23.42%	24.97%	18.70%	21.83%	17.96%	21.63%	14.23%	14.65%	15.09%	19.21%
80代前半	11.74%	16.64%	18.08%	16.34%	10.93%	11.65%	8.86%	13.05%	12.92%	8.56%	9.57%	12.50%
80代後半	5.31%	13.35%	8.35%	7.91%	6.32%	4.12%	3.28%	5.60%	9.48%	4.84%	5.42%	6.98%
90代前半	1.97%	7.42%	2.72%	2.51%	3.04%	1.01%	1.26%	1.73%	2.69%	1.71%	2.04%	2.86%
90代後半	0.54%	2.50%	0.78%	0.74%	0.99%	0.35%	0.25%	0.37%	0.52%	0.57%	0.54%	0.85%
100歳以上	0.24%	0.40%	0.09%	0.11%	0.19%	0.11%	0.03%	0.06%	0.08%	0.05%	0.11%	0.15%
計	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%	100.00%
男性	52.18%	16.28%	24.57%	58.97%	5.98%	19.33%	54.21%	79.73%	82.55%	81.87%	77.43%	44.44%
女性	47.82%	83.72%	75.43%	41.03%	94.02%	80.67%	45.79%	20.27%	17.45%	18.13%	22.57%	55.56%
地域「北」	22.26%	27.89%	27.76%	26.89%	28.77%	27.99%	26.15%	27.24%	25.68%	24.84%	21.33%	26.73%
地域「西」	25.46%	27.73%	27.45%	25.82%	25.58%	27.06%	26.66%	26.06%	28.59%	28.11%	31.30%	27.11%
地域「東」	22.50%	22.39%	21.07%	21.86%	22.36%	21.91%	21.36%	22.06%	22.29%	22.45%	24.09%	22.20%
地域「南」	28.45%	21.06%	23.06%	24.89%	23.27%	23.04%	25.54%	24.38%	23.23%	24.49%	23.10%	23.61%
地域外	1.33%	0.94%	0.66%	0.54%	0.01%	0.00%	0.29%	0.27%	0.21%	0.11%	0.18%	0.34%

参考文献

- Commission on Social Determinants of Health (2008). Closing the gap in a generation: health equity through action on the social determinants of health. Final Report of the Commission on Social Determinants of Health. Geneva, World Health Organization.
- 近藤克則 (2000) 「要介護高齢者は低所得者層になぜ多いか—介護予防政策への示唆」社会保険旬報2073, 2000.9.11
- 近藤克則・芦田登代・平井寛・三澤仁平・鈴木佳代 (2012) 「高齢者における所得・教育年数別の死亡・要介護認定率とその性差—AGESプロジェクト縦断研究—」医療と社会22 (1), 19-30頁 2012
- McFadden, D. (1974) “Conditional logit analysis of qualitative choice behavior,” pp. 105-142 in P. Zarembka (ed.), *Frontiers in Econometrics*. Academic Press.
- 日本学術会議・パブリックヘルス科学分科会 (2011) 『わが国の健康の社会格差の現状理解とその改善に向けて』日本学術会議
- Parsons, Talcott (1951) *The social system*. New York: Free Press.
- 齋藤香里・佐藤哲彰 (2015) 「高齢者の所得と介護需要の相関について—高齢者の所得格差が要介護発生に与える影響—」『2015年真理大學財経済學院與日本第三部門研究學會国際學術交流研討會 論文集』真理大學財経済學院, pp.57-73.
- Townsend, P and N. Davidson (1982) *Inequalities in Health: The Black Report*, Penguin Books.
- Wilkinson and Marmot 2003

World Health Organization (1986) “The Ottawa Charter for Health Promotion” First International Conference on Health Promotion, Ottawa, 21 November 1986

World Health Organization (2012) “Outcome of the world conference on social determinants of health.” Sixty-fifth World Health Assembly, WHA65.8, agenda item 13.6, 26 May 2012

(2016.1.25 受稿, 2016.2.23 受理)

—Abstract—

It is an open question whether there are disparities in health levels because of differences in socioeconomic status. In contrast to the West, in Japan, this topic has been barely studied because of the difficulty in obtaining income data required for such studies. In addition, the income of women tends to decline with age. Therefore, when examining the relationship between income and health levels, failure to consider the age and gender can lead to erroneous conclusions. In this study, we used data from a particular region and logistic regression analysis parameters to carefully examine whether there is a negative relationship between income level and incidence rate of long-term care. Assuming a linear relationship and considering gender, age, and residence area, we obtained a negative relationship; the higher the level of income, the lower was the incidence rate of requiring long-term care. On further examination, the incidence rate of long-term care among elderly welfare recipient households was found to be remarkably high compared to others. Moreover, when considering that long-term care insurance premiums at a milestone change when members of the same household who were previously not eligible to pay municipal tax became eligible, irrespective of the reductions in an elderly person's income, the relative risk (odds ratio) of the incidence rate of long-term care was found to substantially decrease. In the parabolic approximation, these findings were reflected in the function that became parabolic as income approached the highest level.

日本交通技術の外国公務員贈賄事件の事例研究

樋口 晴彦

キーワード: 組織不祥事, リスク管理, 不正競争防止法, 外国公務員贈賄, 海外腐敗行為防止法 (FCPA)

はじめに

本稿は、日本交通技術株式会社（以下、「株式会社」を略す）がODA事業の鉄道建設コンサルタント業務に関連して外国公務員に不正なリベートを提供したという不正競争防止法違反事件に関する事例研究である⁽¹⁾。

本研究では、外国公務員に対するリベート提供が行われた背景事情として、経営悪化に伴う海外事業への傾斜、多額の先行投資、ビジネス慣行としてのリベート、外国企業とのリベート競争の4件を指摘した。さらに、リベート提供がなかなか発覚しなかった事情として、経理課のチェック不足、経理課長がリベートの会計処理に協力したこと及び海外事業に対する社内役員の監督不足の3件を指摘した。

本事件を誘発した原因メカニズムとしては、リベートの提供という不正行為に対して心理的抵抗を感じなくても済むように関係者が自己正当化していた問題に関して「不正行為の自己正当化のリスク」及び海外事業がそれまで社内の傍流であったために、その監督に必要な知識やノウハウが不足していた問題に関して「傍流事業の特殊性のリスク」の2類型を抽出した。

1. 事件の概要⁽²⁾

日本交通技術は、1958年に旧国鉄関係者によって設立され、鉄道設備に関する各種調査、計画、設計、施工監理などの鉄道建設コンサルタントを業務としている。同社の主要株主

(1) 不正競争防止法第18条第1項は、「何人も、外国公務員等に対し、国際的な商取引に関して営業上の不正の利益を得るために、その外国公務員等に、その職務に関する行為をさせ若しくはさせないこと、又はその地位を利用して他の外国公務員等にその職務に関する行為をさせ若しくはさせないようにあつせんをさせることを目的として、金銭その他の利益を供与し、又はその申込み若しくは約束をしてはならない」と規定し、法人の従業員が違反した場合には、法人に対して3億円以下の罰金、行為者に対して500万円以下の罰金を課すると規定している。法規制の対象となる「外国公務員等」には、外国の政府又は地方公共団体の公務に従事する者の他に、外国の政府関係機関の事務に従事する者などが含まれる。本稿では、説明の煩雑化を避けるために、外国の政府関係機関の事務に従事する者も含めて「外国公務員」と表記する。

(2) 日本交通技術では、「外国政府関係者に対するリベート問題に関する第三者委員会」（以下、「第三者委員会」と略す）を設置して本事件の調査に当たらせた。本稿における事実関係の認定は、主として同委員会の調査報告書（以下、「第三者委員会（2014）」とする）に依拠している。

は、ジェイアール東日本コンサルタンツ (15%)、ジェイアール東海コンサルタンツ (15%)、新日鐵住金 (8%) である。同社の2013年3月末時点の従業員数は194人、2012年12月期の業績は売上額3,422百万円、利益32百万円であった。

日本交通技術は、これまで新幹線の建設・改良、JRの連続立体化、リニア鉄道建設等を手掛けていたが、近年、公共投資の減少により国内事業が低迷したため、海外のODA事業への取り組みを強化していた。1991年にインドネシアで設計・施工監理一体型の案件を初めて単独受注し、1995年にはベトナム、2004年にはウズベキスタンで、それぞれ受注することに成功した。ところが、2014年3月にマスコミの取材によって同社が前述の3ヶ国で鉄道事業関係者にリポートを提供していたことが発覚した。

法人としての日本交通技術及び同社の経営幹部3人が、不正競争防止法違反容疑で起訴された。東京地裁平成27年2月4日判決は、同社に罰金9,000万円、甲代表取締役(役職は事件発覚時。以下も特記がない場合は同様)に懲役2年(執行猶予付き、以下も同じ)、乙常務取締役(懲役3年、丙取締役(懲役2年6月の判決を言い渡した(確定)。

本事件に関連して、日本交通技術は、JICAからODA事業への契約締結・参加停止処分を受け、同業他社に事業部門を譲渡する形で海外事業から完全撤退した。また、国内の地方公共団体等からも指名競争入札に関する指名停止処分を受けた。

2. リポート提供の状況

リポート提供が発覚した案件は、ベトナム・インドネシア・ウズベキスタンにおけるODA事業の鉄道建設コンサルティング業務である。その具体的な状況は、以下のとおりである。

2.1 国際部の指揮

事件発覚当時、日本交通技術で海外事業を担当する国際部は約30人の体制であり、本社に15人程度(開発営業課・業務監理課・技術課の3課)、インドネシア駐在事務所に3人程度、ベトナム駐在事務所に5人程度、ウズベキスタンに1～2人程度、その他の諸国に4人程度が勤務していた。

事件の首謀者は、乙常務取締役(国際部担当)である。乙は1980年頃から海外業務に従事し、90年代にはインドネシアの複数のプロジェクトでプロジェクトマネジャーとしての実績を積み、2004年から事件の発覚まで(2012年～2013年の1年間を除く)、国際部長として海外事業を統括していた。この間、2007年に取締役、2012年に常務取締役に昇任した。

問題のリポート提供は、国際部の指揮のもとに、関係者が緊密に連携して実行したものである。東京地裁平成27年2月4日判決は、「被告会社においては、外国公務員との連絡・交渉役、現金の準備・運搬役、経理の偽装役等、各人がそれぞれの役割を果たして本件各犯行を遂行したものであり、組織的かつ計画的犯行であった」と認定している⁽³⁾。

事件関係者は、リポート提供の秘密を守るために、打ち合わせのメールを送受信する際

(3) リポートの支払及びその金額についても、駐在員と相手方との交渉状況を国際部が管理し、最終的には「プロジェクト原価率を考慮して、一定の金額で妥結することの承認を与えていた」(第三者委員会(2014)、62頁)とされる。

に社外のメールアドレスを使用するなどの情報管理工作を行っていた。また、駐在員も当該国以外のリポートについては教えられておらず、3ヶ国におけるリポートの全体像を把握していたのは乙だけであった。

2.2 ベトナム事件

本事件は、ベトナム鉄道公社のハノイ市都市鉄道建設事業に関するコンサルタント契約について、自社に有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、同公社の関係者に対し、2009年12月から2014年2月にかけて、合計6,600万円のリポートを提供したものである（リポートの金額は、第三者委員会（2014）の認定による。以下も同じ）。同事業に関する日本交通技術の契約金額は、27億6,700万円であった。

本件の特徴は、相手からの要請に基づき円紙幣でリポートを提供したことである。事件の手口としては、本社で仮払金の形で出金し、ベトナムに出張する社員が円紙幣を直接持ち込み、相手に現金を手渡していた⁽⁴⁾。ベトナムでは銀行規制が厳しく、現地事務所の口座に送金できなかったためである。

2.3 インドネシア事件

本事件は、インドネシア運輸省鉄道総局のジャワ南線複線化事業の3案件に関するコンサルタント契約について、自社に有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、同鉄道総局の関係者に対し、2010年1月から2014年1月にかけて、合計21億7,725万ルピア及び500万円のリポートを提供したものである。同事業に関する日本交通技術の契約金額は、総計15億9,250万円であった。

事件の手口としては、測量業務の外注先の現地企業にあらかじめ事情を説明して協力を取り付けた上で、金額を水増しした外注費を振り込み、その水増し分をキックバックしてもらい、駐在事務所の金庫にルピア紙幣をプールした上で、相手に現金を手渡していた（会計処理は「設計等委託費」）。それ以外にも、家具使用料やコンピュータ・オフィスのリース契約について、架空契約や金額の水増しをする形で、同様に現地企業からキックバックを受けていた（会計処理は「使用料」又は「設計等委託費」）。

2.4 ウズベキスタン事件

本事件は、ウズベキスタン鉄道の鉄道電化事業など2案件に関するコンサルタント契約について、自社に有利な取り計らいを受けたいとの趣旨の下に、同鉄道の関係者に対し、2012年6月から2014年3月にかけて、合計71万7,845ドルのリポートを提供したものである。同事業に関する日本交通技術の契約金額は、総計6億4,923万円であった。

本件の特徴は、相手がダミー会社の銀行口座を用意していたこと及び相手からの要請に基づきドル紙幣でリポートを提供したことである。事件の手口としては、駐在員が架空の賃貸契約書を作成して、ダミー会社の銀行口座（ラトビア所在）に送金した（会計処理は「地代家賃」又は「手数料」。本件リポート総額の60.6%）。それ以外の手口としては、ベトナム事件と同様に、本社で仮払金の形で出金し、ウズベキスタンに出張する社員がドル紙幣を

(4) 2009年から2014年にかけて、計24回にわたって総計7,220万円の仮払金が出金され、10人以上の社員が現金の運搬に従事した。

直接持ち込み、相手に現金を手渡していた（駐在員が架空の領収書を偽造し、会計処理は「手数料」又は「設計等委託費」）。

2.5 手口の比較

インドネシアでは、「リベート総額の相場は、外国人人件費の3～5%」（第三者委員会（2014）、33頁）とされ、それ以上のリベートを要求された場合には、日本交通技術が減額交渉を行っている。その意味では、リベートも契約交渉の一環のような位置づけであった。また、今回摘発された3案件だけでなく、1990年代から様々な形で利益供与が行われており、リベートのノウハウが蓄積されていた。

第三者委員会（2014）は、「（インドネシアでは、）こうしたリベート提供は、歴代のPM（筆者注：プロジェクトマネジャー）と駐在事務所長との間で、「ノウハウ」として脈々と引き継がれてきた。具体的には、DGR（筆者注：インドネシア鉄道総局）との交渉の仕方、金額の相場水準、資金捻出と経費処理の仕方、リベート資金の保管・記録・管理方法、個別の支払方法などである。こうしてインドネシアでは、リベート提供が現地社員の正常な「業務」となってきた歴史があり、このことが、関与者の罪悪感やリスク認識を希薄にしたものと認められる。また、こうした長年の歴史から、JTC（筆者注：日本交通技術の略称。以下も同じ）とDGRとは、相当密接な人間関係、癒着とも言うべき相互依存の関係を形成してきたと評することができる」（同51頁）と指摘した。

インドネシア事件と比較すると、ベトナム事件やウズベキスタン事件の手口は粗雑である。ベトナムやウズベキスタンでは、取引の歴史が長いインドネシアと違って、リベート提供のための枠組みが構築されていなかったため、仮払金の支出と社員による現地持ち込みという粗雑な手法を取らざるを得なかったのである。

3. 事件の背景事情

日本交通技術が外国公務員に対してリベートを提供した背景事情として、同社の経営悪化に伴う海外事業への傾斜、多額の先行投資、ビジネス慣行としてのリベート、外国企業とのリベート競争の4件が挙げられる。

3.1 経営悪化に伴う海外事業への傾斜

1991年のバブル崩壊後、景気の低迷と公共投資の縮小を受けて、日本国内の鉄道事業が減少したことにより、日本交通技術の業績は1998年の受注高60億円を頂点として下降した。事件当時も、表1が示すように売上の減少と利益率の低迷に悩んでおり、2012年には役員報酬及び管理職手当の一部カットが行われ、2013年には全社員の冬季賞与の支給が見送られた。

こうした情勢を受けて、同社では、2009年から海外案件の受注拡大を重要課題と位置付け、鉄道事業への投資が伸びている発展途上国での事業開拓を進めていた。2012年の「第三次業務推進計画」では、2012年から2014年にかけて、海外での受注高を14億円から16億円に伸ばすことで、会社全体として38億円の受注高を確保する計画であった（表2参照）。

表1 日本交通技術の経営状況

	売上 (百万円)	当期利益 (千円)	利益率
2013年12月期	2,666	-308,828	-11.6%
2012年12月期	3,422	32,109	0.9%
2011年12月期	4,195	39,037	0.9%
2010年12月期	4,548	58,684	1.3%

(信用調査機関のデータに基づく)

表2 第三次業務推進計画の内容

	国内 受注高	国外 受注高	総額	国外受注 の比率
2014年	22億円	16億円	38億円	42.1%
2013年	23億円	15億円	38億円	39.5%
2012年	24億円	14億円	38億円	36.8%

(第三者委員会(2014)7頁の記述に基づき作成)

第三者委員会(2014)は、「国内業務が先細りしていく懸念の中で、海外案件でカバーしていかなければJTCの将来はないという危機感がある。「海外案件の受注拡大」が当社の経営方針である以上、これを実現するためのリポート提供は是認ないし受容されるという発想が国際部にはあった」(同82頁)と認定した。

以上のとおり、日本交通技術には海外事業の伸長が不可欠という認識が存在し、そのためにはリポート提供もやむを得ないという心理に陥りやすかった⁽⁵⁾。また、「大手コンサルとは違い、JTCは小さく、鉄道だけをやっているの、一つ取りこぼすと大きなダメージになるという弱みがあった」(第三者委員会(2014), 74頁)との証言が示すように、同社の経営規模が小さく鉄道コンサルタント専業であったことから、個々の事業案件について失注するわけにはいかないという切迫感も存在した。

3.2 多額の先行投資

鉄道建設コンサルタント業務の受注までの流れは、以下のとおりである(第三者委員会(2014), 15-17頁)。

- ① プロジェクトの発掘・形成(当該国が独力で計画することは困難なため、JICAやコンサルタント業者も独自に調査を実施してプロジェクト案件を発掘)
 - ② フィージビリティ・スタディ(プロジェクトの実行可能性を具体的に検討するため、当該国あるいはJICAがコンサルタント業者にフィージビリティ・スタディを発注)
 - ③ 円借款の決定(当該国の要請に基づきJICAが審査し、日本政府が円借款を決定)
 - ④ 案件公示・資格審査(当該国の発注機関が案件を公示し、それに対して関心を表明
- (5) 日本交通技術がジョイントベンチャー(JV)の幹事社となることを諦めれば、自らリポートを支払う必要はなくなるが、その場合には「JVのメンバーになるだけでは利益が取れず発展性がなく、将来は海外業務をやめざるを得なくなる」(第三者委員会(2014), 77頁)という判断であった。

したコンサルタント業者の受注能力を審査して入札資格を付与)

- ⑤ 技術入札 (コンサルタント業者が提出した技術提案書を発注機関が審査して順位をつけ、第1位指名の業者が価格入札の権利を獲得)
- ⑥ 価格入札・価格交渉 (1位業者が価格入札を行った後、発注機関と価格交渉を開始)
- ⑦ 契約締結 (契約条件の合意を受けて、プロジェクト管理責任者が契約を締結)

本事件の対象となった3ヶ国6案件のうち、技術入札以前にリベートの要求がなされたケースが2件、日本交通技術が第1位指名を獲得してから要求がなされたケースが3件である (残る1件は時期不明)。後者のように技術入札後に要求がなされるのは、1位業者であっても、発注機関との交渉で価格や契約条件についての合意が成立しなければ、次位の業者に交渉権が移転してしまうためである。また、契約条件が合意に至ってからも、責任者が契約に署名することを拒絶するケースもあるとされる⁽⁶⁾。

鉄道コンサルタント事業の性質として、プロジェクトの発掘・形成やフィージビリティ・スタディの時点ですでに各種調査などに多額のコストをかけており、その後も段階が進むに連れて先行投資がさらに嵩むことになる。したがって、受注に失敗すれば相当な損失が発生することとなり、日本交通技術としては、多額の先行投資をいわば「人質」ととられている状態であったため、リベートの支払いに依っていた⁽⁷⁾。

例えば、ベトナム事件については、「(日本交通技術が、) 海外業務を行ってきた中でも最大の案件であり、案件形成から受注に漕ぎ着けるまでの間に、およそ8000万円に及ぶ経費を先行投資してきた。リベート要求に応じなければ、本件を受注できずに先行投資した経費がすべて無駄になってしまう可能性があった」(第三者委員会 (2014), 22頁) とされる。

実際に不利益を被った事例としては、ウズベキスタン案件について、鉄道関係者が宿舎や車両の利用を口実としたリベート提供を持ちかけ、日本交通技術の担当者がそれを断ったところ、当該担当者を日本に帰国させるように要請された事件が起きている。

3.3 ビジネス慣行としてのリベート

発展途上の悪弊として、リベート要求が慣行化している状況は否定できない⁽⁸⁾。東京地裁平成27年2月4日判決は、「本件各国において、賄賂の供与なくしては商取引の機会を獲得すること自体が困難であり、外国公務員からの執拗な要求によって本件各賄賂が供与されていたことが認められ(る)」と認定している。

また、リベートは、各種手続きを円滑に進めるための潤滑剤という側面を有していた。

(6) 「契約条件が既に合意に至っている以上、本来、契約締結手続はセレモニーに過ぎないはずである。しかし、特に入札及び価格交渉を行う部門 (評価委員会等) と署名者とが異なっている場合には、最終的に署名をするかどうか署名者の一存に委ねられることがあり、署名者が合理的理由もなく署名を拒絶し、あるいは引き延ばしを行うことが可能となる」(第三者委員会 (2014), 17頁)。

(7) 東京地裁平成27年2月4日判決は、「鉄道建設事業において案件形成に至るまでには、長期間にわたる当該国の幹部職員からの情報収集、現地調査等が必要不可欠であり、多額の先行投資を余儀なくされることから、当該事業の本体を受注できなければ採算が取れないという実情があったことが認められる」と認定した。

(8) 「途上国におけるビジネスにおいては、かなりの頻度で、企業側より一定の政治的権限を有する者に対し不正な利益の提供が為される。特に政治が不安定で、透明性が確保されていない途上国であれば、またその国が天然資源などに恵まれていれば、政府高官や政治家が露骨に不正な資金の提供を求めてくるからである」(高・國廣・五味 (2012), 1頁)。

相手方の説明によると、リポートを必要とする事情として、内部会議のための経費（会場費・交通費など）、上級機関や関係省庁の説得などが挙げられている⁽⁹⁾。

以上の事情を踏まえ、事件関係者は、「契約締結に関わる「手数料」のようなもの、そういう「商慣習」、「税金」のようなものというような理解をしていた」（第三者委員会（2014）、74頁）と証言している。第三者委員会（2014）は、「不当な要求に屈服させられてリポートを巻き上げられる自分たちはあくまで「被害者」であるという意識が、自らの行動の正当化につながっていた」（同 82頁）と認定した。

3.4 外国企業とのリポート競争

鉄道事業に関しては、諸外国のコンサルタント企業が参入して競争が激化する中で、一部の外国企業がリポート攻勢をかけていたため、日本交通技術では、自分たちもリポートを提供しなければ競争上不利になると認識していた。事件関係者は、「●●国や●●国などの他の会社がこれくらい払ったということクライアントから聞いていたので、みんながやっているからしょうがないのかなという感じだった」（第三者委員会（2014）、71頁）と証言している。

4. リスク管理体制の問題点

リポート問題が社内で長期にわたり発覚しなかった事情として、前述した国際部による情報管理工作に加えて、国際部の案件に対して経理課のチェックが不足していたこと、経理課長がリポートの会計処理に協力していたこと及び海外事業に対する社内役員の監督が機能していなかったことの3件が挙げられる。

4.1 経理課のチェック不足

経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」は、外国公務員への利益供与と解される可能性がある不正リスクの高い行為について、類型別に社内規定（承認要件、承認手続、記録、事後検証手続等）を整備するとともに、高リスクの契約については契約前確認手続（宣誓、デューデリジェンス等）や契約期間中の手続（監査、資料要求等）を定めること、さらに内部統制に関する組織体制として、コンプライアンス統括責任者の指名、内部通報窓口の設置等を求めている（経済産業省（2015）、12-13頁）。

しかし日本交通技術では、「国際部の案件については、プロジェクト事務所や駐在事務所における経費に係る証憑類が英語で記載されているため、国際部業務管理課のチェックを受け、国際部長の承認を経て経理課に回付されていた。そのため、経理課ではこうした経費についてほとんどチェックせず、そのまま経費処理していた」（第三者委員会（2014）、36頁）とされ、海外事業関係の経費に関する知識不足のために、経理課が内部牽制の機能を果たしていなかった。

また、日本交通技術では、委託先業者の登録、評価、契約等の手続として「海外設計等委

(9) 例えば、ベトナム事件について、「（相手方がリポートを要求した趣旨は、）ベトナムでは、政府関係者が集まる会議において、すべての出席者に足代として金一封が手渡されることが日常的に行われており、そのための資金が必要なのかとも思われた」（第三者委員会（2014）、22頁）との証言がある。

託業務取扱要領」を規定していたが、「国際部が発注する国内業者については上記プロセスが遵守されているものの、海外現地の外部業者への委託に関しては、上記手続はほぼ踏まられていない」(第三者委員会(2014), 12頁)とされる。

4.2 経理課長の協力

インドネシア事件については、リベート資金が個別の経費に分散されていたため、経理課ではリベートとの認識を持っていなかった。しかし、ベトナム事件とウズベキスタン事件については、経理畑の丙取締役がリベートの会計処理に協力していた。

ベトナム事件については、2009年8月に行われた税務調査の際に、国際部業務管理課長(国際部の総務・経理を担当)が動揺していたので、丙(当時の役職は経理課長)が聞いたのだしたところ、リベートについての説明を受けた。同年11月、乙からあらためてリベート資金の捻出について相談を受けた丙は、「約束したリベートを支払わないと大型受注が止まってしまうと説得され、自分がこの大型受注を止めてしまうわけにはいかなないと考え、仕方なく協力することとした」(第三者委員会(2014), 63頁)とされる。ウズベキスタン事件についても、地代家賃名目での銀行送金が高額であったため、同様に乙が丙に説明していた。

2010年4月に丙が総務部担当部長(経理課を所管)に昇任した際には、丙自身が後任の経理課長に事情を説明して引き継いだ。2013年3月に丙は取締役昇任したが、財務担当として引き続き経理課を所管していた。

ちなみに、ベトナムでは、税制の関係で架空領収書を作るのが難しいことに加えて、汚職を取り締まる通報制度が存在したため、水増し外注費をキックバックしてくれる現地企業を見つけることが困難であった。そのため、リベートを経費として処理することができず、仮払金の残高が次第に増えることとなった。仮払金の増加を不審に思った常勤監査役から質問された際に、丙は「海外プロジェクトではプロジェクトが終了しないと仮払金を経費化できないという適当な説明で追及をかわした」(第三者委員会(2014), 25頁)とされる。

4.3 社内役員による監督の不在

日本交通技術の役員構成は、取締役8人(うち社外取締役2人⁽¹⁰⁾)と監査役1人であり、代表取締役以外の社内取締役は部長・支社長などの役職を兼務していた。社外取締役が出席する取締役会は、業務状況の説明が中心で審議時間も短いなど形骸化しており、重要事項に関する実質的な審議は、社内取締役と監査役によって構成される「役員会」で行われていた。

前述のとおり、日本交通技術は海外事業の開拓に力を入れていたが、国際部の業績は変動が大きく、2012年度に183百万円、2013年度に270百万円という巨額の営業赤字を計上していた⁽¹¹⁾。海外事業のリスクが非常に高い以上、役員会としては、その業務状況に対し

(10) 2人とも同社の大株主であるJR関係のコンサルタント会社の出身者。

(11) 「国際部は2004年度以降、営業利益ベースで千万円単位の赤字と黒字を繰り返してきたが、2011年度には173,000,000円の営業利益を計上し、会社全体で119,000,000円の営業利益を計上するのに大きく貢献した。しかし、翌2012年度には183,000,000円の営業赤字、2013年度には270,000,000円という巨額の営業赤字を計上し、会社全体の業績の足を大きく引っ張り、2013年の営業赤字転落の元凶となった」(第三者委員会(2014),

て所要の監督を実施すべきであった。

しかし実際には、「(役員会において、) 海外案件が抱えるリスクやそのリスクがどのようにコントロールされているかといったリスク管理面での報告や議論がなされたことはなかった」(第三者委員会(2014), 83頁)とされる。入札については、担当のプロジェクトマネジャーが作成したプロポーザルを乙が承認するだけで、役員会での審議や社長の決裁は行われていない。また、落札後の契約締結に関しても同様であり、社長は契約書にサインするだけ、他の役員は事後報告を受けるだけであった。

その事情について、第三者委員会(2014)は、「他の取締役はすべて国内業務に従事し、海外業務の経験がなかったため、海外業務について乙氏に代替できる人材が存在せず、人事の固定化を生んでいた。このことが、海外業務のブラックボックス化を生み、他の取締役は、国際部がどのようにして海外業務を遂行しているのかを理解することができなかった」(同83頁)と指摘した。

海外事業の特殊性により、乙が長期にわたり国際部長の役職にあったことから、他の役員には海外事業に関する知見がなく、乙に任せきりになっていたと認められる。代表取締役社長の甲も、1971年に入社してから2013年3月に社長に就任するまで一貫して国内業務を担当していたため、取締役に就任した後も、「国内業務は甲氏、海外業務は乙氏と役割を分担」(第三者委員会(2014), 64頁)していたとされる。

ただし、リポートについて、役員たちがまったく認識していなかったとは考えにくい。甲は、「リポートの問題は他のコンサルタント業者や施工業者の知り合いから聞くことがあったので、JTCでももしかしたら同様のことをやっているかもしれないとは思っていた。しかし、リポートの提供について、追及したり、調べたり、監査をしたり、報告させるといった対応はしたことはなかった。私としては、JTCの社員がリポートを提供しているという事実を聞きたくない、知りたくないという感情もまったくゼロではなかった」(第三者委員会(2014), 64-65頁)と証言している⁽¹²⁾。

5. リポート発覚時の不徹底な対応

前述の事情により、ベトナム事件では仮払金の残高が千万円単位に膨張したため、乙と丙は、この仮払金を会計処理するために「作業未払金」を計上して経費化しようとした。しかし、2013年4月に税務調査を受けた際に、国税当局から当該処理を否認された。この時に国税担当官から、リポートに関しては「使途秘匿金⁽¹³⁾」として税務処理ができると知らされたことから、日本交通技術ではその方式で処理し、計1億300万円の追徴課税を受けた。

83頁)。

(12) 甲の前任社長の丁についても、第三者委員会(2014)は「漠然とであっても丁氏がリポート提供の認識を持ち得たのではないかという疑いを払拭できない」(同64頁)と認定した。

(13) 使途秘匿金とは、法人が行った金銭の支出のうち、相当の理由がなく、相手方の氏名や住所等を帳簿書類に記載していないもので、通常の法人税に加えて、支出額の40%が制裁課税される(租税特別措置法第62条参照)。日本経済新聞2015年8月11日朝刊記事によると、2013年事務年度(2013年7月～2014年6月)に、1054法人(うち資本金が1億円超の大企業は186法人)が合計60億円の使途不明金を支出していた。

かくしてリベートの事実が社内で明らかになったが、社内役員は、リベートを止めることを決断できず、なし崩し的にリベートが継続された。しかし、2014年3月に読売新聞記者からリベートについて取材を受けたことで、同社では事件の発覚は避けられないと認識し、東京地検に自首するに至った。

5.1 役員会における議論

2013年5月14日の役員会で、乙は「国際部の業務改革(国税庁の査定を鑑みて)」と題する書面を配布した。同書面では、リベートを止めるという選択肢を提示する一方で、その場合には受注額がこれまでの50%に縮小すると予想していた。

この書面を配布した趣旨について、乙は「リベート提供を止めると国際部の業績がどうなるかを役員会に示すためであり、リベート提供を止めるという決意ではなかった、自分としては本当にリベート提供を止めることができるのかという疑問があった」(第三者委員会(2014), 66頁)と説明している。役員会ではリベートの是非について議論がなされたが、結論を出せずに持越しとなり、さらに6月12日に開催された役員会でも結論は出なかった。

7月1日に甲、乙、丙及び監査役が出席する「海外業務方針会議」が開催された。乙は、リベートを止めれば受注は半分以下になると想定されるため、大幅な人員整理が必要になると説明した上で、「今後の海外プロジェクト受注活動について(案)」を提示した。

この案では、「コンプライアンスの問題をどう整理するかの問題はあるが、「ある程度」のリベート供与活動を最小に継続しつつ、幹事会社としての海外プロジェクト業務を確保する」(第三者委員会(2014), 67頁)としている。その趣旨は、「すでに妥結してしまったリベートの支払を続けることに加え、今後新たな案件を受注する際にリベート要求に応じることも含まれていた」(前同)とされる。

7月11日の役員会で再びリベートについて議論がなされたが、やはり明確な結論は出なかった。その一方で、7月18日に開かれた国際部内の管理職による会議では、「役員会では今後の方針として海外業務の受注を核の(ママ)するために、利益供与もやむなしとの結論に達している」(第三者委員会(2014), 69頁)との説明が行われた。なお、7月31日の取締役会でも国税調査について報告がなされたが、社外取締役に対してはリベートの説明をせず、単なる会計処理の問題であるかのように偽装した。

5.2 黙示的な了解

役員会での前述の議論について、出席者は「今後リベートを提供していくかどうかは、会社にとって重要な事柄であるにもかかわらず、役員会で結論は出ていない。意見はあったかもしれないが、何となくウヤムヤになってしまった」「国税調査後、リベートの支払を続けるのかという議論につき、意思統一が図られておらず、明確な結論が出されることはなかった。その後、何となくリベートの支払が続けられてきた」(第三者委員会(2014), 68頁)と証言している。

第三者委員会(2014)は、7月11日の役員会の時点で、「黙示的に会社としてのリベート継続の意思決定がなされた」(同68頁)と認定している。リベート提供という不法行為を役員たちが認識したにもかかわらず、それに対して取り止めの意思を明示しなかった以上、

黙示的に了解したと見做されるのは当然であろう⁽¹⁴⁾。東京地裁平成27年2月4日判決は、甲に対して、「国税局の税務調査を契機として海外における賄賂供与の実態を知った後も、反対意見も出る中で、賄賂供与を継続する旨の最終決定をし、本件各犯行を押し進めた」と認定した。

黙示的とはいえ、役員たちがリポートの継続に同意した事情としては、前述したように国内事業が低迷していたため、雇用を確保しようとするれば海外事業に活路を見出さざるを得なかったことが挙げられる。この点について第三者委員会(2014)は、「経営陣は、現状の社員200人体制を維持することを動かさない前提条件とし、そこから必要な海外業務での完成高や受注高を逆算し、この完成高や受注高はリポートを拒否しては確保できないという結果から、リポートは拒否できないという結論を導いている」(同84頁)と認定した。

6. 外国公務員贈賄のリスクについての認識不足

外国公務員に対する贈賄については、以下に示すように、近年、国際的に取り締まりが強化されるとともに、そのペナルティも著しく重いなどリスクが増大していたが、日本交通技術にはその認識が乏しかった。

6.1 国際的な取締りの強化

1970年代の米国では、ウォーターゲート事件を契機に、多国籍企業が外国政治家などに対する贈賄を広範に行っていることが判明し、1977年に「海外腐敗行為防止法(FCPA: Foreign Corrupt Practices Act)」が制定された。さらに米国は、FCPAによって米国企業だけが不利となることを防ぐために、腐敗防止の枠組みを国際的に構築することを提唱した。1997年には、OECDにおいて「外国公務員贈賄防止条約」が採択され、現在では加盟34ヶ国全てとその他7ヶ国の計41ヶ国が外国公務員への贈賄を国内法で禁止している。日本でも、1998年に不正競争防止法を改正して外国公務員贈賄罪を導入した⁽¹⁵⁾。

近年、発展途上国におけるビジネスに関して、外国公務員贈賄罪により摘発されるリスクが高まっている。その背景について、高・國廣・五味(2012)は、「米欧が「属地主義」「属人主義」の論理を柔軟に駆使し、国内法を実質的に域外適用し始めた」(同3頁)と指摘した。表3は、米国がFCPA違反で摘発した企業の罰金額上位10社であるが、このうち米国企業は2社にとどまる。残りの8社のうちフランス企業が3社、ドイツ企業が2社、日本企業では日揮⁽¹⁶⁾が9位に入っている。

(14) 役員会の一員である国内担当取締役は、「そもそも国内担当にとって、海外案件を把握することは困難であったし、役員会では、国税調査を受けての今後の対応方針について、決議事項ではなく報告事項として扱われていたため、その内しかるべき人が決定をするのだろうかという程度だった」(第三者委員会(2014)、68頁)と証言している。しかし、取締役は会社の業務執行全体について監督責任を負っているものであり、このような弁解は決して許容できない。

(15) 日本では、当初は国内に犯罪構成要素が存在する場合にのみ外国公務員贈賄罪が適用されるという属地主義を採用していたが、2004年の法改正により属人主義も併用され、日本国民あるいは日本企業であれば、国外での行為に対しても同罪が成立することになった。

(16) 日揮の事件は、同社を含む4社(他の3社は米国・フランス・オランダの企業)が結成したジョイントベンチャー企業TSKJが、ナイジェリアの液化天然ガス施設の建設に関連して、「設計、調達、建設に係る契約」(EPC契

表3 FCPA違反企業上位10社

順位	年	企業名(国名)	罰金額 (百万ドル)
1	2008	Siemens (ドイツ)	800
2	2014	Alstom (フランス)	772
3	2009	KBR/Halliburton (アメリカ)	579
4	2010	BAE (イギリス)	400
5	2013	Total SA (フランス)	398
6	2014	Alcoa (アメリカ)	384
7	2010	Snamprogetti Netherlands B.V./ENI S.p.A (オランダ/イタリア)	365
8	2010	Technip SA (フランス)	338
9	2011	日揮 (日本)	218.8
10	2010	Daimler AG (ドイツ)	185

(Cassin (2014) より)

また、OECD贈賄作業部会の「外国公務員贈賄執行強化に対する日本の取り組みへの声明」(2014年6月12日)によると、「日本では外国公務員贈賄罪の実施が非常に低い水準にある - 1999年以來の起訴件数がわずか3件 - という深刻な懸念により OECD贈賄作業部会は2013年12月に、日本企業による外国公務員への贈賄事件を積極的に摘発、捜査、起訴できるよう警察と検察のリソースを組織するための行動計画を作成するよう提言しました」とされ、日本の捜査機関に対して積極的な摘発を求める国際圧力が高まっている。

6.2 多額の罰金と司法取引

海外の捜査機関に摘発された場合、その罰金額が極めて高いこともリスクを大きくしている。前掲の米国が摘発した企業の中での罰金の最高額は、2008年に摘発されたドイツのジーメンス社の8億ドルであり、日揮も2億1,880万ドルを支払った。

米国の連邦量刑ガイドラインによると、以下のようにして罰金額が決定される。まず「基準罰金額」として「違法な支払いの見返りに受け取った利益に相当する額」を設定する。次に被告企業の悪質性を示す「有責点数」を検討し、その有責点数に対応する最低乗数と最高乗数(表4参照)を基準罰金額に乗じることで、罰金額の範囲を決定する⁽¹⁷⁾。

約)を勝ち取るため、ナイジェリア政府公務員に約10年間(1994年~2004年)にわたり賄賂を贈ってきた」(高・國廣・五味(2012), 8頁)ものである。

(17) 前述の日揮事件における罰金額は、以下のとおり算定された(USDJ (2011), 6-7頁)。

- ① 「違法な支払いの見返りに受け取った利益に相当する額」として、基準罰金額を1億9,540万ドルと算出
- ② 有責点数(Culpability Score)の計算として、基準点(5点)から始めて、「従業員数が1,000人以上であり、上級管理職が犯罪に関与又は実質的な権限者による犯罪容認が組織に蔓延」(ガイドライン8章C2.5.(b)(2)(A))などにより4点プラスし、「犯罪事実を認め、その責任を受け入れた」(前同C2.5.(g)(3))ことで1点マイナスして、有責点数を8点と算出
- ③ 8点の有責点数に対応する最低乗数(1.6)と最高乗数(3.2)を基準罰金額に乗じて、罰金額の範囲を3億

表4 連邦量刑ガイドラインにおける有責点数と乗数

有責点数	0以下	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10以上
最低乗数	0.05	0.20	0.40	0.60	0.80	1.00	1.20	1.40	1.60	1.80	2.00
最高乗数	0.20	0.40	0.80	1.20	1.60	2.00	2.40	2.80	3.20	3.60	4.00

(ガイドライン8章C2.6.)

被告企業が自首あるいは捜査に協力的と認定された場合は、有責点数が減らされて罰金額も下方にシフトする上に、司法取引によってさらに減額してもらうことも可能となる。逆に裁判で争って敗訴した場合には、罰金額は極めて大きくなる。このように罰金額を調整することで、被告企業側に対し、司法取引に応じて捜査機関に協力したほうがよいとの強いインセンティブを与えている⁽¹⁸⁾⁽¹⁹⁾。

また、捜査機関への協力内容として、日揮のケースでは、不正支払や帳簿の改竄、内部統制などに関する全ての事実情報を誠実に開示すること、開示についての担当者を指名して完全・真正・正確な情報を提供すること、司法省の要請に応じて関係者から証言を得られるように最大限の努力をすること、提出した情報や証言を他の政府機関に開示するのに同意することが、起訴猶予合意の中に含まれている(USDJ(2011), 4-6頁)⁽²⁰⁾。

捜査機関側は、被告企業から高度かつ詳細な犯罪情報を入手できるため、当該事件の全容解明が容易になるとともに、被告企業が関与した別の事件の摘発も可能となる⁽²¹⁾。以上のように、多額の罰金と司法取引という「アメと鞭」を捜査機関が活用することにより、外国公務員贈賄罪の摘発に向けてのハードルは相当に低くなっている。

また、将来的には当該発展途上国の捜査機関による摘発も考えられるが、その場合には贈賄に関与した社員個人に対する重罰が問題となろう⁽²²⁾。先進国と比較して発展途上国では罰則が重く、例えばベトナムの刑法289条(贈賄罪)では、賄賂の金額が3億ドン(約150万円)以上の場合あるいは特に重大な被害を引き起こした場合には、20年又は無期の懲役刑に処すると規定している⁽²³⁾。

1,264万ドル～6億2,528万ドルに設定

④ 司法取引により罰金最低額の3億1,264万ドルから30%を控除し、金額を2億1,880万ドルに決定

(18) 「(米国司法省は、) 司法取引などに応じず、最後まで裁判で争う場合のおおよその罰金額を被告側に示し、「被告側の協力(JGCやTSK)による協力)が得られれば、司法省の裁量で低い罰金を考え、逆に協力が得られなければ、高い罰金で刑事訴追する」ことを相手側に伝えるわけである。これを目の前にした時、捜査協力を拒否する企業はほとんどない。(中略) これだけの裁量を司法省が持っているからこそ、被告側は協力的とならざるを得ないわけである」(高・國廣・五味(2012), 18頁)。

(19) 社員個人に対しても、内部告発者に対する報奨金制度の形で通報を奨励している。

(20) もしも被告側が虚偽・不完全・ミスリーディングな情報を提供するなど合意に違反したと司法省が判断した場合には、起訴猶予は取り消しとなり、司法手続きが再開される(USDJ(2011), 11-12頁)。

(21) 「被告企業と「合意」を結ぶことで、司法省はより広範かつ高度な捜査能力を手にし、より精度の高い犯罪情報を確実に蓄積できるようになる」(高・國廣・五味(2012), 19頁)。

(22) 「今後、韓国や中国などの規制当局も国際化の流れの中で、問題行為の摘発(特に自国内における腐敗行為の摘発・厳罰など)を強化していくことになろう」(高・國廣・五味(2012), 23頁)。

(23) 2009年に法改正がなされるまで、ベトナムにおける贈賄罪の最高刑は死刑であった。

6.3 小括

6.1で前述したように非米国企業による重大事件が多い理由として、Cassin (2015) は、以下の6件を挙げている。

- ① 贈賄防止のための効果的なコンプライアンスプログラムがない（経営幹部がFCPA違反のリスクに鈍感）
- ② 贈賄がビジネス手法と化している（長年にわたり様々な国々の様々なビジネスで贈賄を続けてきた経緯がある）
- ③ 様々な証拠を残しているため摘発が容易である（司法取引により従業員も自白してしまうので、どのような社内機密も守ることはできない）
- ④ 捜査当局を妨害しようとしてさらに痛目にかかる（大抵の米国企業はすぐに捜査に協力して最善の司法取引を引き出そうとする）
- ⑤ 母国の捜査機関の実績が少なく、贈賄が摘発され罰せられるという感覚が乏しい
- ⑥ 経営幹部自身が贈賄を承知あるいは自ら関与している

日本交通技術に関しても、上記6件の要素のうち④以外のすべてが該当する。②のビジネス手法としての贈賄や③の不十分な証拠隠蔽、⑥の経営幹部の関与は既に説明したとおりである。

⑤の摘発リスクに対する認識不足については、「国税調査後も、社員が逮捕されるかもしれないといったことまでは認識していなかった。国内で贈賄行為を行うと逮捕されることは十分わかっていたが、海外ではリベートを提供することが普通のことだということを同業他社から聞いたことがあったし、国税からもきちんと処理をすれば問題ないと言われたということも聞いたので、海外ではリベートを提供しても逮捕されることはないと思っていた。国内と海外では別であるという感覚だった。（中略）海外贈賄について、近年厳しく取り締まりが行われるようになってきたという状況も認識していなかった」（第三者委員会（2014）、78頁）との証言がある⁽²⁴⁾。

①のコンプライアンスプログラムの不備についても、「リベートの支払はやってはいけないというような社内研修を受けたことはない」（第三者委員会（2014）、73頁）との関係者の証言がある。その背景としては、前述のとおり外国公務員贈賄事件として摘発されるリスクを日本交通技術が認識していなかったことが挙げられる。

7. 事件の原因メカニズム

本事件の原因メカニズムを三分類・因果表示法にしたがって整理⁽²⁵⁾すると、以下のとお

- (24) 日本企業による外国公務員贈賄事件の先例として、ベトナムでのハイウェイ建設事業に関連してパシフィックコンサルタンツインターナショナル (PCI) が2008年に摘発されたが、日本交通技術の関係者は、「PCI事件が起こったことは知っていたが、当社の中で、対応を検討するための正式な会議のようなものが開かれたことはない」（第三者委員会（2014）、78頁）と証言している。
- (25) 三分類・因果表示法は、組織不祥事の原因メカニズムを包括的に理解するために、筆者が樋口（2011）で考案したフレームワークである。組織不祥事の原因を直接原因とⅠ種・Ⅱ種潜在的原因に分類した上で、因果関係の連鎖の中で一段階上流側に位置することを「背景」と付記し、原因メカニズムの図示に当たっては、矢印の方向で背景を表示する。

直接原因とは、組織不祥事を発現させる直接の引き金となった問題行動であり、何らかの違反行為が組織

りとなる(図1参照)。

① 直接原因

原因A 外国公務員に対してリポートを提供したこと

② I種潜在的原因

原因B 海外事業に対する経理課のチェック不足

原因C 社内役員による監督の不在

原因D 経理課長がリポートの会計処理に協力したこと

原因E リポート発覚時の対応が不徹底

原因F 社内におけるコンプライアンス教育の不足

③ II種潜在的原因

原因G 海外事業の特殊性(Hの背景)

原因H 海外事業に対する関心や知識の不足(B及びCの背景)

原因I 経営悪化に伴う海外事業への傾斜(Mの背景)

原因J 多額の先行投資(Mの背景)

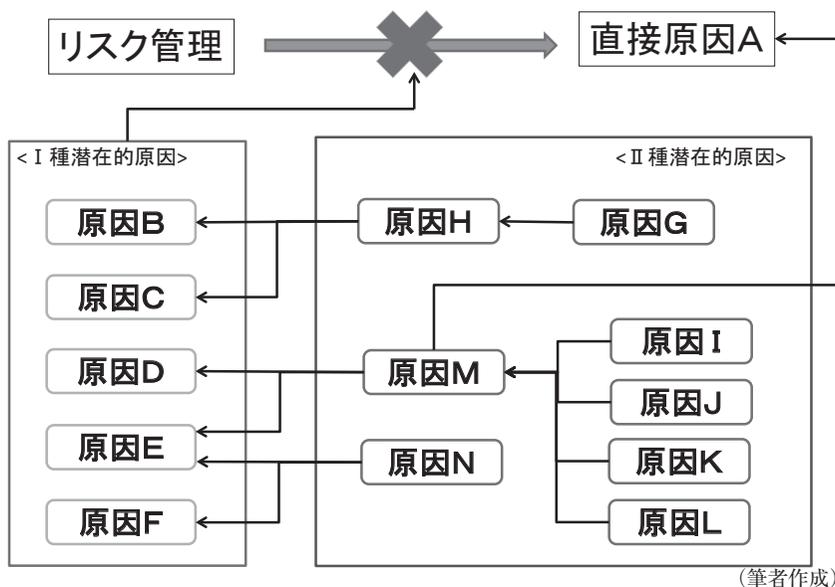
原因K ビジネス慣行としてのリポート(Mの背景)

原因L 外国企業とのリポート競争(Mの背景)

原因M 関係者による自己正当化(A, D及びEの背景)

原因N 摘発リスクに対する認識不足(E及びFの背景)

図1 事件の原因メカニズム



不祥事を構成するケースでは、当該違反行為自体が直接原因となる。潜在的原因とは、直接原因を誘発又は助長した因果関係に連なる組織上の問題点であり、直接原因の発生を防止するためのリスク管理の不備に関するI種潜在的原因と、それ以外のII種潜在的原因に大別される。詳しくは樋口(2011)を参照されたい。

8. 考察

本事件を誘発した原因メカニズムとして、リベートの提供という不正行為に対して心理的抵抗を感じなくても済むように関係者が自己正当化していた問題に関して「不正行為の自己正当化のリスク」及び海外事業がそれまで社内の傍流であったために、その監督に必要な知識やノウハウが不足していた問題に関して「傍流事業の特殊性のリスク」の2類型が認められる。

8.1 不正行為の自己正当化のリスク

樋口(2016)は、独立行政法人労働者健康福祉機構が長年にわたり虚偽の障害者雇用状況報告書を提出していた事件の潜在的原因として、関係者が心理的負担を感じなくても済むように虚偽報告を自己正当化していた問題を指摘した。その上で、「不正行為を自己正当化する事情が存在するために、心理的抵抗が軽減されて不正行為の実行が容易になるリスク」を「不正行為の自己正当化のリスク」と定義し、同事件における自己正当化の事情として、前例踏襲、上司の沈黙、組織防衛の意識の3件を抽出した。

日本交通技術の関係者は、「本音ではみなやめたいと思っているが、やめることが現実的でないことも分かっているので、そういう意見を言う者はいなかった」(第三者委員会(2014), 77頁)と証言している。リベートの違法性について承知していたが、3で前述したように「会社の存続のために海外事業の伸長が必要」→「海外事業を勝ち取るにはリベートが不可欠」→「会社のためにリベートを継続せざるを得ない」という論理構成に基づき、組織防衛の見地から自己正当化していたのであり、「不正行為の自己正当化のリスク」が発現したと認められる。

なお、本事件で特に注目されるのは、海外事業を担当する国際部の社員だけでなく、それに対して内部牽制機能を発揮すべき経理課長や乙以外の社内取締役たちも、同様の理由で自己正当化を図っていた点である。組織防衛の意識は、担当部局のみならず全社的に共有できる性質のものであるため、リスク管理体制全般を機能不全に陥らせるおそれがあることに注意が必要である。

経営実践上の含意としては、コンプライアンスが如何なる事情よりも優先されることを企業の行動規範などで明示するとともに、組織防衛などの事情が不正を正当化するわけではないと社内教育で繰り返し説明することが有用である。特に本事件の場合には、発展途上国におけるビジネスでリベートを要求されるケースが少なくないことを国際部以外の社内取締役も承知していたのであり、リベートの禁止について経営方針を明確化しておくべきであった⁽²⁶⁾。

(26) 経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」も、「過去の国内外の処罰事例では、現場の従業員が賄賂は会社のためになるとして「正当化」することが見られるが、経営トップのみがそのような誤った認識を断ち切ることができる。「現場において、法令を遵守するか、利益獲得のため不正な手段を取るかの二者択一の状況に直面した場合には、迷わず法令遵守を貫くことが中長期的な企業の利益にもつながること」「従業員は不正な手段を利用して獲得した利益は評価されず、厳正に処分されること」「過去に法令遵守を軽視する企業文化があったとしても、そのような「旧弊」は断ち切らなければいけないこと」といった経営トップの姿勢が全従業員に対して明確に、繰り返し示されることが効果的である」(経済産業省(2015), 7頁)としている。

8.2 傍流事業の特殊性のリスク

樋口(2012)は、メルシヤンの水産飼料事業部における循環取引事件の潜在的原因として、同事業部が社内で傍流事業の位置付けで事業内容も特殊であったため、経営者の関心や知識が不足するとともに、事業部内の人事が閉鎖的で長期配置が通例となっていた問題を指摘した。その上で、事件の原因メカニズムを「傍流事業の特殊性による組織不祥事リスク」と整理し、「傍流事業の特殊性のために監督が不十分になるとともに、人事配置も閉鎖的・長期的になるために、組織不祥事が誘発されるリスク」(同81頁)と定義した⁽²⁷⁾。

日本交通技術では、以前は国内事業が主流であり、傍流の海外事業を乙に任せきりにしていたので、他の社内取締役には海外事業の経験がまったく無かった。その結果、国内事業の低迷を肩代わりする新しい柱として海外事業が浮上した際に、乙以外に海外事業を承知している者がいないために、実質的に監督不在の状態が続いていたのである。

経営実践上の含意としては、かつて傍流であった事業が経営環境の変化により会社の主流に急成長した場合、それに対する内部牽制や監督機能の整備が追いつかなくなるおそれがあることに注意が必要である。特に日本企業では、社内の主流事業を歩んできた生え抜きが役員に就くことが通例であるため、経営層が新しい主流事業(かつての傍流事業)について十分なノウハウを持ち合わせていない可能性が高い。こうした監督機能の空白に対処するために、社外役員やコンサルタントなどの外部の人的資源の活用を検討すべきであろう。

おわりに

多くの日本企業が成長機会を求めて海外に進出している中で、外国公務員からのリベート要求に直面することが少なくないはずである。本事件に関しても、日本交通技術の関係者の証言の中に、他の日本企業もリベートを支払っていることを示唆する情報が含まれており、相当数の事例が潜在していると推察される⁽²⁸⁾。本研究が、リベートの提供という不正行為に対して心理的抵抗を感じなくても済むように関係者が自己正当化する問題や、海外事業がそれまで社内の傍流であったため、監督に必要な知識やノウハウが不足する問題について警鐘を鳴らしたことには重要な意義があると思量する。

この外国公務員贈賄問題を解決していくには、企業側の努力だけでなく、日本政府及び関係機関によるサポートが重要であることは論を俟たない⁽²⁹⁾。本事件の発生を受けて、

(27) 東海ゴム工業の労働安全衛生法違反事件についても、ボイラー保守業務の特殊性により、補修担当者の人事が長期配置となって異議の提出が心理的に困難になるとともに、上級管理者の監督が疎かになっていたとして、同様に「傍流事業の特殊性による組織不祥事リスク」が抽出されている(樋口(2013)参照)。

(28) 日本交通技術の関係者は、「どのコンサルタントもやっているというような理解であったので(リベート提供について)違和感はなかった」(第三者委員会(2014)、72頁)、「取引先に事情を説明したところ、JTCは下手ですね、現地法人を作ってリベートを提供していなかったのですね、JTCのようにやっていたら、他の会社も全部捕まってしまうでしょうといったことを言われたことがある」(同79頁)と証言している。

(29) 経済産業省の「外国公務員贈賄防止指針」は、「外国公務員贈賄問題は、一企業のみで、外国公務員等の賄賂要求を不利益も覚悟して拒絶するといった適切な対応を講じることが困難な場合も多い。(中略) 開発協力事業に関しては、外務省及び独立行政法人国際協力機構(JICA)に設置された不正腐敗情報相談窓口に相談をするほか、寄せられた情報を基にこれらの機関が現地政府と協議を行うことも考えられる」(経済産業省

ODA事業を所管する外務省は「政府開発援助（ODA）事業における不正腐敗（再発防止策の更なる強化）」（2014年10月9日）を発売した。その要旨は以下のとおりである。

- ・不正腐敗情報受付窓口の相談機能の強化（既に設置されている窓口を利用しやすいように改善。新たに各在外公館の担当者を指名し、JICAにも担当部署を新設）
- ・受付窓口への相談・通報の促進（自主的に不正を申告した企業に対して入札排除措置を減免する制度を新設。窓口に関する広報の強化）
- ・不正に関与した企業に対する入札排除措置の強化
- ・JICA不正腐敗防止ガイドランスの策定
- ・企業コンプライアンスの強化（関係企業・団体との対話を推進。不正に直面した場合には日本政府やJICAに相談するように要請）
- ・相手国政府への働きかけ

こうした取り組みは評価できるが、そもそも外国公務員贈賄問題は、以前から広く認識されていた。2008年のPCI事件の際にも、日本政府とJICAが「円借款事業に関する不正腐敗の再発防止策の導入」を決定し、不正腐敗情報受付窓口の設置など様々な対策を既に進めてきたはずである。それにもかかわらず、本事件に関して、日本交通技術の関係者に大使館やJICAに相談しようという発想がまったく浮かばなかったのはどうしてだろうか。対策のメニューを揃えるだけで、対策の実効を上げようとする熱意が不足しているのではないかという疑念が払拭できない。

さらに言えば、外国公務員がその権限を濫用し、契約を「人質」にしてリベートを要求するという構造が存在する限り、贈賄事件を根絶することは不可能である。この点について第三者委員会（2014）は、「個社の努力では解決不能の問題であり、今後同様のリベート要求、提供を防止するためには、受注プロセス自体の問題性が認識されなければならない」（同89頁）と提言している。企業側のコンプライアンス強化という対症療法に安住せず、権限濫用を封止する受注プロセスの構築に向けて、外務省やJICAが外国政府に対して積極的に働きかけていくことを期待したい。

参考文献

- 東京地裁平成27年2月4日判決（平成26年（特わ）第970号，平成26年（特わ）第1092号）
Cassin, R. L. (2014) “With Alstom, three French companies are now in the FCPA top ten” The FCPA Blog, December 23, 2014,
<http://www.fcpcblogger.com/blog/2014/12/23/with-alstom-three-french-companies-are-now-in-the-fcpa-top-t.html>
Cassin, R. L. (2015) “From Alstom: Six Reasons Why non-U.S. companies dominate the FCPA top ten list” The FCPA Blog, January 5, 2015,
<http://www.fcpcblogger.com/blog/2015/1/5/from-alstom-six-reasons-why-non-us-companies-dominate-the-fc.html>
United States Department of Justice (USDJ) (2011) “United States v. JGC Corporation

(2015), 17-18頁)としている。

Docket No. 11-CR-260”

<http://www.justice.gov/sites/default/files/criminal-fraud/legacy/2011/04/27/04-6-11jgc-corp-dpa.pdf>

United States Sentencing Commission (USSC) (2014) “2014 Guidelines Manual Chapter Eight – Sentencing of Organizations”,

<http://www.ussc.gov/guidelines-manual/2014/2014-chapter-8>

経済産業省 (2015) 『外国公務員贈賄防止指針』(2015年改訂版)

第三者委員会 (2014) 『調査報告書(公表版)』

高巖・國廣正・五味祐子 (2012) 『グローバル・リスクとしての海外腐敗行為 — ナイジェリア贈賄事件を巡って —』麗澤経済研究 20 (2), 1-24 頁

日本交通技術 (2008) 「技術・人そして未来へ 日本交通技術株式会社 50 年史」

樋口晴彦 (2011) 「組織不祥事の原因メカニズムの分析 — 18 事例に関する三分類・因果表示法を用いた分析と原因の類型化 —」『CUC Policy Studies Review』30 号, 13-24 頁

樋口晴彦 (2012) 「メルシャン循環取引事件の事例研究」『千葉商大論叢』50 (1), 71-83 頁

樋口晴彦 (2013) 「東海ゴム工業の労働安全衛生法違反事件の事例研究」『危機管理システム研究会研究年報』第 11 号, 1-9 頁

樋口晴彦 (2016) 「労働者健康福祉機構の虚偽報告事件の事例研究 — 「天下り」問題を中心に —」『千葉商大論叢』53 (2), 187-207 頁

(2016.1.20 受稿, 2016.2.18 受理)

— Abstract —

Study of the Bribery Case to Foreign Public Officials by Japan Transportation Consultants (JTC)

The study pointed out that the Bribery Case by JTC was derived from four reasons; strong need to promote overseas business in response to deterioration of domestic performance, large up-front investment, rebate as business practices, and competition with foreign companies.

The study showed three causes which made it hard for the rebate to be found; inadequate check by accounting section, cooperation in rebate treatment by accounting manager, and lack of monitoring against overseas business department by internal directors.

The study also extracted two typical mechanism to induce organizational misconducts from the case; the risk of self-justification and that of particularities of business.

年功序列と職業指導

高 島 明

はじめに

日本の雇用システムは終身雇用・年功序列・企業内労働組合の三つの柱からなり、これが雇用システムの「三種の神器」といわれるものである。三種の神器の中でも特に、年功序列に日本の社会構造が反映され、それは日本人が歩んできたこれまでの伝統的な生き方と無関係ではありえない。年功序列は日本だけではなく、その他の国でも行われているものだが、これは日本人の働き方に際立った影響を与えている。

就職した若者の中で三年以内に会社を辞めてしまう割合は、大卒で三割、高卒で五割、中卒で七割といわれている。

若者が会社に就職をしても、自分のやりたいことができず、早期に会社を辞めてしまう原因に年功序列があげられ、これも確かに若者が早期に会社を辞めてしまう原因の一つである。しかし、現在の若者は安定した生活を望んでいるのであり、早期に会社を辞めてしまう原因は長時間労働と、何年たっても賃金が以前のように上昇せず、その結果若者は将来に希望が持てないからである。

若者は勤務年数とともに、少しでも良いから賃金の上昇を望んでいる。その代わり、親からの経済的な支援もあり、生活費が余りかからないということで、若いときの低賃金にはある程度我慢ができるようである。

現代の若者は、様々な試験を潜り抜け、自分の能力を評価できるようになっているので、高望みをしなくなりつつある。特に、若い時の職業選択は難しいもので、若者は職業であれをしたい、これを知りたいと思うよりも、とりあえず自分を受け入れてくれる会社に入り、与えられた仕事に従事していくという姿勢が強くなってきている。

自己実現とは、自分の将来の目的をはっきり持ち、これを実現していくということでもあるが、それよりも、多くの人にとってその人を取り囲む環境があり、その環境に従って歩んでいったことが、後から振り返ってみたときに、そのことで自分の能力が生かされて、自分にとっての自己実現だった、と思えるようなこともありうる。

拙稿では、なぜ日本において三種の神器の中の一つである年功序列が、ことさらに大切にされるのかを述べ、若者はこれから働くうえで、年功序列に対して、どのように考えているかを見ていくことにする。

1. 家族主義と年功序列

1-1. 日本の伝統と家族主義

1947年の教育基本法は、普遍的であるが故に、抽象的であり、世界のいかなる国にも通

用するような内容であるが、日本の伝統や文化について書かれていない。そこで、2006年に教育基本法が改正され、「伝統と文化を尊重し、それらをはぐくんできた我が国と郷土を愛する」(教育基本法第二条五項)⁽¹⁾という、「愛国心条項」が付け加わる。

子どもたちに日本の伝統とは何か、文化とは何かと問うても、なかなか答えられないのが現状であるし、これらを育ててきた「我が国と郷土を愛する」心を彼らに育てる意味でも歴史を顧みることが重要である。

日本の文化や伝統は、日本国憲法に書かれている天皇の位置と、それに対する日本人の関係の中に現れている。

戦後は新しい日本国憲法の下、天皇は日本国のシンボルとなる。儒教学者の加地伸行によれば、我々は天皇家も我々の祖先も同じ歴史を歩んできたという意味で、天皇家に対して特別に「畏敬の念」を抱く。日本は家族主義の国で、家の存続を大切なものにし、これが崩れると天皇家に対するこの気持も薄れてくることになる。加地は、日本人のアイデンティティーの源泉を我々の祖先と同じ歴史を歩んできた天皇家に求める。(教養：188)⁽²⁾

欧米では男性は仕事が終わるとまっ直ぐ家に帰り、家族と過ごす時間を多く取る。互いに相手の人格を尊重しあうということで、家族が成り立ち、欧米は日本以上に家族的な国と見なされる。日本は「家族主義」の国だといわれるのは、加地伸行にいわせると、これとは異なる理由からである。

日本における家族とは、個々の構成員が互いに愛し合うというよりも、祖先崇拜を通じて家族がまとまり、家族は過去から続いている命を未来へと続ける役割を担っている。

欧米のようなキリスト教文化圏においては、キリスト教文化的個人主義に基づき、男女が各個人間の契約として家族を構成する。しかし、儒教文化圏においては、祖霊信仰を核として、祖先以来の<生命の連続>を実現する<神聖な>場所・関係として、家庭・家族を位置づけるのが、儒教文化的家族主義である。それが、儒教文化圏における<家族の思想>である。(家族：189)⁽³⁾

家族は時代が進むにつれ、日本でも様々な形をとり、特に所帯主が高齢になるほど配偶者が亡くなり、単身世帯が増えてきている。加地伸行がいうような「祖霊信仰」を実践できる家族は、少子化の影響で現在では少数派になりつつある。

このような流れにもかかわらず加地伸行は、日本は家族主義の国であり、これを意識化していくことが日本の文化であり、伝統を守ることに繋がるということを示している。

日本が家族主義の国であるから、次に述べる年功序列がことさらに日本人の生き方に大きな影響を与えることになる。

1-2. 儒教と年功序列

新渡戸稲造(1862~1933)によると仏教は、「運命に対する安らかな信頼の感覚、不可避なものへの静かな服従、危険や災難を目前にしたときの禁欲的な平静さ、生への侮蔑、死へ

(1) 『高等学校学習指導要領』平成21年告示 文部科学省

(2) 加地伸行 『<教養>は死んだか』PHP研究所 2001年

(3) 加地伸行 『家族の思想』PHP研究所 1998年

の親近感など」、神道は、「主君に対する忠誠、先祖への崇敬、さらに孝心など」、儒教が、「道徳的な教義」(新渡戸：24 - 28)⁽⁴⁾ に関して武士道に影響を与えた。

孔子を祖とする儒教の教えは、農業が盛んだった時代の生き方を説いたものである。そこには、現代の「工業社会」とは異なる価値観が示されているが、時代を超えて現代に訴えるものもある。

年功序列を支える年長者に対する礼儀について、『論語』には以下のように書かれている。

有子が曰わく、其の人と為りや、孝弟にして上を犯すことを好む者は鮮なし。上を犯すことを好まずして乱を作すことを好む者は、未だこれ有らざるなり。君子は本を務む。本立ちて道生ず。孝弟なる者は其れ仁の本たるか。(論語：18)⁽⁵⁾

論語の「弟」は「悌」に通じ、これは孟子の人倫五常では、「長幼の間には順序があり」(孟子：125)⁽⁶⁾ として受け継がれる。これがあるから年齢の上の人を敬うということになり、年功序列の基礎になっている。日本では人間は歳を取るとともに経験と徳が増してくるということで、高齢者を敬う。しかし、孔子が生きていた時代の高齢者と現在の高齢者では、寿命が異なる。現在では人生80年ということで、高齢者の生き方も死に方も変わったものになり、社会の高齢者に対する接し方も変化している。

それに対して、アメリカでは人間の一生の中で、能力が発揮できる40代が一番重んじられる。これがドナルド・E・スーパー (Super, D.E., 1910~1994) の「職業的発達理論」に示され、人間は60代を超えると、既に下降段階に入るとみなされる。(宮城：49)⁽⁷⁾ 仁は儒教において最高の徳で、これを実現するためには、次のような過程を通しての学ぶ姿勢が求められる。

子の曰わく、士、道に志して、悪衣悪食を恥ずる者は、未だ与に議るに足らず。(論語：55)

子どもたちは本当の意味での豊かさを学んでゆくから、物質的に豊かな環境にあるよりも貧しい環境の中にあるほうが、そのことへの修得に向かって集中し易い。若者から様々な経験をしてもらい、本当の意味での豊かさを学んでもらうための一例として、彼ら

(4) 新渡戸稲造 『武士道』 奈良本辰也訳・解説 知的生き方文庫 1993年

(5) 『論語』 金谷治訳注 ワイド版岩波文庫6 1991年

『論語』は孔子の思想が集められた書物であるが、読むたびに常に、次の問題を感じざるを得ない。

・女性の生き方は登場せず、孔子がどのような女性観を持っていたのかが伝わってこない。

・孔子も生きていく上でお金が必要であり、しかも弟子も多かったので、そのための生活費をどのようにに工面していたのかがよくわからない。

・孔子や弟子たちは家族を持っていたのかが不明で、登場する人物とその家族関係が伝わってこない。

現代では男女同権の時代になり、男性の生き方を論じる場合、女性の生き方と関連させて論じないと、社会が生み出す問題の解決にならない。

(6) 『孟子』 貝塚茂樹訳 中公クラシックス 2006年

(7) 宮城まり子 『キャリアカウンセリング』 駿河台出版社 2002年

のために世界中にユースホステルが広まっていることがあげられる。

ユースホステルはドイツで誕生し、若者が泊まりながら安く旅ができるようにと作られたのである。一部屋に幾つかのベッドが置かれ、若者たちが互いに交流を深めることができ、団体生活ができるようにと工夫されている。宿泊費が安い代わりに、食事は質素で、朝はパン、紅茶、ジャムなどが出る程度である。夕食は共同の台所があり、各人が作れるようになっている。

日本では修学旅行があり、人生における数少ない体験ということで外国に行き、大人でも泊まることができない高級なホテルの個室に泊まることがある。これには多くの費用がかかる。また、日本では子どもの数が少なくなり、現在では合計特殊出生率は1.40前後に推移している。子どもに多くのお金を投資することがよいとされているが、子どもは子ども時代の物質的貧しさを通じて、本当の意味での豊かさを学ぶものである。

日本で一人っ子や二人っ子が多いのは、母親が経済的理由から子どもがお腹にいる時に、二人目や三人目の子を中絶していることにも関係している。日本では人工妊娠中絶件数は年々減少しているといわれるが、統計に表れただけでも、2010年代では年間二十万件前後の件数がある。子どもにお金を投資しなければならないとの思いが、二人か三人以上の子どもの持てないという気持ちにさせるのであろう。

学生として学ぶ者は、物質的には貧しいが、その代わり本当の豊かさを獲得するために、多くの時間が与えられている。学ぶ者としてこのような環境を受け入れることが、豊かな学生生活に寄与し、仁の修得に繋がる。

1-3. 家制度と経営家族主義

封建制が行われていた鎌倉時代中期以後の「家」の概念が、変化しながらも明治時代まで続き、戦後民法が改訂された後も、この「家」の概念が日本人の心の奥深くに生き続けている。

日本は、戦前はまだ農耕社会で、大家族であり、子どもの数も多かった。家族は貧しく、家族の個々の構成員の一人ひとりの生活を保障していくためには、家が存続していかなければならず、家が弱体化しないがためにも、遺産の全てが長子に譲り渡された。農耕社会では経験に富み、力が強い男性が家長となり、家の支配権は彼に集中されていた。

戦前・戦後の企業の経営のあり方としての「経営家族主義」は、この家制度を会社という組織の中に持ち込んだものである。社長は家長であり、従業員はその家族となり、家族の生活を会社が面倒をみる代わりに、社員が会社に献身し、その結果、会社での関係が家庭生活の中にも入ってくる。

この家制度に基づく日本的雇用システムの特徴を見てゆくと、家が存続するためには、男性は解雇されてはならず、ここから終身雇用が生まれてくる。年功序列とは経験豊富な男性が経済的にも優遇されるということで、男性は家族を扶養できる。会社は一つの家族であるから、それが安定するためには転職が難しいものとなる。

戦後、日本の雇用システムができあがり、これに適う形で日本の社会保障制度が出来あがる。この雇用システムに当てはまらない想定外の人々、つまり非正規雇用の人々やシングルマザーは、その結果、社会保障制度から抜け落ちてしまうことになる。

日本の社会保障制度は会社が行うものとされ、正規社員の夫と専業主婦と子どもを持つ

家族に適合する形で構築されている。

このような制度は、現在では特に、シングルマザーの生活を厳しいものにし、シングルマザーは生活保護を受けないと生活が苦しくなるという現実がある。結婚前から女性とは家庭に入るものだといわれ、十分な職業教育を受けることが無く、結局はパートとして働かざるを得ず、これでは家族が生活するためには経済的に十分ではないのである。

戦前、女性は「夫権」の下、無能力者と見なされ、主体的に生きることは許されていなかった。

神谷美恵子(1914-1979)は戦前、肺結核に罹り、結婚を断念し、一人で生きてゆくために医師になろうとしたが、女性の独身の医師では、「年少者ぐらいしか相手にしてくれないことを痛感」(神谷:206)⁽⁸⁾し、周りから精神科医になるなら結婚するようにと勧められた。戦前の日本では女性は結婚すれば家庭に入り、子育てに専念するという役割が女性に課せられ、女性が一人で仕事をしながら自立して生きるということは、困難な社会であったのである。

1932年に生まれた星野昌子は離婚後、1965年からインドシナで「民間非営利団体(NPO)」などの活動に従事した。彼女は外国に長く生活していた体験から、戦前の慣習が色濃く残っていた戦後の日本社会の特徴を、「和の尊重」「効率主義」「経済中心」「性別役割分業」(星野:227)⁽⁹⁾といった言葉で特徴づけている。日本は経済性を重視することで、男性は「企業戦士」となり、女性がそのために家庭に留まることを強要され、性による役割分担が行われているという指摘である。

戦前、女性は子どもの時には父に、結婚したら夫に、夫が死んだら子どもに従うという、「三従の教え」があり、これが戦後になっても色濃く人々の行動を規制し、女性が生きてゆくためには男性に従属しなければならなかったことがわかる。

当時あっては女性が自立して生きていくためには、女性には看護師など僅かな職業しかなく、女性は今日のようにあらゆる仕事に就けたわけではなかった。女性には経済的に自立するということが問われなかったので、補助的な仕事しか与えられず、低賃金で働かざるを得なかったという現状があった。

2. 一様序列的アイデンティティと個性に基づくアイデンティティ

河合隼雄によると日本は、「場の平衡状態」を維持しようとする母性原理が強く働いている社会である。そのことによって、一人ひとりが全体に含まれているということにより生まれてくる安心感のような長所もあるが、短所もあり、その短所の一つが、次の「一様序列性」である。

わが国の母性原理の強さに起因する一様序列性の害は、いくら強調しても足りないほどのものである。一人ひとりが個性をもち異なる存在であることをほんとうに自覚できたなら、全員が一樣に順序づけられることなど考えられるはず

(8) 神谷美恵子 『遍歴』 著作集9 みすず書房 1980年

神谷美恵子は10代の時、結核に罹り、結婚することを諦め、一人でも生きられるようにと医師か看護婦の道を目指す。しかし、神谷は結局、精神科医になり、周りの勧めで結婚することになる。

(9) 星野昌子 「国際ボランティアと私」 岩波新書編集部編 『戦後を語る』に所収 岩波新書 1995年

がない。(河合：29)⁽¹⁰⁾

日本の社会では場の平衡状態を維持することが大切にされるので、個性が出せないし、伸びない。個人が個性を伸ばせ、「一様序列的アイデンティティー」から「個性に基づくアイデンティティー」を土台として生きていくためには、父性原理と母性原理の間における、次のような過程が求められる。

父性原理と母性原理ということだけで話をすすめてきたが、人生のことを考えるのには、もっと多くの対立する原理があるはずである。ただ、父性・母性原理のときに述べたように、ひとつの原理、ひとつのイデオロギーで、すべてを説明しようとするのは通用しないと思われる。たとえ、自分の「好きな」原理があるにしろ、対立原理との葛藤のなかで、それを深める経験をする必要があると思われる。(河合：29 - 30)

父権とは、男子の家族員を統制するために与えられた権利であるが、父性とは「切る」機能で、個人が家族や社会とどのように関わるかということの中に示される。

河合隼雄によれば、日本にはもともと「父性」はなかったのであり、これを新たに作り上げていくことが、母性原理が強く働いている社会の欠点の一つである、「一様序列性の害」を取り除いていくために必要となる。

母性原理が強く働いている社会では、能力は平等に備わっていることを前提とするので、組織を作る場合、何か一つの基準で序列を作らなければならない。その基準は戦前が年功序列で、これが戦後も仕事の世界で続いてきている。

仕事の年数を積み、熟練を必要とする職業の場合は、年功序列でも良かった。しかし、仕事の質が変わり、単なる勤務年数だけではよい仕事ができるとは限らなくなってきており、年功序列はこの現実の変化に合わない面がでてきている。

日本は母性原理が強く働いている社会であり、このことが日本的雇用システムの一つである年功序列を支えていることがわかる。日本は年齢という一つの基準で、社会構造が組み立てられる、「一様序列的アイデンティティー」から成り立つ社会である。河合隼雄によれば、日本的雇用システムを形作る一様序列の害を取り除くためには、父性原理と母性原理の間における葛藤を通じての原理の深化が求められる。

3. タテ社会と年功序列

中根千枝の『タテ社会の人間関係』⁽¹¹⁾の中の「タテ社会」の特徴と、城繁幸が彼の著書『若者はなぜ3年で辞めるのか?』⁽¹²⁾の中で述べている、若者が早期に会社を辞めてしまう原

(10) 河合隼雄 『子どもと学校』 岩波新書 1992年

(11) 中根千枝 『タテ社会の人間関係』 講談社現代新書 1967年

(12) 城繁幸 『若者はなぜ3年で辞めるのか?』 光文社新書 2006年

城繁幸は別の著書、『7割は課長さえなれません』(PHP新書 2010年)の中で、この本を二つの理由から書いたと述べている。

因となる「年功序列」という制度が持つ機能は、密接な関係がある。日本の社会はタテ社会で、「人間平等主義」(中根：98)が支配するから年功序列が存在する。

タテ社会とは集団が、「<場>の共有」によって成立する場合で、その社会の特徴は、たとえば自分を紹介する場合、資格ではなく何々会社の者というように、一つの枠で自分を紹介する場合である。このタテ社会の典型的なものが、日本の社会である。それに対して、「ヨコ社会」とは「<資格>の共通性」(中根：28)によって集団が構成される場合である。この社会の典型的なものは、インドのカースト制から成り立つ社会である。

タテ社会では様々な資格の人が集まるので、一体感を保つために集団内にエモーショナルで、「直接接触的」(中根：169)な関係が求められ、この関係が自分たちの集団を他の集団から区別するものになる。この集団内では情緒的結びつきが重視されるので、勤務年数の長い人が重んじられ、勤務年数によって序列ができる。勤務年数が長い順に地位が定められ、それに応じて賃金も決められる。

世界のいたる所で年功序列が行われているが、日本では特に年功序列が一人ひとりの生き方と働き方に強い影響を与えている。

日本的雇用システムは右肩上がりの経済成長のもとで可能であり、これができないということは、もはや雇用システムを構成する年功序列は、完全な形では経済的に行われ得ないことを示す。(波頭：39-55)⁽¹³⁾

日本がタテ社会であることは、日本の組合活動にも影響している。日本の組合は企業ごとの組合で、その中には様々な資格を持つ人が含まれている。日本の組合は家制度を組合に拡大したものであるから、労働者と経営者は家族的であり、経営者と労働者が権利をめぐって鋭く対立しあうことはない。

それに対して、欧米の組合は資格を通じて企業を超え、横に繋がっている組合である。

あらゆる組合は、まず同一職場において形成されている。産業界でいえば、まず企業別組合であり、その集合体として産業別組合が構成されている。一つの企業体を横に切って、異なる企業の同一職種によってできるクラフト・ユニオンの職種別組合というものはできにくい。(中根：95)

日本では生まれながらの能力の差は否定され、全ての人間には能力が平等に与えられていると見なされる。その人が出世できないのは、努力が足りないからであり、人は努力すれば出世できるという「能力平等観」がある。これがあるが故に、組織を作る場合、何かを基準にしなければならず、この基準が日本の場合年齢になり、日本的雇用慣行の一つである年功序列が生まれてくる。

・若者がやりがいも収入も手に入るシステムの構築をめざす。

・日本の経済が停滞のままで、いつこうによくなるという閉塞感から抜け出すためのシステムを構築する。城によると労働の流動化を進めることで、「昭和的価値観」の権化である年功序列がなくなり、これがなくなれば終身雇用も必要性がなくなる。このことで、若者が一定の収入と生きがいを持って働けるとしている。

(13) 波頭亮 『ポスト終身雇用』PHP研究所 1994年

波頭亮は著書の中で、「日本的雇用システム」を構成する「年功序列」「終身雇用」「企業内労働組合」の三つの柱をあげ、これがなぜ日本で誕生し、なぜ現在、変化を余儀なくされているかを述べている。彼によると、この「日本的雇用システム」に適合するように日本の社会の仕組みが作られている。

個人が組織化される場合、まず第一に、個々人の間に何らかの差を設定して分類することが必要条件となっている。その場合、能力差も資格差も十分インデシスとして取りあげることができなければ、序列による差ということになる。これは、日本人の好みとか、特質というよりも、実に組織構成の方法として力学的な問題である。明らかに、能力平等観と序列偏重は相関関係にあるのである。(中根：78)

勤務年数によって賃金が決まるから中途採用は難しく、一度就職してしまうとなかなか人生のやり直しができなくなる。

勤務年数が長いのが中高年労働者であり、彼らの地位と職場を守るために、若者の正規社員としての採用数が抑えられるか、若者は非正規社員として採用される。これは年功序列の悪い点であるが、よい点もある。正社員の雇用が守られ、安心して働くことができ、このことで愛社精神が湧いてくる。

日本はタテ社会であることが、年功序列を作りあげ、組合活動をも欧米とは異なる独自のものにしていく。これは戦前の家制度を企業に拡大したからであり、タテ社会に日本の家制度が映し出されている。

4. 年功序列と若者の就職観

4-1. 上からと下からの労働観

講演会などには人生に成功した高齢の人が招かれて、働くことはすばらしく、自分にとって働くことは生きがいだ、というふうに労働が美化されて語られることがある。しかし、地位が高く、指示を与える立場にあり、高齢になっても高い給料をもらっている人と、年金が少なく、生活費を稼ぐために、たとえば、道路工事現場で交通整理をしている人では、労働観が異なるのは当然であろう。ほとんどの人は、生活費のために自分が本当に望んだ仕事ではないが、与えられる仕事に就き、辛抱して働き、その中で小さい幸せを見つけながら生活している。

たとえば夏に、道路上で交通整理をしている高齢者にとっては、働くことは辛く、労働時間が短いほど幸せに感じられることは容易に推測できる。これに対して勤務年数が長いことで、多少給与が高いと、その人は自己の歩んできた生き方を肯定的に受け止めることができ、自身の生き方に対してプライドを持てるようになるであろう。

人生に成功した人の労働観が唯一正しいと思われ、それが社会で一般化され、労働時間が長くなっている。そして、その下で雇われている人の労働観が公に語られることが少ない。働くことに対して肯定的な側面ばかりが強調され、それに対して異議を唱えにくいのではないだろうか。

単に上からの労働観ではなく、現実を直視し、働くことによって得た体験から労働の意味を考えていくことが必要である。そうすることで、働くことの意味も変わり、過労死が減少するはずである。

日本では政府の財政事情がますます厳しくなり、しかも高齢者は資産があるということで、これまでに高齢者に与えられていた特典が減少しつつある。欧米などでは、「孝」と

という言葉はあまり使われないが、たとえば高齢者には公共の乗り物や宿の料金に割引の措置がとられている。アメリカなどの長距離バスでは、若者は後部座席に座り、前の座席は高齢者のために空けておき、欧米諸国では高齢者はかなり優遇されている。欧米では「孝」というものが語られないということで、「孝」が実践されていないのではなく、日本とは異なった形で表れていると捉えることができよう。

これまで日本では、老いた両親の面倒は子どもが見るということで、ことさらに子の親に対する「孝」が徳として強調された。「孝」の強調なくしては、老人は老後の生活がままならず、社会ではなく家族が弱者の社会保障を引き受けていたわけである。

高齢者の多くの人が経済的に豊かであるわけではなく、高齢者が豊かだと思われている社会では貧しい高齢者は支援が受けられず、ますます貧しくなっていく、これが現代の日本では現実味を帯びてきている。年金の額が物価高に追いつかず、しかも年金の額が減ると、収入のない高齢者は直ちに困窮してしまう。

城繁幸は、仕事における「昭和的価値観」の一つとして年功序列を挙げている。年功序列がなくなりつつあるにもかかわらず、城は若者がこれを信じて働くことの無意味さを指摘する。年功序列がなくなりつつあるということは、同一労働同一賃金への移行を意味する。今までは、勤務年数によって給与が決まる「職能給」だったが、これが職務内容によって給与がきまる「職務給」に移行することである。(城：49)

年功序列は若者のやる気を奪うようにいわれているが、年功序列の恩恵を受けている高齢者は一部である。

高齢者の中では年功序列の恩恵を受けて高給の人もいるが、もともと正規社員になれなかった人や、65歳を超えたということで非正規社員になり、給与が低い人もいる。その意味で、高齢者に有利になる極端な年功序列は、なくすべきだと高齢者自身も思っているはずである。年功序列が厳密に維持されているのは公務員か、大企業の男性社員の一部のみで、それは全体から見ると僅かな人に該当する。年功序列が欧米のように緩やかなものとなることによって、若い労働者の生活が豊かになりうるであろう。

アメリカは資本主義の国で、冷たい社会であるといわれるが、社会福祉の役割をキリスト教が担っているといわれるほど、キリスト教が生活に根付いている。これに対して日本では家族が無く、一人暮らしで、しかも年金が十分でない高齢者は、病気などになると直ちに孤立し、路頭に迷う。日本の場合、高齢者が働くということは多くは生活が苦しいからである。

日本では非正規社員の割合は4割近くまで上昇し、老後に受給する国民年金だけでは人間らしい生活ができないという現状がある。非正規社員の労働条件の改善の第一歩として、2003年に「経済協力開発機構(OECD)」からいらわれてきている、「同一労働同一賃金」⁽¹⁴⁾を男女間のみではなく、正規社員と非正規社員の間にも導入する必要がある。そうすることで、社会保険が全ての人にゆきわたり、全ての人が安心して老後の生活を送れる道が開かれるはずである。

(14) 朝日新聞 2012年10月25日

4-2. 現代の若者の就職観

日本の雇用システムは、それが成立する条件を満たさなくなった現在、この雇用システムは変化を余儀なくされるのは当然のことである。しかし、多くの若者は、このシステムが修正を受けながらも続くことを願っているようである⁽¹⁵⁾。若者が一番恐れているのは、正社員になれなくて、将来家庭がもてないことである。しかも、若者は非正規社員がもらう国民年金だけでは、老後の生活ができないことを知っている。

国民年金は元来自営業者のための年金で、自営業者は高齢になっても働けるということで、年金の額は少なくてもすむ。しかし、問題なのは労働者である非正規社員であり、非正規社員も国民年金を受給するが、非正規社員は自営業者のように何歳までも働けるわけではないから、自営業者と非正規社員とは働くための条件が異なる。国民年金は四十年間納め続けても、65歳から月6万5千円前後しか受給できず、現在国民年金をもらっている多くは、平均すると月5万円位である。

正規社員の場合、組合があり、それに守られているがゆえに「労働貴族」ともいわれるが、非正規雇用の場合、自分の立場から自分のおかれた不幸な状態を訴えることが難しい。シモーヌ・ヴェイユ (Weil, S., 1909~1943) がいうように、「不幸は啞」⁽¹⁶⁾なのである。弱い立場に置かれた人々は、周りからの支援なしでは、そのような状態から抜け出すことができないという現状がある。

若者は正規社員として社会に出ても、日本は長時間労働の国なので、平均寿命が50年から80年に伸びても、高齢者の生活を支えるためや、自分の老後の生活のために、長生きする分だけ仕事時間が増え、いくら長く生きても自分らしい人生が送れないという不安がある⁽¹⁷⁾。正社員は非正社員よりも優遇されているということで、正社員の労働時間はより長くなり、過労死の原因になりかねない。そのようなにならないためにも、正規社員と非正規社員の間には同一労働同一賃金を前提とし、非正規社員の待遇を改善し、正社員の仕事量

(15) 筆者は職業指導の授業を千葉と群馬にある二校の大学で担当している。2015年、その一校で日本の雇用システム（慣行）の長所と短所を説明したうえで、二年生からの四年生までの25名の受講生に、システムに賛成か反対かを聞いたところ、大体賛成と反対が半々くらいであった。システムに賛成の主な理由としては、生活に安定性があり、年々給与が上がるからである。反対の理由としては、若者の給与が低く抑えられ、転職がしにくいからである。受講生の大半は将来、安定した生活が送れることを最優先に考えていることがわかる。

(16) シモーヌ・ヴェイユ 『労働と人生についての省察』 黒木義典ほか訳 勁草書房 1967年
ヴェイユはフランス生まれのユダヤ人の女性哲学者で、真実な生き方をするために高校教師を辞め、女工になった人である。
「不幸位知りにくいものは無い。それはつねに神秘である。それはギリシアのことわざのように啞である」。
(ヴェイユ：246)

(17) 鮎戸弘 松田義幸 編 『「ゆとり」時代のライフスタイル』 日本経済新聞社 1989年
日本は現在、「所有—消費」の価値観を重視する「工業社会」から、「存在—自己開発」の価値観を大切なものとする「脱工業社会」の転換点にある。著者は、この「脱工業社会」の中では人生80年になり、そのうち自由な時間は3割、労働時間は1割を占めるようになるので、「ゆとりのある生活時間の中に、緊張した仕事の時間を散りばめることができないものかと、問うている。(鮎戸：129)
働くことの価値を否定はしないが、日本では働くことが美德とされ、我を忘れて一生涯働き続けることが良いとされている。しかし、これでは「労働のための労働」になってしまい、自分自身の成長のための時間が取れない。このような生き方は、ヨゼフ・ピーパー (Pieper, J., 1904~1997) によると、ヨーロッパ中世の考え方からでは、「怠惰」(ヨゼフ・ピーパー 『余暇と祝祭』 稲垣良典訳 講談社学術文庫 1988年 62頁参照) な生き方になってしまう。

を減らすうえでも、今まで正規社員が担っていた仕事を非正規社員と分担すべきである。

城繁幸の著書に登場する若者は、能力のある一部の若者であるが、全ての若者が自分のやりたいことをやれるような生き方ができるわけではない。そして、若者の多くは仕事をするうえで、果たして自分にどのくらいの実力があるのかわからない。城にとって、若者が三年で会社を辞めてしまう原因は年功序列だが、多くの若者は年功序列が無くなることには反対である。長く勤務することで、地位も多少上がり、それに応じて賃金も上昇することで、生活が安定するから、むしろ、ある程度の年功序列が行われている方が将来に希望が持てるのである。

高校から大学に入学する際に、何をしてもよいかかわらず、とりあえず大学に行こうかということで大学に入学する高校生もかなりいる。大学卒業の時点でも、まだ将来の仕事として何をすべきかが、はっきり決定しかねている学生もいる。学生は主体的に就職先を決定するというよりも、社会の経済的動向に応じて、社会が学生に与えてくれる仕事に就くことのほうが多い。

それならば、大学ではあまり専門教育に特別力を入れるというより、学校教育においては基礎教育の充実を努める方が得策である。社会に出て将来必要になったときに、自分が必要とする分野を学ぶことができるためにである。

最近では仕事の内容が変わり、年功序列が持つ利点も薄れてきている面もある。しかし、会社に入社し、最初の三年くらいは、年配の人から仕事を習うことに費やされる。生活のうえでなく、仕事上でも年長者を敬うということは大切なことで、これを土台として年功序列が成り立っている。

同一労働同一賃金に舵を切りつつも、これからの若者の働き方にとって、その中に年功序列的要素を含めておくことが、安定した生活を送るうえで大切である。しかも、若者もこのことを望んでいる。

5. 男女の自立と職業指導

日本はタテ社会であり、性差別役割分担が行われる「父権制」⁽¹⁸⁾の社会でもある。女性は家に留まるのがよいということになり、女性の企業や政治などの分野での活躍は難しくなる。家制度から由来する日本の社会構造が、世界における日本の女性の「男女格差」⁽¹⁹⁾の順位を下げている。日本と同じように、家父長的な社会構造を持つイスラム教国でも同じことがいえ、女性の順位は低い。これは西洋の個人主義的な価値観が一番よいものとされ、これを基準に各国の女性の順位が評価されているからでもある。

日本は儒教の影響が強い国であり、同じくイスラム教国はイスラム教の価値観に基づいて生活が営まれている。儒教は宗教とは異なるが、宗教の縛りから女性を解放することが、

(18) 絹川久子 『女性の視点で聖書を読む』 日本基督教団出版局 1995年

絹川久子は、「権力の一部への集中」「性差別役割分担」「集団思考性」(絹川：35)が行われている社会を「父権制社会」と名づけ、彼女によると日本は父権制社会なのである。

(19) 朝日新聞 2015年11月19日

「世界経済フォーラム (WEF)」による2015年の男女格差報告によると、日本の順位は前年と比べると多少上昇したものの145カ国中101位であり、依然として低い。

社会における女性の活躍に繋がる側面もある。

日本の「家族主義」は、家族は生命を未来に続けるという役割を担っているという儒教の教えを土台としている。戦前の「家」に基づく家族制度を変えないかぎり、女性が社会の中で活躍することは依然難しいままに終わってしまう。

日本の古くからの家族主義のもと、正社員の妻は夫が外で安心して働けるようにということで、専業主婦となる。その代償として女性に「優遇税制」や、年金を収めなくても受給できるという「第三号被保険者制度」が、特典として与えられる。しかし、生活が厳しいのは非正規社員の家庭であり、その妻である。正社員の専業主婦に与えられたこれらの特典をなくすことが、女性の公平な働き方に繋がり、女性の働く意欲を引き出す。

何らかの理由でシングルマザーにならざるを得なかった女性が、社会の底辺に追いやられてしまうことは、「夫婦別あり」という性の役割分担がその根底にある。専業主婦はパートで働くが、専業主婦は特典を与えられているということで、パート代は低く抑えられている。専業主婦に与えられている特典を無くすことで、シングルマザーの生活は経済的に楽になるし、男性の非正規社員の賃金が低く抑え続けられるということとはなくなる。

男性が正社員ということで長時間労働になり、帰宅が遅くなる。妻が一人で夫の帰りを待ち、夫との会話がなくなることが「熟年離婚」の原因ともなる。このことは、専業主婦に与えられた特典をなくすことで解消されていくであろう。

正社員の男性の労働時間が減ると、給与も減るが、妻も働くことで、家族の収入は減らないはずである。男性も労働時間が減ったぶん、妻と育児と家事を分担でき、単なる効率性を求める生き方の中に、それと異なる視点をもたらすことができる。これからの男性には、単に仕事ができるということだけでなく、一人でも生活ができるという自立の能力も求められる。

女性が性の縛りから解放されることは、男性も性の縛りから解放されることを意味する。男性の中には、男性だということで、外で働くことを強要されてきた男性もいる。しかし、男性の中にも家庭に留まることが好きな人もいる。男女の性に関係なく、人々が自由に働き方を選択できるようになると、社会は住みやすく、豊かだと感じられるようになる。

女性の働き方を論じる場合、男性の働き方も論じなければならず、一方の性の働き方のみを論じても意味がない。男性の働き方が長時間労働の場合、誰かが家庭に留まり、家庭を守らなければならなくなり、この役割を女性が担ってきた。専業主婦に与えられていた特典をなくし、女性が働いてもそれが男性と同じ価値を持つものであるならば同じ賃金とする。女性もこのような構造変革がなされた社会で働くことにより、家庭における経済的な役割を担うべきである。そうすれば、男性も早く帰宅でき、妻と家事や育児の分担ができるし、このことで女性も自分の性を肯定できる⁽²⁰⁾。儒教では男性の生き方のみが論じられ、女性は社会に登場しない。これでは片手落ちで、男女の労働に関する問題の解決にはならない。

『論語』は、日本人の生活の規範として色濃く反映されている。『論語』が書かれた時代は、現代のような「工業社会」ではなく、農耕社会である。そのような時代にあっては、子どもも沢山いたし、女性は子育ての他に田畑の作業に追われていた。その時代では男女の性別

(20) 女性の生き方と働き方を論じたものについては、高島明著「女性の生き方と職業指導」『千葉商大紀要 第51巻 第2号』(2014年)を参照されたい。

役割分担が当然とされ、これに従うのが女性の生き方であり、女性の生き方を特に論じる必要性がなかった。社会が変わる中で、儒教的価値観は超えられなければならない、それが持つ限界も考えていかなければならない。

おわりに

日本は仕事の世界ではこれまで年功序列があり、しかも終身雇用である企業が多かった。高齢者である正規社員は高い給料で、しかも正規社員ということで組合に守られ、幾つかの条件を満たさないかぎり、解雇されなかった。高齢者に与えられた既得権が、若者の採用枠を縮小させ、あるいは若者を非正規社員にしてしまうという現状があった。このことは日本の社会がタテ社会であり、父権制社会であることから由来し、社会構造の転換なしに、年功序列はなくならないと思われる。

日本の文化は武士道を土台にし、その武士道に儒教が取り入れられている。年功序列をなくすことは、日本の伝統や文化をこれまでとは異なったものにするを意味する。

若者は家制度に土台をおく社会のあり方の極端な変化を望んでいるというよりも、彼らが一番に心配に思うことは、正規雇用と非正規雇用の待遇の差である。この両者の格差が経済的に豊かな人と貧しい人を分断し、社会をぎすぎすした、不安定なものにしている。

若者が非正規社員になった場合、家庭がもてなく、少子化の原因にもなり、老後の生活が不安定なものになる。この若者の不安を取り除くことが、彼らが長く、安心して働いていくために必要となる。

若者は日本的雇用システムの一つである年功序列の弊害を知りつつも、その制度の維持をこれまでと異なる、「緩やかな」形で行われることを望んでいる。

(2016.1.18 受稿, 2016.2.8 受理)

〔抄 録〕

日本には日本人が長いこと歩んできた伝統や、そこから生まれる社会の構造があり、これが反映して年功序列ができています。年功序列が学生の夢を阻むということよりも、学生にとって一番心配なのは、非正規社員として社会に出てゆくことである。その場合には、一生正規社員になれない可能性が強くなり、生活が不安定なものになる。このような事情から学生は、大切な授業を休んでも正規社員になろうとして就職活動をする。

就職活動をしながらも、将来何をしたいのかわからない学生も多く、とりあえず比較的働く条件がよく、自分を受け入れてくれる会社を探し求めている。そして、その会社で仕事に就きながらスキルを磨き、長く働き続け、安定した生活を送りたいと思っている。

学生の望みに答えていくためにも、正規社員と非正規社員という差別的な呼び方を辞め、格差を改め、すべての人が安心して生活ができるような働き方の仕組みを構築していくことが、こらからの職業指導に求められる。

〔論 説〕

戦後日本の安全保障政策と法制官僚 —日米安保協力をめぐる政府解釈の検証(6)—

水 野 均

問題の所在

内閣法制局(及びその前身の法制局等)の担当者(内閣法制局長官等の法制官僚)が、日米安保条約・日本国憲法第9条及びそれらに関連する諸法規・規定等に基づく安全保障協力(日米安保協力)の運用される過程でいかなる憲法判断を示したか。この疑問に対して筆者は既に、日本国憲法第9条の制定(1946年)、日米安保条約の成立(1951年)、同条約の改定(1960年)、ベトナム戦争(1964～75年を対象とする)及び沖縄の返還(1972年)を経て、冷戦の終結(1989年)からイラク特措法の成立(2003年)に至る前後の時期に、法制官僚が残した発言・文書等に基づいて検討を試みた。そして、その結果、法制官僚が日米両国政府・軍部が進める安全保障政策の枠組みに沿って、法律・条約等を解釈し続けた、という結論に達している⁽¹⁾。

この稿では、その後の日本における安全保障政策をめぐる動きに論及した上で、憲法・安保条約等に関して法制官僚が示した解釈・見解の実態及び意義を検討してみたい。

ミサイル防衛をめぐる答弁

2005年2月、日本政府(小泉純一郎内閣)は、ミサイル防衛(MD、他国から日本に向けて発射された弾道ミサイルを短時間で捕捉して迎撃する態勢)の手順を簡素化するための自衛隊法改正案を決定し、国会に上程した。既に1998年の8月末に、北朝鮮の発射した弾道ミサイルが日本の上空を越えて太平洋上に落下しており、日本政府は、こうした自国への脅威に備えるのを目的として、翌2006年度からMDの導入を予定していた。

しかし、当時の自衛隊法では、首相がMDによる迎撃命令を下す際に閣議等の時間を要する一方で、弾道ミサイルはレーダーが捕捉した後に約10分で日本に到達する場合もあり、迅速な対応の実現が課題となっていた。この点を踏まえて、同法の改正案は、「首相からの迎撃命令がなくても、事前に作成された緊急対処要領に沿って現場指揮官が迎撃を判

(1) 拙稿「旧安保条約・再軍備政策と法制官僚—日米安保協力をめぐる政府解釈の検証—」『千葉商大紀要第51巻第1号』2013年、91-106頁。「改定安保条約・自主防衛政策と法制官僚—続・日米安保協力をめぐる政府解釈の検証—」『千葉商大紀要第51巻第2号』2014年、173-188頁。「ベトナム戦争・沖縄返還問題と法制官僚—日米安保協力をめぐる政府解釈の検証(3)—」『千葉商大紀要第52巻第1号』2014年、227-242頁。「対米便宜供与・集团的自衛権論と法制官僚—日米安保協力をめぐる政府解釈の検証(4)—」『千葉商大紀要第52巻第2号』2015年、173-187頁。「有事対応・平和復興支援活動と法制官僚—日米安保協力をめぐる政府解釈の検証(5)—」『千葉商大紀要第53巻第1号』2015年、167-181頁。

断する」としていた。この点に対して、「日本以外の国を狙う途中で日本の上空に飛来するミサイルを迎撃すれば、結果として他国を防衛したこととなり、集団的自衛権の行使に当たるとはならないか」との懸念が指摘されていた⁽²⁾。

この改正案について、阪田雅裕・内閣法制局長官は、「政府が武力攻撃事態を認定した後、防衛出動を下令したという状況の下で（日本を狙う）ミサイルを破壊するという措置は、自衛権の行使として当然である」⁽³⁾、「米国等日本以外の第三国に向けて飛来するミサイルを撃ち落とすのは武力の行使に該当する機会が多いとする見解があるものの、弾道ミサイルを破壊するという行為自体が憲法第9条で許されていない『武力の行使』に当たるといふわけではない（傍点引用者、以下断り無き限り同じ）」と応じた上で、「ミサイルの迎撃を警察権（の行使）と捉える場合、これを一種の軍隊による行動として実施しないということではなく、自衛隊の活動であっても、治安出動や海上警備行動等、警察権の行使に類するものは多々ある」⁽⁴⁾と答弁した。

しかし、法制局や政府が、MDに関して「自衛権及び武力の行使」という表現を拒否し続けても、改正案の実態は、「自衛隊による安全保障活動の拡大」に他ならなかった。結局、この改正案は同年7月に国会で成立するに至った。

集団的自衛権の行使問題と法制局

翌2006年の9月、小泉首相が退陣し、同じ自民党の安倍晋三が後を継いだ。安倍は、首相に就任する以前から、「集団的自衛権の不行使」という政府の方針を変更して行使の容認を実現しようと目指しており、翌2007年の5月、首相個人の諮問機関として、「安全保障の法的基盤の再構築に関する懇談会」（安保法制懇、座長は柳井俊二・前駐米大使が務めた）を設置した。その初会合で安倍は、「公海上で行動を共にする米艦船への攻撃に対する自衛隊の応戦」、「米国に向かう弾道ミサイルへの自衛隊による迎撃」等の事例を挙げ、「新たな時代状況を踏まえた、新たな安全保障政策の構築」を検討するよう指示した⁽⁵⁾。既に同年の2月、米国のR・アーミテージ元国務副長官等は、アジア戦略に関する政策提言（アーミテージ・レポート2）を発表しており⁽⁶⁾、そこでは「自衛隊の海外展開を規定する恒久法の制定」にも論及していた。これは、「集団的自衛権の行使を容認して自衛隊の活動を拡充しよう」とする安倍首相の背中を押すものとなっていた。

しかし、宮崎礼壹・法制局長官（阪田の後任）は、「集団的自衛権の不行使という憲法解釈の変更」を求める安倍に「理屈が通らない」と首肯しなかった。また的場順三・内閣官房副長官も、宮崎から「首相が集団的自衛権の行使容認に踏み切れれば抗議して辞任する」との意向を伝えられており、「行使容認より政権の足場固めを優先すべきだ」と安倍を制した⁽⁷⁾。加えて、自民党と連立する公明党の太田昭宏・代表は、安倍内閣が成立した直後、「集

(2) 自衛隊法の改正案については、『朝日新聞』2005年2月10日。

(3) 『第162回国会衆議院安全保障委員会議録第2号』2005年2月24日、8頁。

(4) 『第162回国会衆議院武力攻撃事態等への対処に関する特別委員会議録第2号』2005年3月31日、12頁。

(5) 『朝日新聞』2007年5月18日。

(6) 同上、2007年2月18日。

(7) 同上、2014年3月3日。

团的自衛権を研究すること自体はいいが、その結果としてなし崩し的に(憲法解釈を変更)するという形は絶対いけな」と述べ、安倍首相を牽制していた⁽⁸⁾。

その後、安倍は健康を損ねて同年の9月に退陣し、後継の首相に福田康夫(自民党)が就任した。そして翌2008年の6月、安倍首相の設けた安保法制懇は、報告書を政府に提出した。そこでは、指示された事例について、「集团的自衛権の行使を容認する」よう求めている。しかし、福田首相は宮崎法制局長官と同様に集团的自衛権の行使に慎重な立場をとっており、同報告書の検討に踏み込むことはなかった⁽⁹⁾。

海賊対処法をめぐる答弁

翌2009年3月、海上自衛隊の艦船が、アフリカのソマリア沖・アデン湾での海賊対策として、自衛隊法に基づく海上警備行動に派遣された。同海域での海賊はイスラム系の勢力から武器・弾薬等の供給を受け⁽¹⁰⁾、その対策には米国等NATO(北大西洋条約機構)加盟国も参加しており⁽¹¹⁾、海賊対策への海上自衛隊の参加は、実質上対米軍事協力の色彩を帯びていた。

そして同年の4月、日本政府(麻生太郎内閣)は、海賊対処法案を国会に上程した。同法案は、自衛隊が海上警備行動によって海賊行為から保護する対象として、従来認められていなかった「日本と無関係な外国の商船」も加えた上で、「海賊行為を疑われる船舶が自衛隊による停戦命令に応じない場合には、船体への射撃を可能とする」と規定していた。

その後、同法案の審議で、「自衛隊が検査した船舶に、テロリストや反政府武装組織の構成員等、国に準ずる一団が漁民に偽装して乗り込んでいた場合、これらに自衛隊が射撃等武力を行使するのは、憲法第9条に違反しないと考えてよいのか」との問いが提起された。これに対して、法制局長官の宮崎は、「海賊行為とは、『何人も領有したり支配するのを許されない公海における、私有の船舶による私的な目的に基づく私人の犯罪行為』であり、そのことを自衛隊が認定して射撃するゆえに、当該の射撃は、国家なり国家に準ずる者による行為として評価されるものではない⁽¹²⁾」と答弁した。

ここで宮崎は、海賊行為を「紛争当事国いずれか一方の戦意の表明(宣戦布告等)を前提とする国際法上のテクニカルな戦争⁽¹³⁾」と概念上区別した上で定義づけていた。しかし、ソマリア沖の海賊は自動小銃やロケットランチャー等で武装しており、米国やNATO諸国も、対策には沿岸警備隊等でなく海軍を派遣していた⁽¹⁴⁾。こうした点に照らす限り、「憲法第9条で禁じられている戦争及び武力の行使を、国家及びそれに準ずる組織との間における行為」に限定しようとする法制局の答弁は、「戦争及び武力の行使」の実態と少なからず乖離していると言わざるを得なかった。結局、同法案は同年の6月に国会で成立し、ソ

(8) 同上、2006年10月2日。

(9) 『朝日新聞』2008年6月25日。

(10) 森本敏「ソマリア沖海賊対処活動とその安全保障上の意味合い」『防衛法研究』第33号、2009年、48頁。

(11) 防衛知識普及会編『海賊対策』内外出版、2009年、13頁。

(12) 『第171回国国会衆議院海賊行為への対処並びに国際テロリズムの防止及び我が国の協力支援活動等に関する特別委員会議録第7号』2009年4月23日、15頁。

(13) 田畑茂二郎『国際法講義・下〔改定版〕』有信堂、1980年、230 - 231頁。

(14) 前掲書『海賊対策』11 - 12頁。

マリア沖に派遣された海上自衛隊は、海賊対処法に基づいて活動を継続した。

「核持ち込み密約」をめぐる答弁

同じ2009年の9月に行われた衆議院総選挙で自民党が大敗し、大勝した民主党を中心とする新たな連立政権（民主党の鳩山由紀夫を首班とする内閣）が成立した。こうして政権交代を実現した鳩山内閣は、海上自衛隊が対テロ戦争の支援活動としてインド洋で行っていた給油活動（テロ特措法及び同法が民主党等野党の反対で失効した後は2008年1月に成立した補給支援法に基づいて行われていた）を補給支援法の期限となる翌2010年1月に中止し、代替策として、アフガニスタン警察に年間1億2千5百万ドルを提供する等の支援を決定した。

鳩山内閣はさらに、自民党が政権を担っていた時期に米国との間で交わした「日本国内への核兵器の持ち込みに関する密約」について、外務省による内部文書の調査及びそれに関する有識者委員会（座長は北岡伸一・東京大学教授が務めた）の検討に着手した。その狙上には、①1960年1月に藤山愛一郎・外相とマッカーサー駐日米国大使とが交わした「米国艦船の日本への核付き寄港・通過を事前協議の対象から除外する」とした「討議の記録」、②1969年11月に佐藤首相とニクソン米国大統領とが署名した「沖縄の返還後に重大な緊急事態が生じた場合、米国が沖縄に核兵器を再び持ち込むのを容認する」とした「合意議事録」が上っていた。このうちの②は、既に若泉敬（元京都産業大学教授、国際政治学者）が自著でその存在を明らかにしており⁽¹⁵⁾、同年の12月に現物が東京都内で発見されていた⁽¹⁶⁾。

そして翌2010年の3月、外務省は上記した密約に関する調査の結果及び有識者委員会の検証報告書を公表した。そこでは、①を「暗黙の合意という『広義の密約』があった」と認定したものの、②については、「同じ1969年11月に出された日米共同声明の内容を大きく超えておらず、密約とは言えない」とする有識者委員会の見解が示されていた⁽¹⁷⁾。これを受けて、岡田克也・外相は国会の質疑で、「鳩山政権としては非核三原則を堅持する」と述べる一方で、「（米軍艦が）核付きで（日本に）一時寄港しないと日本の安全を守るのが困難な事態となれば、その時の政権が自らの命運をかけて（核付きの寄港を認めると）決断し、国民に説明することになる」⁽¹⁸⁾と述べ、米国の核抑止力による対日防衛の効果を事実上肯定した。さらに梶田信一郎・法制局長官（宮崎の後任）は、「核持ち込みのような政府間の密約は憲法上無効になるのか」との問いに、「密約の具体的な内容を承知していない」⁽¹⁹⁾として、答弁を留保した。

上記した密約のうち②は、若泉の著書が世に出た後の1996年に国会でも取り上げられ、

(15) 若泉敬『他策ナカリシヲ信ゼムト欲ス』文芸春秋社、1994年。

(16) 『朝日新聞』2009年12月23日。

(17) 検証報告書では他に、1960年1月に藤山・マッカーサー間で合意した「朝鮮半島での有事における米軍の戦闘作戦行動を事前協議なしに認める」とした非公開文書（朝鮮議事録）と、1971年6月に交わされた「沖縄返還に際して土地の現状を回復するための補償費4百万ドルを日本側が肩代わりする」という「議論の要約」を、共に「密約に該当する」とした。同報告書の要旨は、同上、2010年3月10日。

(18) 『第174回国会衆議院外務委員会議録第5号』2010年3月17日、6頁。

(19) 『第174回国会衆議院外務委員会議録第12号』2010年4月14日、13頁。

「密約が政府を拘束し続けるということをどう考えるのか」との問いに、大森政輔・法制局長官は、「密約が存在しないと歴代の政府が答弁している以上、一般論としても答えるべきではない」⁽²⁰⁾と述べていた。しかし、同じ密約の存在が1978年に国会の審議で浮上した際、「政府の首脳同士が交わした密約は、国際法上有効か」との質問に、真田秀夫・法制局長官は、「一般論として、そうした取り決め等が密約であったとしても、そのことを以て無効だというわけにはいかない」⁽²¹⁾と答弁した。これは結果として、「密約に基づく核抑止力で日本の安全を守る」という政策を事実上容認するものとなっていた。

国連PKOをめぐる答弁

民主党は政権交代直前の2009年6月に、同党が衆議院選挙で掲げる公約の土台となる政策集を公表した。そこには、「国連平和維持活動」について、「日本国憲法の理念に合致し、主権国家による自衛権の行使とは性格を異にしており、日本の主体的判断と民主的統制の下に積極的に参加する」と記されていた⁽²²⁾。これは、同党の実力者・小沢一郎（元自民党幹事長）が目指す「自衛隊を海外に派遣して国連憲章第42条（軍事的措置）に基づく活動にも参加する」という方針の具体化であった。しかし、それを実現した際には、そうした自衛隊の活動に否定的な意見を持つ同党内の護憲派からの反発が予想されていた。それに加えて、この方針は、日本政府が従来から掲げる「自衛隊による海外での武力行使を認めない」との憲法解釈とも異なっていた⁽²³⁾。

この問題は、政権交代後の翌2010年3月の国会でも取り上げられた。その際、法制局長官の梶田は、「従来行われてきた多国籍軍等の活動に照らす限り、国連安全保障理事会が決議を出した場合であっても、それ（多国籍軍に参加しての活動）が各国の主権に基づくものであることは否定できない」とした上で、「日本から（多国籍軍に）派遣された自衛隊による活動は、日本の意思に基づき、主権国家としての日本の行為であると考えられるゆえ、仮にその活動が武力の行使に該当するのならば、憲法第9条の下では許されない」⁽²⁴⁾と、小沢の見解を否定する旨を答弁した。

そして翌2011年11月1日、日本政府（野田佳彦内閣）は、アフリカの南スーダン（内戦を経て同年の7月にスーダンから独立した）での国連PKOに、陸上自衛隊の施設部隊を派遣することを決定した。内戦の收拾や南スーダンの建国には米国が深く関与しており、同国でのPKOへの参加は、対米協力という側面を持っていた。そして野田首相は同日の国会で、「南スーダンPKOへの自衛隊の派遣が、PKO5原則（自衛隊はPKOに従事する際、必要最小限の自衛目的以外で武器を使用しない、等を定めた）に即して行われるべきものであることは言うまでもない」⁽²⁵⁾と、PKOに関する梶田の答弁（上述）と同じ趣旨を述べた。

以上のような、内閣法制局が日米安保協力の運用される過程で示した憲法判断について

(20) 『第136回国会参議院予算委員会会議録第14号』1996年4月25日、17頁。

(21) 『第84回国会参議院予算委員会会議録第10号』1978年3月14日、30頁。

(22) 『朝日新聞』2009年7月24日。

(23) 同上、2009年6月24日。

(24) 『第174回国会参議院予算委員会会議録第15号』2010年3月23日、14頁。

(25) 『第179回国会衆議院本会議録第5号』2011年11月1日、5頁。

は、「憲法の解釈態度に強い信念を持って臨み、多くの歴史的な試練に耐え、国民からも肯定的な評価を受けている」⁽²⁶⁾と捉える一方で、「現行の内閣法制局解釈には重大な欠陥があるから、将来の改憲の問題はあるにしても、政府解釈の是正そのものが必要であると考えられる」⁽²⁷⁾と指摘される等、見解が分かれている。以下、法制局による日米安保協力への解釈を振り返りつつ、法制局の担った役割を検討してみたい。

内閣法制局の基本的な姿勢

内閣法制局は、各府・省の立案する法律案・政令案・条約案を審査して所要の修正を行う「審査事務」(内閣法制局設置法第3条第1号)及び種々の法律問題に関して首相や各省大臣に意見を具申する「意見事務」(同法第3条第3号)を担い、その前身として第2次世界大戦前に設置された法制局以来、「別格視される最強力官庁」⁽²⁸⁾とされてきた⁽²⁹⁾。それゆえ、高辻正己(元法制局長官)が、「法制局長官の基本的な使命は、内閣が法律的な過ちを犯すことなく、その施策を円満に遂行できるようにするという、その一点にある」⁽³⁰⁾と著者に記したとおり、法制局には政府側に資する役割が自ずから求められていた。

また、同時に、内閣法制局長官は内閣が任命し(同法第2条第1号)、内閣法制局の主務大臣は首相が務め(同法第7条)、法制局長官が次長以下職員の任免・配置を掌握する(同法第2条第2号)として、政府による人事を通じた法制局への指揮・監督が可能となっていた。これは結果として、「法制局長官(及び幹部職員)が法律・政策に関する理解・志向の面で政府・与党と相似性の高い人物が選ばれ易い」という土壌を育むこととなった。この点に関して、林修三(元法制局長官)が自著で「政治的方向のすっかり違う内閣に(法制局長官が)歴任するということは、ほとんど不可能だ」⁽³¹⁾と語っていたのは、人事を巡るそのような背景をうかがわせていたと言えよう。

こうした法制局側による対応の一例として、現行の日本国憲法は、第2次世界大戦が終了した後の占領期に制定され、その立案・制定にはGHQ(米国側の対日占領司令部)が大きく関与していた。この点を捉えて、「現行憲法の制定は、戦時国際法(戦争中に交戦国等が遵守すべき義務を規定する)の一つであるハーグ陸戦条約(1899年に採択され、日本は1911年に批准した)第43条(占領者は、当該占領地の現行法規を可能な限り尊重する)に違反し、日本側が占領軍の圧力に屈して制定されたものであるから、無効である」⁽³²⁾との見解が提起されていた。

その一方、同条約第42条は、「国の一地方が敵軍の権力内に帰した際、当該地方は占領されたとみなす」と規定していた。また日本政府及び当時の日本軍部は1945年9月2日、第2

(26) 中村明『戦後政治にゆれた憲法九条—内閣法制局の自信と強さ』中央経済社、1996年、248頁。

(27) 佐瀬昌盛『集团的自衛権』PHP新書、2001年、262頁。

(28) 「内閣法制局—大蔵省主計局と並ぶ別格官僚機構」『選択』1991年4月号、126頁。

(29) 1948年から1952年まで法制局が廃止され、その機能が法務庁と法務府に置かれたのは、「GHQが法制局を内務省と並ぶ官僚機構の牙城と見なして解体の対象とした」との説がある。西川伸一「内閣法制局—その制度的権力への接近」『政経論叢』第65巻第5・6号、1997年、189頁。

(30) 高辻『時の舞—高辻正己雑録集』ぎょうせい、1988年、106頁。

(31) 林『法制局長官生活の思い出』財政経済弘報社、1966年、31頁。

(32) 相良良一「現行憲法の効力について」『公法研究』第6号、1957年を参照。

次世界大戦を終結させる降伏文書（ミズーリ協定）に署名し、休戦及び日本全土への占領軍の駐留を受け入れていた。こうした諸点を踏まえて、佐藤達夫（元法制局長官）は、同条が「（日本の）全土にわたる長期の占領を想定していなかった」とした上で、「現実の占領管理について、同陸戦条約第43条に抵触していた面が見られたが、これは降伏文書の効果によるものと見られる」と、現行憲法の無効論を否定していた⁽³³⁾。

ここで佐藤は、「仮にハーグ陸戦条約が適用されるとしても、占領に先立って降伏文書の署名により休戦が成立しているゆえ、『特別法（この場合は降伏文書）が一般法（同、ハーグ陸戦条約）に優先する』との法解釈における基本原則が適用される」との解釈に立っていた。そして、法制局も後年、同じ問題が国会で取り上げられた際、同様の見解を示していた⁽³⁴⁾。これらはいずれも、「米国側の意向に従ってGHQ案に基づく新憲法を制定する」との日本政府の方針を肯定するものとなっていた。

旧安保条約・再軍備政策への姿勢

第2次世界大戦の終結後から冷戦の勃発前後までの期間中、法制官僚は、「憲法第9条、一定の軍事組織（警察予備隊、保安隊、自衛隊等）、及び旧安保条約を関連させ、日米両国の協力による日本の防衛、及び米国に対する日本防衛の（事実上の）対価としての軍事基地提供等の便宜供与を図る」という姿勢で、安全保障政策に関する解釈・答弁に臨んだ。

そして、これに関連して、金森徳次郎（新憲法制定時の憲法問題担当国務大臣、元法制局長官）も自著で、「他国の戦力によって日本の安全が保障し得られるならば、我々は当然にこれを否定する理屈はない」⁽³⁵⁾と、旧安保条約によって日本の防衛を図る政策を肯定する旨を記していた。既に朝鮮戦争の時分、米軍は日本国内の基地・空港・港湾等の施設を軍事活動の拠点として使用しており⁽³⁶⁾、旧安保条約の締結は、このような便宜供与を米国側が（対日防衛に先立って）引き続き享受する効果をもたらしていた。

また、再軍備政策に関して、佐藤達夫（前出、同時期の法制局長官）は、やはり自著で、憲法第9条第2項中の「陸海空軍その他の戦力を保持しない」という文言について、「軍事目的を持っていると否とに拘わらず、換言すれば顕在たると潜在たるとを問わず、（日本が）およそ戦力というものを持たない、という趣旨と見るのが当然」であり、「（日本）政府が、仮に陸軍というものを持って、その実力が戦力に達しなければ、必ずしも憲法違反の問題に」ならず、自衛隊の任務・目的が「レットル」に過ぎないゆえ、「レットルにどう書かれてあるかということは問題」ではなく、「武装タンクを戦車といおうと特車といおうと、そのもの自体に変わりのないのと同じ」⁽³⁷⁾であると述べ、「戦力」とそれに及ばない「自衛力」との区別が事実上困難なことをほめかしていた。実際、大橋武夫（同時期、法制官僚の上司に当たる法務総裁を務めた）は、国会で「警察予備隊の憲法上の位置づけ」を問わ

(33) 佐藤『日本国憲法成立史(1)』有斐閣、1962年、134 - 135頁。

(34) 「衆議院議員森清君提出日本国憲法制定に関する質問主意書に関する答弁書」1985年9月27日付。

(35) 金森『憲法遺言』学陽書房、1961年、76頁。

(36) 島川雅史『アメリカの戦争と日米安保体制』社会評論社、2001年、88頁。

(37) 佐藤『戦力その他』学陽書房、1953年、22頁。

れた際、「内乱を鎮圧するための『鎮圧力』であり、戦力ではない」⁽³⁸⁾と答弁し、出席者の失笑を買っていた。

しかし、それは外国の研究者から、「(日本の)戦力は他国の(軍事)能力及び国際環境との関係にのみ制限される結果、いつの間にか実質的に拡大していく」⁽³⁹⁾と看破されていた。その一方、米国側には、こうした再軍備政策を「詭弁じみた(sophisticated)解釈である」と指摘しつつも、「憲法第9条が日本での無責任な軍国主義の再発を防ぐのに役立つとすれば、それは世界の平和にとって積極的な貢献といえる」と論評する声も上がっていた⁽⁴⁰⁾。

改定安保条約・自主防衛政策への姿勢

鳩山内閣から池田内閣にかけての期間中、法制官僚は安保条約、自衛権、自衛力等の解釈に関し、「自衛隊は日米安保条約に基づき米軍と協力した上で自国領域内の防衛に専念するが、国外での軍事・安全保障活動を否定しない」、「核兵器については現実に保持しないものの、自衛の範囲内ならば憲法上保持を禁じられない」と、一定の枠内において「自主的」な国防政策に取り組むという姿勢で答弁を続けた。実際、林修三(前出、同時期の法制局長官)は当時、憲法を「国の在り方の大きな枠というか、土俵を決めたもの」であり、その「大きな土俵の中では、必ずしも物事は一本道ではなく、「いくつかの立法政策が有り得る」とした上で、「憲法第9条の趣旨から考えて、自衛隊に小型核兵器を持たせることは違憲ではない、合憲だというのは、あくまで立法論」であり、「立法政策として、小型核兵器を持たせることも持たせないことも可能であって、そのどちらを採っても違憲という問題は」生じないものの、原子力基本法第2条(原子力の開発・研究・利用を平和目的に限るとする)を解釈した結果、「自衛隊を小型のものであろうと核装備することは、この規定の趣旨に反する」⁽⁴¹⁾と記し、日本による核兵器の自主開発に含みを残していた。

こうした「自主防衛」という方針の下で、改定安保条約でも、内乱条項(旧安保条約第1条、米軍が日本国内の内乱を鎮圧すると規定した)も、「日本の主権に抵触する」⁽⁴²⁾と日本側が主張した結果、削除された。しかし、改定された同条約で、岸内閣が日本の自立を示す最も重要な指標として掲げた「事前協議」という仕組みは、「米軍の行動に日本が拒否権を行使し得る」と明瞭にしなかった。また、安保条約の改定に先立って作成された「安保条約と国連憲章との関係に関する交換公文」(1957年)すらも、現実には、日米安保条約に基づく軍事行動を「国連の権威の下」に位置付けることにより、「日本が不当に戦争に巻き込まれると云う議論に対する」反論を行う際の根拠となる側面を持っていた⁽⁴³⁾。

(38) 『第12回国会参議院平和条約及び日米安全保障条約等特別委員会会議録第20号』1951年11月16日、22頁。

(39) Richard J. Samuels, *Securing Japan: Tokyo's Grand Strategy and the Future of East Asia*, Cornell University Press, Ithaca, New York, 2007, p46.

(40) Theodore McNelly, "The Renunciation of War in the Japanese Constitution", *Political Science Quarterly*, LXXX II, September 1962, p378.

(41) 林「第31回国会の防衛論議を顧みる(中)」『時の法令』1959年6月23日号、44頁。なお、2012年6月、自民党の提案により、原子力基本法第2条には、「原子力を利用する目的」として、「我が国の安全保障に資する」という文言が加えられた。

(42) 原彬久『戦後日本と国際政治－安保改定の政治力学』中央公論社、1988年、108頁。

(43) 東郷文彦『日米外交三十年－安保・沖繩とその後』中公文庫、1989年、53－54頁。

その結果、法制官僚は、「米軍部隊の移動や核兵器の持ち込みに対する日本側の規制効果」について、不明瞭な答弁を繰り返した。林自身は、「(安保)条約改定をとりやめれば、いわゆる事前協議の制約もなく、極東の平和と安全のための(米軍の)出動規定は、もともと(旧安保条約)の形で残る」⁽⁴⁴⁾と改定安保条約について前向きに評価しており、これも日本側の対米便宜供与を容認するような見解を表明し続ける素地となっていたと思われる。

しかし、改定安保条約がもたらした日米両国間の「不徹底な対等化」は、米国側にとって必ずしも不満足なものではなかった。同条約を批准するために米国上院が開いた審議では、出席者から「米国が日本からの兵站支援を享受する権利を得たことは極めて有益である」(フルブライト議員)、「朝鮮や沖縄での戦闘に米軍が用いられる時、日本は喜んで(事前)協議に同意するだろう」(ブッシュ議員)との声が上がっていた⁽⁴⁵⁾。

ベトナム戦争・沖縄返還問題への姿勢

ベトナム戦争及び沖縄返還前後の時期、法制官僚は、「基地・労務・物品等を日本側が米軍に提供する際、『戦闘に関与しない』という枠の幅を、可能な限り拡大して米軍側からの要望に応える」という姿勢で答弁及びそれを裏付ける法律・条約等の解釈に臨んだ。その一方で彼らは、「自衛隊による米軍の支援は非軍事面に限る」、「自衛隊は武力の行使を伴う国連軍の活動には参加しない」、「核兵器は、非核三原則に基づく政策上の判断から保有しない」と、軍事面での活動や軍備の範囲について一定の制約を設ける旨を表明した。

そして、この点に関連して高辻正己(前出、同時期の法制局長官)は以前の自著で、「国際協力活動として我が国が武力行動をすることは、憲法の容認しないところと言わなければならぬ」が、「我が国がその防衛に関して特定の外国の集団的自衛権の発動を享受することは、無論話が別であって、憲法の禁ずるところではない」⁽⁴⁶⁾と、政府側に通ずる見解を表明していた。また、林修三も当時、米軍による核兵器の日本国内への持ち込みをめぐる事前協議に関して、「日本政府が核兵器の持ち込みを拒否する態度をとっていることは、米国政府にも明らかなどころであるから、……日本政府の承認なしに核兵器が(日本に)持ち込まれることはありえない」⁽⁴⁷⁾と、安保条約及びその関連諸取極が日本の安全保障にとって有効に働き得るとする旨を記していた。

さらに林は、「安保条約における『極東』という文言は、この条約の適用地域や駐留米軍の出動範囲を特定するようなものではないから、……極東の地域をはっきり定義づける必要はない」⁽⁴⁸⁾と、米軍の行動に便宜を図る旨を記した。そして、このような姿勢は、沖縄の返還に際しても、「(返還に伴う)沖縄基地の機能低下に対し、日本側が極東における平和と安全の維持のため、いかなる代償措置を考えているかということを具体的に示すことが、どうしても必要で」あり、その具体的な内容として、「日本自身の防衛力の強化」等

(44) 林「日米修好百年と安保条約の改定」『時の法令』1960年5月3日号、32頁。

(45) 神川彦松編『アメリカ上院における新安保条約の審議』有信堂、1960年、69頁、77頁。

(46) 高辻『憲法講説』良書普及会、1960年、84頁。

(47) 林『法律夜話：憲法第9条と安保条約』時事問題研究所、1968年、75頁。

(48) 林「法制局時代の思い出」、内閣法制局百年史編集委員会編『内閣法制局の回想』大蔵省印刷局、1985年、19頁。

を挙げたことにも反映されていた⁽⁴⁹⁾。

他方の米国政府は、既に1969年5月に打ち出した対日政策の基本方針に、「沖縄の返還後、同地の米軍基地を朝鮮半島・台湾・ベトナムでの有事に対応するために最大限自由に活用する」⁽⁵⁰⁾と記していた。そして同年の初夏から秋にかけて、日米両国政府が沖縄の返還方式について協議した際、米国側は、朝鮮半島等日本の近隣地域での軍事危機に際して、米軍基地の自由使用を求めていた。これに対して、日本政府は、米軍の行動を安保条約に基づく事前協議の対象とするものの、これに拒否を示さない方針を表明していた⁽⁵¹⁾。

さらに1972年2月、日本政府は第4次防衛力整備計画を閣議決定した。そこには、「日米安全保障体制を基軸として、侵略を抑止する防衛力を整備し、以て民主主義を基調とする我が国の独立と平和を守ることを基本方針とする」と、林の指摘と同様な対米協調の姿勢が明示されていた⁽⁵²⁾。

対米便宜供与・集団的自衛権論への姿勢

三木内閣から中曽根内閣にかけての期間中、法制官僚は、「自衛隊の活動は必要最小限の範囲内で個別的自衛権を行使して日本の領域を防衛することに限定し、自衛及び自衛力の範囲は個別の状況によって異なる」、「米国の核抑止力に日本の安全を委ね、核兵器を保持しない政策を採る」、「集団的自衛権を行使しない範囲で米国と安全保障協力を強化すると同時に、基地及び軍事技術の供与等で便宜を図る」という姿勢で法律・条約等を解釈し続けた。こうした中で、自衛隊と米軍は、1981年に作戦計画「5051」（ソ連軍による北海道への侵攻に対する日米共同防衛を想定した）を作成し、その中に米軍による日本への来援を盛り込んでいた⁽⁵³⁾。また、1984年には、核巡航ミサイルの搭載が可能な原子力潜水艦に続いて原子力空母が神奈川県横須賀に入港するなど、日本国内の米軍基地では機能強化が進んでいた。

このような状況は、国会の場でも問題となり、「現行の安保条約が片務型（米国は対日防衛義務を負うが日本は対米防衛義務を負わない）から双務型（日米両国が相互防衛義務を負う）に改められた場合、日本は集団的自衛権を行使することが認められるのか」との質問が提起された。これに対して、角田礼次郎（同時期の法制局長官）は、「そのような改定は憲法上許されない」⁽⁵⁴⁾と、「集団的自衛権の不行使」という方針に沿って答弁した。

しかし、法制官僚が、日本の安全保障活動を制限する際の指標として掲げた「必要最小限」、「個別の状況」等の基準は、いずれも具体的な内容を伴わず、「日本に許される」安全保障活動の範囲を限りなく拡大し得る余地を残していた。吉国一郎（同時期の法制局長官）は後年、「自衛権というのは、集団的に行使される場合と個別的に行使される場合とあるんだということで集団的自衛権の問題を解決するというのが、本当は筋」であり、「誰か法制

(49) 林「沖縄問題の解決のために（下）」『共済新報』1969年3月号、33頁。

(50) National Security Decision Memorandum [NSDM] 13, May 28, 1969.

(51) 我部政明『沖縄返還とは何だったのか』日本放送出版協会、2000年、108 - 164頁。

(52) 佐道明弘『戦後政治と自衛隊』吉川弘文館、2006年、95頁。

(53) 『朝日新聞』1996年9月2日。

(54) 『第95回国会衆議院法務委員会議録第7号』1981年11月13日、4頁。

局長官が一人辞表を出す格好で（集团的自衛権の行使に関する問題の解決を）やればいいんだ⁽⁵⁵⁾と述べているが、ここには、「個別的自衛権の範囲を拡大して集团的自衛権の行使に至らないように解釈する作業が限界に達しつつある」という認識が浮き彫りにされていた。日本政府の掲げる「(日米) 同盟に軍事上の意味合いはない」との方針は、形骸化の様相を呈していた。

さらに、日本政府は上述した日米安保協力に対応するため、自衛隊の装備強化に踏み切った。1985年9月に中期防衛力装備計画を閣議決定して戦闘機や対潜哨戒機の取得数を増加し、翌1986年12月、次年度予算案で防衛費はGNP（国民総生産）の1パーセント枠を上回った。「自衛力の限度はその時々で変わる」とする法制官僚の答弁からすれば、それは当然の趨勢であった。そして、これに関して、J・レーマン（レーガン米大統領の下で海軍長官を務めた）は、「(米国による対ソ) 冷戦封じ込め戦略は、日本の自衛力再建がなければ成功しなかっただろう⁽⁵⁶⁾」と語っていた。

有事対応・平和復興支援活動への姿勢

「冷戦の終結」前後から「対テロ戦争」に至るまでの時期、法制官僚は、憲法第9条で許容し得る限り、有事対応・平和復興支援関連法の制定を推進する姿勢で臨んだ。実際、彼らの示した解釈により、自衛隊の多国籍軍への参加は成らなかったものの、掃海艇の派遣は実現した。こうした結果の相違に関連して、工藤敦夫（同時期の法制局長官）は後に、「法律が時代に適合しないからといって、(政治家が) その解釈を曲げろというのは筋違いだ」との趣旨を述べる一方で、「自分たち(法制局)の(法令に対する) 審査は政策優先である⁽⁵⁷⁾」と語っていた。

また、米軍の部隊は日本国内の基地から湾岸戦争に出撃しており⁽⁵⁸⁾、日本が多国籍軍への支援として巨額の資金を提供したことと合わせて、事実上の日米安保協力が稼働していた。既に法制官僚は、「米軍の単なる移動は戦闘作戦行動ではないので、(日米安保条約における) 事前協議の対象とならない」との解釈を打ち出しており、米軍側が「日本及び極東を防衛する目的でない」と称して「移動」するのを、日本側に拒む術は備わっていなかった。

続いて、朝鮮半島で軍事緊張が高まると、「同地で米国のとる軍事行動が、在朝鮮国連軍あるいは在韓米軍のいずれに該当するか」との質問が国会で提起された。これに対して日本政府は、「国連軍司令官と在韓米軍司令官の業務及び各々の業務の区別については、米国、韓国、国連軍司令部の間の問題であって、日本政府として承知していない⁽⁵⁹⁾」との見解を発表し、この問題に介入せず、米軍の自由な行動に事実上便宜を図る姿勢を示した。

その後の1994年、米国と北朝鮮との間で武力紛争の勃発する事態に備えて、日本政府が

(55) 『東京大学先端研オーラルヒストリーシリーズ vol.3 吉国一郎オーラルヒストリー I』東京大学先端科学技術研究センター御厨貴研究室、東北大学大学院法学研究科牧原出研究室、2011年、13頁。

(56) 外岡秀俊他『日米同盟半世紀－安保と密約』朝日新聞社、2001年、392頁。

(57) 政策研究大学院C.O.Eオーラル・政策研究プロジェクト『工藤敦夫オーラル・ヒストリー』2005年、94－95頁、415頁。

(58) 前掲書『アメリカの戦争と日米安保体制』183－193頁。

(59) 『参議院議員甞正敏君提出在朝鮮国連軍に関する質問に対する答弁書』1992年1月31日付。

有事法制の準備に着手したのにつき、翌1995年、自衛隊と米軍は作戦計画「5053」（中近東等での有事が日本への攻撃に及んだ場合の日米防衛協力を想定した）を完成した。しかし、日本側の活動はいずれの場合も、公海上での機雷等の処理、日本に來援する米軍艦船の護衛等、「集団的自衛権の行使に及ばない」という体裁のものに限っていた⁽⁶⁰⁾。

さらに、テロ特措法の制定に際し、秋山収（同時期の法制局長官）は、「非戦闘地域」という概念を、「戦闘があるかないかわからない状況でも自衛隊が活動できる」ように工夫した「官庁文学の傑作である」⁽⁶¹⁾と述べていたが、そこには、法律の解釈と現実の事態との乖離が最早看過し得ないものとなっていた。他方の米国政府では、日本がイラクへの復興支援活動を始める前後、R・アーミテージ（前出、当時の国務副長官）が、「集団的自衛（の枠組み）に参加できないことが（日本にとって）同盟協力の障害になっている」と不満を示しつつも、「日本がどのような立場を取ろうと、米国は日米安保条約に規定されている対日防衛義務を尊重する姿勢に変わりはない」⁽⁶²⁾と語っていた。そこには、日米安保協力を重視する姿勢が示されていた。

日米安保協力に対する基本的な姿勢

法制官僚は、自らが法律・条約等を解釈する際の手法として、「当該法令の規定の文言、趣旨等に即しつつ、立案者の意図や立案の背景となる社会情勢等を考慮し、また議論の積み重ねのあるものについては全体の整合性を保つことにも留意して論理的に確定する」⁽⁶³⁾との見解を表明していた。これに加えて、「最高裁判所は旧・改定安保条約について統治行為論（高度な政治性を有する行為等は原則として司法権の対象外となる）を採っている」⁽⁶⁴⁾、「条約は法律に優先する」⁽⁶⁵⁾との方針を示していた。

そして、日米安保協力に関して、日米両国政府間で合意が見られたもの（憲法第9条の制定、自衛力の創設・拡充、日米安保条約・テロ特措法等に基づく対米便宜供与、原子力基本法及びNPT〔核拡散防止条約〕に基づく核兵器の不保持、PKO法やイラク特措法等に基づく国際平和活動）は、法制官僚が同意して実現・推進された。他方で、米国側からの要望の有無に関わりなく日本の政権内部で意見が一致しないもの（鳩山内閣時の「自衛目的の軍隊は合憲である」とする政府解釈、湾岸戦争時の自衛隊による多国籍軍への参加、小泉内閣と交代した安倍内閣時の集団的自衛権行使容認、民主党政権下での武力行使を伴う国連軍等への自衛隊の参加）は法制官僚の反対により結実しなかった⁽⁶⁶⁾。また、法制官僚

(60) 『朝日新聞』1996年9月2日、9月16日。なお、米朝間の武力紛争危機は、両国間の外交努力によって回避され、有事法制の検討作業は中断した。

(61) 『朝日新聞』2007年8月11日。

(62) 同上、2004年2月4日。

(63) 『第159回国会衆議院会議録追録』2004年11月19日、15 - 17頁。

(64) 角田礼次郎・法制局長官の答弁。『第94回国会衆議院予算委員会議録第10号』1981年2月17日、6頁。

(65) 山内一夫・法制局第1部長の答弁。『第38回国会衆議院社会労働委員会議録第3号』1961年2月14日、7頁。

(66) 民主党政権時、同党の小沢一郎・幹事長が、法制局長官の国会での答弁を禁ずるよう国会法の改正を試みた（結局は実現せず）について、秋山収・元法制局長官は、「（小沢氏は自分の主導した国連平和協力法案が法制局の反対で廃案に追い込まれたことで、法制局による憲法第9条の解釈が気に入らないという、その一点でしょう）」と語っていた。『朝日新聞』2009年11月3日。

が反対したものの、日米両国が強く望んで実現したもの（武器輸出三原則及びテロ特措法での武器使用基準の緩和）もあったが、高辻正己は、「（法制局は、政策の採用に関して）自分の考えがあっても、これは殺す」⁽⁶⁷⁾と、政府の方針に従う旨を明らかにしていた。そこには、官僚にありがちな「政治にとって都合の悪いことをしないと共に、自分の意見を明確にしない」⁽⁶⁸⁾という行為規範が浮かび上がっていた。

集団的自衛権行使容認への胎動

2012年12月に衆議院総選挙が行われた結果、政権が交代し、安倍晋三を首班とする自民・公明両党の連立内閣が再び成立した。安倍は、この選挙及び翌2013年7月に実施された参議院選挙の後、山本庸幸・法制局長官（梶田信一郎の後任）に、「集団的自衛権行使容認のために憲法解釈を変更する可否」を二度にわたって打診した。これに対して山本は、従来通り「困難である」とする一方、「ミサイル（防衛）以外では、（法制局の解釈により）可能な範囲内で実現し得ることを考える」と安倍に伝えていた。これは、「『集団的自衛権の行使』という体裁を採らずに安倍首相の求める安全保障政策の実現に協力する」という姿勢を示していた⁽⁶⁹⁾。

そして2013年4月、日本政府は、海外での紛争に巻き込まれた邦人を救出するための移送を陸上でも行い得るようにする自衛隊法の改正案を国会に上程した。こうした救出活動に際して自衛隊が武器を使用する基準について、山本法制局長官は、国会で、「武器の使用は、あくまで自衛隊員と行動を共にする者（邦人）を保護するために限られ、国又は国に準ずる組織への使用は、憲法第9条が禁ずる『武力の行使』に該当する」⁽⁷⁰⁾と、現行の憲法解釈に沿って答弁した。そして、この改正案は、武器を使用する基準を邦人の保護以外に緩和することなく、同年11月に成立した。

こうした有事に際しての邦人の保護・救出は、日本政府にとって大きな課題となっていた。既に新ガイドライン（1997年）の作成時、日米両国政府は、避難する邦人を米軍が移送するための作戦を検討することで合意していた。しかし、その後、周辺事態法（1999年）を制定する際、米国側の「救出は米国民を優先する」という意向で、同作戦は立案に至らなかった⁽⁷¹⁾。

一方の安倍首相は、同年2月、前政権時に設置した安保法制懇を再開する等、集団的自衛権の行使容認に向けて動き始めた。既に前年の8月、R・アーミテージ等米国のアジア問題研究家は、日米同盟に関する報告書（アーミテージ・レポート3）を発表し、「中国が南シナ海方面への進出を図っているのに対し、日米両国が政策・軍事の両面で対応する必要がある」と、日米安保協力の拡充を求めていた⁽⁷²⁾。

こうした中、翌2014年2月の国会で、小松一郎・法制局長官（山本の後任）は、「憲法解

(67) 高辻正己・田原総一郎「(対談) 憲法解釈を弄ぶなかれ」『諸君』1993年5月号、90頁。

(68) 下河辺淳（元国土庁事務次官）の発言。『朝日新聞』2012年4月4日。

(69) 同上、2014年10月28日。

(70) 『第183回国会衆議院予算委員会議録第23号』2013年4月16日、12頁。

(71) 『朝日新聞』2014年6月16日。

(72) 同上、2012年8月16日。

積を変更するか否かは、安保法制懇が報告書を出すのを待って検討したい」⁽⁷³⁾と慎重な言い回しで答弁した。その一方で、横島裕介・法制次長は同時期の答弁で、「(憲法等法令に関する)従前の解釈を変更するのが妥当であるとの結論に達した場合には、これを変更することが許されないというものではない」⁽⁷⁴⁾と、集団的自衛権の解釈変更に含みを持たせていた。

集団的自衛権行使容認の閣議決定と法制局

外交官の出身で外部から法制局長官に任用された小松は、最初の安倍内閣時に安保法制懇の事務方を務めるなど、集団的自衛権の行使容認派として知られていた⁽⁷⁵⁾。しかし、彼は次長の横島との間で、「憲法第9条の解釈には限界がある」との認識で一致し、「集団的自衛権の行使を自国の防衛に制約した上で認める(限定容認)」で政府の見解をまとめる方針を固めた⁽⁷⁶⁾。総裁として衆議院総選挙で大勝した安倍首相に対し、自民党の内部で集団的自衛権の行使に強く反対する声は影を潜めていた。また、公明党も、内部には集団的自衛権の行使に慎重な意見も根強かったが、支持者の求める福祉政策の推進を優先し、山口那津男・代表が、「(安保)政策に関する不一致だけで(連立を)離脱するのは到底考えられない」と明言していた⁽⁷⁷⁾。

こうした中、小松と横島は、安倍内閣による新たな憲法解釈の中核となる「武力行使の新3要件」として、以前に作成した集団的自衛権に関する政府「資料」(以下、「資料」と略す、1972年)中の「国民の生命、自由、及び幸福追求の権利が根底から覆される場合」(以下、72年見解と略す)を用いた原案を作成した。しかし、2013年9月、この原案を示された安倍首相は、「シーレーン防衛に集団的自衛権を用いようとしても制限されてしまう」と難色を示し、「72年見解」は案から削除された⁽⁷⁸⁾。その一方で安倍は、翌2014年2月の国会で、集団的自衛権が「憲法の解釈上、必要最小限の範囲内で行使される」⁽⁷⁹⁾と、「限定容認」論を採る旨を答弁した。

そして翌2014年5月14日、安保法制懇は、「北朝鮮によるミサイルの開発等、安全保障環境の変化に対応するため、憲法の認める『必要最小限度の自衛の範囲』に集団的自衛権を含めるよう憲法解釈を変える」ことを提案した報告書を発表した⁽⁸⁰⁾。続く同年6月9日、公明党の北側一雄・副代表は、横島法制局長官(病気で辞任した小松一郎の後任、小松は同月に死去した)も同席した場で、「武力行使の新3要件」に「72年見解」を挿入する案を示し、「これで公明党がまとまるよう説得する」と、自民党の高村正彦・副総裁に伝えた。この案は、横島が安倍首相の表明した集団的自衛権に関する「限定容認」方針を知り、「72年

(73) 『第186回国会衆議院予算委員会第1分科会議録第1号』2014年2月26日、61頁。

(74) 『第186回国会衆議院予算委員会議録第6号』2014年2月12日、2頁。

(75) 『朝日新聞』2013年8月2日。なお、法制局長官は、同第1部長等を経て次長から内部昇格するのが慣行となっていた。

(76) 同上、2014年11月1日。

(77) 同上、2014年2月26日、7月1日。

(78) 同上、2014年11月6日。

(79) 『第186回国会衆議院予算委員会議録第5号』2014年2月10日、40頁。

(80) 『朝日新聞』2014年5月14日。

見解」を復活させようと北側と協議して作成したものであった。そして、同案に賛同した高村は安倍首相にこれを受け入れるよう説得し、安倍も同意した⁽⁸¹⁾。

続く同年7月1日、安倍内閣は閣議で、「日本と密接な関係にある他国に対する武力攻撃が発生し、日本の存立が脅かされ、国民の権利が根底から覆される明白な危険があり、これを排除する適当な手段が他にない時に、必要最小限の実力を行使するため、集団的自衛権を含む措置を可能とする」とした、「武力行使の新3要件」に基づく新たな憲法の解釈を決定した。その後、この閣議決定を記者会見で発表した安倍首相は、「現行の憲法解釈を何ら変更するものではない」と述べた⁽⁸²⁾。

このように、閣議決定自体は、法制局が目指したとおり、「72年見解」が基調となっていた。一方、同じ「72年見解」に基づく「資料」は、この閣議決定と異なり、集団的自衛権の行使を認めていなかった。無論それは、「法令等の解釈には社会情勢（この場合は安全保障環境の変化）等を考慮する」という法制官僚の姿勢に照らす限り、文面の解釈に限れば整合すると言えなくもなかった。しかし、「国民の権利が根底から覆される」等を判断する際の具体的な基準は何ら示されておらず、結果として、政府が「集団的自衛権を行使する範囲」を拡大し得る可能性を含んでいた。

他方で、米国のヘーゲル国防長官は、この閣議決定を「自衛隊が一層幅広い活動に従事し得るようになり、日米同盟の効果が増すことになる」と評価する旨を表明した⁽⁸³⁾。

結論

第2次世界大戦の終結から21世紀を迎えた今日に至るまで、法制官僚は、日米両国政府の意向に配慮し、日米安保協力に関する法律・条約等の解釈・答弁を進めたと言えよう。阪田雅裕（前出、元法制局長官）は、集団的自衛権の（一部）行使容認を認めた閣議決定（上述）に触れて、「『憲法解釈のありようを見直し、かつ論理的に可能な解を見つけろ』という（政府からの）難問」に対して法制局の示した「ぎりぎりの発想ではなかったかと思う」⁽⁸⁴⁾と述べているが、ここには法制官僚自身の抱く憲法解釈への志向と法制局が政府内組織として担う役割の限界との相克がうかがわれた。

しかし、法制官僚は、「戦力」、「集団的自衛権」等様々な用語・概念について具体的で説得力のある内容を示さず、現実の安全保障活動と乖離した説明を続けた。それは結局、日米安保協力が拡大し続けるという事態をもたらしたのである。

(2015.11.25受稿, 2016.1.14受理)

(81) 同上、2014年10月26日。

(82) 同上、2014年7月2日。

(83) 同上、2014年7月2日。

(84) 同上、2014年11月8日。

〔抄 録〕

第2次世界大戦の終結から21世紀を迎えた今日に至るまで、法制官僚は、日米両国政府の意向に配慮し、日米安保協力に関する法律・条約等の解釈・答弁を進めたと言えよう。集団的自衛権の（一部）行使容認を認めた閣議決定にも、法制官僚自身の抱く憲法解釈への志向と法制局が政府内組織として担う役割の限界との相克がうかがわれた。

しかし、法制官僚は、「戦力」、「集団的自衛権」等様々な用語・概念について具体的で説得力のある内容を示さず、現実の安全保障活動と乖離した説明を続けた。それは結局、日米安保協力が拡大し続けるという事態をもたらしたのである。

所得税法59条・60条について

今 村 修

本稿は、所得税法59条・60条について、概略的な説明をこころみたものである。

内容としては、通説・判例をはみ出すものではないが、その説明の仕方に若干工夫を凝らした。第一章「キャピタル・ゲインの理論と現行税制」では、所得税法59条・60条の理論的背景を略述した。第二章「所得税法59条及び所得税法60条の概要」では、条文の順番通りではなく、理論的に理解しやすい順序で「なぜ、このような条文(仕組)になっているのか」ということを自問自答しながら説明を試みた。そして第三章「所得税法59条・60条についての論点」では、所得税法59条・60条にまつわるいくつかの論点について議論を展開した。

第一章 キャピタル・ゲイン課税の理論と現行税制

所得税法59条・所得税法60条は、これらの条文の背景を説明しなければ、その理解が困難である。そこで、第一では理論的背景について説明を行うこととする。

1 所得税の世界においては、サイモンの所得の定義⁽¹⁾からすれば、資産の値上がり(資産の市場価値の増加額)は所得であるから、課税されるべきことになる。別の言い方をすれば、所得についての厳格な課税理論に従えば、納税者の資産の市場価値の増加額は、毎年これを査定し課税すべきものとなる。

2 しかしながら、これは実務上困難であることから、「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する」(最高裁昭和47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁等⁽²⁾)こととされた。

3 「その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する」というが、その資産が所有者の支配を離れる対価として金銭等を得る有償譲渡の場合に課税するのは問題ないとして、その資産が所有者の支配を離れても、その所有者は対価

(1) 「租税法入門」増井良啓2014年 有斐閣 P47～P51等参照

(2) この判決は、昭和47年の判決であるので、以下に述べる改正の経緯とは時系列的には整合しない。すなわち、この判決は現行所得税法59条・所得税法60条の譲渡所得についての考えを示したものであり、次に述べるそれ以前の譲渡所得についての考えを示したものではない。しかしながら、それ以前の譲渡所得についてもあてはまる考え方であり、また、判決として譲渡所得課税の趣旨を簡潔に述べたものであることから、敢えてここに引用した次第である。

として何も得ない(相続・贈与等の)無償譲渡の場合に課税するのは、問題ではないかという指摘がある。別の言い方をすれば、「(そもそも)所得税は、所得の担税力に着目した税金であるから、資産の値上がり益も、現実に譲渡が行われ価値が実現し、担税力(金銭、物、又は権利その他経済的な利益)が生じたときに課税すべきである」という指摘である。

4 しかし、無償で所有者の支配を離れる場合に課税しないこととするのは、「譲渡所得に対する課税を無制限に延期すれば、納税者は本来ならば課せられるべき負担の相当部分を免れることができるから、無制限延期はこれを防止する必要がある」(昭和25年ショウブ使節団、日本税制報告者第1編第5章B節)として、「これを防止するもっとも重要な方法の一つは、資産が相続又は贈与によって処分された場合に、その増加を計算してこれを贈与者又は被相続人の所得に算入せねばならないものとすることである」(昭和25年ショウブ勸告使節団、日本税制報告者第1編第5章B節)として、無償で所有者の支配を離れる場合であっても課税することとし、相続又は贈与等による無償譲渡の場合のいわゆる時価課税⁽³⁾が昭和27年に法制化された。(以下「昭和27年度税制」という)

5 ところが、この税制は理論としては格別新しいことではないが、このような譲渡所得概念の拡張は一般に理解しにくい面があり、納税者にも税務職員にもなじみにくく、その執行に対して心理的抵抗を生んだ。即ち、重い相続税又は贈与税の負担の上にさらに負担を過重する結果となり、しかも現実に金銭化されないのに(現金が入ってくるわけでもないのに)所得として課税することは、納税者のみならず課税官庁にも理解しにくい⁽⁴⁾ということから、相次ぐ税制改正によりその内容の緩和が図られ、昭和27年度税制は、現在ではその痕跡をとどめるだけのものとなっている。

6 ここで、相続又は贈与による譲渡について、昭和27年度税制(相続又は贈与による譲渡の時価課税)と現行の所得税法59条・所得税法60条について、設例により説明することとする。(相続であれ贈与であれ、課税の仕組は同じであるが、より分かり易い相続を例にとって説明することとする。)

【設例】 被相続人が20××年死亡して相続が開始された。被相続人の所有財産に土地があり、この土地は相続人に相続された。相続人がその後売却した。この土地の被相続人の取得価額は700(相続税評価額も700とする。⁽⁵⁾以下、同じである。)であり、相続開始時の時価は1000であり、売却時の譲渡価額は1500である。また、譲渡費用については無視することとする。(参考図 参照)

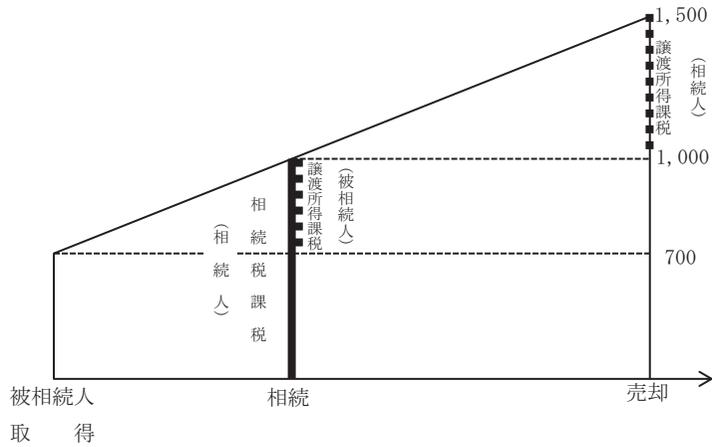
(3) 「時価課税」は、法令用語ではなく、実務上使われている用語である。無償又は低額で譲渡されたような場合、税務上、これを恰も譲渡時の時価で譲渡したかのように擬制して課税を行うという意味である。また「時価課税」は、譲渡所得だけでなく他の課税についても規定されている。

(4) 当時の日本人には、はなはだ理解しにくい考え方で、相続で財産を継承したり、ただで財産を贈与した時に何故所得が生じるのをいぶかった。「所得税法の考え方・読み方」大島隆夫・西野襄一共著 昭和61年8月20日 税務経理協会 27ページ

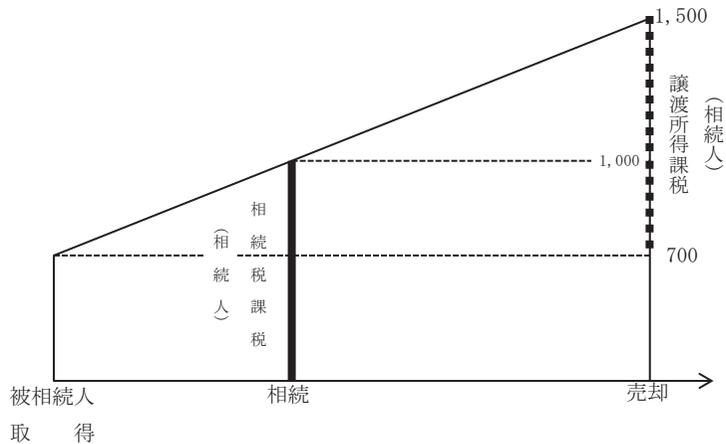
(5) 現行相続税評価額は、いわゆる時価の80%程度とされているが、ここでは時価と同額とした。同額であっても時価の80%程度であっても、以下の議論には、影響がない。

参考図 ()は納税義務者を示す

昭和27年度税制



現行税制



[藤谷道輝氏作成]

昭和27年度税制（相続又は贈与による譲渡の時価課税）

(1) 相続開始時

- ①被相続人に対して、譲渡所得 $300 = 1000 - 700$ について所得税を課する
- ②相続人に対して、相続により取得した土地 1000 について相続税を課する

(2) 売却時

相続人に対して、譲渡所得 $500 = 1500 - 1000^{(6)}$ について所得税を課する

(6) この控除される取得価額は、 1000 から相続開始時に課された譲渡所得 300 に対して課された所得税の金額を控除した価額ではないことに留意されたい。

現行所得税法59条・60条の税制(相続又は贈与による譲渡の課税繰延⁽⁷⁾)

(1) 相続開始時

相続人に対して、相続により取得した土地1000について相続税を課する
(譲渡所得 $300 = 1000 - 700$ については課税を繰り延べる)

(2) 売却時

相続人に対して譲渡所得 $800 = 1500 - 700$ について所得税を課する

要するに、時価課税を行う(昭和27年度税制)か課税繰延を行う(現行税制)かは、せんに詰めれば被相続人の享受したキャピタル・ゲインに課される所得税を誰が負担するのかという問題である。前者であれば、被相続人が負担し、後者であれば相続人が負担することになる。

結論として、昭和27年度税制、現行税制のいずれも、相続税(贈与税)とキャピタル・ゲイン(譲渡所得)についての課税が、過不足なく行われていることはいうまでもない。

7 昭和27年度税制については3及び5に述べたような批判等があったが、現行所得税法59条・60条についても、批判等がないわけではない。大きく分けて次の2点であろう。

(1) 相続開始時に相続人に対して相続税が課される土地1000は、700(被相続人の取得価額)と300(被相続人の保有期間中の価値増加額)とからなる。また、土地売却時に相続人に対して所得税が課される譲渡所得800は、300(被相続人の保有期間中の価値増加額)と500(相続人の保有期間中の価値増加額)とからなる。このうち、相続人にとって300(被相続人の保有期間中の価値増加額)の課税が所得税法9条1項16号に抵触し、相続税と所得税の二重課税の状態になっているという批判である。

これに対して、税目が異なる(相続税と所得税)ので二重課税とは言えない、即ち相続税は無償で取得された資産についての課税(受贈益課税)であり、所得税は値上り益実現についての課税(値上り益課税)であるから、次元を異にするものであって二重課税ではないという反論が行われることが多いが、(筆者のように)相続税(贈与税)は所得課税であるとする立場からすれば、そして最近の年金課税に関する判決⁽⁸⁾の趣旨に照らしてみても正しい反論とは言えない。

正しくは、300(被相続人の保有期間中の価値増加額)について、相続人に対して所得課税が二重に(相続税と所得税(譲渡所得))行なわれていることは認めるが、そのうち譲渡所得300については、理論的には本来は被相続人に対して課税すべきところを、相続人に対して代替課税したものである。このような意味で、これは所得税法(60条)により認められた特別の二重課税といえることができる。

(2) もう一つは、「被相続人に課税すべきところを、相続人に代替課税したもの」としているが、これは被相続人・相続人間のいわば私人間の租税負担の配分の問題であり、これに税制当局で介入して、相続人の負担にしてしまっているのかという指摘である。相続人

(7) 「課税繰延」は、「時価課税」と同様、法令用語ではなく実務上使用されている用語である。課税を繰延べる即ち延期するという意味である。本来課税すべき時期に課税しないで課税を後日に繰り延べるというのであるから、本来課税すべき時期や繰延べられる理由についての理解が重要である。

(8) 最高裁判所平成22年7月6日判決民集64巻5号1277頁

に酷ではないかという指摘である。

これに対しては、相続人は相続により財産を無償で取得するという幸運に恵まれたわけであるから、相続人にその程度の負担を負わせるのは、公平でないとか過酷であるとまでは言えないのではないかとの反論が考えられる。

第二章 所得税法59条及び所得税法60条の概要

第1節 序説

1 譲渡所得の金額は、所得税法33条3項において「当該所得に係る総収入金額から当該所得の基因となった資産の取得費及びその資産の譲渡に要した費用の額を控除」して計算することとされている。山林所得（所得税法32条3項）及び雑所得（所得税法35条2項1号）も同様の方法により計算することとされている。また、所得税法36条は、「総収入金額に算入すべき金額は、別段の定めがあるものを除き、その年において収入すべき金額（金銭以外の物又は権利その他経済的な利益をもって収入する場合には、その金銭以外の物又は権利その他経済的な利益の価額）とする」旨規定されているので、その譲渡によって現実に収入すべき金銭等の経済的な利益がない場合には「別段の定め」がない限り、譲渡所得等は生じないこととなる。所得税法59条は、この36条にいう「別段の定め」として位置付けられる⁽⁹⁾。また、60条は取得費及び取得の日（取得時期）についての33条の特別な定めであることができる。

2(1) 所得税法59条及び所得税法60条は、2つの条文に分かれているがこの2つの条文は、一体として読まなければ理解困難である。即ち、資産の無償譲渡による譲渡所得は無償譲渡時には課税されず、課税が繰延べられるのが原則であるが、例外的に特定の無償譲渡による譲渡所得については時価課税される。根拠条文としては、課税されないことについては、所得税法36条であるが、これは必ずしも明示的であるとはいえない。課税繰延が所得税法60条により規定されているが、これと併せて36条を読めば、無償譲渡時には課税されないことを確認できよう。例外的に時価課税される無償譲渡については、所得税法59条に直裁に明示的に規定されている。

以上を整理すれば、原則的な課税関係（課税しない＝課税繰延）については、条文（所得税法36条・所得税法60条）を理論的に操作して読むことによって理解できるのに対して、例外な課税関係（時価課税）については、直裁に明示的に規定されている条文をそのまま素直に読めば理解できるということができよう。

(2) ただし、所得税法59条及び所得税法60条が定めているのは無償譲渡だけではない。低廉譲渡についても、一方では無償譲渡との類似性・バランスという観点から、他方では行き過ぎた節税への対応という観点から、特別の規定が設けられている。

第2節 無償譲渡

1【課税繰延の規定】（原則）資産の無償譲渡による譲渡所得は課税されない（所得税法36条）

(9) 所得税法39条、40条、41条も別段の定めである。

のが原則であるが、所得税法60条がこれを裏から規定しているとみることができる。即ち、所得税法59条により例外的に時価課税される資産の無償譲渡(による譲渡所得)以外の無償譲渡による所得は課税繰延されることについて所得税法60条1項は「・・引き続きこれを所有していたものとみなす。」という文言により表現している。ここにおいて、「・・引き続きこれを所有していたものとみな」されるのは取得価額だけではなく、取得の日(取得時期)についてもみなされると理解すべきである。

課税繰延が納税者にとって有利か不利かについては、課税繰延そのものは納税者にとって有利な仕組みであることは間違いない。(その上に、譲渡所得の場合、長期譲渡所得と短期譲渡所得とでは租税負担が異なるので、この点においても有利であろう。)ただ、時価課税であれば、譲渡に係る所得税が相続財産から(消極財産として)控除できるという別の有利さがある。

2【時価課税の規定】(例外)特定の無償譲渡による譲渡所得については時価課税される。時価課税される無償譲渡については、2(1)に述べたように、所得税法59条に明示されている。

(1)個人に対する無償譲渡については相続及び遺贈(包括遺贈)のうち限定承認に係るものが時価課税される。

(2)法人に対する無償譲渡についてはすべて時価課税される。

(1)個人に対する無償譲渡については相続及び遺贈(包括遺贈)のうち限定承認⁽¹⁰⁾に係るもののみが、昭和40年度改正において時価課税されることとされ現在に至っている。相続及び遺贈(包括遺贈)のうち限定承認に係るもののみが時価課税されることについては、筆者は現在のところ、その理由を説明した資料を入手できていない。しかしながら、以下の考察は可能であろう。

限定承認に係るものの時価課税は、限定承認の趣旨を踏まえての課税ではないかと考えられる。相続においても個人的財産の思想が取り入れられており⁽¹¹⁾、相続の本質を(相続人の)生活保障説と考えると、限定承認はその延長線上にある制度ということが出来る。(限定承認は相続人に有利に働く制度である⁽¹²⁾。)相続制度の一環としての相続税制においても、限定承認については課税繰延するよりも時価課税することとした方が、限定承認の趣旨により叶うと考えられたのであろう。即ち、時価課税するか課税繰延を行うかは、被相続人の享受したキャピタル・ゲインに課される所得税を被相続人が負担するのかそれとも相続人が負担するのかという観点からみれば、限定承認に係るものの時価課税は、被相

(10) 遺贈には、包括遺贈と特定遺贈があり、特定遺贈には特に指定がない限り遺言者の債務を引き継ぐことはないとされている。引き継ぐにしても、その債務は特定されており、引き継いだ場合には負担付遺贈となるのではないかと考えられる。「負担付遺贈を受けた者は、遺贈の目的の価額を超えない限度においてのみ、負担した義務を負う。」(民法1002条)から、限定承認を行う必要がない。これが、特定遺贈が外されている理由ではないかと考えられる。これに対して、包括遺贈は、判例・通説は遺産の全部または一定の割合で示された部分を与えるものである。そして、相続人と同一の権利義務を有する(民法990条)ことから、債務も継承する。(「家族法 新版」二宮周平著 2013年11月15日 新世社 P399)

(11) 「民法3 親族法・相続法」我妻栄・有泉亨著昭和57年6月10日 一粒社 P335

(12) 「新版注釈民法(27)」谷口知平・久貴忠彦編集 平成25年12月20日 有斐閣 P539～P540

続人が負担するのであるから、相続人に有利な税制であることは言を俟たない。

また、限定承認に係るものの時価課税は、譲渡所得に係る所得税が被相続人に課されることから、相続財産から(消極財産として)控除できるので(時間価値を無視すれば)相続人サイドに有利な課税制度と考えられるからである⁽¹³⁾。

(限定承認には、単純承認とは異なり、厳格な手続きが要請されているところから、有利の税制であっても、その濫用の危険性はあまり考えられない。)

(2) 法人に対するすべての無償譲渡についても、(1)と同じく昭和40年度改正において時価課税され現在に至っている。これは、法人に対しては法人サイドで時価による受贈益課税されることから、技術的に課税繰延(課税の引き継ぎ)ができないからであると説明されている。

第3節 低廉譲渡

【低廉譲渡】法人に対するものと個人に対するものがあるが、その規定の内容は大きく異なる。

(1) 法人に対するものは、いわゆる無償譲渡とのバランス(類似性)という観点から、また節税を封じる趣旨から、低廉(条文では「著しく低い価額の対価として政令で定める額」これを受けて政令169条に「・・・資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。」と規定されている。)譲渡であっても、これは無償譲渡と同じように時価課税を行うという規定である。(所得税法59条1項2号)逆にいえば、実際の取引で付された譲渡価額が「資産の譲渡の時における価額の二分の一以上の金額」であれば、時価課税は行われず、そのまま、その「資産の譲渡の時における価額の二分の一以上の金額」の価額で課税されることになる。

(2) これに対して、個人に対するものは、低廉譲渡は有償譲渡との類似性というよりむしろ有償譲渡の一種であるという観点から、特段の規定は設けていないが、節税を封じる趣旨⁽¹⁴⁾から、低廉譲渡により生じた損失(「・・・同項二号に規定する対価の額により譲渡した場合であって・・・対価の額が、・・・必要経費又は取得費及び譲渡に要した費用に満たないときは、その不足額」)は無視する(「・・・なかったものとみなす」)という規定である。この損失無視(所得税法59条2項)の規定は課税繰延(所得税法60条1項2号)とセットになっている。損失を無視⁽¹⁵⁾するということは所得(損失)計算を行わず課税関係を生じせしめないということであるから、その損失の部分が後日リカバーされてキャピタル・ゲインが生じても、その部分はキャピタル・ゲインとしては認識・課税しないこととされ

(13) 「所得税法の考え方・読み方」 大島隆夫・西野襄一共著 昭和61年8月20日 税務経理協会 P175なお、「改訂 限定承認の実務」五右衛門著 2010年5月8日 オブアワーズ P22には、「先送りされていたはずの譲渡所得課税が相続開始時点で課税されるという意味では、不利益との評される。」との記述がある。しかし、本文に書いたように時間価値を無視すれば、納税者サイド有利であることは揺るがない。

(14) 損失を無視するということは、課税上租税負担の減少要因を封じるということである。即ち、一つは同じ種類の所得内における取引相互間の損益合算を封じるということでありもう一つは損益通算を封じるということである。更に言えば、これにより純損失の繰越控除・繰延控除が回避されることになる。

(15) 損失を無視(所得税法59条2項)ということとは、その損失のリカバー分も無視する(所得税法60条1項2号)ということにしないと理論的に一貫しない。従って、所得税法60条1項2号は、確認規定とも読むこともできるのではないか。

ている。(所得税法60条1項2号)その部分のキャピタル・ゲインを認識・課税することとすると理論上矛盾が生じるからである。

逆に言えば、低廉譲渡であっても、「・・・同項二号に規定する対価の額により譲渡した場合であって・・・対価の額が、・・・必要経費又は取得費及び譲渡に要した費用に満たない」という要件に該当しなければ、通常の譲渡所得の課税(所得税法33条等)が行われることになる。

最後に、所得税法59条は譲渡者に生じるキャピタル・ゲインについての規定であり、また、所得税法60条は、無償又は低廉な価額により資産を譲り受けた者即ち譲受者が、その譲り受けた資産を後日譲渡する場合の取得価額、取得時期についての規定であることを確認しておくこととする。所得税法60条の譲受者は当然個人のみが想定されていることから、(所得税法59条1項2号の)法人には言及がないのは当たり前のことである。

第三章 所得税法59条・60条についての論点

第1節 法人税法との比較

第2節 高額譲渡について

第3節 所得税法59条及び所得税法60条における「資産」

第4節 所得税法59条及び所得税法60条における「所得の種類」

第5節 行為計算否認

第6節 相続税法7条

第1節 法人税法との比較

所得税法は、譲渡所得等の収入金額について原則規定(所得税法36条)を置いており、この例外的な規定として所得税法59条・所得税法60条を置くという構成を取っている。即ち、所得税法の世界では無償譲渡は、例外的な扱いをうけている。条文の文言でいえば「別段の定め」ということになるだろう。

これに対して、法人税法は有償譲渡であれ無償譲渡であれ、課税(法人税法22条)を原則としており、例外はない。「譲渡所得に対する課税は、資産の値上がりによりその資産の所有者に帰属する増加益を所得として、その資産が所有者の支配を離れて他に移転するのを機会に、これを清算して課税する」(最高裁昭和47年12月26日第三小法廷判決・民集26巻10号2083頁等)との考えがそのまま条文化されているということが出来る。即ち、法人税法では、有償と無償とは無差別に規定されている(法人税法22条)。また、低廉譲渡等の規定もない。

要するに、法人税の世界では、すべて課税それも時価課税であるということが出来る。

次に、設例により、譲渡者が個人と法人の場合の比較を示すこととする。(譲渡者が個人の場合、原則的な扱い=課税繰延が比較の対象となる。)

【設例】

- [1] 個人甲が取得価額700の土地を、個人乙に贈与（無償で譲渡）したとする。
（贈与時、土地の譲渡（贈与）時の時価は1000とする）
後日、個人乙はこの土地を1500にて有償で譲渡したとする。
- [2] 法人Aが取得価額700の土地を、個人乙に贈与（無償で譲渡）したとする。
（贈与時、土地の譲渡（贈与）時の時価は1000とする）
後日、個人乙はこの土地を1500にて有償で譲渡したとする。

[1] 譲渡者が個人甲の場合

(1) 贈与時

受贈者個人乙に対して贈与により取得した土地について1000の価額で贈与税を課する①

(2) 売却時

個人乙に対して譲渡所得（ $800 = 1500 - 700$ ）について所得税を課する②

[2] 譲渡者が法人Aの場合

(1) 贈与時

譲渡者が法人Aに対して無償譲渡1000について益金処理（課税）を行う⁽¹⁶⁾③

この仕訳は、次の通りである。（税務大学校講本「法人税法（基礎編）平成27年度版」P32参照）これにより300（ $= 1000 - 700$ ）のキャピタル・ゲインについて課税が行われることになる⁽¹⁷⁾。

（土地譲渡原価）	700	／	（土	地）	700
（寄附金）	1000	／	（土地譲渡収益）	1000	

受贈者・個人乙に対して贈与により取得した土地について1000の価額で所得税を課する④

(2) 売却時

個人乙に対して譲渡所得（ $500 = 1500 - 1000$ ）について所得税を課する⑤

(1) 個人乙が、贈与により取得した土地1000について贈与税又は所得税という税目の違いはあるが所得課税という点で同じである。①④

(2) 法人Aに対してキャピタル・ゲイン300（ $= 1000 - 700$ ）について課税が行われる（③）のに対して、個人甲にはキャピタル・ゲイン課税が行われず、課税繰延が行われる。

(3) 個人乙が、後日有償譲渡した際に譲渡所得を計算する場合に、譲渡者（贈与者）が個人甲の場合、個人乙の取得価額が700である（②）のに対して、譲渡者（贈与者）が法人Aの場合、個人乙の取得価額は1000である（⑤）。これにより、個人乙の譲渡所得は前者の場合800である（②）のに対して、後者の場合の譲渡所得は500となる（⑤）。

(16) 所得税法59条の譲受者の課税関係については、個人の場合には相続税法（相続税の納税義務者については相続税法1条の3に、贈与税の納税義務者については相続税法1条の4にそれぞれ総論的に規定されている。）に、法人の場合には法人税法（22条）にそれぞれ規定されている。

(17) この課税は、清算、合併等の場合にも生じうる。この場合には実務上「含み益課税」といわれている。

①及び④については、これ以上の説明は不要であろう。

②、③及び⑤については、通して論じる必要がある。

キャピタル・ゲイン課税全体即ち個人乙が売却するまでキャピタル・ゲインの課税をみた場合、いずれも総額で800のキャピタル・ゲインが課税されていることになり、両者、総額ベースの収入金額又は益金サイドでは違いはない。ただ、個人甲に対して、課税繰延が行われていることから、課税のタイミングについて個人甲の方が有利な扱いになっている。

(以下の説明については、③の仕訳を参照されたい)しかしながら、法人Aに対して無償譲渡(贈与)1000について益金処理された金額は、同金額を相手方個人乙に対して贈与したものとされ、それによって生じた損失は原則として寄附金扱いとなる⁽¹⁸⁾。(法人税法37条7項・8項)寄附金は損金である⁽¹⁹⁾ことから、この損金が(贈与(無償譲渡)について処理された)益金1000から控除又は相殺されることになり、益金は実質的には課税されないことになる。これにより、法人税法(法人)の場合は、「現実には金銭化されないのに(現金が入ってくるわけでもないのに)所得として課税することは、納税者のみならず課税官庁にも理解しにくい⁽²⁰⁾」という批判は実質的に回避することができる。所得税法(個人)の場合は、同じ状態であってもその寄附金は家事費であって、必要経費にはならないので、控除又は相殺の機会が全くない。

第2節 高額譲渡について

1 所得税法59条・60条は、元来、無償譲渡という特殊な取引についての規定であるが、低廉譲渡については、そのうち無償譲渡と同じ又はこれと類似する扱いとなるものについてのみ取り上げられ規定されている。

2 低廉取引については、このようにその一部ではあっても規定が設けられているのに対して、高額取引即ち過大な価額による取引については、規定が設けられていない。ある意味、対称的でない。このことについて、若干触れておきたい。租税法は、もともと非対称的な規定が多いので、別段、対照的でないのは譲渡に関する分野だけのことではない。従って、例外的なことではない。(租税法は、所得税法であれ法人税法であれ、納税者が租税負担を減少せめようという行動(例えば収入金額(益金)を少なめに、そして遅めに計上しよう、必要経費(損金)を多めにそして早めに計上しようする行動)に対応する規定⁽²¹⁾がいくつか設けられている。これらの規定は、如何にも対照的ではないが、これをもって別段、規定が整備されていないわけではないのと同様である。)

(18) 個人Bが、法人Aの役員又は使用人の場合にはその者に対する給与になる。(法人税法34条、法人税法36条)

(19) ただし、全額損金となるわけではないので、益金が一部課税されることになる場合もある。損金にならない(損金不算入)のは、一定の金額を超過する寄附金である。(法人税法37条)

(20) 当時の日本人には、はなはだ理解しにくい考え方で、相続で財産を継承したり、ただで財産を贈与した時に何故所得が生じるのをいぶかった。「所得税法の考え方・読み方」大島隆夫・西野襄一共著 昭和61年8月20日 税務経理協会 P27)

(21) 例えば、役員の過大報酬の損金不算入(法人税法35条2項)

3 これに加えて、高額取引については、特別の条文を設ける必要性はなく、いわゆる事実認定により対応できると考えられているからでもあろう。即ち、対価の過大部分については、これを資産の譲渡の対価ではなく、例えば譲受者から譲渡者に対する贈与と事実認定されているのではないかと考えられるからである。(東京高等裁判所平成26年5月19日判決平成25(行コ)391)(原審東京地方裁判所平成24年(行ウ)229)

第3節 所得税法59条及び所得税法60条における「資産」

1 所得税法59条及び所得税法60条の対象となる資産は、「山林(事業所得の基因となるものを除く。)又は譲渡所得⁽²²⁾の基因となる資産」とされている。所得税法59条及び所得税法60条は、キャピタル・ゲイン課税(の特例)に関して規定したものであるから、「譲渡所得の基因となる資産」がその対象となるのは当然であるが、これに山林が加えられている。

2 山林の伐採又は譲渡による所得による所得は、譲渡所得には当たらない。(所得税法33条)理論的には、譲渡所得(キャピタル・ゲイン)が「一般論として、所有者の意思によらない外部条件の変化に起因する資産価値の増加」であるのに対して、山林所得は、植林、管理、育成等の作業を伴うものであり、「外部的条件の変化に起因する資産価値の増加」のみとは言えないからである。それにも拘わらず、同じ扱いにされているのは、山林所得も、永年にわたって生じた価値の増加(所得の発生)が、所有者の手を離れた機会に課税されるという点において類似性があるからではないかと考えられる。言い換えると、山林所得の発生・実現の過程と第一章で述べた譲渡所得の発生・実現の過程との類似性に着目して、これに加えられたものであろう。

3 山林の伐採又は譲渡による所得による所得のうち、事業所得に基因するものが除かれているのは、事業所得に基因となる山林は所有期間が5年未満と短いことと、キャピタル・ゲインの特質である臨時性又は偶発性が希薄なことが配慮されたのではないかと考えられる。逆に、雑所得に基因する山林が除かれていないのは、所有期間は事業所得に基因となる山林と同じように5年未満(所得税法32条)と短い、キャピタル・ゲインの特質である臨時性又は偶発性が、事業所得に基因となる山林と同じ程度には希薄ではないことが配慮されたのではないかと考えられる。

4 なお、所得税法59条及び所得税法60条の対象外の資産(たな卸資産(これに準ずる資産として政令で定めるものを含む。)及び山林(事業所得の基因となるもの))の贈与又は遺贈による移転及び低廉譲渡については、所得税法40条に規定されている。これは時価課税の規定であるが、理論的には、その前に置かれた所得税法39条が自家消費の場合の総収入金額算入の規定であることからして、キャピタル・ゲイン課税ではなく、いわゆる帰属所得課税の理論に基づくものと考えられる。

第4節 所得税法59条及び所得税法60条における「所得の種類」

(22) 「一般論としては、所有者の意思によらない外部的条件の変化に基因する資産価値の増加」が、譲渡所得(キャピタル・ゲイン)にあたりとされている。(「租税法 第二十版」金子宏著2015年4月30日弘文堂P242)

1 「資産に係る所得」(所得税法69条2項)即ち、資産を所有している者がその資産により所得を稼得する方法として、「譲渡」「貸付」又は「利用(業務)」による所得の稼得が考えられるが、このうち、所得税法59条の対象となる所得は資産の「譲渡」による所得である。また、その「譲渡」による所得であっても、譲渡所得の基因となる資産(キャピタル・ゲインを生ずべき資産)及び山林(事業所得の基因となるものを除く。)の譲渡による所得である。(資産の譲渡による所得には、譲渡所得のほか、事業所得、雑所得、山林所得が考えられる。)所得税法59条において想定されている所得の種類は、譲渡所得、山林所得、雑所得(所有期間5年以下の山林)である。

2 他方、所得税法60条において想定されているのは、譲渡所得、山林所得、雑所得及び事業所得である。というのは、所得税法59条において規定されている譲渡の「形態」は、贈与、相続、遺贈と限定されているのに対して、所得税法60条において規定されている譲渡の「形態」は、あらゆる譲渡の形態が想定されており、所得税法59条のように譲渡の形態の限定が付されていないからである。条文の文言に即して説明すれば、所得税法59条においては、「次に掲げる事由により・・・資産の移転があった・・・」と移転(譲渡)の形態を限定しているのに対して、所得税法60条においては、単に「・資産を譲渡した・・・」とあるだけで移転(譲渡)の形態には全く言及されていない。

第5節 行為計算否認

1 法人に対する低廉譲渡についても、時価課税を行うこととされている(所得税法59条1項2号)が、低廉譲渡であればすべて時価課税を行うのではなく、時価の二分の一に満たない金額の場合(所得税法施行令169条)にのみ時価課税が行われるとされている。

2 この低廉譲渡の判定の基準となっている「二分の一」については、シャープ勧告に基づく昭和27年度税制の解説の中で「時価よりも低い価額で譲渡した場合、その程度のはなはだしいもの、すなわち時価の二分の一未満で売ったような場合には、その時価によって譲渡所得の計算をするということにして、租税の逋脱を防止しておくわけであり」と説明されている。この二分の一の数値基準に格別の理論的な根拠があるわけでもないと思われるが、逋脱の防止という考え方の下に、著しい低い価額の常識的な判断基準として「二分の一」が定められたものと考えられる⁽²³⁾。

3 この「二分の一」基準については、無償とのバランス等さまざまな問題点を指摘しうるが、もともと「時価」なるものが、特に、譲渡所得の基因となる資産(キャピタル・ゲインを生ずべき資産)及び山林(事業所得の基因となるものを除く。)については、一律には決め難い面もあり、また、譲渡には売り急ぎ、買い急ぎ等個々の事情が考えられるので、いわば安全性を取ってこのような基準とされたのではないかと考えられる。従って、法人に対して資産を時価よりも低い価額で譲渡した場合においても、その価額が時価の「二分の一」以上であれば所得税法59条1項2号は適用されず、時価課税はされないことになる。時価

(23) DHCコンメンタール所得税法 武田昌輔編著 1983年10月1日 第一法規P4305

課税されなくとも、譲受法人がこれを譲渡する場合に譲渡者が享受したが、課税されなかったキャピタル・ゲイン部分（譲渡価額が、時価の「二分の一」以上で譲渡された場合に課税されなかった部分）も、（譲受法人に対していわゆる時価による受贈益の課税がなされなければ）譲受法人がこれを次に譲渡する際に課税されるということも背景にはあったのかもしれない。

4 無償は明確な概念であるのに対して低廉（ここでは「著しく低い価額の対価」）はフuzzyな概念であるところ、法律（政令）により、明確に基準が示されていることを法的安定性及び予測可能性等の観点から評価すべきである。

5 むしろ、配慮すべきはこの基準を逆手にとっての逋脱又は行過ぎた節税に対するの対応であろう。これについては、所得税法157条において、同族法人等の行為又は計算で、これを容認した場合には、その株主若しくは社員である居住者又はこれと特殊の関係のある居住者の所得税を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は、その居住者の所得税に係る更正又は決定に際し、その行為又は計算にかかわらず、税務署長の認めるところにより、その居住者の課税標準又は税額等を計算することができる⁽²⁴⁾とされている。従って、同族会社等に対する資産の譲渡については、譲渡価額が時価の「二分の一」以上であっても、これを容認した場合には、株主等関係者の所得税を不当に減少させる結果となると認められるものがあるときは、税務署長は時価に相当する金額によって収入金額を計算（時価課税）することができることがある⁽²⁴⁾。（この点は所得税基本通達59-3に留意的に示されている。）これにより、このような取引（時価の「二分の一」以上の価額による取引）が同族法人等で行われことが多いことに鑑み、逋脱又は行過ぎた節税は殆ど封じることができるのではないかと考えられる。

第6節 相続税法7条

1 相続税法7条は所得税法59条1項2号と関連して議論されることがある。というのは、所得税法59条1項2号が「著しく低い価額として政令で定める額による譲渡（法人に対するものに限る。）」と規定し、これを受けて政令169条に「・・・資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。」と規定されているのに対して、相続税法7条は「著しく低い価額・・・」と所得税法59条1項2号と全く同じ文言を用いながら、政令等により具体的な基準は示されていないからである。

2 訴訟等で納税者サイドから、相続税法7条の「著しく低い価額」についても、同じ文言なのであるから、所得税法59条1項2号と同じように「・・・資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。」と同じでいいのではないかと主張されることがある。

3 しかしながら、課税当局も判決もそのような立場は取っていない。相続税法7条について「・・・資産の譲渡の時における価額の二分の一に満たない金額とする。」（以下「二分の

(24) DHCコンメンタール所得税法 武田昌輔編著 1983年10月1日 第一法規P4305

一基準」という。) というような低い基準を設けてしまうと, 所得税法59条1項2号の場合と異なり⁽²⁵⁾, 課税漏れが生じることが考えられる。というのは, 例えば, 資産の譲渡の時ににおける価額(「時価」)より低い価額(例えば資産の譲渡の時ににおける価額の80%)で譲渡された場合であっても, (相続税法7条の「著しく低い価額……」の文言を離れて考えれば) 20%分は租税理論上は贈与と言える。これからすれば, 「二分の一基準」は, あまりにも甘いと判断されよう。そうであれば, 負担の公平, 納税者の理解・納得, 節税の可能性等を考慮すれば, 相続税法7条の「著しく低い価額……」を「……資産の譲渡の時ににおける価額の二分の一に満たない金額とする。」とするのは適当ではない。

4 そこで, 「二分の一基準」では, 納税者の理解・納得が得られないことが予想されるところから, 相続税法7条の「著しく低い価額……」, 実務上「二分の一基準」よりも厳しい基準で解釈・運用されている⁽²⁶⁾。

(2015.11.26 受稿, 2015.12.21 受理)

(25) 所得税法59条1項2号の二分の一以上の場合, その二分の一以上の取引価額で課税され, 譲り受けた者(法人)の取得価額もその取引価額のままであるから, 課税漏れは生じないことになる。

(26) 「(相続税法7条の) 著しい低い価額の対価の額については, 所得税法59条1項2号に係る同法施行令169条のような規定がないが, 本条は著しい価額の対価で財産の譲渡を受けた場合には, 法律的には贈与といえないとしても, 実質的には贈与と同視することができるため, 課税の公平の見地から, 対価と時価の差額について贈与があったものとみなして贈与税を課することにしているから, この趣旨に鑑みると同条にいう著しく低い価額の対価に該当するか否かは, 当該財産の譲受けの事情, 当該譲受けの対価, 当該譲受けに係る財産の市場価値, 当該財産の相続税評価額などを勘案して社会通念に従い判断すべきものである。」(横浜地判昭和57年7月28日訟務月報29巻2号321号)

〔抄 録〕

本稿は、所得税法59条・60条について、概略的な説明をこころみたまものである。

内容としては、通説・判例をはみ出すものではないが、その説明の仕方に若干工夫を凝らした。

第一章「キャピタル・ゲインの理論と現行税制」では、所得税法59条・60条の理論的背景を略述した。所得税法59条・60条は、キャピタル・ゲイン課税のうち、いわゆる無償譲渡に関する規定であるが、これを深く理解するためにはキャピタル・ゲイン課税についての知識が必要である。そこでキャピタル・ゲイン課税の理論について、説明を試みた。

そして、理論をそのまま制度化した昭和27年度税制を紹介するとともに、昭和27年度税制が理論的には正しいものの、国民・納税者の理解、納得を得られず、相次ぐ税制改正によりその内容の緩和が図られ、現在ではその痕跡をとどめるだけのものとなっている。どういう点が国民・納税者の理解、納得を得られなかったかについて略述した。ただ、理論的にはあくまで昭和27年度税制が基本であり、この理解なくしては現行の制度の理解は浅いものとなる。そこで、現行税制（所得税法59条・60条）を説明するに当たって昭和27年度税制と比較する形を取った。また、理解を容易なものとするために、設例を設け、図解を試みた。

また、現行税制について、二重課税ではないかという批判について、筆者なりの見解を示した。

第二章「所得税法59条及び所得税法60条の概要」では、理論的に理解しやすい順序で「なぜ、このような条文（仕組）になっているのか」と視点から記述した。具体的には、はじめに所得税法59条及び所得税法60条を所得税法全体の中で位置づけるとともに、2つの条文の相互関係を略述した。これにより全体が把握できるものと考えた。また、この章の叙述は条文の順序通りになっておらず、理論上の又は説明（理解）しやすい順序で叙述することとした。というのは、所得税法59条及び所得税法60条は無償譲渡だけではなく、低廉譲渡についても規定しているので、この無償譲渡と低廉譲渡と分けて叙述することとした。また、ここでは、あまり触れられることのない限定承認や低廉譲渡について、やや詳しく述べた。さらに、所得税法59条及び所得税法60条は、所得税法59条は譲渡者についての規定であり、所得税法60条は譲受者の規定であることも留意的に述べた。

第三章「所得税法59条・60条についての論点」では、所得税法59条・60条にまつわるいくつかの論点即ち法人税法との比較、高額譲渡について、所得税法59条及び所得税法60条における「資産」、所得税法59条、所得税法60条における「所得の種類」、行為計算否認及び相続税法7条に論点について議論を展開した。これにより、所得税法59条・60条についてより理解を深めることができよう。

A Short Note on Pseudo Partial Sluicing

OGURO, Takeshi

0. The Ban on Partial Sluicing

Sluicing (Ross 1969) refers to an operation which deletes everything in the sentential structure with the exception of the WH-phrases located in sentence initial position, which is shown in (1b). ((1a) is necessary for recoverability related reasons.)

- (1) a. Someone left.
b. Guess who?

The structure for (1b) is generally assumed to be like (2).

- (2) [_{CP} who [~~_{IP} t left~~]]

One restriction concerning sluicing observed by Merchant (2001) is that while full sluicing is allowed, partial sluicing is not, as illustrated in (3).

- (3) I know someone likes Mary, but
a. * who do you think [~~_{CP} t' [~~_{IP} t likes Mary~~]]?
b. who do you think [_{CP} t' [_{IP} t likes her]]?~~

(3a) involves partial sluicing, where only the embedded clause is elided, and it is bad, while (3b), which does not involve sluicing, is perfect.

The aim of this squib is three-fold: to observe that there are fine examples which look like (3a), to show that those examples do not involve partial sluicing but instead full sluicing in interrogative slifting (=sentence-lifting) (Haddican *et al.* 2014), and to argue that they constitute evidence for the necessity of the parallelism requirement (Fox & Lasnik 2003).

1. Apparent Partial Sluicing Cases

Interestingly, the exact same sequence of words as in (3a) is allowed in a certain context, as shown in (4).

- (4) a. A: So, who's your favorite team?
b. B: Who do you think? The Dallas Cowboys!
(Rohde 2006: 135) ⁽¹⁾

Though the identical string of words is employed in (4b), this does not cause ungrammaticality.⁽²⁾ Note that (4) is not an isolated case. Conversations like (4) are frequently observed in TV shows, as provided below.

- (5) Fusco: The file's been frozen.
Carter: What? Why?
Fusco: Why do you think? Probably too many prying eyes.
(*Person of Interest* Season 03, Episode 02 "Nothing to Hide").
- (6) Emily: Where are you going?
Tommy: Where do you think? Home, to pack and leave like we always do.
(*Heroes Reborn* Season 01, Episode 01 "Awakening")
- (7) Vaun: How'd that work out for 'em?
Gus: How do you think?
(*The Strain* Season 02, Episode 03 "Fort Defiance")
- (8) Sergio: (to a nurse) How'd you get in here?
Daniel: (to Sergio) How do you think?
(*Helix* Season 01, Episode 08 "Bloodline")

(1) Since Rohde (2006) is not focused on the analysis of sluicing, she does not discuss the relevance that (4b) bears to the study of sluicing.

(2) One issue that I have to set aside is the treatment of first person and second person pronouns. Consider (i).

(i) John: Someone hit me.

Mary: Tell me who.

The structure of the sluiced clause must be (iia), not (iib).

(ii) a. Tell me [_{CP} who [_{IP} ~~hit you~~]]

b. Tell me [_{CP} who [_{IP} ~~hit me~~]]

The object in the sluiced clause must be *you*, which refers to John, the addressee, but not *me*, Mary, the speaker. This is problematic under the simple assumption that a sluiced clause is an exact copy of its antecedent clause. Some mechanism is necessary to capture this shift of pronouns.

- (9) Vogel: Suppose you do find him, Dexter. What are you going to do?
 Dexter: What do you think?
 (*Dexter* Season 08, Episode 09 “Make Your Own Kind of Music”)
- (10) Deb: Why aren’t you in Argentina?
 Dexter: Why do you think?
 (*Dexter* Season 08, Episode 12 “Remember the Monsters?”)
- (11) Cop: So why are you here?
 Mozzie: Why do you think?
 Cop: Because somebody hurt you.
 Mozzie: Let’s go with that. Okay, bye.
 (*White Collar* Season 05, Episode 01 “At What Price”)

All of the examples in (4) through (11) involve what appear to be cases of partial sluicing. It might be of some interest to note that in (4), (5), and (6), they are clearly interpreted as rhetorical questions, since the speakers provide answers. This, however, is not an inherent property of shortened questions of this kind. The most suggestive case is (11). In (11), Mozzie is in a certain place for a reason which he cannot divulge to others. He is spotted by a police officer and is asked why he is there. He cannot say the real reason, so he needs to come up with a fake reason. He cannot do so in such a short time, however, so instead of giving the officer a fake answer, he invites the officer to guess why he is there, by saying “Why do you think?” This cannot be a rhetorical question but an information-seeking question. Given this, the shortened questions in (7) through (11) are employed to solicit information, or the addressee’s idea, to be more precise.

One obvious difference between (3) and these examples above is that while the former has a declarative antecedent clause, the latter examples have interrogative ones. One might claim that if the antecedent clause is interrogative, partial sluicing is possible. While admitting that the antecedent clause must be an interrogative clause for apparent partial sluicing cases to be possible, however, I would like to claim that they cannot be analyzed as involving partial sluicing. The crucial point here is that partial sluicing involves long-distance WH-movement, as shown in (3a). I show that long-distance WH-movement does not play a role in this sort of shortened questions. Note that some of the examples involve the reason adverb *why*, which is supposed to modify the hidden embedded clause, not the visible/audible main *think* clause. It is independently reported by Nakao & Yoshida (2007), who attribute it to Howard Lasnik, that in sluicing cases with *why*, the adjunct can modify the higher clause but not the lower clause. Consider (12).

- (12) ?*Mary said that John left for some reason, but I don't know (exactly) why.
 a. = ?*I don't know [_{CP} why₁ [_{IP} Mary said [_{CP} t₁' that [_{IP} John left t₁]]]].
 b. = I don't know [_{CP} why₁ [_{IP} John left t₁]].

As shown in the contrast above, in sluicing cases where the survivor is *why*, long-distance interpretation is disallowed and the higher clause construal is allowed. In other words, long-distance movement of *why* is impossible in sluicing cases.

Let us get back to the apparent partial sluicing cases. In questions like (13b), for example, what is asked is the reason for him being fired, not the reason for the addressee's thinking.

- (13) a. Why was he fired?
 b. Why do you think?
 c. Why do you think [that he was fired t] ?
 d. Why do you think [that he was fired] t?

The intended interpretation of (13b) should be (13c), but this structure cannot be the syntactic source of (13b), due to the anti-long-distance property of the adverb *why* under sluicing. Thus the adverb *why* has to modify the higher clause, namely the one where the adjunct is found, as in (13d), but this interpretation is unavailable. This paradox tells us that the apparent partial sluicing cases we have looked at in fact do not involve partial sluicing after all, which conforms to Merchant's suggestion. In the next section I would like to consider the source of these pseudo partial sluicing cases.

2. An Account

Haddican *et al.* (2014) examine questions like (14), which are similar to long-distance WH-questions but different in an important respect.

- (14) a. [Who did John meet] do you think?
 b. [Why was John fired] do you think?

In each example in (14), the WH-phrase is found in sentence initial position on a par with long-distance WH-questions, but it is contained in the clause where it originates, which itself is located in sentence initial position. Haddican *et al.* refer to these fronted WH-clauses as slifted interrogatives and to the main clauses as the parenthetical main clauses.

I claim that pseudo partial sluicing cases are derived from slifted interrogatives, as illustrated in (15).

- (15) a. [_{CP} [_{CP} Who ~~did John meet t~~]₁ do you think e₁] ?
 b. [_{CP} [_{CP} Why ~~was John fired t~~]₁ do you think e₁] ?

In (15) there is no partial sluicing involved, with full sluicing taking place in the slifted clauses, thus conforming to Merchant's idea. What is especially important is that (15b) correctly captures the interpretation in which *why* modifies John's being fired, not the addressee's thinking.

3. The Parallelism Requirement

The account based on interrogative slifting leads to the question of why it fails to cover cases like (3), that is to say, why it works only when the antecedent clause is an interrogative as well.

Haddican *et al.* observe that slifted interrogative clauses have properties of matrix clauses, one of which is the obligatoriness of subject-aux inversion, as in (16).

- (16) a. [How old is she] do you think?
 b. * [How old she is] do you think?

Fox & Lasnik (2003), on independent grounds, suggest a parallelism requirement for capturing the relation between a sluiced clause and its antecedent clause.⁽³⁾ I assume that it applies to the cases under consideration here. I suggest that since the slifted interrogatives have properties of direct interrogative clauses, the parallelism requirement demands the antecedent clauses to have them as well. This is why (3a), whose antecedent clause is declarative, cannot be an instance of a sluiced slifted interrogative clause.

The proposed account, which draws on the parallelism requirement, is supported by the following paradigm.

- (17) A: I have some idea about why John was fired.
 B: * Why do you think?

In (17), the antecedent clause is an indirect interrogative clause, not a direct one, so

(3) Fox & Lasnik motivate the Parallelism Condition from consideration about the presence/absence of intermediate traces and they discuss parallelism between the antecedent declarative clause involving an indefinite expression such as *someone* and the sluiced embedded interrogative clause with WH-trace of, say, *who*. The parallelism that they deal with is that of IP-level structures. On the other hand, our concern is the parallelism between the antecedent main interrogative clause and the sluiced slifted interrogative clause, that is to say, the CP-level parallelism.

the parallelism between the two questions cannot be not obtained, with slifted interrogative sluicing impossible, leading to deviance.

4. Conclusion

In this squib I have discussed Merchant's observation about the impossibility of partial sluicing and shown that the apparent partial sluicing cases presented here in fact involve full sluicing in slifted interrogatives, thus supporting Merchant's view of sluicing. I have also suggested that the obligatoriness of the antecedent clause being a direct interrogative comes from the independently motivated parallelism requirement. This short article, hopefully, shows one intriguing aspect of the modern linguistic research, in which it is expected that seemingly paradoxical behavior of less studied linguistic phenomena, in this case pseudo partial sluicing, can be captured in independently motivated terms.

Acknowledgement

This paper could not have been written without the generous help of Warren Elliott, who has done numerous excellent jobs of crushing my half-baked ideas. I am extremely grateful to him. Remaining inadequacies are my own.

References

- Fox, Danny & Howard Lasnik. 2003. Successive-cyclic Movement and Island Repair: the Difference between Sluicing and VP-ellipsis. *Linguistic Inquiry* 34. 143-154.
- Haddican, Bill, Anders Holmberg, Hidekazu Tanaka, & George Tsoulas. 2014. Interrogative slifting in English. *Lingua* 138. 86-106.
- Merchant, Jason. 2001. *The Syntax of Silence: Sluicing, Islands, and the Theory of Ellipsis*. Oxford: Oxford University Press.
- Nakao, Chizuru & Masaya Yoshida. 2007. "Not-so-propositional" Islands and Their Implications for Swiping. Proceedings of WECOL 2006.
- Rohde, Hannah. 2006. Rhetorical Questions as Redundant Interrogatives. *San Diego Linguistics Papers* 2. 134-168.
- Ross, John Robert. 1969. Guess who? In R. Binnick, A. Davison, G. Green, and J. Morgan (eds.), *Papers from the 5th Regional Meeting of the Chicago Linguistic Society*. Chicago: Chicago Linguistic Society. 252-286.

(2016.1.5 受稿, 2016.1.14 受理)

〔抄 録〕

スルーシングにおいては、WH句以外のすべて節要素の完全スルーシングが義務的であって部分的スルーシングは許されないという観察が Merchant (2001) においてなされている。本稿においては、この観察に対する例外と見える現象を検討し、それらの例は単に疑似部分的スルーシングとでも呼ぶべきものに過ぎず、実際には完全スルーシングを伴っていると論じた。その際、Haddican *et al.* で扱われた slifted interrogative の分析を採用し、Fox & Lasnik (2003) の平行性要件を仮定して説明を行った。

Topic Extraction from Two Hundred Million Tweets related to the East Japan Great Earthquake

HASHIMOTO, Takako

Abstract

Social media offers a wealth of insight into how significant topics—such as the Great East Japan Earthquake, the Arab Spring, and the Boston Bombing—affect individuals. The scale of available data, however, can be intimidating: during the Great East Japan Earthquake, over 8 million tweets were sent each day from Japan alone. Conventional word vector-based social media analysis method using Latent Semantic Analysis, Latent Dirichlet Allocation, or graph community detection often cannot scale to such a large volume of data due to their space and time complexity. To overcome the scalability problem, in this paper, both the method using high performance Singular Vector Decomposition (SVD) and the method using the original fast feature selection algorithm named CWC are introduced. We target the huge data set of over two hundred million tweets sent in the 21 days following the Great East Japan Earthquake and begin with word count vectors of authors and words for each time slot (in our case, every hour). In the first method, authors' clusters from each slot are extracted by SVD and k -means. And then, the original fast feature selection algorithm named CWC has been used to extract discriminative words from each cluster. In the second method, we directly extract discriminative words from each slot using CWC. We then convert word vectors into a time series of vector distances to identify topics over time.

The first method still shows problems for topic extraction from big data. However, the second method can make it possible to detect events from vast datasets. From the experiment, though the emergent topics can be observed from the authors' clusters, the issues of conventional topic detection techniques from big data can also be identified as well.

I. INTRODUCTION

Social media offers a wealth of insight into how significant topics—such as the Great East Japan Earthquake, the Arab Spring, and the Boston Bombing—affect individuals. The scale of available data, however, can be intimidating: during the Great East Japan Earthquake, over 8 million tweets per day were sent from Japan alone. Discovering such an event, and classifying tweets relevant to the event, remains an ongoing area of research. Many techniques such as graph based methods [1], Latent Semantic Analysis (LSA) [2] and Latent Dirichlet Allocation (LDA) [3] have been proposed so far, but none of them scales adequately to millions of tweets. To overcome the sociability problems, we already developed topic extraction methods [4] [5] from big data using the original technique CWC [6]. In this paper, our two methods are introduced. The first method [4] uses high performance Singular Vector Decomposition (SVD) to identify topic clusters over time from the huge data set of over two hundred million tweets sent in the 21 days following the Great East Japan Earthquake, and to confirm the feasibility of topic extraction from big data. Then, CWC [6], a fast feature selection technique is used to extract discriminative words from the clusters. The second method [5] directly extracts discriminative words from each slot using CWC. We then convert word vectors into a time series of vector distances to identify topics over time. The first method still shows problems for topic extraction from big data. However, the second method can make it possible to detect events from vast datasets.

The main contributions in the work [4] [5] are as follows:

- to improve the conventional social media analysis method for big data using high performance SVD library and the original fast feature selection technique CWC.
- to propose the original method to detect topics from vast datasets directly using CWC.
- to identify topics after the Great East Japan Earthquake from large twitter data.

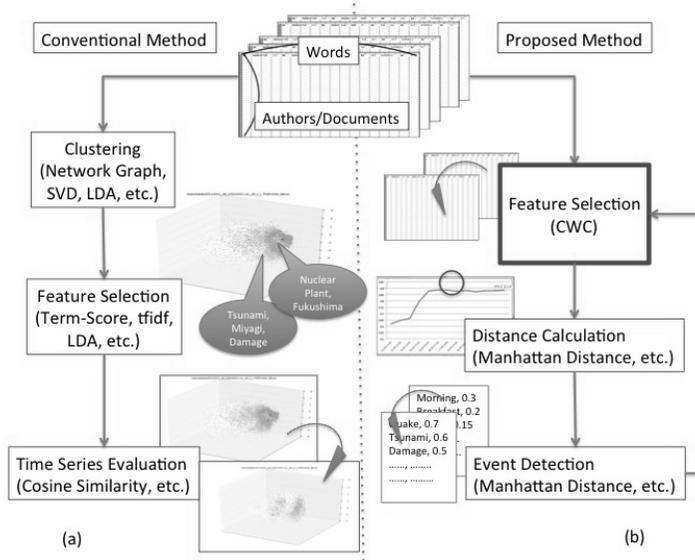


Fig. 1. Conventional Method (a) vs. Proposed Method (b)

- to discuss issues of conventional social media analysis method for big data.

We already developed the time series social media analysis technique for blog data related to the Great East Japan Earthquake [7]. But our previous technique targeted just around one thousand blog data. This work targets over 200 million Tweets, so that we have to develop new method for big data.

The paper is organized as follows. Section II introduces related work on social media analysis. Section III introduces our two methods using high performance SVD and the original feature selection technique CWC [4], [5]. Section IV demonstrates experimental results of our method. Section V discusses issues on the conventional social media analysis method. Finally, Section VI concludes this paper and offers directions for future research.

II. RELATED WORK

Most social media analysis methods comprise of the following basic template (Figure 1 (a)):

- 1) Form matrices (or bipartite graphs) of connections between authors (or documents) and words over time.
- 2) For each matrix, form clusters and adopt a topic modeling technique such as LDA, or k -means [9] algorithm with dimensionality reduction such as LSA or adopt a network community extraction method in case of bipartite graphs.
- 3) For each cluster, define important keywords to represent the contents (LDA also produces keyword importance scores)

Generally, this conventional method lacks scalability. Existing data mining technique target thousands of items, not millions. For example, Fujino et al. [10] analyzed tweets over time based on LDA, but the number of their targeted tweets was only around 200K. Paul et al. [11] proposed a topic model based on LDA and targeted over 100 million tweets. However, they had to filter them first to reduce data until it reached to appropriate data size (around 5000 tweets). Zhao et al. [12] analyzed twitter and news article using LDA. At first, the number of targeted tweets was 1 million, but they also filtered the data to reduce

its size. Kitada et al. [13] targeted 200 million tweets related to the Great East Japan Earthquake, and tried to analyze them by LDA based technique. However, they employed parallel processing to tackle big data. parallel processing is one of the solutions for handling big data, but to make big data analysis easier, high performance data mining technique is quite necessary.

This conventional method has several problems. First, existing data mining technique such as graph based methods, LSA and LDA target thousands of items, not millions. Second, in addition to lack of scalability, the accuracy of clustering (decomposition) techniques is not high, nor can these techniques deliver reasonable performance. Third, to extract important keywords from clusters, we generally use word scoring methods such as TF-IDF [14] or term-score [20]. However, such scoring methods are based on word occurrence, and high-frequency words tend to be extracted. Therefore, word scoring methods cannot always explain each cluster with high precision. Finally, sometimes these methods identify false similarities between clusters over time.

III. PROPOSED METHOD

A. Topic Extraction Using High Performance Singular Vector Decomposition

The first method that was already published in the paper [4], follows conventional method as well, but to scale to big data, high performance SVD library *redsvd* [8] is employed for clustering and CWC is used for feature selection.

1) *Step 1: Creation of Author-Word Count Matrices:* In the first step, following conventional methods, the tweets are grouped by a certain period (e.g. hour) during which they were sent. Then the sequence of author-word count matrices , $\langle A_0, A_1, \dots, A_t, \dots, A_T \rangle$ that summarizes the words used in tweets by each author during each time slot are created.

$$A_t = \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} & a_{12} & \cdots & a_{1n} \\ a_{21} & a_{22} & a_{22} & \cdots & a_{2n} \\ a_{31} & a_{32} & a_{32} & \cdots & a_{3n} \\ \vdots & & & \ddots & \\ a_{m1} & a_{m2} & a_{m2} & \cdots & a_{mn} \end{pmatrix} = (a_{ij})_t$$

where $1 \leq i \leq m$ and $1 \leq j \leq n$. The index m is the number of authors and n is the number of words during a time period. The element a_{ij} shows the number of times the i -th author used a particular word w_j during a time period. These time series matrices, A_0, \dots, A_T , are obviously sparse. We assume that any significant event does not happen in the first time period $t = 0$, and let A_0 be the initial matrix representing an ordinary state.

2) *Step 2: Clustering:* We calculate TF-IDF [14] for $(a_{ij})_t$ and apply *redsvd* for reducing dimensions of each author-word matrix. *redsvd* is C++ library for solving several matrix decompositions. It can handle very large matrix efficiently, and is optimized for a truncated SVD of sparse matrices. For example, *redsvd* can compute a truncated SVD with top 20 singular values for a 100K x 100K matrix with 1M nonzero entries in less than one second.

Truncated SVD's formula is as follows:

$$A \approx U_r \Sigma_r V_r^T$$

where U_r is an $m \times r$ matrix of authors, Σ_r is an $m \times r$ rectangular diagonal matrix, and V_r^T is an $r \times n$ matrix of words. By setting a specific rank r , A is approximated as $U_r \Sigma_r V_r^T$. Only the r column vectors of U and r row vectors of V^T corresponding to the r largest singular values Σ_r are calculated.

Then a matrix of the first main component to the n -th main component from U_r is obtained and clusters are formed by k -means, each cluster shows a group of authors.

TABLE I
AN EXAMPLE OF DATASET

F_1	F_2	F_3	F_4	F_5	C
0	1	0	0	0	0
1	1	0	1	0	0
1	0	0	1	1	0
1	0	1	1	1	0
0	0	1	0	0	1
1	1	0	0	1	1
1	0	1	1	0	1
0	1	1	0	1	1

3) *Step 3: Feature Selection* : For clusters of each time slot, the fast feature selection algorithm CWC is applied.

CWC is an accurate and fast feature selection algorithm for categorical data. Feature selection addresses the problem of finding a small set of features relevant to class labels. Table I shows an example of a dataset (note that CWC can deal with multi-category in general, but we use two category problem here for simplicity). The features are denoted by F_1, \dots, F_5 , respectively, and the variable of the class labels for instances is denoted by C .

The single feature F_2 is useless to determine the class label since mutual information $I(F_2, C) = 0$. In the same way, the single feature F_5 is also useless due to $I(F_5, C) = 0$. In contrast, the single feature F_4 is more informative than F_2 and F_5 to determine the class label since $I(F_4, C) = 0.13$. Let us consider the combination of features F_2 and F_5 . Then, these features completely determine the class label since $I(\{F_2, F_5\}, C) = 1$, and the negation of exclusive-OR of F_2 and F_5 is equivalent to C .

This example suggests that it is essential to search for combination of features relevant to class labels. The most prospective method to address the problem is called *consistency-based feature selection* [15]. If a subset of features is *consistent*, it implies that the subset completely determines all the class labels.

CWC is one of the fastest consistency-based feature selection algorithms. CWC employs the simplest consistency measure for the criteria of feature selection called *binary consistency measure*. This measure just discriminates whether the subset of features can completely determine all the class labels or not. Recently, we have further improved CWC by incorporating a drastically faster search strategy and adapting it to sparse datasets for handling a massive amount of data.

B. Topic Extraction Using High Performance Feature Selection Technique

In contrast to these conventional methods, we proposed a method for detecting events from huge amounts of social media using feature selection (Figure 1 (b)) [5]. This section will present our new technique. This method offers better performance and accuracy than the previously-discussed methods, and will scale well to big data.

Our method consists of the following 4 steps (Figure 2):

1) *Step 1: Creation of Author-Word Count Matrices*: First, following conventional methods, we group the tweets by a certain period (e.g. hour) during which they were sent. We then create the sequence of author-word count matrices, $\langle A_0, A_1, \dots, A_t, \dots, A_T \rangle$ that summarizes the words used in tweets by each

author during each time slot.

$$A_t = \begin{pmatrix} a_{11} & a_{12} & a_{12} & \cdots & a_{1n} \\ a_{21} & a_{22} & a_{22} & \cdots & a_{2n} \\ a_{31} & a_{32} & a_{32} & \cdots & a_{3n} \\ \vdots & \vdots & \vdots & \ddots & \vdots \\ a_{m1} & a_{m2} & a_{m2} & \cdots & a_{mn} \end{pmatrix} = (a_{ij})_t$$

where $1 \leq i \leq m$ and $1 \leq j \leq n$. The index m is the number of authors and n is the number of words during a time period. The element a_{ij} shows the number of times that i -th author used a particular word w_j during a time period. These time series matrices, A_0, \dots, A_T , are obviously sparse. We assume that any significant event does not happen in the first time period $t = 0$, and let A_0 be the initial matrix representing an ordinary state.

2) *Step 2: Apply Feature Selection:* Next, we apply a feature selection technique CWC to extracting the most discriminative set of words between a time slot's matrix $A_t (1 \leq t \leq T)$ and the initial matrix A_0 . Let the set extracted words be

$$W_t = \{w_1^{(t)}, \dots, w_{n_t}^{(t)}\}.$$

We call W_t *principal word vector* at t . To each word $w_i^{(t)}$, we assign a score according to its discriminative relevance to the time period t compared to the initial time period. We employ the *Matthew's Correlation Coefficient* (MCC) [19] for the score, which ranges from -1 to 1 . We define $score_t(w)$ as the MCC value of word w at t compared to the first time period if $w \in W_t$, otherwise 0 . We define W_1 at $t = 1$ as the initial principal word vector.

3) *Step 3: Distance Calculation:* We calculate the the Manhattan Distance [21] between each principal word vector $W_k (2 \leq k \leq T)$ and the initial principal word vector W_1 as follows (See Figure 2).

$$d(k, 1) = \sum_{w \in W_k \cup W_1} |score_k(w) - score_1(w)|.$$

This means that the distance from the initial principal word vector is calculated as the distance from an ordinary state.

4) *Step 4: Event Detection:* At Step 3, we compute the Manhattan Distance of every principal word vector to every subsequent time slot's word vector, yielding a set of time series of decreasing length. This time series, which we call a Manhattan Distance time series, shows each principal word vector's relative strength over time: in other words, how long each event lasts. The Manhattan Distance between each time slot and the initial principal word vector remains quite high if an event is happening, yet declines sharply when the event ends.

While line graphs of the Manhattan Distance time series make visual identification of events by a human being comparatively easy, the scale of our dataset makes human reading impractical. We can then extract the principal word vectors for each burst to characterize the event for human readability. If there is a big change, and after that, there is a stable line of the graph, we apply the feature selection technique for certain time slots again by shifting the initial matrix. This is a sort of iteration process to analyze the event deeply. To detect these events, we also plan to apply Kleinberg's burst-detection algorithm [17] to each Manhattan Distance time series, which yields the start and end of each burst. The resulting bursts are events.

Using burst detection overcomes some disadvantages of clustering algorithms. For example, k -means [9] clustering and LDA require the number of clusters to be pre-selected, while burst detection can detect an arbitrary number of bursts. Furthermore, as mentioned above, the accuracy of clustering algorithms is not as high as the accuracy of burst detection algorithms, given the arbitrary nature of the input number

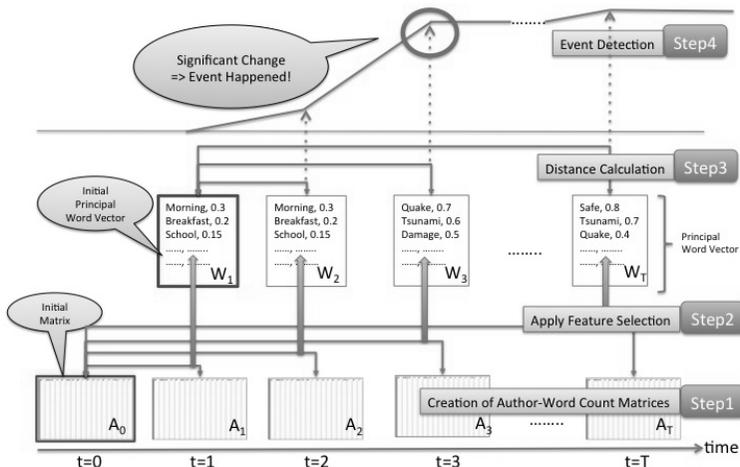


Fig. 2. Steps of Our Proposed Method

of clusters. Finally, the performance of burst detection algorithms is better since burst detection can be made linearly proportional to the input and output [22] and is well-suited for big data.

IV. EXPERIMENTAL RESULT

In this section, our experimental results are reported. The experiment is conducted on the MabBook Air 1.7 GHz Core i7 with 8GB memory.

A. Target Data

Our target data is over 200 million tweets in Japanese that were sent around the time of the Great East Japan Earthquake, starting from March 9, 2011. The social media monitoring company Hottolink [16] tracked users who used one of 43 hashtags (for example, #jishin, #nhk, and #prayforjapan) or one of 21 keywords related to the disaster. Later, they captured all tweets sent by all of these users between March 9th and March 29th. This resulted in an archive of around 200 million tweets, sent by around 1 million users. An average of about 8 million tweets were posted by around 200 thousand authors per day. The average data size per day was around 8GB, and the total data size was over 150GB. (Figure 3). This dataset offers a significant document of users' responses to a crisis, but its size presents a challenge for analysis.

In the following subsections, our experimental result for tweets from 9:00 on March 11 to 24:00 on March 12, a total of 39 hours are shown.

B. Creation of Author-Word Count Matrices

In the first step of both methods, author-word count matrices are created from the dataset. The fast and customizable Japanese morphological analyzer, MeCab [18] is employed to segment tweets not having spaces to delineate word boundaries. Author-word count matrices are created for a duration of one hour, e.g., each matrix for an hour on March 11 after 15:00 (the time of the earthquake), contains 600,000-980,000 tweets by 140,000-165,000 authors with over 200,000 words. The total size of each matrix is over 30MB and they were all quite sparse.

Table II shows the exact number of authors, words, and total size of each hour's matrix derived from tweets on March 11, 2011.

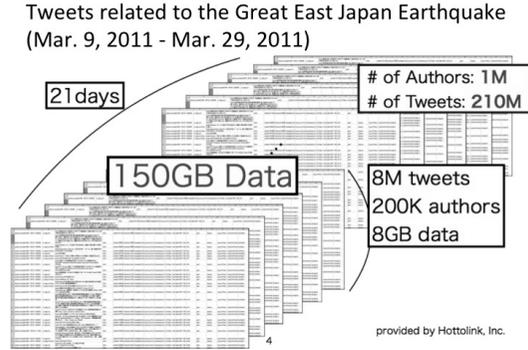


Fig. 3. Target Data: 200 million tweets related to the Great East Japan Earthquake

TABLE II
AUTHOR-WORD MATRICES ON MAR. 11

hour (24h)	# of tweets	# of authors	# of words	size of file (MB)
09 - 10	136167	48711	147271	4.6
10 - 11	138491	49101	146940	9.1
11 - 12	148240	52243	149395	9.6
12 - 13	206444	67394	179200	9.5
13 - 14	185175	61513	164897	8.4
14 - 15	351491	103789	163520	12.5
15 - 16	978155	165299	234832	32.5
16 - 17	835257	158711	231822	33.6
17 - 18	745095	154450	228337	32.8
18 - 19	722444	153898	228000	37.2
19 - 20	644618	146167	221226	32.2
20 - 21	621817	142464	225409	30.0
21 - 22	634095	143889	230248	31.1
22 - 23	642385	142940	233102	30.2
23 - 24	629936	138903	229783	29.5

C. Topic Extraction Using High Performance Singular Vector Decomposition

This section introduces the experimental result of the first method [4].

1) *Step 2: Clustering*: Then TF-IDF for $(a_{ij})_t$ are calculated and *redsvd* [8] with rank = 10 has been applied. The performance of *redsvd* was reasonable. For example, the run-time of *redsvd* for the matrix during 15:00-16:00 on March 11 (165299 authors \times 234832 words) was less than 10 seconds. We formed clusters by *k*-means by setting *k* = 5. From Figure 3, we realize that authors could be divided into five clusters.

2) *Step 3: Feature Selection*: For five clusters of each time slot, CWC has been adopted for feature selection. *Matthew's Correlation Coefficient* (MCC) [19] is used to order extracted feature words whose score ranges from -1 to 1 . The words with high MCC value (> 0) positively express the feature of the cluster while the words with low MCC value (< 0) negatively express the feature of the cluster they belong to. To extract feature words for representation of each cluster, positive words are selected. (All

TABLE III
FEATURE SELECTION RESULT DURING 15:00-18:00 ON MAR. 11

Time Slot	Cluster #	# of Authors	# of Words	CWC Runtime (msec)	# of Feature words	Excerpts from Feature words () shows MCC value
15:00-16:00	0	40354	38822	72298	254	Earthquake(0.2940) all right(0.2277) message(-0.1610) use(-0.1438) use(-0.1312) disaster(-0.1415) net(-0.1250) aftershock(0.1438) Twitter(-0.1082) hope(-0.1094) so(0.1113) worry(0.1046) tsunami(0.0981) kana(0.0876) need(-0.0794) please(-0.0850) confirmation(-0.0896) diffusion(-0.0888) Mr.(0.0868) seismic intensity(0.0892) successfully(0.0845) Tokyo(0.0761) shaking(0.0753) Tohoku(0.0653)
	1	7956	38822	55080	42	Emergency(0.4564) net(0.4518) use(0.4396) ask(0.4356) Bath(0.4239) tsunami warning(0.4138) location(0.3688) telephone(0.3561) RT(0.3555) evacuation(0.3645) absolute(0.3354) everyone(0.3465) possible(0.3178) information(0.3382) so(0.3425) preparation(0.3114) Miyagi(0.3324) possibility(0.2983) it(0.3193) Great Hanshin Earthquake(0.2889) contact(0.3067)
	2	89182	38822	63135	227	Telephone(-0.5044) use(-0.4263) diffusion(-0.4626) disaster(-0.4458) confirmation(-0.4625) safety(-0.4434) hope(-0.4325) earthquake(-0.4915) message(-0.4128) Bathing(-0.3819) net(-0.3850) experience(-0.3799) please(-0.3878) Tsuita(-0.3916) rice(-0.3596) Great Hanshin-Awaji Earthquake(-0.3533) electricity(-0.3608)
	3	14466	38822	62668	85	Telephone(0.2888) tsunami warning(0.2729) experience(0.2626) confirmation(0.2710) evacuation(0.2688) contact(0.2484) diffusion(0.2472) information(0.2332) earthquake(0.2367) Fire(0.2073) electricity(0.2197) disaster(0.2234) Miyagi(0.2255) tsunami(0.2231) location(0.2033) safety(0.2022)
16:00-17:00	0	103114	37659	76145	263	Diffusion(-0.6629) hope(-0.6393) Asakusa(-0.4423) Tokyo(-0.4577) so(-0.4663) power failure(-0.4476) tsunami warning(-0.4131) earthquake(-0.4680) confirmation(-0.4393) net(-0.3967) evacuation(-0.4307) Miyagi(-0.4035) it(-0.4291) information(-0.4093)
	1	8823	37659	47497	40	Hope(0.3876) refuge(0.3885) big tsunami alert(0.3621) outage(0.3606) confirmation(0.3587) hill(0.3449) possibility(0.3438) case(0.3410) BLEMMER(0.3385) Miyagi(0.3391) telephone(0.3293) Intelligence(0.3266) yuan bolt(0.2976) drink water(0.2949) Yun Yan(0.3142) Jin wave(0.3158) may(0.2890) Note(0.2989) earthquake(0.2988) coast(0.2825)
	2	9629	37659	55416	48	Asakusa(0.8184) Gikuhau(0.8145) Tokyo(0.5900) Who(0.4552) real(0.4023) Search(0.3931) abdomen(0.3840) mackerel(0.3783) hoax(0.3445) important(0.2679) Twitter(0.2565) diffusion(0.2732) location(0.2227) emergency(0.1813) net(0.2001) information(0.1783)
	3	1214	37659	60294	34	Bleeding(0.2760) hemostasis(0.2352) drinking water(0.2456) the main cock(0.2430) roar(0.2089) possible(0.2395) rescue(0.2361) woman(0.2170) Konkurito(0.2226) leakage Bureka(0.2220) advice(0.2260) moment(0.2141) mobile phone(0.2281) ※ (0.1912) if(0.2413) police(0.2203) Hanshin(0.2108) Supido(0.2128)
17:00-18:00	0	17613	37601	45228	82	Diffusion(0.3575) hope(0.2898) earthquake(0.2680) so(0.2584) maximum(0.2312) ask(0.2281) evacuation(0.2255) shaking(0.2058) time(0.2017) disaster(0.1941) Great Hanshin-Awaji Earthquake(0.1881) it(0.1903) information(0.1859) Free(0.1755) so(0.1786) telephone(0.1744) for(0.1708)
	1	83658	37601	54149	218	Diffusion(-0.5298) earthquake(-0.5160) hope(-0.4457) so(-0.4230) evacuation(-0.3773) please(-0.3654) maximum(-0.3591) disaster(-0.3351) it(-0.3494) because(-0.3209) information(-0.3284) Note(-0.3040) contact(-0.3261) shaking(-0.3180) tsunami(-0.3209) so(-0.3250)
	2	38796	37601	67161	234	Earthquake(0.02471) diffusion(0.01092) contact(0.00663) so(0.00534) hope(0.00485) family(0.00456) it(0.00447) maximum(0.00398) so(0.00389) all right(0.003710) today(0.003611) successfully(0.003512) aftershock(0.003313) worry(0.003314) because(0.002816) after(0.002617) tsunami(0.002519) provides(0.002520) ask(0.002521) shaking(0.002322) like(0.002123) time(0.002024) confirmation(0.002025) information(0.001926)
	3	8035	37601	56479	28	Diffusion(0.3407) evacuation(0.3465) hope(0.3371) disaster(0.3206) so(0.3208) Note(0.2976) shelter(0.2794) ask(0.2896) absolute(0.2669) blankets(0.2592) information(0.2818) the vicinity(0.2640) current(0.2611) risk(0.2511) telephone(0.2720) earthquake(0.2707) location(0.2558) prepared(0.2425) tsunami(0.2656) it(0.2616) confirmation(0.2537) Great Hanshin Earthquake(0.2312)
4	2581	37601	28272	34	Woman(0.3668) risk(0.3490) absolute(0.3500) shelter(0.3505) crime(0.3340) Note(0.3491) disaster(0.3483) open(0.3408) current(0.3373) If(0.3301) everyone(0.3348) possibility(0.3300) location(0.3287) rescue(0.3065) evacuation(0.3177) use (0.3048) Hanshin Earthquake (0.3151) emergency (0.3138) possible(0.2956)	

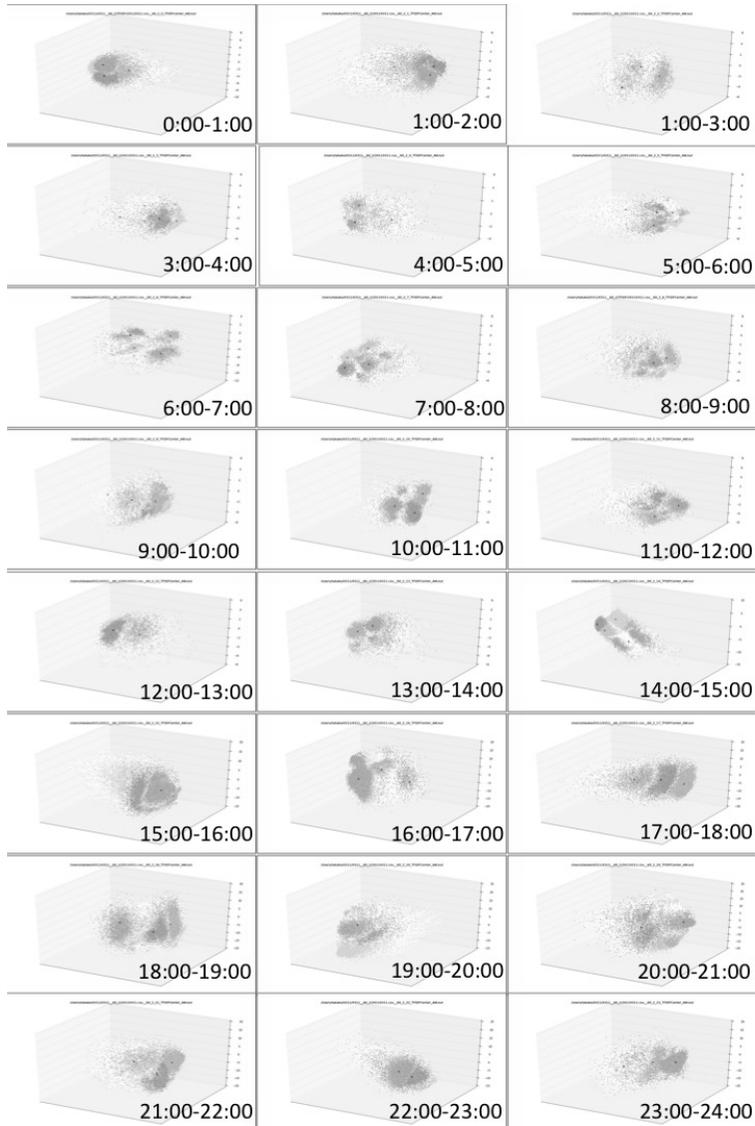


Fig. 4. Clustering Results by SVD and k -means during 0:00-24:00 on Mar. 11 (by hour)

words were originally in Japanese, but translated to English.)

Table III shows the feature selection result during 15:00-18:00 on Mar. 11. According to the feature words in Table III, the topic of each cluster is observed as follows:

- March 11 15:00-16:00
 - *cluster0*: Damage after the quake

- *cluster1*: Emergency call on the quake
- *cluster2*: No specific topic
- *cluster3*: Tsunami warning and evacuation
- *cluster4*: Message dial for the quake for confirming safety
- March 11 16:00-17:00
 - *cluster0*: No specific topic
 - *cluster1*: Escape from Tsunami with hope
 - *cluster2*: Hoax on Twitter/net
 - *cluster3*: Injury due to the quake
 - *cluster4*: Diffusion of hope, power failure
- March 11 17:00-18:00
 - *cluster0*: Diffusion of hope
 - *cluster1*: No specific topic
 - *cluster2*: Diffusion of damaged situation
 - *cluster3*: Diffusion of evacuation situation
 - *cluster4*: Risk of women after the quake

Extracted feature words with positive MCC in the *cluster0* during 15:00-16:00 on March 11 were "Earthquake", "all right", "aftershock", "so", "worry" and so on. These words can be interpreted as "after the earthquake, people were worried about the damage of the quake". For the *cluster1* during 15:00-16:00 on March 11, extracted feature words with positive MCC were "Emergency", "net", "use", "ask", "tsunami warning", "location", "telephone" and so on. This may show that people used the emergency call after the quake. On the other hand, for the *cluster3* during 15:00-16:00 on March 11, extracted feature words with positive MCC were "Telephone", "tsunami warning", "experience", "confirmation", "evacuation", "contact" and so on. The *cluster4* also had "Dial", "use", "message", "emergency", "Twitter," "safety", "net2","use", "hope", "diffusion", "ask" and so on as extracted feature words with positive MCC. This is also estimated that people used a message dial for confirming safety. However, feature words of *cluster3* and *cluster4* are similar with *cluster2*. They can be considered as the same cluster.

Of course, the *cluster4* in 17:00-18:00 on March 11 showed the topic about the risk of women after the quake, some clusters showed their topics relatively clearly. As the number of clusters are set in advance, the clustering results did not seem to work well in most of the cases.

D. Topic Extraction Using High Performance Feature Selection Technique

This section introduces the experimental result of the second method [5].

1) *Step 2: Feature Selection Technique Adaptation*: Next, we applied CWC to extract principal word vectors from these matrices. We set the 9:00-10:00 matrix as the initial matrix, because in the period of 9:00-10:00 on March 11, the earthquake did not happen yet so that it can be an ordinary state. And we created an input file with two word presence vectors for each author, one for the tweets that were sent from 9:00-10:00 on March 11, and one for tweets that were sent between 10:00 on March 11 and 24:00 on March 12. Tweets that were sent during the 9:00-10:00 hour were placed in class 0, and tweets that were sent at other times were placed in class 1. Figure 5 shows an example of an input file for CWC. It contains a word list presented in both classes, a class label, and the author-words matrix for each class.

We then created the same type of file for all subsequent hours. CWC could then extract a principal word vector for each target hour t . Table IV shows the number of extracted principal word vectors, some principal word vector examples derived by CWC, and their runtimes. For example, CWC extracted 4452 feature word vectors in 525485 ms from the March 11, 15:00-16:00 matrix. Most run-times were around 300,000-600,000 ms. Considering the size of each matrix, the performance is reasonable enough.

TABLE IV
 PRINCIPAL WORD VECTORS EXTRACTED FOR MARCH 11 BY CWC AND THEIR RUN TIME

Time (24h)	Slot	# of Principal Words Vector	CWC Runtime (msec)	Excerpts from Principal Word Vector
10:00-11:00		6153	238742	Application0.0538 Noon0.0546 Present0.0509 Complete0.0451 Plan0.0437 Lunch0.0335
11 00-12 00		6393	315264	Realize0.0062 F K:0.0012 Korea0.0068 Sush0.0042 HarusameNodle0.005 Jiten0.0036
12:00-13:00		7132	315264	Noon0.0908 Itomo0.0574 LunchBreak0.0544 Lunch-0.0500 LunchBox0.0456 Rice0.0452
13:00-14:00		6876	292992	SakuraShinjuu0.0546 Noon0.0577 DoCoMo0.0537 Quittance0.0474 Muka0.0466 Marron0.0450
14:00-15:00		6002	405205	Earthquake0.4153 Seismic intensity0.2300 Miyagi-0.2128 All right0.2163 Shaking0.1582
15:00-16:00		4452	525485	Earthquake0.3760 All right0.3064 Telephone0.2691 Safe0.2380 Aftershocks0.2226 Evacuation0.2206 Miyagi0.2170 Tsunami0.2132 Confirmation0.2204 Disaster0.2022 Diffusion0.2173 Safety0.1991 Seismic intensity0.2006 Worry0.2020 Message0.1779
16:00-17:00		4406	497594	Earthquake0.3111 diffusion0.2689 Good morning-0.2747 Safe0.2331 Evacuation0.2147 Aftershocks0.2011 Tsunami0.1969 Hope0.2087 Shaking0.1865 all right0.2131 contact0.1947 maximum0.1851 Disaster0.1683 Power failure0.1665
17:00-18:00		4394	533004	Earthquake0.3166 Diffusion0.2730 tsunami0.2457 Safe-0.2481 Hope0.2515 Evacuation0.2259 All right0.2424 Power outage0.2061 Telephone0.2198 Confirmation-0.2037 Aftershocks0.1840 Contact0.1957 Miyagi0.1769 Information0.1922 Worry0.1826
18:00-19:00		5237	599049	Earthquake0.2667 Diffusion0.2612 Evacuation0.2354 Open0.2168 Sae0.2221 Hope0.2149 Place.2093 Disaster0.1935 Damage0.1804 Free0.1893 Go home0.1802 All right0.2000 Information0.1923 Ribaitawa0.1623 Aftershocks0.1617 Power failure0.1604
19:00-20:00		4650	460319	Earthquake0.2599 Evacuation0.2499 Diffusion0.2526 Open0.2288 Location0.2400 Safe0.2265 Hope0.2117 Home0.2007 Information0.1990 Free0.1876 Disaster-0.1643
20:00-21:00		5317	514139	Earthquake0.2514 Diffusion0.2563 Safe0.2352 Evacuation0.2080 Information0.2254 Open0.2010 Hope0.2189 Home0.1897 Location0.1926 Aftershocks0.1710 Resume0.1670 Contact0.1757 All right0.1916 Tsunami0.1561 Ask0.1799 Power failure0.1515 Disaster0.1437 Worry0.1576 Shelter0.1401
21:00-22:00		4700	448331	Earthquake0.2573 Diffusion0.2604 Safe0.2370 Evacuation0.2184 Hope0.2321 Information0.2167 Resume0.1822 Give me0.2030 Power failure0.1632 Operation0.1709 Contact0.1749 Open0.1613 Aftershocks0.1581 Go home0.1628 All right0.1822 Recovery0.1528 Tsunami0.1484
22:00-23:00		4794	478048	Earthquake0.2628 Safe0.2430 Diffusion0.2448 Hope-0.2112 Evacuation0.1881 Tsunami0.1852 Information-0.2076 Aftershocks0.1723 Ask0.1897 Worry0.1770 Damage0.1589
23:00-24:00		4554	400798	Earthquake0.0531 successfully0.0483 Diffusion0.0475 Hope0.0356 Tsunami0.0355 Evacuation0.0345 Information0.0323 Aftershocks0.0312 Worry0.0301 Ask0.0287 Contact0.0265

TABLE V
MANHATTAN DISTANCE CALCULATION RESULT

Time Slot (Date Hour)	Manhattan Distance	Time Slot (Date-Hour)	Manhattan Distance
03/11/2011 10-11	INITIAL	03/12/2011 5-6	0.89
03/11/2011 11-12	0.62	03/12/2011 6-7	0.89
03/11/2011 12-13	0.65	03/12/2011 7-8	0.88
03/11/2011 13-14	0.66	03/12/2011 8-9	0.88
03/11/2011 14-15	0.80	03/12/2011 9-10	0.88
03/11/2011 15-16	0.88	03/12/2011 10-11	0.88
03/11/2011 16-17	0.89	03/12/2011 11-12	0.93
03/11/2011 17-18	0.89	03/12/2011 12-13	0.88
03/11/2011 18-19	0.88	03/12/2011 13-14	0.88
03/11/2011 19-20	0.88	03/12/2011 14-15	0.88
03/11/2011 20-21	0.87	03/12/2011 15-16	0.87
03/11/2011 21-22	0.88	03/12/2011 16-17	0.86
03/11/2011 22-23	0.88	03/12/2011 17-18	0.88
03/11/2011 23-24	0.88	03/12/2011 18-19	0.87
03/12/2011 0-1	0.88	03/12/2011 19-20	0.86
03/12/2011 1-2	0.88	03/12/2011 20-21	0.89
03/12/2011 2-3	0.88	03/12/2011 21-22	0.86
03/12/2011 3-4	0.89	03/12/2011 22-23	0.86
03/12/2011 4-5	0.89	03/12/2011 23-24	0.86

TABLE VI
AUTHOR-WORD MATRICES ON MAR. 11

ID	Time Slot (Date Hour)	Principal Word Vector (excerpts)
A	Mar. 11 18:00-19:00	Open(0.3142), Shinagawa Prince Hotel(0.2349), Building(0.2275), Meiji(0.2147), Hamamatsu Station(0.2130), Hamamatsu(0.2127), Ikebukuro(0.2261), Tamachi(0.2126), Shinagawa(0.2201), Naka-ku(2118), shelter(0.2216), Shinjuku(0.2308), tea(0.2139),
B	Mar. 12 4:00-5:00	Nagano(0.4221), Niigata(0.3618), Earthquake Early Warning(0.3096), Nagano Prefecture(0.2059), this time(0.2171), Japan(0.2020), Chuetsu(0.1639), morning(0.1420), Chuetsu region(0.1364),
C	Mar. 12 6:00-7:00	Earthquake Emergency Warning(0.2819), Good morning(0.2459), Nagano(0.1886), Kanagawa(0.1842), radioactivity(0.1532), rescue(0.1624), nuclear power plant(0.1626), Fukushima Daiichi nuclear power plant(0.1461), radius(0.1462),
D	Mar. 12 10:00-11:00	Power-saving(0.2506), power(0.2264), shortage(0.2009),support(0.1860), rescue(0.1761), Good morning(0.1631), name(0.1658), donations(0.1570), yesterday(0.1719), today(0.1671),
E	Mar. 12 21:00-22:00	Power-saving(0.2803), donations(0.2077), nuclear power plant(0.2180), Yashima strategy(0.1690), power(0.1721), home(0.1631), reactor(0.1474), disaster land(0.1757), explosion(0.1577),

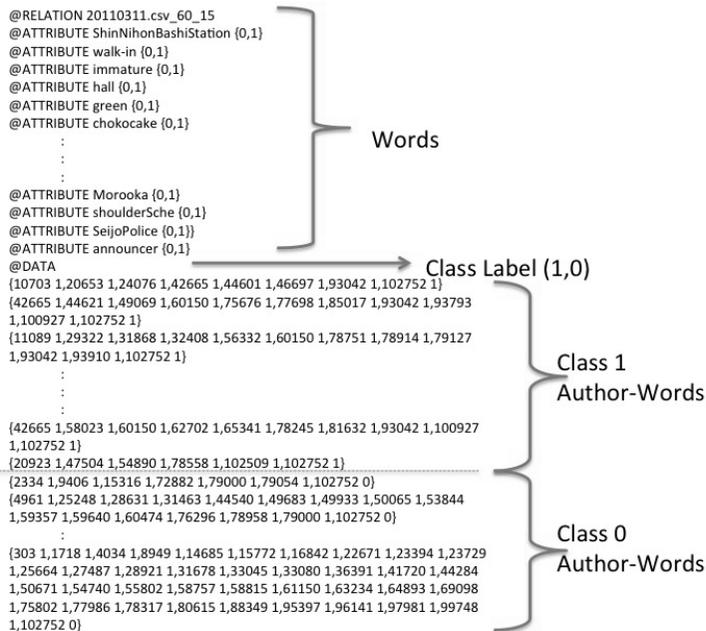


Fig. 5. Example of CWC input

The table also shows that after the earthquake (15:00), the principal word vectors were made of mostly earthquake-related words (e.g. " earthquake," " safe," " aftershocks," and " seismic Intensity"). Since conventional methods such as LDA and LSA require an unreasonable amount of memory to process a dataset of this size, it is not easy to compare our proposed method with these earlier ones.

2) *Step 3: Distance Calculation:* Then we calculated the Manhattan Distance using MCC values that were computed by CWC. Table V shows the Manhattan Distance of each hour's principal word vector from the initial principal word vector, and Figure 6 shows changes in Manhattan Distance over time.

3) *Step 4: Event Detection:* Obviously, after the Earthquake (after 15:00 on March 11), the distance increased. This change suggests that a significant event happened at that time. However, after 15:00 on March, the distance from the 15:00 principal word vector remains at a high level. We know, however, that the Great East Japan Earthquake was really a large event made up of many smaller events: the earthquake, a tsunami that resulted from the earthquake, the evacuation of the area around the Fukushima Daiichi Nuclear Plant. we know other significant events happened that were related to the earthquake around this time. We would like to further break down the super-event of the Great East Japan Earthquake to discover the related sub-events within the super-event. Therefore we have to break down the events after 15:00 on March 11.

4) *Iteration of Step 2 - 3, and Step 4:* To detect nested events, we repeated Steps 2-4. We set the matrix of March 15:00-16:00 as the initial Matrix A_0 . We went back to the Step 2 and derived the principal word vectors for each following hour. We chose the principal word vector of March 11 16:00-17:00 as the initial principal word vector, and computed the distance between each hour's principal word vector and the initial principal word vector again. Figure 7 shows the resulting Manhattan Distance calculations.

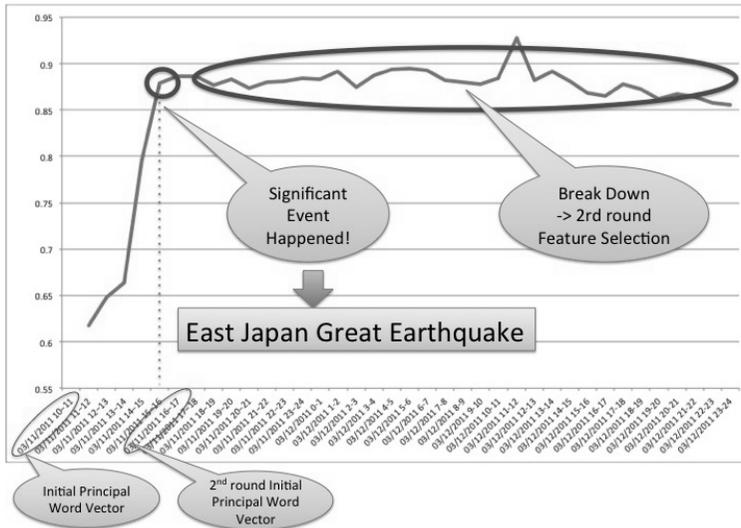


Fig. 6. Manhattan Distance during 10:00-23:00 on Mar. 11 and 0:00-23:00 on Mar.12

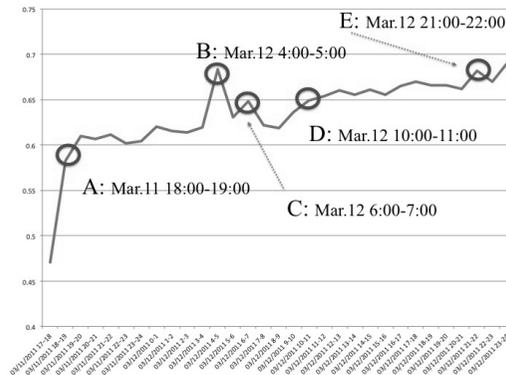


Fig. 7. Manhattan Distance from 17:00-23:00 of Mar. 11 to 24:00 and 0:00-23:00 of Mar.12

In Figure 7, we found five large distance changes *A*, *B*, *C*, *D*, *E* that are circled. Each of these changes must have a specific word vector that can identify the events that caused the changes. Table VI shows the principal word vector in each change.

At *A* (during 18:00-19:00 on March 11), the principal words were "open", "Sinagawa Prince Hotel", "Hamamatsu Station", "Tamachi" and so on. While these may seem like strange words to use in the immediate aftermath of a large earthquake, they reflect twitter users' immediate concerns: most train stations were closed, stranding many people at work or school. At around 18:00, however, some stations re-opened and commuters were able to go home. At 4:00 AM on March 12, at *B*, a severe aftershock with

magnitude 5.9 struck Nagano Prefecture, Japan; as a result, the principal words for this hour included "Nagano", "earthquake", and "Niigata". Later that day, at *C* (during 6:00-7:00 on March 12), concern grew over damage to the Fukushima Daiichi Nuclear Plant, causing the principal words to be "radioactivity", "nuclear power plant", "Fukushima Daiichi Nuclear Plant", and "radius", in addition to "Nagano" and "Earthquake Emergency Warning". At *D* (during 10:00-11:00 on March 12), we see the growth of two related problems: blackouts resulting from damage to the power infrastructure, and relief efforts for those affected by the earthquake. The resulting principal words were "power-saving", "power", "shortage", "support", "donation", and "relief goods". Finally, at *E* (during 21:00-22:00 on March 12), we see principal words "Yashima strategy" in addition to "power-saving", "power" and so on. "Yashima strategy" was a name spontaneously socialized in twitter regarding power-saving after the earthquake.

Extracting these five sub-events through iterating *Step 2*, *Step 3* and *Step 4* allows us to analyze events more precisely than making a single pass.

V. DISCUSSION: ISSUES ON CONVENTIONAL SOCIAL MEDIA ANALYSIS METHOD

As we described in Section II, generally, the conventional social media analysis method has a scalability problem. Existing data mining technique target thousands of items, not millions. In addition to lack of scalability, we believe there are several problems.

First, the accuracy of clustering (decomposition) techniques is not high, nor can these techniques deliver reasonable performance. Most of the clustering techniques like *k*-means require the number of clusters to be estimated in advance which lowers cluster quality.

Next, to extract important keywords from clusters, word scoring methods such as TF-IDF [14] or term-score [20] are generally used. However, such scoring methods are based on word occurrence, and high-frequency words tend to be extracted. Therefore, word scoring methods cannot always represent each cluster with high precision.

Third, in this paper, the original technique CWC for feature selection has been utilized, yet even using CWC, it is not easy to extract appropriate words from low quality clusters.

Finally, sometimes these methods identify false similarities between clusters over time.

To overcome these issues, development of new method for social media analysis is required.

VI. CONCLUSION

This paper introduced an improvement of the conventional word vector-based topic detection method for social media by using high performance Singular Vector Decomposition library *redsvd* and *k*-means to identify topic clusters over time from the huge data set of over two hundred million tweets related to the Great East Japan Earthquake. The fast feature selection technique CWC has also been utilized to extract features from each cluster. The proposed technique confirmed the feasibility of topic extraction from big data. From the experiment, though the emergent topics can be observed from the authors' clusters, the issues of conventional topic detection techniques from big data can also be identified as well. To overcome the issues on social media analysis, we plan to develop new social media analysis method that can achieve better performance and accuracy.

In this paper, we proposed the event detection method for big data using our own fast feature selection CWC. CWC allowed us to identify events with great speed and accuracy in over 200 million tweets from the Great East Japan Earthquake. For our future work, we intend to apply our methods to other data, and to develop a process for detecting the bursts automatically.

ACKNOWLEDGMENT

The author would like to thank the Chiba University of Commerce for giving the opportunity to stay at UCLA as the sabbatical leave. This paper was supported by the Grant-in-Aid for Scientific Research (KAKENHI Grant Numbers 26280090, and 15K00314) from the Japan Society for the Promotion of Science.

REFERENCES

- [1] S. T. Dumais, *A Graph Analytical Approach for Topic Detection*, Annual Review of Information Science and Technology, 38: 188, doi:10.1002/aris.1440380105, 2005.
- [2] H. Sayyadi and L. Raschid, *Latent Semantic Analysis*, ACM Transactions on Internet Technology, 13(2), Article No. 4, November 2013.
- [3] D. M. Blei, A. Y. Ng and M. I. Jordan, *Latent Dirichlet Allocation*, Journal of Machine Learning Research, 3 (4-5), pp. 993-1022, doi:10.1162/jmlr.2003.3.4-5.993, 2003.
- [4] T. Hashimoto, T. Kuboyama and B. Charkaborty, *Topic Extraction from Millions of Tweets using Singular Value Decomposition and Feature Selection*, Proc. Asia-Pacific Signal and Information Processing Association Annual Summit and Conference (APSIPA ASC) 2015, 2015.
- [5] T. Hashimoto, D. Shepard, T. Kuboyama, and K. Shin, *Event Detection from Millions of Tweets Related to the Great East Japan Earthquake Using Feature Selection Technique*, 2015 IEEE 15th International Conference on Data Mining Workshops (ICDMW 2015), pp.7-12, 2015
- [6] K. Shin, T. Kuboyama, T. Hashimoto, and D. Shepard, *Super-CWC and super-LCC: Super fast feature selection algorithms*, Proc. 2015 IEEE International Conference on Big Data (Big Data), pp. 1-7, 2015.
- [7] T. Hashimoto, T. Kuboyama and Y. Shiota *Topic Detection about the East Japan Great Earthquake based on Emerging Modularity*, Volume 251: Information Modelling and Knowledge Bases XXIV, pp. 110-126, 2013.
- [8] redsvd, <https://code.google.com/p/redsvd/>.
- [9] J. B. MacQueen, *Some Methods for classification and Analysis of Multivariate Observations*, Proc. 5th Berkeley Symposium on Mathematical Statistics and Probability. University of California Press. pp. 281-297, 1967.
- [10] I. Fujino and Y. Hoshino, *A Method for Identifying Topics in Twitter and its Application for Analyzing the Transition of Topics*, Proc. DEIM Forum 2014, C4-2, 2014.
- [11] M. J. Paul and M. Dredze, *Discovering Health Topics in Social Media Using Topic Models*, PLoS ONE 9(8): e103408. doi:10.1371/journal.pone.0103408, 2014.
- [12] W. X. Zhao, J. Jiang, J. Weng, J. He, E. P. Lim, H. Yan and X. Li, *Comparing Twitter and Traditional Media Using Topic Models*, Proc. the 33rd European Conference on Information Retrieval(ECIR 2011), LNCS 6611, pp. 338-349, 2011.
- [13] T. Kitada, K. Kazama, T. Sakaki F. Toriumi, A. Kurihara, K. Shinoda, I. Noda and K. Saito, *Analysis and Visualization of Topic Series Using Tweets in Great East Japan Earthquake*, The 29th Annual Conference of the Japanese Society for Artificial Intelligence, 2B3-NFC-02a-1, 2015.
- [14] H. C. Wu, R. W. P. Luk, K. F. Wong and K. L., Kwok, *Interpreting TF-IDF term weights as making relevance decisions*, ACM Transactions on Information Systems, 26 (3), doi:10.1145/1361684.1361686, 2008.
- [15] Z. Zhao and H. Liu. Searching for interacting features. *In Proceedings of International Joint Conference on Artificial Intelligence*, pp. 1156-1161, 2007.
- [16] Hottolink, Inc., <http://www.hottolink.co.jp/english>.
- [17] J. Kleinberg, *Bursty and Hierarchical Structure in Streams*, Proc. 8th ACM SIGKDD Int. Conf. on Knowledge Discovery and Data Mining, 2002.
- [18] MeCab: Yet Another Part-of-Speech and Morphological Analyzer, <http://taku910.github.io/mecab/>
- [19] B. W. Matthews, *Comparison of the predicted and observed secondary structure of T4 phage lysozyme*, Biochimica et Biophysica Acta (BBA) - Protein Structure, 405 (2), pp.442-451, 1975.
- [20] D. M. Blei and J. D. Lafferty, *Text Mining: Theory and Applications*, chapter TOPIC MODELS, Taylor and Francis, 2009.
- [21] P. E. Black, *Manhattan distance*, in Dictionary of Algorithms and Data Structures [online], Vreda Pieterse and Paul E. Black, eds. 31 May, 2006.
- [22] Y. Zhu, and S. Dennis Shasha, *Efficient Elastic Burst Detection in Data Streams*, Proc. SIGKDD '03, Washington, DC, USA. 2003.

(2016.1.20 受稿, 2016.3.8 受理)

An Attempt to Reduce Students' Language Anxiety in Foreign Language Classrooms

KANEKO, Asako

1. Introduction

It has been long said that language learning should be communicative activity in which learners would actively engage in communication in target language (TL). Even in Japan, where grammar-translation method had been widely used in teaching English at school, communicative method is now flourishing as an ideal way of English teaching. However, “communicative” language teaching requires two parties actively get involved in classroom activities; both teachers and students. As an instructor of English in several universities in Japan, the researcher sometimes finds it difficult to make students speak in English, especially in front of the whole class. Even though students can engage pair-work activities in English, a majority of them are hesitant to speak their opinion in English in front of the class. Part of the reason for this hesitation could be Japanese people's so-called shy and reserved personality, but language anxiety, a type of anxiety specific to foreign language learning, may also be one of the factors which hinder students' active involvement in classroom discussion. If so, it is a duty of the instructor to reduce students' anxiety to make them speak TL more comfortably. Therefore, the present study examines the effect of a TL speaking activity which teachers can utilize to reduce students' language anxiety in foreign language classrooms.

2. Literature Review

As Krashen (1985) argues, learners' affective filter should be kept low for effective language learning. In other words, learners should relax and be free from worry or anxiety when learning foreign languages. Language anxiety is defined as “the worry and negative emotional reaction aroused when learning or using a second language” (Young, 1999, p. 27). High level of anxiety has proven to have negative impact on language achievement (Horwitz, 2001). However, in reality, classroom atmosphere is not always friendly or relaxing enough to keep learners' affective filter low, and learners sometimes feel pressure or anxiety, especially during oral activities (Apple, 2013; Horwitz, Horwitz & Cope; 1986; MacIntyre, 1999; Macintyre & Gardner, 1991; Phillips,

1999). Young (1999) suggests that learners' frustrations and anxieties could be due to "unengaging language activities, ineffective language instructions, and weak ... material" (p. 6). While teachers should strive to minimize learners' anxiety, some of them unfortunately remain insensitive to such anxiety (Trang, Baldauf & Moni, 2013).

Araki (2010) examines the relationship between affect and communicative competence of Japanese learners of English, and concludes that there are significant correlations between the two, saying anxiety hinders language learning. She points out that the general introverted personality of Japanese people leads Japanese learners more anxious and less confident in using English, making them less comfortable in public speaking, which hampers improvement of their communication skills of English.

Considering these facts about language anxiety of foreign language learners, one of the priorities for language teachers should be to provide assistance to reduce learners' anxiety in foreign language classrooms. Isoda (2009) suggests an activity to help lower learners' unwillingness to speak TL. In his study, 103 Japanese university students engaged in activities called SPM (sentence per minute), originally developed by Soresi (2005), in which students talked about the given theme for 30 seconds while their partners counting the number of sentences the speaker produced. Four weeks of this exercise contributed to the reduction of students' unwillingness to speak English as well as their language anxiety. This clear improvement of students' affective state in such a short period of time suggests that the activity should be considered of great value in reducing learners' anxiety. The present study aims to implement a similar activity with SPM to help learners be more comfortable in speaking TL.

3. Study

3.1. Participants

The participants of this study were the first year students majoring in foreign languages in a middle-sized national university located in Tokyo. They enrolled in mandatory English classes taught by the researcher during the spring semester in 2015. All students had taken the TOEIC test as a placement test upon enrolling in the university. Although their TOEIC score (650-780) suggests that they are in fact advanced learners of English, majority of students were somehow reluctant to speak English in classroom; many of them were not eager to state their opinion in English when asked by the instructor. Two classes of students, who were majoring various languages, participated in the study. No student was majoring in English. The data of 39 students who completed two sets of questionnaire conducted in April and July was used.

3.2. Procedure

3.2.1. Questionnaire

The questionnaire to evaluate language anxiety of Japanese learners of English devel-

Table 1

Questions Presented in Questionnaire

1. I feel nervous when I speak in English with other students.
 2. I do not want to speak in English unless it is necessary.
 3. I do not think I can make myself understood in English.
 4. I would like to avoid speaking in English.
 5. I do not think I can speak in English considering my English competence.
 6. I am relaxed when I speak in English.
 7. When I need to speak in English, I want to minimize my talk.
 8. I do not think I can convey my idea in English to my partner.
 9. I am worried that other students find my English not good.
 10. I am worried that other students laugh at my poor English.
 11. I become anxious when I hear other students' good pronunciation.
 12. I am concerned whether my pronunciation and intonation are appropriate.
-

oped by Kondo and Ying-Ling (2003) and Isoda (2009) were combined and modified by the researcher to be implemented in this study (Table1). The questionnaire consists of twelve questions of a six-point Likert scale of from 1 (strongly disagree) to 6 (strongly agree) written in Japanese (the original Japanese version is presented in Appendix). Students were asked to answer the questionnaire at the beginning of the semester (in April) and at the end of the semester (in July). All statistical analyses were conducted using SPSS 11.0.

3.2.2. Activity

During four months period of the semester, the English classes were held once in a week on Friday afternoon, 15 times. At the beginning of each class, the students were to participate in a 5-minutes activity designed to reduce their language anxiety. The details of the activity are as follows.

- 1) Two students (student A and student B) are paired up.
- 2) The instructor presents the topic of the day. The topic is simple and easy to talk about for students. For example, talk about your last weekend, the gift you received recently, the memorable trip, one of your family members.
- 3) Student A talks about the topic for two minutes. Student B is supposed to take notes and asks questions if student A stops talking before the time is up.
- 4) Student B talks about the topic for two minutes. Student A now does what student B previously did.
- 5) Both student A and B write about what their partner has said in English for 2 minutes.
- 6) The instructor collects students' writing.
- 7) A week later, in the following class, the instructor gives the writing back to the students with some feedback.

4. Results

The answers from the two sets of questionnaires, conducted in April and July, were examined (Table 2). The result shows that there is significant difference in students' anxiety for some of the questions.

5. Discussion

The results demonstrate that the activity had contributed to lowering some of the languages anxiety that students had. In general, students became more relaxed, more confident, and less concerned about the eyes of their peers in speaking in English after experiencing 15 weeks of the activities. The activity seems to be especially useful in reducing fear of the negative evaluation from other students, since the result of question 9-12, which deal negative judgement from peers', show significant decrease in

Table 2

The Result of the Questionnaire

Question	April (N=39)		July (N=39)		<i>t</i>	<i>p</i>
	<i>Mean</i>	<i>SD</i>	<i>Mean</i>	<i>SD</i>		
1. I feel nervous when I speak in English with other students.	4.36	1.16	3.69	1.19	3.47	.001**
2. I do not want to speak in English unless it is necessary.	2.74	1.25	2.54	1.29	.93	.359
3. I do not think I can make myself understood in English.	3.26	1.02	3.26	.82	.00	1.000
4. I would like to avoid speaking in English.	2.38	1.14	2.49	1.07	.60	.553
5. I do not think I can speak in English considering my English competence.	3.36	1.14	2.95	1.15	2.08	.044**
6. I am relaxed when I speak in English.	2.38	1.04	2.87	1.08	2.93	.006**
7. When I need to speak in English, I want to minimize my talk.	2.69	1.15	2.79	1.13	.59	.553
8. I do not think I can convey my idea in English to my partner.	2.97	1.06	2.85	.84	.78	.442
9. I am worried that other students find my English not good.	3.97	1.39	3.26	1.27	4.38	.000**
10. I am worried that other students laugh at my poor English.	3.67	1.42	2.69	1.17	5.06	.000**
11. I become anxious when I hear other students' good pronunciation.	4.23	1.49	3.67	1.58	3.22	.003**
12. I am concerned if my pronunciation and intonation are appropriate.	4.56	1.27	3.77	1.22	5.22	.000**

anxiety after the treatment. By engaging simple and relaxing speaking tasks every week, students came to be less fearful of others who hear them speak. As the results of the question 1 (I feel nervous when I speak in English with other students) and 6 (I am relaxed when I speak in English) show, students also came to feel less nervous and more comfortable about speaking in English with other students, which led them to have more confidence in their competence of speaking ability as is shown in the result of the question 5 (I do not think I can speak in English considering my English competence).

Given the simplicity of the task, it is surprising that students' affective state has improved so dramatically. Several factors seem to contribute this improvement. First of all, the activity is very simple and short. The theme of the talk is designed to be "everyday topic" so that students can use basic vocabulary they are familiar with. Students talk about their family members, possession, or the things they experienced, only for two minutes. Since it is a pair activity, there is only one listener, which also helps them reduce their anxiety. In a relaxing atmosphere with only one devoted audience, the speaker does not feel so much pressure to produce English. By repeating such short and simple tasks for weeks, students gradually get used to speaking English, thus become less fearful and more confident and comfortable in speaking English. Since the partners are periodically changed, students have ample opportunities to get to know other classmates, which might lead to friendly classroom atmosphere and eventually contributes to reducing students' anxiety.

However, the result of the study indicates that the activity fails to reduce some types of anxiety. As is shown in the result of the question 2 (I do not want to speak in English unless it is necessary), 4 (I would like to avoid speaking in English) and 7 (When I need to speak in English, I want to minimize my talk), the tendency for avoidance does not significantly lowered. This suggests that even though students have lower anxiety, they still would like to avoid speaking TL if possible, or minimize their talk.

As for students' confidence in their speaking competence, the result is somewhat ambiguous. Even though the result of the question 5 (I do not think I can speak in English considering my English competence) shows significant improvement, those of the question 3 (I do not think I can make myself understood in English) and 8 (I do not think I can convey my idea in English to my partner) do not improve significantly. Probably it requires more time and effort to nourish strong self-confidence.

Nonetheless, the activity implemented in this study is worth trying since it helps students become less anxious and more comfortable in communicating in TL. Even though the task itself is very short and simple, engaging such an easy and relaxing task every week surely helps students build resilience to the fear of public speaking. In fact, by the end of the semester, students became to speak up more in front of the whole class when asked their opinion by the instructor. Due to such engaging attitude of stu-

dents the class had become more “communicative.”

6. Limitation of the Study

The weakness of the present study is that it lacks a control group. The reduced anxiety among students might simply due to the time they spent in class. They had also engaged in other speaking activities such as group discussion and classroom discussion in class, which might have contributed to reducing their anxiety, too. Since the present study lacks the control group, the factor that contributes in reducing students' anxiety cannot be singled out to the activity used in the experiment. That is the major weakness of the study.

Another weakness is the size of participants. Only 39 students have participated in the experiment, which cannot be considered large enough to develop any solid conclusion. Further empirical study with a control group and larger participants should be conducted to clarify how teachers can reduce learners' language anxiety.

7. Conclusion

This study attempts to reduce learners' language anxiety by implementing simple and easy TL speaking activity in foreign language classrooms. The results of this study show that such activity can help reduce some of learners' language anxiety significantly. The implication of the study is that teachers should pay more attention to students' affective state in language classrooms, and try to play more active role in reducing learners' anxiety by implementing various tasks and activities designed to make learners relaxed, since learners can learn TL more efficiently when they are free from the burden of anxiety. While Japanese learners of English are generally shy of speaking English, they do enjoy simple tasks such as the one conducted in this study. One participant wrote a following comment at the end of the semester: “Even though I felt nervous speaking in English, I quite enjoyed the task at the beginning of the class every week.” Such an experience of enjoying speaking TL would surely make them try speaking TL more in the future, reducing their language anxiety, and in a long run, making them more competent speakers of TL.

References

- Apple, M. T. (2013) . Using Rasch Analysis to Create and Evaluate a Measurement Instrument for Foreign Language Classroom Speaking Anxiety. *JALT Journal*, 35, 5-28.
- Horwitz, E. K. (2001) . Language Anxiety and Achievement. *Annual Review of Applied Linguistics*, 21, 112-126.

- Horwitz, E. K., Horwitz, M. B., & Cope, J. (1986) . Foreign Language Classroom Anxiety. *The Modern Language Journal*, 70, 125-132.
- Kondo, S., & Ying-Ling, Y. (2003) . The English Language Classroom Anxiety Scale: Test Construction, Reliability, and Validity. *JALT Journal*, 25, 187-190.
- Krashen, S. D. (1985) . *The Input Hypothesis: Issues and Implications*. London: Longman.
- Isoda, T. (2009) . Reducing EFL Learners' Unwillingness to Speak English. *JACET Journal*, 48, 53-66.
- MacIntyre, P. D. (1999) . Language Anxiety: A Review of the Research for Language Teachers. In D. J. Young (Eds.) , *Affect in Foreign Language and Second Language Learning*, Boston: McGraw-Hill College, 24-46.
- MacIntyre P. D., & Gardner, R. C. (1991) . Language Anxiety: Its Relationship to Other Anxiety and to Processing in Native and Second Language. *Language Learning*, 41, 513-534.
- Phillips, E. M. (1999) . Decreasing Language Anxiety: Practical Techniques for Oral Activities. In Young, D. J. (Eds.) , *Affect in Foreign Language and Second Language Learning*, Boston: McGraw-Hill College, 124-143.
- Soresi, S. (2005) . SPM: A New Approach to Achieving Fluency. *Modern English Teacher*, 14, 39-43.
- Trang, T. T. T., Baldauf, R. B., & Moni, K. (2013) . Foreign Language Anxiety; Understanding Its Status and Insiders' Awareness and Attitudes. *TESOL Quarterly*, 47, 216-243.
- Young, D. J. (Eds.) . (1999) . *Affect in Foreign Language and Second Language Learning*. Boston: McGraw-Hill College.
- Young, D. J. (1999) . Affect in Foreign Language and Second Language Learning; A Practical Guide to Creating a Low-Anxiety Classroom atmosphere. In Young, D. J. (Eds.) . *Affect in Foreign Language and Second Language Learning*, Boston: McGraw-Hill College, 3-10.
- 荒木史子 (2010) . 「情動とコミュニケーション能力の関係について」JACET 関西支部紀要, 12, 80-91.

Appendix

授業中に使用する英語に関するアンケート

本学では、英語の授業は基本的には英語で行っていますが、授業中の英語の使用に関して学生の皆さんの率直な意見を伺いたく、アンケートへのご協力をお願いいたします。なお、お答えいただいたアンケートは、授業の質の向上に役立てるほか、英語教育の質の向上を目的とする研究に使用する場合がありますが、どうぞご了承ください。

授業中に自分が英語で話すことに関して、あなたはどのように思いますか？当てはまるところを○で囲んでください。

		全く当てはまらない	あまり当てはまらない	どちらかと言いつと当てはまらない	どちらかと言いつと当てはまる	だいたい当てはまる	よく当てはまる
1	他の学生と英語で話す時、緊張する	1	2	3	4	5	6
2	できれば英語では話したくない	1	2	3	4	5	6
3	自分が話す英語は、相手に意味が伝わらないと思う	1	2	3	4	5	6
4	英語で話すことは避けたい	1	2	3	4	5	6
5	今の自分の英語力では、英語で話すことはできないと思う	1	2	3	4	5	6
6	英語で話す時、リラックスしている	1	2	3	4	5	6
7	英語で話さなければならない時は、できるだけしゃべらないようにしていきたい	1	2	3	4	5	6
8	自分が英語で話しても、自分の考えを相手に伝えることはできないと思う	1	2	3	4	5	6
9	他の学生から自分の英語を下手だと思われぬか心配だ	1	2	3	4	5	6
10	自分の英語が他の学生に笑われぬか心配だ	1	2	3	4	5	6
11	他の学生の上手な発音を聞くとあせる	1	2	3	4	5	6
12	英語を話す時、自分の発音やイントネーションが適切なものか、心配だ	1	2	3	4	5	6

(2016.1.18 受稿, 2016.2.8 受理)

—Abstract—

Language anxiety, defined as negative state of mind specific to language learning, has been said to be a strong factor that hinders effective learning. Many researchers and educators have argued the importance of reducing learners' anxiety to facilitate their learning, and advised teachers to take measures to reduce learners' language anxiety. The present study aims to help students reduce their language anxiety by organizing simple and easy target language (TL) speaking activity. A group of university students partake in the activity designed to reduce their language anxiety, and their change of language anxiety is examined. The results of the study suggest that the activity is effective to reduce some of students' language anxiety.

Dr.		The Revd. C.L.Dodgson, ch.ch.			Cr.			
3	1864		£	s	d	1866		
4		Brought forward	11	10	2			
5	May.15	To Printing 250 Copies of page						
6		with rules across, arithmetical		8	0			
7		scheme						
8	1865							
9	June.30	To Printing 2000 Copies of "Alice's						
10		Adventures in Wonderland,"						
11		=12½ Sheets at £5.15.6	73	12	6			
12		Paper, 52 Reams at 20/.	52	0	0			
13		Rolling 52 Reams at 2/.	5	4	0			
14		Carriage of Sheets to London		4	6			
15		&c				on Alice = 70.0.0		
16						Various = 13.8.2		
17		Bill delivered July 15,	142	19	2			
18		1865				1866		
19	1864					July.6	By Cash	83 8 2
20	Dec.31	To Printing 130 Copies of Title &				1867		
21		Preface to "Guides to the				Jan.4	By Cash	34 0 0
22		Mathematical Student," & Doing						
23		up 250 Copies	62	1	10	0	Loss on Alice	27 1 0
24								
25			£	144	9	2		£ 144 9 2
26	1866							
27	May.22	100 Copies of one, & 50 of another						
28		Mathematical Examination Papers		10	0			
29	May.26	1000 Titles to Alice, American Edition		13	6			
30	1867							
31	Jan.17	1000 Copies of Exam Papers "mathematics"		7	0			
32	Mar.21	30 Copies of "Pure Math"		10	0			
33						1868		
34	1867	Bill, Sep 27, '67	£	2	0	6		
35								
36	Mar.22	To Printing 250 Copies of				Feb.13	By Cash	101 1 6
37		"Determinants" = 9½ sheets						
38		Paper, Press & Corrections	104	5	6		Disct	5 4 6
39								
40			£	106	6	0		£ 106 6 0
41								
42		To Printing 600 Sticking Titles				1869		
43		for "Determinants"		7	6	Mar.18	By Cash	17
44	1868							
45	Feb.19	To Printing 250 Copies of Euclid						
46		Book V., treated Algebraically	15	11	0			
47		in Wrapper & Doing up						
48	May.28	To Printing 10 Copies of Algebraical						
49		Formulae for[sic] for Responsions	1	1	6			
50								
51		Bill, June 27, 68	£	17	0	0		£ 17
52	To p.176							

Table 1

Notes A (mainly on the Dr. side)

l. 2 “Dr.” stands for “Debtor” and “Cr.” stands for “Creditor.” As for the form of the personal ledger, see John Southward’s *Practical Printing: A Handbook of the Art of Typography* (1911), *vol. II*, pp. 591-2. The same topic is also handled in the 1884 edition (pp. 606-7), but the 1911 edition is much more detailed and comprehensible. Both editions are available on the net.

l. 5 (Dr. side) “To Printing ~”: this is the way to enter the transaction. See Southward above.

ll. 5-7 (Dr. side) “250 copies of page with rules across, arithmetical scheme”: Dodgson wrote in his diary of Oct. 16, 1863, “Had some Arithmetic papers printed in blank.” It was usual for him to prepare the exam papers by himself.

l. 9 “Alice’s Adventures in Wonderland”: This is the first (recalled) issue of the First Edition which was printed in 1865 in the U.K. and published in 1866 in the U.S.A. from D. Appleton and Co. with a new title-page inserted. See *The Lewis Carroll Handbook* (hereafter mentioned as *LCH*) pp. 29-32 and also see l. 29 (Dr. side) for the title page of the American Edition.

l. 11 (Dr. side) “12 $\frac{3}{4}$ Sheets at £5.15.6”: In *LCH*, the first (recalled) edition of *Alice’s Adventures in Wonderland* (hereafter mentioned as *AAW*) is described as 8vo: [xii] + 192. This means that the first *AAW* consists of 192 pages of text and 12 pages of preliminary parts such as a frontispiece or a title-page. So the whole book has 204 pages. The form of this book is octavo, and that means 16 pages were printed on a sheet. The necessary number of sheets to print a copy of this book is available by dividing 204 by 16. The answer is 12.75 (= 12 $\frac{3}{4}$). The cost of printing 2,000 sheets being £5.15.6, £73 12s 7.5d is necessary for printing 12 $\frac{3}{4}$ sheets. The figure on the ledger is £73.12.6. Its last digit is not correct.

l. 12 (Dr. side) “Paper, 52 Reams at 20/”: “Ream” is a unit to count sheets of paper. We may assume a “ream” in this ledger has 516 sheets: “Some Printing Papers are made up into reams of 480 sheets, and some into reams of 500 sheets; but the majority are in reams of 516 sheets, and such are called ‘perfect reams’” (Southward, 1911, Vol. I, Bk. 1, p. 21). Therefore, the number of sheets prepared for printing the first *AAW* is: 52 x 516 = 26,832. The number of sheets necessary for printing 2,000 copies of *AAW* is: 2,000 x 12 $\frac{3}{4}$ = 25,500. Paper was sufficiently prepared.

l. 13 (Dr. side) “Rolling 52 Reams at 2/”: “Rolling” is another way of saying “calendering.”

“There is another method of preparing paper for being printed on; by “rolling” or calendering it. The compression of the textile fibre, caused by being subjected to great pressure, not only gives the paper a fine glossy appearance, but adapts it to receive the impression from the types. Much of the fine bookwork now produced is done on paper that has been merely “rolled,” and printed dry....” (Southward, 1884, pp. 417-8) .

l. 14 (Dr. side) “Carriage of Sheets to London”: Selwyn Goodacre mentions a U.K. place-name in his article “The 1865 *Alice*: A New Appraisal and a Revised Census” in *Soaring with the Dodo* (1982) (p. 81) as evidence to prove that *AAW* (1865) , although it was published in the U.S.A., was bound in the U.K. , not in the U.S.A. He writes that “a printed London address (Old Kent Road) ” was found in “the remnants of the paper liner reinforcing the backs of the sewn gatherings” of David Schaefer’s “Appleton Alice.” However, as he writes, “No one so far has adduced any evidence for” the place where *AAW* (1865) was bound.

LCH writes: “The first issue of the first edition of *Alice’s Adventures in Wonderland*, of which 2,000 copies were printed at the Clarendon Press in Oxford, was bound by Burn, of 37-38 Kirby Street, London E.C.” (p. 30) . And the editors of *Lewis Carroll and the House of Macmillan* (p. 37, n. 1) repeats this information about the binder. But they show no evidence for this statement. However, since Macmillan highly appreciated Burn: “Burn is the finest binder in England and we believe altogether unmatched by any other...” (ibid. p. 221, n. 1) , it may be reasonable to assume that Burn bound *AAW* (1865) for Appleton.

The address of Burn at that time was slightly different from *LCH*’s description. According to Maurice Packer’s *Bookbinders of Victorian London*, the address of Burn from 1859 to 1868 was “36-38 Kirby Street and 35 Hatton Garden, E.C.” (p. 26) .

l. 17 (Dr. side) “Bill delivered July 15, 1865”: The total sum of the bill, £142 19s 2d, includes amounts for several items. The cost of printing *AAW* is available by deducing £11 10s 2d and 8s (ll. 4-7) from this sum, which is £131 1s.

ll. 19-23 (Dr. side) “1864 Jan 31...Title and Preface to ‘Guides to the Mathematical Student’”: This should be *A Guide to the Mathematical Student in Reading, Reviewing, and Working Examples* which is described in *LCH* pp. 25-6. The publication date on the title page is MDCCCLXIV (= 1864) . Edward Wakeling (Diaries Vol. 5, p. 28, n. 28) and the editors of *LCH* (p. 26) suggest that Dodgson’s remarks in his diary of 9 Dec 1864, “A day or two ago I cut up 2 copies of my ‘Syllabus,’ and filed the whole, with some additional MS. to serve as scaffolding for the book. It seems an excellent plan,” refer to this book.

l. 29 (Dr. side) “1000 Titles to Alice, American Edition”: American Edition of *AAW*

which has the new title page tipped-in is described in *LCH* as No. 44 (p. 33). *LCH* also counts another edition of American *AAW* which has a title page slightly different from it as No. 45. As for these minutely different title pages of American *Alice*, see Plate II and Plate III in Flodden W. Heron's *The 1866 Appleton Alice*, in *The Colophon: New Series*, Nr. 3, Vol. I (pp. 424-5). Heron believes that "the title page shown in Plate II is the earlier of the two, that this appeared in the first thousand Appleton copies, and that it is the title-page for which Dodgson was charged on the printers' books" (p. 426). However, as Selwyn Goodacre writes in his article "The 1865 *Alice*: A New Appraisal and a Revised Census" in *Soaring with the Dodo* (1982), citing W. H. Bond, "the two variants were closer to each other than either were to the 1865 titles. It seems virtually certain that the cancel page was *set up in duplicate*" [italics mine] (p. 81). This solves the problem why only 1,000 titles were printed for 2,000 copies of *AAW*.

l. 32 (Dr. side) "Pure Math": This seems to be the shortened title of "*A Guide to the Mathematical Student*" referred to in ll. 19-23 because *LCH* describes its full title as *A Guide to the Mathematical Student in Reading, Reviewing, and Working Examples. By Charles Lutwidge Dodgson, M.A. Student and Mathematical Lecturer of Christ Church, Oxford. Part I. Pure Mathematics*. [underline mine] (p. 25)

l. 36 (Dr. side) "Determinants": This is *An Elementary Treatise on Determinants* (1867) described in *LCH* p. 43. "Corrigenda : vii-viii" described in *LCH* is the "Corrections" in l. 38.

l. 42 (Dr. side) "Sticking Titles for 'Determinants'": No information has been found about this item.

l. 45-7 (Dr. side) "Euclid Book V., treated Algebraically in Wrapper": This is *The Fifth Book of Euclid Treated Algebraically, So Far As It Relates to Commensurable Magnitudes, With Notes by Charles L. Dodgson, M.A.* (1868) described in *LCH* pp. 47-8. As for the "Wrapper," *LCH* describes: "Issued in brown paper wrappers, the first page of which reproduces the title-page." *LCH* also says of this book: "As early as 16 Jan. 1868 Dodgson wrote in his *Diary* : 'I have written almost all of the pamphlet on *Euclid V* by Algebra, with notes', but there is no mention of completion or publication dates." However, the entry of the ledger almost certainly establishes the publication date as around February 19, 1868.

l. 48 (Dr. side) "Algebraical Formulae for Responsions": This is *Algebraical Formulae for Responsions* (1868) described in *LCH* p. 48.

Notes B (mainly on the Cr. side)

ll. 14-5 (Cr. side) “On Alice = 70.0.0 / Various = 13.8.2”: These figures are written in very small letters as memoranda. As is easily inferred, these are the details for July 6 payment of £83 8s 2d. “Various = £13 8s 2d” is the sum total of items in l. 4, l. 5, and l. 20 on the Dr. side. Therefore, the amount Dodgson paid for the printing of *AAW* is £104 which is the sum of “On Alice” £70 and £34 paid on Jan 4, 1867 (l. 21) . Since the actual amount of printing of *AAW* is £131 1s as calculated in the note to l. 17 (Dr. side) , the difference is £27 1s. This is just the amount entered as “Loss on Alice” in l. 23 (Cr. side) . The word “Loss” indicates that it is not a discount made by the Clarendon Press, for a discount is clearly described as “Disct” like in l. 38. Jenny Woolf, in *The Mystery of Lewis Carroll*, writes the amount as £27 11s 0d, but it is not correct (p. 170) .

It is not until a year and a half had past since the bill for *AAW* was delivered to Dodgson (l. 17, Dr. side) that he paid money which is short of the amount charged. It is true that the poor quality of printing of 1865 *AAW* caused Dodgson great physical and mental distress, but the fact that he made them reduce the amount after a long negotiation shows that he was a tough negotiator.

l. 19 (Cr. side) “July 6 By Cash £83 8s 2d”: The payment is of course made by cheque. A cheque for £83 8s 2d made out to “Combe & Co.” was cashed on July 7, 1866 at Dodgson’s main bank, Parsons Thomson. See Jenny Woolf (2005) , p. 48.

l. 21 (Cr. side) “Jan 4 By Cash £34”: A cheque for £34 made out to “Combe” was cashed on Jan 5, 1867. See Woolf (2005) , p. 49.

l. 36 (Cr. side) “Feb 13 By Cash £101 1s 6d”: A cheque for £101 1s 6d made out to “Combe & Co.” was cashed on 14 Feb 1868. See Woolf (2005) , p. 50.

l. 43 (Cr. side) “Mar 18 By Cash £17”: A cheque for £17 made out to “Combe & Co.” was cashed on 20 March 1869. See Woolf (2005) , p. 52.

Books Referenced

Cohen, M., et al., ed. *Lewis Carroll and the House of Macmillan*. Cambridge: Cambridge University Press, 1987. Print.

Crutch, Denis, rev. & ed. *The Lewis Carroll Handbook*. Folkestone: Wm Dawson & Sons, 1979. Print.

Dodgson, Charles Lutwidge. *Lewis Carroll’s Diaries: The Private Journals of Charles Lutwidge Dodgson*. Ed. Edward Wakeling. 10 vols. Luton: The Lewis Carroll Society, 1993. Print.

Goodacre, Selwyn. “The 1865 *Alice*: A New Appraisal and a Revised Census.” *Soaring with the Dodo*. Eds. Edward Guiliano and James R. Kincaid. The Lewis Carroll Society

of North America, 1982. Print.

Heron, Flodden W. "The 1866 Appleton 'Alice.'" *The Colophon: New Series*, Nr. 3, Vol. 1 (Winter 1936) : 422-427. Carnegie Mellon University. Web. 10 Jan. 2016.

<<http://digitalcollections.library.cmu.edu/portal/main.jsp?flag=browse&smd=1&awdid=6>>

<<http://digitalcollections.library.cmu.edu/awweb/awarchive?type=file&item=719313>>

Packer, Maurice. *Bookbinders of Victorian London*. London: The British Library, 1991. Print.

Southward, John. *Practical Printing: A Handbook of the Art of Typography*. 2nd ed. 1884. Archive.org. Web. 10 Jan 2016.

<<https://archive.org/stream/practicalprinti00powegoog#page/n6/mode/1up>>

---. *Practical Printing: A Handbook of the Art of Typography*. 6th ed. Ed. George Joyner. 1911. E-book@Hku Library. Web. 10 Jan. 2016.

<<http://ebook.lib.hku.hk/CADAL/B31439342V1/>>

Woolf, Jenny. *Lewis Carroll in His Own Account*. London: Jabberwock Press, 2005. Print.

---. *The Mystery of Lewis Carroll*. New York: St. Martin's Press, 2010. Print.

(2016.1.20 受稿, 2016.2.8 受理)

〔抄 録〕

The Lewis Carroll Handbook にはイギリスでは出版されなかった *Alice's Adventures in Wonderland* 初版本 (1865) 印刷時の C.L. ドジソン (= ルイス・キャロル) の Clarendon Press における個人口座の帳簿が掲載されている。かなりの縮刷でしかもハンドライティングなので読み取りづらいのだが、デジタル的な手法により相当精細に解読することができた。さらにこの帳簿から読み取れる AAW 印刷に関する様々な情報を注の形で記述した。

また、収支の面では、ドジソン宛ての初版本の請求書が1865年7月に送られているのにもかかわらず、彼がようやくその費用 £131 1s のうち計 £104 のみを支払ったのがその1年半後であったことが見て取れる。Clarendon Press 側はその差 £27 1s を “Loss on Alice” としている。同じ帳簿内に “Disct (= Discount)” という言葉が見えることから、これは明らかにドジソンがその分の支払いを拒否したために『回収不能』となったことを意味する。たしかに初版本の印刷が不首尾であったためドジソンはかなりの肉体的、精神的な苦痛を受けたのではあるが、その代償としてこれだけの額を長期の交渉により会社側から引き出した彼はやはりかなりの “tough negotiator” であったと言えるだろう。

—Abstract—

The Lewis Carroll Handbook contains a page of facsimile of C. L. Dodgson's personal Clarendon Press Ledger which shows expenses and receipts concerning the printing of *Alice's Adventures in Wonderland* (1865). Handwritten and printed "much reduced," it is very hard to read, but with the help of digital equipment, I was able to restore the contents. Consulting books on printing published in the Victorian era, I elucidated some complicated points about the printing of 1865 *Alice*.

The figures of the ledger show that although the bill of 1865 *Alice* was delivered to Dodgson on 15 July 1865, it was not until January 4 1867 that he paid only £104, which is £27 1s short. Clarendon Press described the difference as "Loss on Alice" to make it clear that it was not a discount but a loss due to Dodgson's refusal to pay. Although the inferior quality of printing of 1865 *Alice* caused Dodgson great physical and mental distress, the fact that he was able to get the amount from the printer with a long negotiation shows that he was a tough negotiator.

[資 料]

A Glossary to the Text of *The Awntyrs off Arthure*: A to L

KAITSUKA, Yasuyuki

This is the first part of a glossary to the text of *The Awntyrs off Arthure* found in London, Lambeth Palace Library MS 491, which is formerly edited and published from the *Journal of Chiba University of Commerce*.⁽¹⁾ In the course of making the glossary, errata have been found in the text. The glossary reflects the corrections of those errata in the text. They are as follows: by for > by-for (l. 72); a yeen > a-yeen (l. 292); greue > grene (l. 326); fre born > fre-born (l. 431); callid > callid (l. 461); stone stille > stone-stille (l. 580).

The glossary aims at comprehensiveness. But there is an exception: forms which repeatedly appear in the text are curtailed. Such omissions are marked by “&c.” All inflected forms and variants are recorded.

Etymologies are also listed to make it easier for modern readers to understand meanings and implications of the words in the text; almost all references rest on the *Middle English Dictionary* and sometimes on the *Oxford English Dictionary*. All forms are the closest found in the inventories. Long vowels, regardless of their historical origins, are indicated with a macron as in “ān,” “blēo,” and “scrēadian.”

The catalogue is generally arranged in the alphabetical order. With a few exceptions, *J* follows *G*, and *P* follows *T*. The prefix of past participle, “y-”, is not regarded as the head of words, therefore word stems must be looked for in case of words which are only used as past participles with the prefix.

Bibliography:

The Anglo-Norman Dictionary (AND). The Anglo-Norman On-Line Hub.

<<http://www.anglo-norman.net>>.

An Anglo-Saxon Dictionary, based on the manuscript collections of the late Joseph

⁽¹⁾ Yasuyuki Kaitsuka, “An Edition of *The Awntyrs off Arthure at the Terne Wathelyn* in London, Lambeth Palace Library, MS 491,” *The Journal of Chiba University of Commerce* 53: 1(2015): 141-166.

- Bosworth*. Eds. Joseph Bosworth and T. Northcote Toller. London: OUP, 1954.
- The Cambridge Dictionary of English Place-Names*. Ed. Victor Watts. Cambridge: CUP, 2004.
- A Dictionary of the Older Scottish Tongue (DOST)*. Eds. William A. Craigie et al. The Dictionary of the Scots Language. <<http://www.dsl.ac.uk>>.
- Dictionnaire de L’Ancienne Langue Française et de Tous des Dialectes du IX au XV Siècle*. Ed. Frédéric Godefroy. Lexilogos: Mots et Merveilles d’ici et d’ailleurs. <<http://micmap.org/dicfro/search/dictionnaire-godefroy/>>.
- The Middle English Dictionary (MED)*. Eds. Hans Kurath et al. The Middle English Compendium. <<http://quod.lib.umich.edu/m/med/>>.
- The Oxford English Dictionary 2nd Edition (OED)*. Eds. John Simpson and Edmund Weiner. Oxford: OUP, 1989.
- The Scottish National Dictionary (SND)*. Eds. William Grant et al. The Dictionary of the Scots Language. <<http://www.dsl.ac.uk>>.

Abbreviations used in the glossary:

acc.	accusative	n.	noun
adj.	adjective	nom.	nominative
adv.	adverb	num.	numerals
aux.	auxiliary	pa.	past
comp.	comparative	pl.	plural
conj.	conjunction	pron.	pronoun
dat.	dative	pp.	past participle
def. art.	definite article	prep.	preposition
demon.	demonstrative	pres.	present
f.	the former	pres. p.	present participle
gen.	genitive	refl.	reflexive
ger.	gerund	sb.	substantive
imper.	imperative	sg.	singular
impers.	impersonal	subj.	subjunctive
indef.	indefinite	superl.	superlative
inf.	infinitive	v.	verb
interj.	interjection	voc.	vocative
interrog.	interrogative		
A.	Anglian	MLG.	Middle Low German
AFr.	Anglo French	OFr.	Old French
L.	Latin	ON.	Old Norse
MDu.	Middle Dutch	OScot.	Old Scottish
MHG.	Middle High German	WS.	West Saxon
ML.	Medieval Latin		

A.

a *indef. art.* a 6, 62, 189, &c.; (before vowel or h-) **an** 1, 18, 388, 590, 710 [OE. ān]
able *adj.* worthy, honourable, excellent 302 [OFr. able]
about *adv.* on the border 381; in every part 671 (**a-bout**) [OE. onbūtan]
aboute *prep.* about 174 [From prec.]
above *adv.* above 492 [OE. on bufan]
acorde *v. inf.* reconcile 635 [OFr. acorder]
a-ferd *v. pp.* terrified 399 [OE. āfæran]
affray *n.* fear, dismay 532 [OFr. effrei]
aftir *prep.* after 157, 253; next to 252 (**after**) [OE. æfter]
a-yeen *adv.* back 292 [OE. ongēn]
alle *adj.* all 11, 58, 331, 603, &c.; **al** 181, 203, 215, 414, 425 [OE. eal(le)]
al(le) *adv.* entirely, complete, quite, very 27, 53, 75, 106, 118, 404, 496, 608, 668 [From prec.]
alle *pron.* all, everybody 68, 137, 295, 336 [From prec.]
alas *interj.* alas 90 [OFr. h)a las]
alight *v. pa. 3. pl.* dismounted 489 [OE. ālihtan]
almsdede *n.* alms-giving 253 [OE. ælmes-dæd]
also *adv.* also 519 [OE. ealswā]
and *conj.* and 4, 87, 174, 251, 409 &c. [OE. and]
andlas *n.* spike 390 [ML. anelacius]
a-non-right *adv.* immediately 649 [OE. on ān(e + OE. rihtes)]

apertly *adv.* in public 240 [From OFr. apert]
aray *n.* clothing 17; manner 691 [AFr. ar(r)ai]
arayd *v. pp.* dressed 172 [AFr. araiier]
are *adv.* before 403 [OE. ær]
a-right *adv.* immediately 550 [From OE. on, *prep.* + OE. riht, *n.*]
armyd *v. pp.* armed 378 [OFr. armer]
as *adv.* as 322, 389, 552, 574 [OE. ealswā]
as *conj.* as 3, 76, 134, 239, 388, 535, 556, 608, 627, 712 [From prec.]
as *prep.* as 25, 118, 389, 574, &c. [From prec.]
as *rel. pron.* as 498 [From prec.]
askis *v. pres. 3. sg.* asks 344; **askyd** *pa. 3. sg.* 404 [OE. ascian]
at *prep.* at 5, 181, 352; (?) of 478; **atte** 364, 478 [OE. æt]
a-twyn *adv.* asunder 656 [OE. on + OE. twin]
auenaunt *adj.* seemly in appearance or manners; noble gracious 302 [OFr. avena(u)nt]
auntur *n.* marvelous thing; wonder, miracle 1; **auntour** 715 [OFr. aventure]
a-way *adv.* away 215, 325 [OE. on weg]
a-wondrid *v. pp.* astonished 334 [cf. OE. wundrian; ofwundrad]

B.

bayne *adj.* willing, eager 242 [ON. bein-n]
bakyn *v. pp.* baked 485 [OE. bacan]
bale *n.* pain, anguish 321; **balis** *pl.* 103 [OE. bealo]
baleful *adj.* wretched 203; fierce 211 [OE. bealoful]
balle *n.* ball 310 [OE. *beal(l)]
ban *v. inf.* curse 246; **ban** *pres. 1. sg.* 89;

bannith *pres. 3. pl.* 592 [OE. bannan]
bankers *n. pl.* ornamental hangings 444 [OFr. banquier]
bankis *n. pl.* hills, hill-side 41 [ON. bakki]
barbaryn *n.* barberry 71 [OFr. barbarin]
bare *adj.* bare 41, 105, 203, 563; devoid 243 [OE. bæŕ]

baret *n.* strife, turmoil 290 [OFr. barat]
bargayn *n.* negotiation, dealings 592 [OFr. bargai(g)ne]
barn *n.* child 227 [OE. bearn]
baronyes *n. pl.* baronies 670 [OFr. baronie]
barons *n. pl.* barons 40, 374 (**barins**) [OFr. baron]
basnet *n.* basinet 380, 527, 529 [OFr. bacinet]
bataille *n.* battle, fighting 568, 629 (**batayle**) [OFr. bataille]
bataillid *v. pp.* battlemented 671 [OFr. bataillié]
be *v.* be; **be** *inf.* 169, 195, 280, 281, 291, 298, 303, 437, 554, 584, 711; **am** *pres. 1. sg.* 142, 151, 152, 163, 164, 165, 190, 412; **art** *pres. 2. sg.* 159, 171, 172, 173, 180, 194, 234, 257, 627; **is** *pres. 3. sg.* 37, 94, 111, 157, 196, &c.; **are** *pres. 1. pl.* 436; **be** *pres. 1. pl.* 434; **are** *pres. 3. pl.* 9, 79, 97, 174, 183, 241, 250, 276, 277, 495, 631; **be** *pres. 3. pl.* 254, 321, 568, 630, 671, 685 (**bene**), 693; **was** *pa. 1. sg.* 137, 144, 161; **was** *pa. 3. sg.* 3, 19, 189, 365, 544, &c.; **were** *pa. 3. pl.* 7, 334, 386 (**wer**), 396 (**wer**), 637 (**wore**), 705, &c.; **be** *pp.* 5, 639; **be** *subj. pres. 2. sg.* 202, 241, 410, 415; **be** *subj. pres. 3. sg.* 175, 405, 462, 469, 624; **were** *subj. pa. 1. sg.* 581; **were** *subj. pa. 2. sg.* 134; **were** *subj. pa. 3. sg.* 76, 197, 199, 220, 230, 388, 472, 532, 535 (**wer**), 636; **were** *subj. pa. 3. pl.* 218 [OE. bēon & wēsan]
bede *v. pa. 3. sg.* offered; **BEDE FORTH HIS BROND** surrendered 645 [OE. bēodan]
bedis *n. pl.* prayers 200 [OE. gebed]
berde *n.* damsel, lady 29, 158, 357 (**bierde**); **berdis** *pl.* 145, 174 (**bierdis**) [Uncertain; see *OED*, sv. burd, *n.*]
berne *n.* man, knight 29, 222, 537, 567; **bernes** *pl.* 174, 242, 499, 629, 659; **bernys** *pl.* 490, 592, 658 [OE. beorn]

berelles *n. pl.* beryl 587 [OFr. beril]
besautis *n. pl.* bezant 368 [OFr. besaut]
be-falle *v. inf.* happen 299; **byfalle** *pa. 3. sg.* 72, 709 (**byfelle**) [OE. befeallan]
belle *n.*¹ bell 188, 708; **BY BOKE AND BY BELLE** by the mass book and the church bell 30 [OE. belle]
belle *n.*² cloak 367 [From prec.]
bent *n.* field 329, 563, 629 [OE. benet- (only in place names)]
berd *n.* beard 357 [OE. beard]
bere *n.* bier 175 [A. bēr]
bere *v.* bear (a child) 30, 89, 204, 227, 246, 431; carry 306, 308, 548; have 426; stab 528; **bere** *inf.* 426, 246; **berip** *pres. 3. sg.* 306, 308 (**berith**); **bare** *pa. 1. sg.* 204; **bare** *pa. 3. sg.* 89, 528, 548; **bore** *pp.* 30, 227 (**y-born**) [OE. beran]
best(e *adj.* best 548; as *sb.* 456, 707 [OE. betest]
best *n.* animal 554; **bestis** *pl.* 211 [OFr. beste]
bete *n.* beating 658 [From OE. bēatan]
bete *v.*¹ *inf.* remedy; **BETE THE BALIS** relieve the suffering 103 [OE. bētan]
bete *v.*² *pres. 3. pl.* beat 587; **betyn** *pp.* adorned 368 [OE. bēatan]
be-tyde *v. inf.* happen 268; **betid** *pa. sg.* 1, 715 (**bytyd**) [From OE. tīdan]
bettir *v. inf.* give the advantage 229 [From OE. bettra, *adj. comp.*; OE. betarian]
by *prep.* by 8, 42, 205, 438, 640, &c. [OE. bī]
bycalle *v. pres. 1. sg.* call upon 410 [OE. bi- + ON. kalla]
bycheve *v. inf.* happen 269 [From OFr. ch(i)ever]
by-claggyd *v. pp.* bedaubed; clot with something soft or sticky 106 [Uncertain; see *DOST*, sv. clag, *v.*]
biddyng *v. ger.* God's will, commandment 242, 243, 251 [From OE. biddan, *v.*]
by-dene *adv.* all together 11, 305, 607 (**bedene**), 687; indeed 380, 382, 459,

- 516, 594 [Uncertain; see *OED*, sv. *bedene*, *adv.*]
- bydis** *v.* stay, remain 29, 40, 329; suffer 321; **bydis** *pres.* 3. *sg.* 29, 321, 329;
- bodyn** *pa.* 3. *pl.* 40 [OE. *bīdan*]
- by(-)for** *prep.* before 72, 240, 343, 641 [OE. *beforan*]
- byform(e)** *adv.* previously 225, 476; in front 387 [OE. *beforan*]
- byggid** *v. pp.* built 71, 671 [ON. *byggja*]
- bygonne** *v. pp.* begun 278 [OE. *beginnan*]
- byholde** *v. inf.* see 44, 375, 379 [OE. *bealdan*]
- bykir** *v. inf.* attack 41 [cf. MDu. *bicken*]
- byreft** *v. pp.* taken away 175, 281 (**by-revid**) [OE. *berēafian*]
- byisy** *adj.* busy 174 [OE. *bisig*]
- by-side** *prep.* near 294 [From OE. *bī sīdan*]
- bysshopis** *n. pl.* bishops 707 [OE. *bisc(e)op*]
- bythoght** *v. pa.* 3. *sg.* called to mind 558 [OE. *beþencan*]
- bitir** *adj.* bitter 241 [OE. *biter*]
- bitis** *v. pres.* 3. *pl.* gnaw 211; **bytyng** *pres. p. as. adj.* sharp 528 [OE. *bītan*]
- bytray** *v. inf.* betray 311 [OE. *bi-* + OFr. *trair*]
- by-twene** *adv.* at intervals 451, 510 (**bytwene**) [OE. *betwēonum*, *prep.*]
- bytwene** *prep.* among 463 [From *prec.*]
- bytwix** *prep.* between 219 [OE. *betwix*]
- blak(e)** *adj.* black 105, 212, 658 [OE. *blæc*]
- blasyng** *v. pres. p. as. adj.* shining 527, 529 [From OE. *blase*, *n.*]
- bledis** *v. pres.* 3. *pl.* bleed 499; **blede** *pa.* 3. *pl.* 629 [OE. *blēdan*]
- blee** *n.* face 212 [OE. *blēo*]
- blekys** *v. pres.* 3. *sg.* injures 618 [From AFr. *blechier*; cf. OE. *blæcan* “bleach”]
- blendis** *v. pres.* 3. *pl.* agitate; **BLENDIS MY BLOOD** distresses me 212 [OE. *blendan*]
- blenkis** *v. pres.* 3. *sg.* glistens 537 [OE. *blencan*]
- blewe** *v. pa.* 3. *sg.* blew 62; **blowe** *pp.* 329 [OE. *blāwan*]
- blisful** *adj.* blessed 227 [From next]
- blis(se)** *n.* heavenly bliss 200, 221, 222, 243, 249; pleasure 375 [OE. *blis*]
- bloody**, *adj.* covered with blood 659 [OE. *blōdig*]
- blood** *n.* blood 212, 490, 537; **bled** bleeding, loss of blood 658 [OE. *blōd*]
- blounkyd** *v. pp.* bleached 367 [AFr. *blanchir*]
- body** *n.* body 89, 104, 105, 158, 203, 204, 211, 246, 499 (**bodyes** *pl.*), 548 (indicating horse) [OE. *bodig*]
- boght** *v. pa.* 3. *sg.* redeemed 222 [OE. *bycgan*]
- boke** *n.* book; **BY BOKE AND BY BELLE** by the mass book and the church bell 30 [OE. *bōc*]
- bold(e)** *adj.* noble, fair 40, 145, 374; certain 241; brave, strong 297, 490, 537; fine, handsome 367; stately 670; **boldest** *superl.* 297 (as *sb.*), 490 [A. *bald*]
- boldily** *adv.* immediately, speedily 563 [OE. *b(e)aldlice*]
- bone** *n.* bone 105, 519 [OE. *bān*]
- bordis** *n. pl.* tables 449 [OE. *bord*]
- bordure** *n.* ornamental border 381, 587 (**borduris** *pl.*) [OFr. *bordeure*]
- bore** *n.* boar 41 [OE. *bār*]
- bote** *n.* use, avail; **WHAT BOTE IS TO LEYNE** what is the use of concealing (it)? 204; salvation, penance 229 [OE. *bōt*]
- botenyd** *v. pp.* furnished with bottoms 368 [OFr. *bo(u)toner*]
- bothe** *adj.* both 10, 276 (**boþ**), 488 (**boþe**), 595, 656, 695, 707 (**boþe**) [ON. *bāþir*]
- boþe** *n.* both 694 [From *prec.*]
- bowe** *n.* bow 38 [OE. *boga*]
- bowis** *n. pl.* boughs 39 (**bowys**), 40, 71, 127 (**bewys**); subdivision of vice 241 [OE. *bōg*]
- bowne** *adj.* obedient 276; **BOUN TO** ready

for 568 [ON. būin-n]
bracelet *n.* a hunting dog 38 [AFr. bercelet]
brayn *n.* brain 480 [OE. brægen]
brasse *n.* IN BRASSE (roasted) on embers 188 [OFr. brese]
brede *n.* pastry 485 [OE. brēad]
y-bred *v. pp.* brandished 570 [OE. bregdan]
breydin *v. pa. 3. pl.* spread, set 449 [OE. brēdan]
breke *v. inf.* break 242; **brekiþ** *pres. 3. sg.* 243; **brak** *pa. 1. sg.* 206 [OE. brecan]
brenne *v. pres. 1. sg.* suffer torture by fire 188; **brent** *pp.* refined by fire 381, 485 [ON. brenna]
briddis *n. pl.* birds 127, 367, 485 [OE. brid]
bridel *n.* rein 345 [OE. brīdel]
bright *adj.* fair 144, 158, 357, 374; bright, beautiful 380, 444, 485, 504, 568, 570, 587; **brighter** *comp.* 144 [A. bryht]
bright *adv.* brightly 527 [From prec.]
brymstone *n.* brimstone 188 [OE. bryn-stān]
bring *v. inf.* bring 200, 249 (**bryng**), 290; **broght** *pa. 3. sg.* 158; **broght** *pa. 3. pl.* 479; **broght** *pp.* 175, 221; **bring**

subj. pres. 3. sg. 222 [OE. bringan]
bro *n.* mess 290 [OFr. bro]
broches *v. pres. 3. pl.* spur 499; **brochid** *pa. 3. sg.* pierced, slashed 577 [OFr. brochier]
brode *adj.* broad 357, 708 (**brood**) [OE. brād]
brond(e) *n.* sword 567, 577, 602, 645; **brondis** *pl.* 504, 568, 570, 659 [OE. brand]
browis *n. pl.* eyebrows 144 [OE. brū]
brow *v. pp.* brought about; **BARGAYN WAS BROW** dealings occurred 592 [OE. brēowan]
bugle *n.* horn 329 [OFr. bugle]
bunfetis *n. pl.* good deed, act of piety 200, 249 (**bunfaites**) [OFr. benfait]
burghes *n. pl.* castles 670 [OE. burg]
burnysshid *v. pp.* polished 380, 527, 645 [OFr. burnir]
buskyd *v. pa. 3. sg.* went 567 [ON. būask]
but *adv.* only 259 [From next.]
but *conj.* but 108, 197, 211, 243, 244, 300, 437, 470, 608, 615, 634; unless 427 [OE. būtan]
but *prep.* except 29, 68, 177, 207, 490, 554 [From prec.]

C.

caght *v. pa. 3. sg.* caught; **CAGHT OF** took off 626; **cacchid** *pp.* wrapped 152 [AFr. cach(i)er]
caiser *n.* ruler 410 [MHG. keiser]
calle *v. inf.* **CALLE ON** call upon 133; order 449; **callid** *pa. 3. sg.* **CALLID TOWARD** address 644; **callid** *pp.* summon 461 [ON. kalla]
candelle *n.* candle 224 [OE. candel]
cantelle *n.* shield 521 [AFr. cantel]
care *n.* concern 43; grief, distress 151, 152 (**caris** *pl.*), 201 [OE. caru]
carkele *n.* (?) charcoal 446 [OE. *cearrīan + OE. col; see *MED.* sv. char-cōl, *n.*]

carpis *v. pres. 3. sg.* speaks, talks 413; **carpid** *pa. 3. sg.* 409 [ON. karpa]
cas *n.* case; IN THIS (DIS, THAT) **CAS** in this (that) situation 142, 483, 610 [OFr. cas]
cast *v.* defeat 151, 607; consider 463; **CAST ON KENETIS COWPLIS** leash kenets 42; **cast** *pa. 3. pl.* 42; **cast** *pp.* 151, 607; **cast** *imper. sg.* 463 [ON. kasta]
castelet *n.* small tower, turret 492 [AFr. castelet]
castels *n. pl.* castles 150, 667 [AFr. castel]
celour *n.* canopy 340 [OFr. celëure]
cerclyd *v. pp.* ornamented with circular

patterns 22 [From OFr. *cercle*, *n.*]
chace *n.* game animal 63 [OFr. *chace*]
chapelle *n.* chapel 445 [OFr. *chapele*]
charite *n.* charity 252 [OFr. *charite*]
chauf *v. inf.* make warm 446 [OFr. *chaufer*]
chaumbre *n.* chamber 445 [OFr. *cha(u)mbre*]
chance *n.* fate, fortune 268, 269, 299 [OFr. *chance*]
chawlis *n. pl.* jaws 132 [OE. *ceafli*]
cheuallerous *adj.* chivalrous 269 [OFr. *chevalerous*]
cherissid *v. pp.* cherished 252 [OFr. *ch(i)erir*]
chevest *adj. superl.* preeminent 252 [From OFr. *chef*, *n.*]
child *n.* child 310 [OE. *cild*]
chille *adv.* shrilly 132 [OE. *scill*, *adj.*]
chynne *n.* chin 132 [OE. *cin(n)*]
chymney *n.* fireplace 446 [OFr. *cheminée*]
holle *n.* forehead 114 [cf. OE. *ceole*]
clad *v. pp.* clothed 106, 119 (**clothid**);
clothing *ger.* as *sb.* clothes 119 [From OE. *clāþ*, *n.*]
clay *n.* mud 106, 152 [OE. *clæg*]
claterid *v. pa. 3. pl.* clattered 132 [cf. MDu. *clateren*]
clene *adj.* bright 457 [OE. *clæne*]
clene *adv.* properly 71, 378; brightly, splendidly 370, 667, 671; completely 603 [OE. *clæne*]
clense *v. inf.* purge 134 [OE. *clænsian*]
clere *adj.* shining 371 [OFr. *cler*]
clerk *n.* learned person 94 [OE. *clerc*]
clerly *adj.* clear 379 [From OFr. *cler*, *adj.*]
clevip *v. pres. 3. sg.* slashes 603; **clefe** *pa. 3. sg.* pierce 521 [OE. *tō*clēofan]
cliffis *n. pl.* hills 42 [OE. *clif*]
clips *n.* eclipse 94 [L. *eclipsis*]
clyst *n.* (?) error for *crest*, top 114 [OFr. *creste*]
cloystris *n. pl.* monasteries 201 [OFr. *cloistre*]
cloke *n.* cloak 20 [OFr. *cloke*]
closyd *v. pp.* covered 152; joined,

fastened 382 (**closid**) [From OFr. *clos(e)*, *pp.*]
clothis *n. pl.* tablecloths 449 [OE. *clāþ*]
clowdis *n. pl.* clouds 328 [OE. *clūd*]
code *n.* a chrisem code 224 [Obscure]
cold(e) *adj.* cold 42, 151 [A. *cald*]
coler *n.* neck 618 [OFr. *colier*]
colourid *v. pp.* coloured 370 [OFr. *colorer*]
colours *n. pl.* colours 378 [OFr. *colour*]
comaunde *v. inf.* command 481, 482;
comaundid *pa. 3. sg.* 650, 651 [OFr. *comander*]
come *v.* come; **comith** *pres. 3. sg.* 349;
come *pres. 3. pl.* 341; **come** *pa. 3. sg.* 83; **comyn** *pp.* 3, 142, 690 (**come**); **come** *subj. pres. 3. sg.* 245 [OE. *cuman*]
comforte *n.* relief 636 [OFr. *comfort*]
comfort *v. inf.* encourage, exhort 43; refresh 480 (**comforte**); **comfortith** *pres. 3. pl.* console 694; **comfort** *pa. 3. sg.* cheered up 95 [OFr. *comforter*]
comly *adj.* fair, noble 361 (**comely**), 662; beautiful, splendid 379 [OE. *cȳmlīc*]
coniurid *v. pa. 3. sg.* made an urgent request 133 [OFr. *conjurer*]
conquerour *n.* conqueror 3 [OFr. *conquereor*]
contenance *n.* manner 409 [OFr. *cuntenaunce*]
contrefilettid *v. pp.* (?) adorned with ribbon for the head 370 [AFr. *countre-* + OFr. *filet*, *n.*]
corage *n.* valour, courage 601 [OFr. *corage*]
coronal *n.* coronal 626 [AFr. *coronal*]
coste *n.* coast 301; flank 603 [OFr. *coste*]
coueytous *adj.* covetous 265 [OFr. *coveitous*]
couenant *n.* agreement; VP-ON DIS COUENANT on this condition 683 [OFr. *covenant*]
couentis *n. pl.* convent 201 [OFr. *covent*]
counseil *n.* discussion; CALLID TO COUNSEIL draw into a discussion 461 [OFr. *conseil*]

countes *n. pl.* shires 150 [AFr. counte]
coupis *n. pl.* cups 457 [OFr. coupe]
coueryd *v.*¹ *pa. 3. sg.* protected 521 [AFr. coverir]
coverid *v.*² *pa. 3. sg.* **COVERID** *VP* got up 610; recoverd 612 [AFr. coverer]
cowplis *n. pl.* leashes 42 [OFr. couple]
crede *n.* creed 97 [OE. crēda]
creste *n.* the crest on a helmet 379 [OFr. creste]
cryed *v. pa. 3. sg.* proclaimed 651 [OFr. criier]
crismyd *v. pp.* anointed with chrism 224 [From OE. crisma, *n.*]
crist *n.* the Christ 133 [OE. crīst]
cristalle *n.* crystal 371 [OE. cristalla]
cristnyd *v. pp.* baptized 138, 224 [OE. cristnian]
crosse *n.* cross 97, 134, 223 [OE. cros]
crowne *n.* crown 287, 371 [OFr. corone]

crownyd *v. pp.* crowned 223, 287, 288;
QWENE CROWNYD sovereign queen 144;
CROWNYD KING sovereign lord 360 [OFr. courouner]
crucified *v. pp.* crucified 134, 223 [OFr. crucefiier]
cruelle *adj.* brave 601 [OFr. cruel]
cuntres *n. pl.* countries 150, 667 [OFr. contrée]
curteys *adj.* courteous 153, 415 [AFr. courteis]
curteisly *adv.* politely, generously 483 [From AFr. courteis, *adj.*]
cusshewis *n. pl.* cuisses, armours covering the thighs 394 [AFr. cuisson]
cusshyns *n. pl.* cushions 444 [AFr. cuissien]

D.

day *n.* day 6, 75, 98, 305, 312, 313, 473, 484, 515, 564, 695 [OE. dæg]
dame *n.* mother 160 [OFr. dame]
dare *v. pa. 3. pl.* trembled 52 [OE. darian]
daunger *n.* danger 184, 318 [AFr. daunger]
dawnyng *v. ger.* dawn 473 [cf. OE. dāgian]
dede *adj.* dead 554 [OE. dēad]
dede *n.* deed 516 [A. dēd]
defoulith *v. pres. 1. pl.* oppress, treat unjustly 262 [AFr. defouler]
deyntes *n. pl.* delicacies 182, 183, 454, 459, 484 [AFr. deintē]
dele *v. subj. pres. 3. sg.* give 471 [OE. dēlan]
delices *n. pl.* sensual pleasure 213 [OFr. delice]
dellis *n. pl.* dale 6, 51 (**dellys**) [OE. del]
demayn *n.* bread of fine quality 478 [From AFr. pain demeine]
depe *adj.* deep 6 [OE. dēop]
dere *n. pl.* deer 51, 53 [OE. dēor]
derfly *adv.* without hesitation 312 [From

ON. djarf-r]
derk(e) *adj.* dark 75, 564 [OE. deorc]
dernely *adv.* slyly 562 [From A. derne, *adj.*]
dese *n.* dais 182, 343 (**deys**) [AFr. deis]
desert *n.* wilderness 98 [ML. dēsertum]
deth(e) *n.* death 54, 154, 160, 170, 515 [OE. dēap]
dy(e) *v. inf.* die 98, 295, 305 [ON. deyja]
dight *v.* with *refl.* go 6; treat 154, 160, 169, 593, 623; deal with 170; prepare 183, 454, ; arrange, put, set 355, 495; get ready, equip 473; deliver 533; **dight** *inf.* 170; **dight** *pa. 3. pl.* 6; **y-****dight** *pp.* 154, 160, 169, 183, 355, 454, 473, 495, 533, 593, 623 [OE. dihtan]
dynyd *v. pa. 3. sg.* ate 484 [OFr. diner]
dyntis *n. pl.* blows 277, 516, 533, 593, 594 [OE. dynt]
dirray *n.* trouble 513 [AFr. de(s)rei]
disshis *n. pl.* dishes 459 [OE. disc]
dyuyd *v. pp.* submerged 277 [OE. dýfan]
do *n.* doe 54 [OE. dā]
do *v.* do, make, perform; **do** *inf.* 98, 210,

228; **do** *pres. 1. sg.* 170; **do** *pres. 3. pl.* 632; **dede** *pa. 3. sg.* 481, 482; **dede** *pa. 3. pl.* 708; **done** *pp.* 218; **do** *imper. sg.* 350 [OE. *dōn*]
doghty *adj.* bold, valiant; worthy, excellent 672; as *sb. sg.* 516, 571, 607; *pl.* 473, 593, 594, 687, 692; **doghtyest** *superl.* as *sb.* 295 [OE. *dohtig*]
doghtyng *n. pl.* (?) valiant ones 305
dole *n.* misery 184, 318; grief 554 [OFr. *dol*]
dolefully *adv.* shamefully 160 (**dolfully**); painfully 593, 623 [From prec.]
dombe *adj.* dumb 554 [OE. *dumb*]
donioun *n.* prison 184 [OFr. *donjon*]
dosers *n. pl.* wall hangings 444 [OFr. *dossier*]
doun *adv.* down 587 (**douun**), 603, 606, 608, 647 (**down**) [OE. *dūne*]
doun *n.* hill 53 [OE. *dūn*]
doun-right *adv.* downright 591 [OE. *dūne + OE. rihtes*]
dout *n.* doubt; **OUT OF DOUT** doubtlessly 170 [OFr. *doute*]
doutous *adj.* terrifying 594 [OFr.

doutous]
drawis *v. pres. 2. sg.* delay; **DRAWIS ON SO DRIGHLY** postpone 513 [OE. *dragan*]
dred *v. pa. 3. sg.* feared 571 [OE. *ādrædan*]
drede *n.* fear 54, 562 [From prec.]
dry *v. inf.* suffer 141 [ON. *drȳgia*]
drighly *adv.* continually 513 [ON. *drjūg-r*]
dryve *v. inf.* drive 564; **dryvis** *pres. 3. sg.* rushes 53 [OE. *drīfan*]
droupe *v. pres. 3. sg.* is afraid, cowers 53; **drowpyn** *pres. 3. pl.* 52; **drowpid** *pa. 3. sg.* 54 [ON. *drūpa*]
dubbe *v. inf.* dub 672; **dubbyd** *pa. 3. sg.* 695 [OE. *dubbian*]
duke *n.* knight, warrior 4 (**dukes** *pl.*); duke 672, 695 (**dukis** *pl.*) [OFr. *duc*]
duspers *n. pl.* famous knights or nobles 4, 11 (**dospers**), 277 [OFr. *duz(z)e-per(s)*]
dwelle *v. inf.* dwell, live, stay 259, 316; **dwelle** *pres. 1. sg.* 184, 318; **duellith** *pres. 3. pl.* 4 [OE. *dwellan*]

E.

eche *adj.* each, every 36, 255, 433, 557 [OE. *ælc*]
ey *adv.* always; **EUERE EY** always, forever 359 [ON. *ei*]
eyen *n. pl.* eyes 116, 356, 598 [OE. *ēage*]
eiþer *pron.* each of two 580 [OE. *ægþer*]
emperour *n.* emperour 168 [OFr. *empereor*]
encountre *v. inf.* fight 463, 465; **encountris** *pres. 3. sg.* 506 [OFr. *encontrer*]
ende *n.* end 702 [OE. *ende*]
endorid *v. pp.* covered with a glaze of eggs 459 [OFr. *endorer*]
enemy *n.* opponent 561 [OFr. *enemi*]
englorid *v. pp.* engrailed 307, 509 [OFr. *engreslé*]

eny *adj.* any 198, 199, 263, 300, 365, 417, 677 [OE. *ænig*]
ensege *v. inf.* besiege 289 [OFr. *ensegier*]
enspiris *v. pres. 3. sg.* inhales 255 [OFr. *enspirer*]
erly *adv.* early 474 [OE. *ærlīce*]
erlis *n. pl.* nobles 33 [OE. *eorl*]
ernestly *adv.* earnestly 33 [OE. *eornostlīce*]
ete *v. pres. 2. sg.* eat 323 [OE. *etan*]
euere *adv.* ever 99, 323, 359, 548, 628 [OE. *æfre*]
euerych *adj.* every 333 [OE. *æfre ælc*]
evyn *n.* evening; **ON EVYN AND A MORN** at all times 229 [OE. *æfen*]

- fable** *n.* falsehood 300 [OFr. fable]
fay *n.* faith; **IN FAY** truly 398, 531; **feith** 430 [AFr. fai]
failip *v. pres. 3. sg.* suffers loss of 233; goes to pieces 589 (**faylith**) [OFr. faillir]
fair(e) *adj.* beautiful, handsome, attractive 330, 398, 429, 542 (**fayr**), 573, 684, 685, 709; **fairest** *superl.* 137, 551 (**fayrest**) [OE. fæger]
faire *adv.* graciously 8; exactly 680 (**feire**) [OE. fægre]
fairhede *n.* physical beauty, attractiveness 373 [OE. fæger + OE. -hæde]
falle *v. inf.* happen 300; **felle** *pa. 3. pl.* fell 80 [OE. feallan]
fals *adj.* false 270 [OFr. fals]
fare *n.* track 47; feasting 399; attack 526 [OE. faru]
fare *v.* go, behave, act; **fare** *inf.* 260, 261; **faire** *pres. 3. pl.* 689; **fore** *pa. 1. sg.* 712 [OE. faran]
fast *adv.* eagerly 63; **FAST BY-FOR** shortly before 72; vigorously 500 [OE. fæste]
fawnt *n.* young child 398, 399 (**faunt**) [OFr. faunt]
fawtis *v. pres. 3. sg.* lacks 574 [OFr. fauter]
fecche *v. inf.* fetch 551 [OE. feccean]
fede *v. imper. sg.* supply with foods 319 [OE. fēdan]
fellowship *n.* a band of followers 8 [ON. fē-lagi + OE. -scipe]
feld(e) *n.* plain, field 429, 430, 500, 573 [OE. feld]
fele *adj.* many 47, 262 [OE. fela]
felefold *adv.* in many ways 684 [From OE. fela-feald, *adj.*]
felle *v. inf.* kill 7; **fellid** *pa. 3. pl.* 46 [A. fællan]
fellis *n. pl.* hills 8, 32, 50 [ON. fjall]
femals, *n. pl.* female deer 7, 46 [OFr. femele]
fendis *n. pl.* demons 186 [OE. fēond]
ferdnes *n.* terror 186 [From OE. ge-)færan]
ferre *n.* **IN FERRE** together 330 500 [OE. gefēr]
ferly *n.* marvel, wonder 72, 300, 709 [From OE. færlīc, *adj.*]
ferlily *adv.* miraculously 274 [From prec.]
fersly *adv.* fiercely 572 [From OFr. fers, *adj.*]
fifty *num.* fifty 517 [OE. fiftig]
fight *n.* battle 270, 274, 574, 589 [OE. feoht(e)]
fight *v.* fight; **fight** *inf.* 261, 411, 430, 438; **fight** *pres. 3. pl.* 572, 573; **foghtyn** *pa. 3. pl.* 500; **foght** *pp.* 476; **fightyng** *ger.* 412 [OE. fihtan]
figure *n.* appearance 137 [OFr. figure]
file *n.* fill, desire 411, 574 [OE. fyll]
fynd *v. inf.* find 411 [OE. findan]
fyne *adj.* fine 589 [OFr. fin]
flawis *n. pl.* flakes of snow 80 [ON. flaga]
fled *v. pa. 3. pl.* fled 80 [OE. flēon]
flessh *n.* flesh 137 [OE. flāsc]
flokkis *v. pres. 3. sg.* gathers 330 [From OE. flocc, *n.*]
folde *n.*¹ pleat 369 [From OE. fealdan, *v.*]
fold *n.*² land, country 431, 476 [OE. folde]
folk *n.* folk 233, 262, 275, 319; troop of hunters 330 [OE. folc]
folow *v. inf.* pursue 47; **folwis** *pres. 3. sg.* 186, 526 (**folowip**); **folowid** *pa. 3. sg.* 63, 398 [OE. folgian]
follower *n.* horse which follows 398 [OE. folgere]
fondyn *v. pp.* come 412 [OE. fundian]
fondis *v. pres. 1. pl.* seek 261 [OE. fandian]
food *n.* food 233, 319 [OE. fōda]
foot *n.* foot 78, 79, 542 (**fofe**), 573; **food** 551 [OE. fōt]
for *conj.* for 112, 125, 555 [OE. for, *prep.*]
for *prep.* for 54, 166, 351, 539, 698, &c. [OE. for]

forbety *v. pp.* beaten severely 659 [From OE. *bēatan*]
forest(e *n.* forest 7, 709, 712; **forestis**, *pl.* 680, 684, 685 [OFr. forest]
forhed *n.* forehead 369 [OE. for(e)-*hēafod*]
forsoþe *adv.* truly 303, 358 [OE. *forsōþ*]
forth *adv.* straight 551; forth 645 [OE. forþ]
fortune *n.* fate 270 [OFr. fortune]
four *num.* four 653 [OE. *fēower*]
foundrid *v. pa. 3. sg.* fell to the ground 542 [OFr. *fondrer*]
fray *n.* fear 399 [From AFr. *affrai*]
frayst *v. inf.* seek 412 [ON. *freista*]
fre-born *v. pp.* as *adj.* of noble birth 431 [OE. *frēo*, *adv.* + OE. *bēran*, *v.*]
freke *n.* man, knight 261, 411, 431, 526, 476; **frekis** *pl.* 79, 500 [OE. *freca*]
frely *adj.* beautiful 680 [OE. *frēolīc*]
frely *adv.* properly 225 [OE. *frēolīce*]
fressh(e *adj.* vigorous 47; clean 166;

refreshed 526 [OFr. *fresche*]
frettyd *v. pp.* covered 369; trimmed 589 [From OFr. *freté*, *pp.*]
fryd *v. pp.* protected, enclosed 7 [OE. *frīþian*]
frysoun *n.* Frisian horse 551 [OFr. Frisoun]
fryke *adj.* vigorous 574 [OFr. *frique*]
fritthe *n.* royal forest, park 330; **fritthis** *pl.* 8, 50, 80 (**fritthes**), 680, 685 (**fritthes**) [OE. *frīþ*]
fro *prep.* from 151, 408 (**from**), 412, 546 (**from**), 678 [OE. from]
frounte *n.* forehead 387 [OFr. front]
ful *adv.* very, quite 26, 139, 294, 432, 620, &c. [OE. full]
ful *n.* plenty 56 [OE. *ful(1)*]
funtstone *n.* baptismal font 225 [OE. font + OE. *stān*]
furror *n.* robe of fur 166 [OFr. *forreure*]

G.

gay *adj.* noble, beautiful, excellent 156, 157, 336, 530, 547, 697; shining, bright 366, 496 [OFr. *gai*]
gay *adv.* brightly 15; richly 194; gallantly 509 [From prec.]
gayly *adv.* jauntily 26, 27 [From prec.]
gaynest *adj. superl.* loyal 12 [ON. *gegn*]
galyard *adj.* valiant 458; as *sb.* valiant one 493 [OFr. *gailart*]
game *n.* game animals 59, 67, 436; amusement; **GAME (N)OR GLE** amusement and merrymaking 146, 402 [OE. *gamen*]
gan *v. aux.* did 133, 328, 449, 586 [OE. *onginnan*]
garnysoun *n.* treasure 664; **garsons** *pl.* 697 [OFr. *garison*; cf. OE. *gærsama*]
gart *v. pa. 3. sg.* made, ordered 703 [ON. *gera*]
gate *n.* way, path 28, **gatys** *pl.* 85 [ON. *gata*]
gent *adj.* beautiful 345 [OFr. *gent*]
gentils *adj.* as *sb. pl.* noble ones 502

[OFr. *gentil*]
gere *n.* behaviour, appearance 125 (**giere**), 126; armour 496 [ON. *gervi*]
gert *v. pa. 3. sg.* **GERT ~ ÞURGH** pierced 582; **GERD ~ TO THE GROUND** knocked to the ground 606 [OE. **gyrdan*]
geste *n.* guest 458 [ON. *gestr*]
gete *v.¹ imper. pl.* watch over 283 [ON. *gæta*]
gete *v.² inf.* get 555 [ON. *geta*]
gye *v. imper. sg.* protect 296 [OFr. *guier*]
gyllis *n. pl.* ravines 418 [ON. *gil*]
gyte *n.* mantle 15, 366 [OFr. *guite*]
gyve *v. pres. 1. sg.* give 664; **gyue** *pres. 3. pl.* give 59 [ON. *gefa*]
gladis *v. pres. 3. pl.* entertain 458 [OE. *gladian*]
gladly *adv.* merrily 60, 61 [OE. *glædlīce*]
gle *n.* joy 146, 402 [OE. *glēo(w)*]
glede *n.* burning coal 393; **gledis** *pl.* 117, 118 [OE. *glēd*]
glemith *v. pres. 3. sg.* gleams 15 [From

OE. glæm, *n.*]
glidis *v. pres. 3. sg.* walks, goes 26, 27, 118, 325; **glode** *pa. 3. sg.* **GLODE** **GATYS** proceed 85 [OE. glīdan]
glymerid *v. pa. 3. pl.* glimmer 117 [MHG. glimmern]
glysid *v. pa. 3. sg.* glittered 356 [OE. glisian]
gliteryng *v. pres. p.* glittering 27, 496 (**glytering**); as *adj.* 15 [From ON. glitra]
glorious *adj.* beautiful 366, 372 [OFr. glorios]
gloupe *v. pres. 1. sg.* be filled with fear 91 [cf. ON. glūpna]
glowid *v. pa. 3. sg.* glowed 118, 393 (**glowyd**) [OE. glōwan]
go *v. inf.* go, proceed 471; **go** *pres. 1. sg.* 191; **gothe** *pres. 3. sg.* 326; **go** *pres. 3. pl.* 60, 61; **gone** *pp.* 111, 157, 547; **go** *imper. sg.* 551 [OE. gān]
god *n.* God 140, 238, 471, 539 [OE. god]
gode *n.* good deeds; **DO** **GODE** perform an act of piety 228 [OE. gōd, *n.*]
gold(e) *n.* gold 27, 147, 371, 381, 392, 485, 496, 509, 589, 664 [OE. gold]
good *adj.* good 313f., 547, 553, 557; as epithet 313, 494, 539, 546, 638 [OE. gōd, *adj.*]
good *n.* possessions 232 [OE. gōd]
goodly *adv.* gladly 652 [From OE. gōdlic, *adj.*]
go(o)st *n.* ghost 99, 100, 111, 118, 125, 126, 163, 325; holy ghost 254 [OE. gæst]
grace *n.* grace 140, 228, 539 [OFr. grace]
graceles *adj.* damned 163 [OFr. grace + OE. -lēas]
gracious *adj.* gracious; **GRACIOUS** **ȝIFTIS** grace 254 [OFr. gracios]
graiþ *n.* arms 436 [ON. greiði]
graiþely *adv.* properly 508 [ON. greiðliga]
gras(se) *n.* grass land 60; grass 366 [OE. græs]
grede *v. inf.* shriek 99 [A. grēdan]
grefe *n.* pain, wound 599, 600 (**gref**); **grevis** *pl.* 632, 633 [AFr. gref]

grey *adj.* gray 356, 598 [A. grēg]
greyþer *adj. comp.* wealthy, powerful 147; **greithest** *superl.* competent 68, 439 [ON. greiðr]
greythid *v. pa. 3. sg.* was dressed 147; arranged 394 (**greiþid**); **graithid** *pp.* armed 508 [ON. greiða]
greyvis *n. pl.* greaves 394 [OFr. greves]
grene *adj.* green 28, 61, 69, 128, 326, 355, 366, 688; as *sb.* field 12, 507, 508, 665 [OE. grēne]
grete *adj.* large, great 60, 202, 230, 356, 472, 590, 599, 636; **grettest** *superl.* as *sb.* the major part 418 [OE. grēat]
grete *n.* lamentation 324 [From next]
grete *v. inf.* weep, lament 278; **grette** *pa. 3. sg.* 597 (**gret**), 599, 620; **grette** *pa. 3. pl.* 493; **gretyng** *ger.* lamentation 326; **GRETTE** **ON** appealed to 620 [OE. grētan]
greuys *n. pl.* groves, woods 61, 418; **grevis** 69, 326, 665, 688 [OE. græfa]
greve *v.* grieve 100, 633; disappoint 464; afflict 515; **greve** *inf.* 100, 464; **grevis** *pres. 3. sg.* 633; **grevid** *pa. 3. sg.* 515 [OFr. grever]
griffons *n. pl.* griffins 509 [OFr. grifon]
grille *adj.* sorrowful 620 [From OE. gryllan, *v.*]
grylle *n.* annoyance 677 [From prec.]
grille *v. inf.* grieve 632; **grillis** *pres. 3. sg.* 422 [OE. gryllan]
grym *adj.* hideous 125 [OE. grim]
grynyd *v. pa. 3. sg.* gaped 126 growled 524 (**grynyd**); was furious 543 [OE. grennian]
grisly *adj.* hideous 99, 111, 125, 163; dreadful 324; **grislyest** *superl.* 99 [OE. grislic]
grisly *adv.* hideously 126; cruelly 524 (**gresily**); terribly 600 [From prec.]
grith *n.* mercy; **GYUE** ~ **GRITH** spare (game animals) 59 [OE. griþ]
gronyd *v. pa. 3. sg.* groaned 524; **gronyng** *ger.* groaning 620 [OE. grānian]
ground *n.* ground 59, 146, 606, 607 [OE.

grund]
growys *v. pres. 3. pl.* grow 128; exist 146

(**growis**) [OE. grōwan]

3

zanyd *v. pa. 3. sg.* opened the mouth wide 87 [OE. gīnan]
ze *pron. nom.* you 169, 283, 285, 292 (**ye**), 564, 576; **zour** *gen.* your 143 (**your**), 265, 277, 282; **yow** *acc.* and *dat.* you 170, 276; **zow** *acc.* and *dat.* 150, 170, 280, 284, 311 [OE. gē]
zeftis *n. pl.* gifts 254, 697 (**giftis**) [OE. gift; ON. gipt]
zernely *adv.* fervently 86 [OE. geornlice]

zet *adv.* yet 280, 437, 615 [OE. gēt]
zeve *v. pres. 1. sg.* give, confer 677; **yaf** *pa. 3. sg.* 663; **zaf** *pa. 2. pl.* 422; **yeve** *subj. 2. sg.* 676; **yeve** *imper. sg.* 232 [OE. giefan]
zollyn *v. pres. 3. pl.* cry out 179; **zollyng** *pres. p.* 86 [OE. gellan]
zon *adj.* that 641 [OE. geon]

H.

hay *n.* hay 448 [OE. hei]
halle *n.* hall 131, 309, 440, 445 [A. hal(l)]
halowe *v. inf.* halloo 57 [OFr. hal(l)öer]
halowyd *v. pp.* consecrated 225 [OE. hālgian]
halvyndel *adv.* half, by half 639 [A. half + OE. dæl]
hame *n.* native land 412 [OE. hām]
happith *v. pres. 3. sg.* happens 615 [From ON. happ, *n.*]
hardy *adj.* brave 467, 586 (as *sb.*), 674 [OFr. hardi]
hastily *adv.* fiercely 586 [OFr. haste, *n.*]
have *v.* have, possess; **have** *inf.* 155, 363, 666, 668; **have** *pres. 1. sg.* 139, 314; **have** *pres. 1. pl.* 436; **have** *pres. 3. pl.* 279; **had** *pa. 3. sg.* 108; **had** *pa. 3. pl.* 375; **have** *imper. sg.* 173, 251, 313, 622 [OE. habban]
have *v. aux.* have; **have** *inf.* 584; **hath** *pres. 3. sg.* 140, 154, 160, 329, 461 (**haþ**); **have** *pres. 3. pl.* 239, 274, 488; **had** *pa. 3. sg.* 476, 639; **had** *pa. 3. pl.* 5 [From prec.]
he *pron. nom.* he 3, 95, 244, 533, &c.; **his** *gen.* his 2, 95, 330, 536, 702 (**hys**), &c.; **hym** *acc.* or *dat.* him 2, 231, 409, 550, &c.; **hym** *refl.* himself 558, 562 [OE. hē]

hede *n.*¹ head 18, 124, 426, 541 (**heed**) [OE. hēafod]
hede *n.*² attention; **TAKE HEDE** consider 171 [From OE. hēdan, *v.*]
hekkys *n. pl.* racks 448 [OE. hæcce]
hele *n.* heel 386 [OE. hēla]
helyng *v. ger.* clothing 108 [From OE. helan]
helle *n.* hell 84, 186 [OE. helle]
helmys *n. pl.* helmets 586 [OE. helm]
helpith *v. pres. 3. sg.* helps 177 [OE. helpan]
hende *adj.* beautiful 377; valiant 529, 698 (as *sb.*); **hendest** *superl.* as *sb. pl.* noble [OE. gehende]
hendly *adv.* pleasantly 44 (**hendely**); courteously 344; quickly 448 [From prec.]
hennys *adv.* from here 260 [From OE. heonon(*e* *adv.*)]
hent *v. pp.* taken 488 [OE. hentan]
herdis *n. pl.* herds 5, 44, 130, 435 [OE. heord]
here *adv.* here 45, 171, 234, 414, 664, &c. [OE. hēr]
here *n.* hair 108 [A. hēr]
here *v.* hear; **here** *inf.* 130, 131; **herd** *pa. 1. sg.* 94, 99; **herd** *pa. 3. pl.* 474; **heryng** *pres. p.* 404 [A. ge)hēran]

herkenys *v. imper. pl.* listen 131 [From OE. he(o)rcnian]
hert *n.*¹ heart 258, 422, 543, 632 [OE. heorte]
hertis *n.*² *pl.* harts 57 [OE. heorot]
hertly *adv.* sincerely, earnestly 171, 192, 235 [OE. geheortlice]
hestis *n. pl.* vows 235 [OE. hæs]
hevid *v. pa. 3. pl.* raised 448 [OE. hebban]
hewe *n.* colour 18 [OE. hiew]
hewe *v. inf.* hew 586 [OE. hēawan]
hide *n.* skin 108 [OE. hȳd]
hidis *v. pres. 3. sg.* hides 18; **hydīs** *pres. 3. pl.* 124; **hid** *pp.* 5, 711 [OE. hȳdan]
hye *adj.* intense 18 [OE.; A. heh]
hyes *v. pres. 3. pl.* hurry, hasten 124; **hying** *pres. p.* 57 [OE. hīgian]
hight *n.* height; **on niġht** furiously 187, 523 (**hyght**), 612; in an excellent manner 344, 360, 404, 648; loudly 413, 644 (**height**), 651; aloft 448, 491 [OE. hīhþ(u)]
holde *v.* have, hold, keep 235, 666, 668, 691; **hold(e)** *inf.* 235, 666, 668; **hold** *pa. 3. sg.* 691 [OE.; A. haldan]
holle *adj.* hollow 116 [OE. hol, *adj.*]

holy *adj.* holy 177, 178, 254 [OE. hālig]
holy *adv.* entirely 668 [From OE. hāl]
holkyd *v. pa. 3. pl.* sank 116 [?From OE. holc, *n.*; cf. MLG. holken]
holt *n.* wood 124; **holtis** *pl.* 45, 710 (**holtys**), 711 [OE. holt]
hondis *n. pl.* hands 264, 423, 672 [OE. hond]
honest *adj.* honourable, noble 302 [OFr. honeste]
hood *n.* hood 18 [OE. hōd]
hore *adj.* gray 45, 710 (**hare**) [OE. hār]
horn *n.* musical horn 435; **hornys** *pl.* 45 [OE. horn]
hors *n.* horse 386; **horsis** *pl.* 488 [OE. hors]
hote *v. pres. 1. sg.* promise 235, 430 [OE. hātan]
hound *n.* hound 57, 435; **houndis** *pl.* 47 (**hondis**), 60, 124 [OE. hund]
hovis *v. pres. 3. pl.* seize 187 [OE. āgan]
how *conjunctive adv.* how 154, 160; **how** *interrog. adv.* 261 [OE. hū]
hunt *v. inf.* hunt 5; **hunt** *pa. 3. pl.* 435; **huntynġ** *pres. p.* 45; **huntynġ** *ger.* 710, 711 [OE. huntian]
hurle *v. pres. 3. pl.* harass 187 [Imitative; see *OED*, sv. hurl, *v.*]

I.

I *pron.* see *y*
iaumbis *n. pl.* leg armours 393 [OFr. jambe]
ienewbris *n. pl.* (?) armours for knees 393 [cf. AFr. ieneus; see *AND*, sv. genuil, *n.*]
if *conj.* 74, 103, 197, 198, 202, 248, 405, 415, 472, 525, 550, 624, 683 [OE. gif]
ilk *pron.* same substance; **of þat ilk** of the same material 23 [OE. īlca]
in *prep.* in 1, 159, 352, &c.; **yn** 335, 430, 492, 500, 518, 605 [OE. in]
in-to *prep.* into 441, 447 (**yn-to**), 653,

703 [OE. in-to]
ioy *n.* joy 698 [OFr. joi]
iolyly *adv.* vigorously 502 [From OFr. joli(f, *adj.*)]
it *pron. nom.* it 76, 108, 202, 230, 251, 388, 405, 432, 443, 472, 579, 624; **hit** *nom.* 89, 94, 107, 109, 110, 291, 636; **his** *gen.* 102; **it** *acc.* 306, 308 [OE. hit]
iustyn *v. pres. 3. pl.* joust; **IUSTYN ON WERE** tilt with a sharp spear 502 [OFr. juster]

K.

kanelle *n.* collar 519 [AFr. canole]
kele *v. inf.* assuage; **KELE** ~ **OF CARE** relieve
 ~ of care, comfort 43, 201 [OE. cēlan]
kellyd *v. pp.* (?) wearing headdress 370
 [From OE. cawl, *n.*; see *SND* sv. kell, *v.*]
kempe *n.* contestant 613 [OE. cempa]
kene *adj.* brave, 139, 301, 461, 612, 690;
 rebellious 286; fierce 601, 613;
 sharp-edged 514, 520, 611 [OE. cēne]
kenely *adv.* promptly 612 [OE. cēnlīce]
kenettis *n. pl.* small hunting dogs 42
 [AFr. kenit]
kerchefs *n. pl.* veils 372 [OFr. cuevre-chief]
kernellyd *v. pp.* provided with
 battlements 667 [OFr. crenelé, *pp.*;
 also OFr. kernel, *n.*]
y-kyd *v. pp.* as *adj.* renowned 3 [OE. gecyþan]
kyn *n.* ancestry 138, 139 [OE. cyn]

kyndely *adv.* in the approved manner
 287; effectively 613; generously 694
 [OE. gecyndelīce]
kyndlis *v. pres. 3. sg.* is born 90 [MHG. kindel]
kyng *n.* king 4, 66, 265, 413, &c.; **kyngis**
gen. sg. 262; **kyngis** *pl.* 138, 139
 [OE. cyning]
knelid *v. pa. 3. sg.* knelt 626, 647
 (**knelyd**) [OE. cnēowlian]
knewe *v. pa. 2. sg.* knew 205; **knowyn**
pp. 138, 265 [OE. cnāwan]
knyght *n.* knight 133, 342, 378, 601,
 &c.; **knyght** *voc.* 153, 265, 361;
knyghtis *pl.* 43, 301, 333, 373
 (**knyght**), 461, 635, 690, 713 [OE. cniht]
knyghthe[d]e *n.* knighthood 95 [OE. cniht + OE. *-hæde]
knyghtly *adj.* knightly 409 [From OE. cniht, *n.*]

L.

lace *n.* girdle 355 [OFr. lace]
lady *n.* lady 31, 70, 342, 345, 621 (*voc.*);
ladyes *pl.* 538 [OE. hlæfdige]
lagh *v. inf.* laugh 433 [A. hlæh(h)an]
laght *v. pa. 3. sg.* took hold of 523 [OE. læccan]
layke *n.* assault 538 [ON. leikr]
layne *v. inf.* conceal 83, 204 (**leyne**); **on**
LEDE NOT TO LAYNE truly, indeed 83
 [ON. leyna]
lake *n.* the pit of hell 214 [OE. lacu]
lath *adj.* displeasing 432 [OE. lāð]
laund *n.* plain, clearing 31 (**lawnde**), 489,
 566, 653 [OFr. lande]
launce *n.* spear 397 [OFr. lance]
lede *n.* people 83; land 397; man 433
 [OE. lēod]
ledis *v.* leads, accompanies 13, 31, 440,
 447, 495; guide 342, 345; **ledis** *pres. 3. sg.* 13, 31 (**ledip**); **ledis** *pres. 3. pl.*
 497; **led** *pa. 3. sg.* 345, 440; **ledyng**

pres. p. 342; **led** *pp.* 447 [OE. lādan]
left *v. pa. 3. sg.* lifted 408 [ON. lypta]
leyr *n.* complexion 162, 342 [OE. hlēor]
lemman *n.* sweetheart 536, 619 [OE. lēof, *adj.* + OE. man]
lende *v. inf.* stay 681; **lende** *imper. sg.*
 414 [OE. lendan]
lengthe *n.* **ON LENGTHE** in time 477 [OE. lengþu]
lent *v. pp.* granted 140 [OE. lānan]
lepyd *v. pa. 3. pl.* leaped 653 [OE. hlēapen]
lerid *v. pp.* as *adj.* clerical, educated 707
 [From OE. lēaran, *v.*]
lese *v. inf.* lose 285, 293, 432; **y-lost** *pp.*
 462, 470 (**lorn**) [OE. lēosan]
let(e) *v. imper. sg.* let 155; **LET GO** forget it
 471 [OE. lētan]
lette *n.* delay 36 [From OE. lettan, *v.*]
leue *v. pres. 1. sg.* believe 469 [A. lēfan]

leve *n.* permission 468 [OE. *lēaf*]
leve *v.* leave, abandon 98, 176, 203, 487;
 stay, remain, 69, 279, 652; lend 228;
leve *inf.* 176; **levith** *pres. 3. sg.* 69;
levip *pres. 3. pl.* 98; **left** *pa. 3. sg.*
 203, 487, 652; **levid** *pp.* 279; **leve**
imper. sg. 228 [OE. *lēfan*]
lewd *adj.* ugly 214 [OE. *lēwede*]
ly *v. inf.* lie 214 [OE. *licgan*]
lye *n.* lie 417 [OE. *lyge*]
lyf *n.* life 175; **lyvis** *gen. sg.* 702 [OE. *lif*]
light *adj.*¹ bright 162 [A. *lēht*]
light *adj.*² eager, prepared 469 [A. *lēht*]
light *v.* fall, dismount 32, 70, 78, 79, 414
 (**lyght**), 566 (**lyght**); **LIGHT LOWE**
 suffer misfortune or adversity 164,
 272 [OE. *līhtan*]
lightly *adv.* without hesitation 176;
 nimbly 566 [OE. *lēohtlice*]
lik *adj.* like 165 [OE. *gelīc*]
lykis *v. pres. 3. pl.* please 538, 615 [OE.
līcian]
liknes *n.* resemblance; **IN LIKNES OF** like 84
 [OE. *gelīcnes*]
lilie *n.* lily 162 [OE. *lilie*]
lymes *n. pl.* flame 164 [OE. *lēoma*]
lyon *n.* lion 574 [OFr. *līon*]
lyst *n.* list 497; **listis** *pl.* 477, 489 (**lystis**),
 566 [OFr. *liste*]
lystines *n.* readiness 469 [From OE. *list*,
n.]
litil *adv.* little 584 [OE. *lȳtel*, *adj.*]
litthis *n. pl.* estates 678 [ON. *lȳðr*]
lyvyng *v. pres. p. as adj.* living 433 [A.
lifgan]
lo *interj.* look 153 (×2) [OE. *lā*]
loft *n.* **ON LOFT** high above 397, 536 [ON.

lopt]
loke *v. inf.* look at 83; **loke** *imper. sg.*
 167, 462 [OE. *lōcian*]
lollid *v. pa. 3. sg.* lolled 87 [MDu. *lollen*]
lond *n.* land 279, 477 (**lande**); **londis** *pl.*
 262, 663 (**landys**), 676, 678 [OE.
lond]
long(e) *adv.* long 5, 31 [OE. *lange*]
longe *adj.* long 477; **lenger** *comp.* 314
 [OE. *lang*]
loos *n.* fame 462 [OFr. *los*]
lord *n.* king, knight, nobleman 36, 279,
 468 (*voc.*), 523, 634 (**lorde**); **lordis**
pl. 272, 497, 538, 653 [OE. *hlāford*]
lordynges *n. pl.* knights 462 [OE.
hlāfording]
lordship *n.* feudal estate 432; honour
 470; lordship 681 [OE. *hlāfordscipe*]
lorer *n.* laurel tree 32, 70 [OFr. *lorer*]
lothly *adj.* terrifying 83 (*as sb.*); **lothlied**
superl. 84 [OE. *lāþlic*]
loþely *adv.* fiercely, angrily 523 [OE.
lāþlice]
loute *v. inf.* be obedient to 176 [OE.
lūtan]
love *n.* love 213, 497 [OE. *lufu*]
lovely *adj.* gracious 634 [OE. *luflic*]
lovesom *adj.* beautiful, lovely 162;
louesom 342 [OE. *lufsum*]
low(e) *adv.* down 32; to a poor condition
 164, 272; low 214; in a low voice
 619 [From ON. *lāgr*]
lowd *adj.* loud 86 [OE. *hlūd*]
lustily *adv.* vigorously 489 [From OE.
lust, n.]
lustis *n. pl.* sexual desire 213 [OE. *lust*]

(2016.1.20 受稿, 2016.2.28 受理)

Abstract

This is the first part of a glossary to the text of *The Awntyrs off Arthure at the Terne Wathlyn* preserved in the London, Lambeth Palace Library, MS 491. The glossary covers all the vocabularies and their variants beginning with A to those beginning with L. It also contains the meanings of the words and their etymologies.

平成27年学外研究活動報告

(平成27年1月～12月)

本報告は会員から報告のあったものを掲載してあります。——◇運営委員会

〔学会報告〕

報告者名	題 目	学 会 名	月
神 保 雅 人 [㊦]	1-loopレベルでのILCにおけるfermion対生成を用いたMSSMシナリオの検証可能性	日本物理学会	3
神 保 雅 人 [㊦]	GRACE/SUSYを用いたMSSMにおけるILCでのLSP生成過程の解析	日本物理学会	3
M. Jimbo [㊦]	One-loop effects of MSSM scenarios in 3rd generation fermion pair production at ILC with GRACE/SUSY	Asian Linear Collider Workshop	4
Akiko Moroo	<i>Barbaroi</i> in Attic (and Greek) Inscriptions	Oxford Epigraphy Workshop, University of Oxford	6
師 尾 晶 子	古代ギリシアにおける移住と移民	第39回地中海学会大会	6
趙 軍	「墮落為醜陋工具的“提携”與“共栄”——侵略戦争與“大亞洲主義”的末路」(中国語)	台湾中央研究院近代史研究所主催「全球視野下的中国近代史研究」国際学術研討会(台北)	8
趙 軍	「惲代英研究在日本」(中国語)	華中師範大学主催「記念惲代英誕辰120周年学術研討会」(武漢)	8
田 中 美 子	少子化対策の盲点—東京都心のベビーカー使用者意識調査の分析結果から—	第88回 日本社会学会大会 報告(査読付) 於)早稲田大学	9
石 毛 雅 章	The Clarendon Ledgerを読み解く—『アリス』初版本(1865)の印刷について	日本ルイス・キャロル協会	10
師 尾 晶 子	ギリシア碑文に現れる《バルバロイ》の用法	古代史の会10月例会	10
Takako Hashimoto [㊦]	Super-CWC and super-LCC: Super fast feature selection algorithms	2015 IEEE International Conference on Big Data	10
星 田 昌 紀	ビジネス読書会における傍観者効果についての研究	経営情報学会	11
師 尾 晶 子 [㊦]	歴史とレトリック—古代地中海世界における虚構・真実・説得 シンポジウムの司会と進行	2015年西洋史研究会大会	11

Takako Hashimoto ㊦	Event Detection from Millions of Tweets Related to the Great East Japan Earthquake Using Feature Selection Technique	2015 IEEE 15th International Conference on Data Mining Workshops (ICDMW 2015)	11
Takako Hashimoto ㊦	Topic Extraction from Millions of Tweets using Singular Value Decomposition and Feature Selection	Asia-Pacific Signal and Information Processing Association Annual Summit and Conference (APSIPA ASC) 2015	12

〔寄稿〕

報告者名	論文名	掲載誌名その他	月
M. Jimbo ㊦	Light stop scenarios and their phenomenology in one-loop order	Nuclear and Particle Physics Proceedings, Vol.258-259	1
師尾晶子	トロス司教座聖堂出土碑文の概要(5) 2014年度の発掘から	『史苑』75巻2号	3
師尾晶子	書評：P. Marzavou and N. Papazarkadas eds. <i>Epigraphical Approaches to the Post-Classical Polis</i> . Oxford, 2013.	『西洋古典学研究』63巻	3
田中美子	地方再生のための生涯学習・社会教育政策を考える(査読付) —地域のひとづくりと自己組織性の視覚から—	『社会教育』Vol826 一般財団法人「日本青年館」	4
橋本隆子	「Emergingな話題」を探索する研究に携わって	映像情報メディア学会誌 2015年9月号	9
橋本隆子 ㊦	Topic transition detection about the East Japan great earthquake based on emerging modularity over time	<i>International Journal of Computational Science and Engineering (IJCSE)</i> , Vol. 11, No. 3, 2015	9

〔著書〕

執筆者名	書名	発行所	発行月
鮎川ゆりか	これからの環境エネルギー —未来は地域で完結する小規模分散型社会—	三和書籍	4
趙軍 ㊦	近代史研究所編『章開沅先生九秩華誕記念文集』(全664ページ)	華中師範大学出版社	7
中村元彦 ㊦	試験研究費の会計と税務(第2版)	税務研究会	11

[訳書]

訳者名	訳書名	原著者名	原書名	発行所	月
平井友行 [Ⓔ]	議会の進化	ロジャー D. コン ルトン	Perfecting Parliament	勁草書房	10

千葉商科大学国府台学会
会長 島田晴雄 (学長)
国府台学会運営委員会委員
(ABC順)

遠藤 隆 (商経学部)
藤江 俊彦 (政策情報学部)
○合原 理映 (商経学部)
五反田 克也 (国際教養学部)
池田 武俊 (サービス創造学部)
丸浜 千紘 (人間社会学部)
小栗 幸夫 (政策情報学部)
奥寺 葵 (商経学部)
◎相良 陽一郎 (商経学部)
櫻井 聡 (商経学部)
清水 正昭 (商経学部)
谷川 喜美江 (商経学部)
山内 真理 (商経学部)
趙 軍 (商経学部)

◎委員長
○副委員長

©

平成 28 年 3 月 31 日発行

千葉商大紀要 第53巻 第2号

(通巻第 177 号)

編集発行者 千葉商科大学
国府台学会

発行所 千葉県市川市国府台 1-3-1
(〒272-8512)
電話 (047) 372-4111 (代)

印刷所 有限会社 銀座タイプ印刷社
東京都中央区銀座 3-2-12
(〒104-0061)
電話 (03) 5876-8444 (代)

CHIBA SHODAI KIYO

(The Journal of Chiba University of Commerce)

Vol. 53 No. 2 March 2016

In Commemoration of the Retirement of Professor W.R.ELLIOTT *SHIMADA, Haruo* (1)
MATSUMOTO, Riichiro
YAMAZAKI, Satoshi
OGURO, Takeshi

Articles

Study on Effective Training Methods Before / After the Educational Practice
 —Daily Life Skills Required during the Practices— *SAGARA, Mari* (9)
SAGARA, Yoichiro

The Afterlife and Reuse of Stone Materials and Inscriptions in Ancient Greece *MOROO, Akiko* (27)

A New Approach to Public Assistance in China
 —Observations Based On a Field Survey Conducted in Shanghai— *ZHU, Min* (41)

U.S. Immigration Reform and Labor Unions
 : The Debate over Guest Worker Programs in the Mid-2000s (2) *NAKAJIMA, Jo* (57)

A Study on Philosophy and Profitability in Small Business Management
 — Customer — *HOSHIDA, Masaki* (71)

How Does Incidence for Care Need Differ According to Income Level ?
 —A Logistic Analysis— *SATO, Tetsuaki* (93)

Study of the Bribery Case to Foreign Public Officials by
 Japan Transportation Consultants (JTC) *HIGUCHI, Haruhiko* (107)

Rangordnung nach dem Alter und Berufsberatung *TAKASHIMA, Akira* (127)

The Essence of Post-War Japan's Security Policy and Legislation Bureaucrats
 —Analyzing Their Legislative Interpretations(6)— *MIZUNO, Hitoshi* (141)

Notes

On Income Tax Law Article 59 and 60 *IMAMURA, Osamu* (157)

A Short Note on Pseudo Partial Sluicing *OGURO, Takeshi* (173)

Topic Extraction from Two Hundred Million Tweets
 related to the East Japan Great Earthquake *HASHIMOTO, Takako* (181)

An Attempt to Reduce Students' Language Anxiety in Foreign Language Classrooms ... *KANEKO, Asako* (197)

Materials

The Annotated Transcription of Charles Lutwidge Dodgson's Clarendon Press Ledger ... *ISHIGE, Masaaki* (207)

A Glossary to the Text of *The Awntyrs off'Arthure: A to L* *KAITSUKA, Yasuyuki* (217)

News

Research Activities outside the University (235)

KONODAI INSTITUTE

Chiba University of Commerce

Konodai, Ichikawa, Chiba, Japan